

# 水俣市議会会議録

平成24年8月第3回臨時会（8月6日招集）

水俣市議会事務局

## 平成24年8月第3回水俣市議会臨時会会議録目次

平成24年8月6日（月）

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 出欠席議員                        | 1 |
| 事務局職員出席者                     | 1 |
| 説明のため出席した者                   | 1 |
| 議事日程                         | 2 |
| 開 会                          | 2 |
| 開 議                          | 2 |
| 諸般の報告                        | 2 |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について          | 2 |
| 日程第2 会期の決定について               | 3 |
| 議案上程                         | 3 |
| 日程第3 議第70号 専決処分の報告及び承認について   |   |
| 専第11号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第3号） | 3 |
| 日程第4 議第71号 指定管理者の指定について      | 5 |
| 市長の提案理由説明                    | 5 |
| 休憩・開議                        | 6 |
| 質 疑                          | 6 |
| 委員会付託                        | 6 |
| 休憩・開議                        | 6 |
| ○総務産業委員長の報告                  | 6 |
| 委員会審査報告書                     | 7 |
| 委員長報告に対する質疑                  | 8 |
| 討 論                          | 8 |
| 採 決                          | 8 |
| 閉 会                          | 9 |

平成24年8月6日

平成24年8月第3回水俣市議会臨時会会議録  
(全)

## 平成24年8月第3回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、平成24年8月6日水俣市長第3回水俣市議会臨時会を招集する。

1、平成24年8月6日午前10時0分水俣市議会議長第3回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、平成24年8月6日午後0時3分水俣市議会議長第3回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

---

平成24年8月6日（月曜日）

午前10時0分 開会

午後0時3分 閉会

（出席議員） 16人

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 真 野 頼 隆 君 | 谷 口 明 弘 君 | 江 口 隆 一 君   |
| 田 口 憲 雄 君 | 高 岡 利 治 君 | 塩 崎 信 介 君   |
| 西 田 弘 志 君 | 中 村 幸 治 君 | 川 上 紗 智 子 君 |
| 福 田 齊 君   | 大 川 末 長 君 | 牧 下 恭 之 君   |
| 渕 上 道 昭 君 | 谷 口 眞 次 君 | 緒 方 誠 也 君   |
| 野 中 重 男 君 |           |             |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 （伊 藤 亮 三 君） | 次 長 （田 畑 純 一 君）     |
| 総 務 係 長 （岡 本 広 志 君） | 議 事 係 長 （深 水 初 代 君） |
| 書 記 （赤 司 和 弘 君）     |                     |

（説明のため出席した者） 7人

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 市 長 （宮 本 勝 彬 君）       | 副 市 長 （田 上 和 俊 君）   |
| 総務企画部長 （本 山 祐 二 君）    | 産業建設部長 （厚 地 昭 仁 君）  |
| 総務企画部次長 （宮 森 守 男 君）   | 産業建設部次長 （遠 山 俊 寛 君） |
| 総務企画部総務課長 （本 田 真 一 君） |                     |

---

○議事日程

平成24年 8 月 6 日 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

(付託委員会)

第 3 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成24年度水俣市一般会計補正予算 (第 3 号)

(総務産業)

第 4 議第71号 指定管理者の指定について

(総務産業)

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時 0 分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成24年第 3 回水俣市議会臨時会を開会します。

---

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る 6 月定例会で可決された乳幼児医療費助成の拡充を求める意見書は、熊本県知事へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、市長から、地方自治法第180条第 2 項の規定による市長の専決処分の報告 1 件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成24年度前期の定期監査の結果報告並びに平成23年度 4 月分、5 月分、平成24年 4 月分、5 月分の一般会計、特別会計等及び平成24年 4 月分、5 月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、本山総務企画部長、厚地産業建設部長、宮森総務企画部次長、遠山産業建設部次長、本田総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において谷口明弘議員、川上紗智子議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

---

## 日程第3 議第70号 専決処分の報告及び承認について

専第11号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

## 日程第4 議第71号 指定管理者の指定について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第70号専決処分の報告及び承認について、日程第4、議第71号指定管理者の指定についての2件を議題とします。

---

## 議第70号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年8月6日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第11号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専第11号

### 専 決 処 分 書

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成24年6月22日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

6月の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成24年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ56,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,319,565千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 (単位：千円)

| 款             | 項       | 既 定 額      | 補 正 額  | 計          |
|---------------|---------|------------|--------|------------|
| 12 分担金及び負担金   |         | 152,091    | 4,400  | 156,491    |
|               | 1 分担金   | 1,521      | 4,400  | 5,921      |
| 14 国庫支出金      |         | 2,115,339  | 6,870  | 2,122,209  |
|               | 1 国庫負担金 | 1,539,588  | 6,870  | 1,546,458  |
| 15 県支出金       |         | 1,107,586  | 5,400  | 1,112,986  |
|               | 2 県補助金  | 505,058    | 5,400  | 510,458    |
| 19 繰越金        |         | 1          | 25,949 | 25,950     |
|               | 1 繰越金   | 1          | 25,949 | 25,950     |
| 21 市債         |         | 1,585,300  | 14,200 | 1,599,500  |
|               | 1 市債    | 1,585,300  | 14,200 | 1,599,500  |
| 補正されなかった款に係る額 |         | 9,302,429  |        | 9,302,429  |
| 歳入合計          |         | 14,262,746 | 56,819 | 14,319,565 |

歳 出 (単位：千円)

| 款             | 項             | 既 定 額      | 補 正 額  | 計          |
|---------------|---------------|------------|--------|------------|
| 10 災害復旧費      |               | 1,323      | 56,819 | 58,142     |
|               | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1,301      | 30,400 | 31,701     |
|               | 2 公共土木施設災害復旧費 | 22         | 26,419 | 26,441     |
| 補正されなかった款に係る額 |               | 14,261,423 |        | 14,261,423 |
| 歳出合計          |               | 14,262,746 | 56,819 | 14,319,565 |

第2表 地方債補正

1 追加

| 起債の目的  | 限度額          | 起債の方法      | 利 率                                                           | 償 還 の 方 法                                                                                            |
|--------|--------------|------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害復旧事業 | 千円<br>14,200 | 証書借入又は証券発行 | 4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率） | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 計      | 14,200       |            |                                                               |                                                                                                      |

## 議第71号

### 指定管理者の指定について

湯の鶴観光物産館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成24年 8 月 6 日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
湯の鶴観光物産館
- 2 指定管理候補者の名称  
株式会社 水俣kenkichi
- 3 指定期間  
平成24年 9 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

(提案理由)

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、本案のように提案するものである。

---

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第70号専決処分の報告及び承認について、専第11号平成24年度水俣市一般会計補正予算第 3 号について申し上げます。

本案は、6 月の梅雨前線豪雨による災害復旧につき、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,681万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ143億1,956万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に、農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧費を計上いたしております。

その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加いたしております。

次に、議第71号指定管理者の指定について申し上げます。

湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、本案のように提案するものであります。



以上、本臨時市議会に提案いたしました議第70号及び議第71号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時4分 休憩

---

午前10時5分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第70号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第71号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第70号及び議第71号は、議席に配付の議事日程記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時6分 休憩

---

午前11時57分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務産業委員会に付託しておりました議第70号及び議第71号について、委員会から委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） 先ほど総務産業委員会に付託されました議案2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第70号平成24年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、6月の梅雨前線豪雨による災害復旧につき、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,681万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ143億1,956万5,000円とするものである。

補正の内容は、第10款災害復旧費に農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧事業費を計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金及び第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、公共土木施設災害復旧工事の内訳についてただしたのに対し、熊本県の補助事業分が道路2件、河川1件の3件で1,030万円、市の単独事業分が道路7件、河川8件の15件で810万円であるとの説明がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第71号指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、湯の鶴観光物産館の指定管理者の指定について、株式会社水俣kenkichiを指定し、指定期間を平成24年9月1日から平成28年3月31日とするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域とのかかわりや地元の農産物等の活用はどのようにするかとただしたのに対し、まずは地域の清掃活動、祭りなど地域の方々とともに汗を流しコミュニケーションを図っていききたい、また1階部分の喫茶では水俣の特産であるお茶や、それに合うようなオリジナルの茶菓子を売ったり、2階では水俣の産物を生かせるような料理を提供していききたいと聞いているとの答弁がありました。

また、雇用の予定についてただしたのに対し、できるだけ地元からの雇用をしたい、1階の喫茶で3名、2階のレストランで厨房2名、接客2名を予定、ハローワークに求人を出していく予定であると聞いているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、指定管理者が最大の効果を上げられるよう市としても努力していただきたいとの意見がありました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

---

## 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成24年8月6日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

| 事件の番号 | 件 名                                             | 議決の結果 | 備 考  |
|-------|-------------------------------------------------|-------|------|
| 議第70号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第11号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第3号） | 承認    | 全員賛成 |
| 議第71号 | 指定管理者の指定について                                    | 原案可決  | 全員賛成 |

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第70号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、議第71号指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君）　以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成24年第3回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後0時3分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真 野 頼 隆

署名議員 谷 口 明 弘

署名議員 川 上 紗智子

## 平成24年 8 月第 3 回水俣市議会臨時会（8 月 6 日）

### 〔議 案〕

| 番 号   | 件 名                                                 | 提案月日    | 付託委員会 | 結 末             | 備 考 |
|-------|-----------------------------------------------------|---------|-------|-----------------|-----|
| 議第70号 | 専決処分の報告及び承認について<br>専第11号 平成24年度水俣市一般会計<br>補正予算（第3号） | 8 月 6 日 | 総務産業  | 8 月 6 日<br>承 認  |     |
| 議第71号 | 指定管理者の指定について<br>(湯の鶴観光物産館)                          | 8 月 6 日 | 総務産業  | 8 月 6 日<br>原案可決 |     |

# 水俣市議会会議録

平成24年9月第4回定例会（8月31日招集）

水俣市議会事務局

## 平成24年9月第4回定例会（8月31日招集）会期日程表

（会期 8月31日から9月20日まで21日間）

| 日次 | 月 日   | 曜 | 開議時刻    | 会 議 | 議 事 内 容                               |
|----|-------|---|---------|-----|---------------------------------------|
| 1  | 8月31日 | 金 | 午前10時   | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名<br>会期の決定 議案上程 提案理由説明    |
| 2  | 9月1日  | 土 |         | 休 会 | 市の休日（土曜日）                             |
| 3  | 2日    | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                             |
| 4  | 3日    | 月 |         |     | 議案調査                                  |
| 5  | 4日    | 火 |         |     | 議案調査（一般質問通告正午まで）                      |
| 6  | 5日    | 水 |         |     | 議案調査                                  |
| 7  | 6日    | 木 |         |     | 議案調査                                  |
| 8  | 7日    | 金 |         |     | 議案調査                                  |
| 9  | 8日    | 土 |         |     | 市の休日（土曜日）                             |
| 10 | 9日    | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                             |
| 11 | 10日   | 月 |         |     | 議案調査                                  |
| 12 | 11日   | 火 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（大川末長君、塩崎信介君、野中重男君）<br>（質疑通告正午まで） |
| 13 | 12日   | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（緒方誠也君、西田弘志君、田口憲雄君）               |
| 14 | 13日   | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（渕上道昭君、牧下恭之君）<br>議案質疑 委員会付託       |
| 15 | 14日   | 金 | ——      | 委員会 | 委員会                                   |
| 16 | 15日   | 土 |         | 休 会 | 市の休日（土曜日）                             |
| 17 | 16日   | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                             |
| 18 | 17日   | 月 |         |     | 市の休日（敬老の日）                            |
| 19 | 18日   | 火 | ——      | 委員会 | 委員会                                   |
| 20 | 19日   | 水 |         | 休 会 | 議事整理日                                 |
| 21 | 20日   | 木 | 午前10時   | 本会議 | 委員長報告 委員長報告に対する質疑<br>討論 採決 閉会         |



## 平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録目次

平成24年8月31日（金） ——— 1 日目 ———

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| 出欠席議員                                      | 1 ～ 1 |
| 事務局職員出席者                                   | 1     |
| 説明のため出席した者                                 | 1     |
| 議事日程第1号                                    | 2     |
| 陳情文書表                                      | 2     |
| 開 会                                        | 2     |
| 開 議                                        | 2     |
| 諸般の報告                                      | 2     |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について                        | 3     |
| 日程第2 会期の決定について                             | 3     |
| 議案上程                                       | 4     |
| 日程第3 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について      | 4     |
| 日程第4 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について    | 5     |
| 日程第5 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）          | 5     |
| 日程第6 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）      | 7     |
| 日程第7 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）        | 8     |
| 日程第8 議第77号 市道の路線廃止について                     | 9     |
| 日程第9 議第78号 市道の路線認定について                     | 9     |
| 日程第10 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について        | 10    |
| 日程第11 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について | 14    |
| 市長の提案理由説明                                  | 16    |
| 散 会                                        | 18    |

平成24年9月11日（火） ——— 2 日目 ———

|            |       |
|------------|-------|
| 出欠席議員      | 2 ～ 1 |
| 事務局職員出席者   | 1     |
| 説明のため出席した者 | 1     |
| 議事日程第2号    | 2     |

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 開　　議                  | 2 ～ 2 |
| 諸般の報告                 | 2     |
| 日程第1　一般質問             | 2     |
| ○大川末長君の質問             | 3     |
| 1　租税公課について            | 3     |
| 2　学校教育現場の現状について       | 3     |
| 3　市有財産の取得または払い下げについて  | 4     |
| 4　市の公共施設及び学校関係トイレについて | 4     |
| 市長の答弁                 | 4     |
| ○大川末長君の再質問            | 5     |
| 市長の答弁                 | 6     |
| ○大川末長君の発言             | 7     |
| 教育長の答弁                | 7     |
| ○大川末長君の再質問            | 8     |
| 教育長の答弁                | 8     |
| ○大川末長君の再々質問           | 9     |
| 教育長の答弁                | 10    |
| 総務企画部長の答弁             | 10    |
| ○大川末長君の再質問            | 11    |
| 総務企画部長の答弁             | 12    |
| ○大川末長君の再々質問           | 13    |
| 総務企画部長の答弁             | 13    |
| 総務企画部長の答弁             | 13    |
| ○大川末長君の再質問            | 14    |
| 総務企画部長の答弁             | 15    |
| 休憩・開議                 | 15    |
| ○塩崎信介君の質問             | 15    |
| 1　防災対策について            | 15    |
| 2　教育問題について            | 16    |
| 3　行政改革について            | 16    |
| 市長の答弁                 | 17    |
| ○塩崎信介君の再質問            | 19    |

|                   |      |
|-------------------|------|
| 市長の答弁             | 2～21 |
| 総務企画部長の答弁         | 22   |
| ○塩崎信介君の発言         | 23   |
| 総務企画部長の答弁         | 23   |
| ○塩崎信介君の発言         | 23   |
| 休憩・開議             | 24   |
| ○塩崎信介君の再々質問       | 24   |
| 市長の答弁             | 25   |
| 総務企画部長の答弁         | 26   |
| 教育長の答弁            | 26   |
| ○塩崎信介君の再質問        | 27   |
| 教育長の答弁            | 29   |
| ○塩崎信介君の発言         | 30   |
| 総務企画部長の答弁         | 30   |
| ○塩崎信介君の再質問        | 32   |
| 総務企画部長の答弁         | 33   |
| 市長の答弁             | 34   |
| ○塩崎信介君の発言         | 34   |
| 休憩・開議             | 34   |
| ○野中重男君の質問         | 35   |
| 1 水俣病について         | 35   |
| 2 水俣環境まちづくり戦略について | 36   |
| 3 太陽光発電の普及について    | 36   |
| 4 水俣城の発掘調査について    | 36   |
| 市長の答弁             | 36   |
| ○野中重男君の再質問        | 37   |
| 市長の答弁             | 39   |
| ○野中重男君の再々質問       | 39   |
| 市長の答弁             | 41   |
| 副市長の答弁            | 41   |
| ○野中重男君の再質問        | 44   |
| 副市長の答弁            | 45   |

|             |      |
|-------------|------|
| ○野中重男君の再々質問 | 2～46 |
| 副市長の答弁      | 47   |
| 市長の答弁       | 47   |
| 福祉環境部長の答弁   | 47   |
| ○野中重男君の再質問  | 48   |
| 福祉環境部長の答弁   | 48   |
| ○野中重男君の再々質問 | 49   |
| 福祉環境部長の答弁   | 49   |
| 教育長の答弁      | 50   |
| ○野中重男君の再質問  | 51   |
| 教育長の答弁      | 51   |
| 市長の答弁       | 52   |
| 散    会      | 52   |

平成24年9月12日（水）      — 3 日 目 —

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 出欠席議員               | 3～1 |
| 事務局職員出席者            | 1   |
| 説明のため出席した者          | 1   |
| 議事日程第3号             | 2   |
| 開    議              | 2   |
| 日程第1 一般質問           | 2   |
| ○緒方誠也君の質問           | 3   |
| 1 公共工事土木、建築工事入札について | 3   |
| 2 水俣病問題について         | 3   |
| 3 原発関連について          | 3   |
| 4 いじめ問題について         | 4   |
| 市長の答弁               | 4   |
| 総務企画部長の答弁           | 4   |
| ○緒方誠也君の再質問          | 6   |
| 総務企画部長の答弁           | 7   |
| ○緒方誠也君の再々質問         | 8   |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 総務企画部長の答弁       | 3 ～ 8 |
| 市長の答弁           | 9     |
| ○緒方誠也君の再質問      | 10    |
| 市長の答弁           | 11    |
| ○緒方誠也君の再々質問     | 11    |
| 市長の答弁           | 12    |
| 副市長の答弁          | 12    |
| ○緒方誠也君の再質問      | 15    |
| 副市長の答弁          | 16    |
| ○緒方誠也君の再々質問     | 17    |
| 市長の答弁           | 18    |
| 教育長の答弁          | 18    |
| ○緒方誠也君の再質問      | 19    |
| 教育長の答弁          | 20    |
| ○緒方誠也君の再々質問     | 21    |
| 教育長の答弁          | 22    |
| 休憩・開議           | 22    |
| ○西田弘志君の質問       | 22    |
| 1 スポーツ行政の施策について | 23    |
| 2 教育問題について      | 24    |
| (1) いじめ問題について   |       |
| (2) 不登校児対策について  |       |
| 3 大学院誘致について     | 24    |
| 市長の答弁           | 24    |
| 教育長の答弁          | 25    |
| ○西田弘志君の再質問      | 26    |
| 教育長の答弁          | 28    |
| ○西田弘志君の再々質問     | 28    |
| 教育長の答弁          | 29    |
| 教育長の答弁          | 30    |
| ○西田弘志君の再質問      | 31    |
| 教育長の答弁          | 33    |

|                           |      |
|---------------------------|------|
| ○西田弘志君の再々質問               | 3～34 |
| 市長の答弁                     | 35   |
| 市長の答弁                     | 36   |
| ○西田弘志君の再質問                | 38   |
| 市長の答弁                     | 39   |
| ○西田弘志君の発言                 | 39   |
| 休憩・開議                     | 40   |
| ○田口憲雄君の質問                 | 40   |
| 1 経済政策の検証について             | 41   |
| (1) 産業の現状から今後の見通しについて     |      |
| (2) 水俣市の方向性とタイムスケジュールについて |      |
| (3) 目標指数プランと調整役について       |      |
| 2 自主財源対策について              | 41   |
| (1) 法人の現状から今後の展開について      |      |
| (2) 流動人口の呼び込みについて         |      |
| 3 高等教育機関の設置について           | 42   |
| 市長の答弁                     | 42   |
| 産業建設部長の答弁                 | 42   |
| ○田口憲雄君の再質問                | 44   |
| 産業建設部長の答弁                 | 45   |
| ○田口憲雄君の再々質問               | 48   |
| 産業建設部長の答弁                 | 49   |
| 副市長の答弁                    | 50   |
| ○田口憲雄君の再質問                | 53   |
| 副市長の答弁                    | 54   |
| ○田口憲雄君の再々質問               | 55   |
| 副市長の答弁                    | 56   |
| 市長の答弁                     | 56   |
| ○田口憲雄君の再質問                | 57   |
| 市長の答弁                     | 57   |
| ○田口憲雄君の再々質問               | 58   |
| 市長の答弁                     | 58   |

|     |       |
|-----|-------|
| 散 会 | 3 ～58 |
|-----|-------|

平成24年 9 月13日（木）      —— 4 日目 ——

|               |       |
|---------------|-------|
| 出欠席議員         | 4 ～ 1 |
| 事務局職員出席者      | 1     |
| 説明のため出席した者    | 1     |
| 議事日程第 4 号     | 2     |
| 開 議           | 2     |
| 諸般の報告         | 3     |
| 日程第 1 一般質問    | 3     |
| ○ 湊上道昭君の質問    | 3     |
| 1 財政問題について    | 3     |
| 2 健康問題について    | 3     |
| 3 農業問題について    | 4     |
| 4 東部地域振興策について | 4     |
| 市長の答弁         | 4     |
| 総務企画部長の答弁     | 4     |
| ○ 湊上道昭君の再質問   | 6     |
| 総務企画部長の答弁     | 7     |
| ○ 湊上道昭君の発言    | 9     |
| 福祉環境部長の答弁     | 9     |
| ○ 湊上道昭君の再質問   | 11    |
| 福祉環境部長の答弁     | 11    |
| ○ 湊上道昭君の再々質問  | 12    |
| 福祉環境部長の答弁     | 12    |
| 市長の答弁         | 13    |
| ○ 湊上道昭君の再質問   | 16    |
| 市長の答弁         | 16    |
| ○ 湊上道昭君の再々質問  | 17    |
| 市長の答弁         | 17    |
| 産業建設部長の答弁     | 18    |

|                                              |      |
|----------------------------------------------|------|
| ○瀧上道昭君の再質問……………                              | 4～19 |
| 産業建設部長の答弁……………                               | 19   |
| ○瀧上道昭君の発言……………                               | 19   |
| 休憩・開議……………                                   | 20   |
| ○牧下恭之君の質問……………                               | 20   |
| 1 空き家・廃屋対策について……………                          | 20   |
| 2 予防医療対策について……………                            | 20   |
| (1) がん検診について……………                            |      |
| (2) がん教育について……………                            |      |
| 市長の答弁……………                                   | 22   |
| ○牧下恭之君の再質問……………                              | 23   |
| 市長の答弁……………                                   | 24   |
| ○牧下恭之君の再々質問……………                             | 25   |
| 市長の答弁……………                                   | 25   |
| 福祉環境部長の答弁……………                               | 26   |
| ○牧下恭之君の再質問……………                              | 27   |
| 福祉環境部長の答弁……………                               | 28   |
| 教育長の答弁……………                                  | 28   |
| ○牧下恭之君の再々質問……………                             | 29   |
| 福祉環境部長の答弁……………                               | 30   |
| 休憩・開議……………                                   | 30   |
| 質 疑……………                                     | 30   |
| 日程第2 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について……………   | 30   |
| 日程第3 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 30   |
| 日程第4 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）……………       | 31   |
| 日程第5 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）……………   | 31   |
| 日程第6 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）……………     | 31   |
| 日程第7 議第77号 市道の路線廃止について……………                  | 31   |
| 日程第8 議第78号 市道の路線認定について……………                  | 32   |
| ○大川末長君の質疑……………                               | 32   |
| 副市長の答弁……………                                  | 32   |
| 日程第9 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について……………      | 32   |



|                                              |      |
|----------------------------------------------|------|
| 日程第10 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について…… | 4～32 |
| 議案上程……                                       | 33   |
| 日程第11 議第81号 平成23年度水俣市一般会計決算認定について……          | 33   |
| 日程第12 議第82号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について……  | 37   |
| 日程第13 議第83号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について……   | 40   |
| 日程第14 議第84号 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について……      | 41   |
| 日程第15 議第85号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について……   | 43   |
| 市長の提案理由説明……                                  | 45   |
| 休憩・開議……                                      | 46   |
| 質 疑……                                        | 46   |
| 委員会付託……                                      | 46   |
| 日程第23 特別委員会の設置について……                         | 46   |
| 休憩・開議……                                      | 47   |
| 正副委員長互選結果の報告……                               | 47   |
| 散 会……                                        | 47   |

平成24年 9 月20日（木） —— 5 日 目 ——

|                                                                                                                             |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 出欠席議員……                                                                                                                     | 5～1 |
| 事務局職員出席者……                                                                                                                  | 1   |
| 説明のため出席した者……                                                                                                                | 1   |
| 議事日程第 5 号……                                                                                                                 | 2   |
| 開 議……                                                                                                                       | 3   |
| 諸般の報告……                                                                                                                     | 3   |
| 日程第 1 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情についてまで14件に関する委員会の審査報告…… | 4   |
| ○総務産業委員長の報告……                                                                                                               | 4   |
| ○厚生文教委員長の報告……                                                                                                               | 7   |
| 委員会審査報告書……                                                                                                                  | 9   |
| 委員長報告に対する質疑……                                                                                                               | 9   |

|                                                    |      |
|----------------------------------------------------|------|
| 討 論                                                | 5～10 |
| ○谷口眞次君の賛成討論（陳第5号及び陳第10号）                           | 10   |
| ○野中重男君の賛成討論（陳第9号及び陳第12号）                           | 11   |
| 採 決                                                | 12   |
| 日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について                        | 15   |
| 採 決                                                | 16   |
| 閉会中継続審査・調査申出書                                      | 16   |
| 議案上程                                               | 17   |
| 日程第16 議第86号 教育委員会委員の任命について                         | 17   |
| 日程第17 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について                       | 17   |
| 日程第18 意見第4号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書について           | 18   |
| 日程第19 意見第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書<br>について | 19   |
| 市長の提案理由説明（議第86号及び議第87号）                            | 19   |
| ○中村幸治君の提案理由説明（意見第4号）                               | 20   |
| ○大川末長君の提案理由説明（意見第5号）                               | 21   |
| 質 疑                                                | 22   |
| ○緒方誠也君の質疑（議第86号及び議第87号）                            | 22   |
| 市長の答弁                                              | 22   |
| 討 論                                                | 23   |
| 採 決                                                | 23   |
| 日程第20 議員派遣について                                     | 24   |
| 採 決                                                | 24   |
| 閉 会                                                | 24   |

平成24年8月31日

平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

## 平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成24年8月31日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成24年8月31日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成24年9月20日午前11時5分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成24年8月31日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時13分 散会

（出席議員） 16人

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 真 野 頼 隆 君 | 谷 口 明 弘 君 | 江 口 隆 一 君   |
| 田 口 憲 雄 君 | 高 岡 利 治 君 | 塩 崎 信 介 君   |
| 西 田 弘 志 君 | 中 村 幸 治 君 | 川 上 紗 智 子 君 |
| 福 田 齊 君   | 大 川 末 長 君 | 牧 下 恭 之 君   |
| 渕 上 道 昭 君 | 谷 口 眞 次 君 | 緒 方 誠 也 君   |
| 野 中 重 男 君 |           |             |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 （伊 藤 亮 三 君） | 次 長 （田 畑 純 一 君）     |
| 総 務 係 長 （岡 本 広 志 君） | 議 事 係 長 （深 水 初 代 君） |
| 書 記 （赤 司 和 弘 君）     |                     |

（説明のため出席した者） 12人

|                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| 市 長 （宮 本 勝 彬 君）          | 総務企画部長 （本 山 祐 二 君）    |
| 福祉環境部長 （中 田 和 哉 君）       | 産業建設部長 （厚 地 昭 仁 君）    |
| 総合医療センター事務部長 （渕 上 茂 樹 君） | 総務企画部次長 （宮 森 守 男 君）   |
| 福祉環境部次長 （松 本 幹 雄 君）      | 産業建設部次長 （遠 山 俊 寛 君）   |
| 水道局長 （古 里 雄 三 君）         | 教 育 長 （葦 浦 博 行 君）     |
| 教 育 次 長 （浦 下 治 君）        | 総務企画部企画課長 （川 野 恵 治 君） |

---

○議事日程 第1号

平成24年8月31日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第6 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第8 議第77号 市道の路線廃止について
- 第9 議第78号 市道の路線認定について
- 第10 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 第11 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成24年9月第4回水俣市議会定例会陳情文書表

| 受理番号  | 件名                      | 代表者の住所<br>及び氏名         | 紹介議員 | 付託委員会 |
|-------|-------------------------|------------------------|------|-------|
| 陳第10号 | わらび野地区の土砂崩れ災害に関する陳情について | 水俣市陣内2丁目14-24<br>由佐 慎介 |      | 総務産業  |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成24年第4回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成24年6月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、本山総務企画部長、中田福祉環境部長、厚地産業建設部長、渕上総合医療センター事務部長、宮森総務企画部次長、松本福祉環境部次長、遠山産業建設部次長、古里水道局長、本田総務課長、川野財政課長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において江口隆一議員、野中重男議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

#### 平成24年9月第4回定例会（8月31日招集）会期日程表

（会期 8月31日から9月20日まで21日間）

| 日次 | 月 日   | 曜 | 開議時刻    | 会 議 | 議 事 内 容                            |
|----|-------|---|---------|-----|------------------------------------|
| 1  | 8月31日 | 金 | 午前10時   | 本会議 | 開会 会議録署名議員の指名<br>会期の決定 議案上程 提案理由説明 |
| 2  | 9月1日  | 土 |         | 休 会 | 市の休日（土曜日）                          |
| 3  | 2日    | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                          |
| 4  | 3日    | 月 |         |     | 議案調査                               |
| 5  | 4日    | 火 |         |     | 議案調査（一般質問通告正午まで）                   |
| 6  | 5日    | 水 |         |     | 議案調査                               |
| 7  | 6日    | 木 |         |     | 議案調査                               |
| 8  | 7日    | 金 |         |     | 議案調査                               |
| 9  | 8日    | 土 |         |     | 市の休日（土曜日）                          |
| 10 | 9日    | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                          |
| 11 | 10日   | 月 |         |     | 議案調査                               |
| 12 | 11日   | 火 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問（質疑通告正午まで）                     |
| 13 | 12日   | 水 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問                               |

|    |     |   |         |     |                               |
|----|-----|---|---------|-----|-------------------------------|
| 14 | 13日 | 木 | 午前9時30分 | 本会議 | 一般質問<br>議案質疑 委員会付託            |
| 15 | 14日 | 金 | ——      | 委員会 | 委員会                           |
| 16 | 15日 | 土 |         | 休 会 | 市の休日（土曜日）                     |
| 17 | 16日 | 日 |         |     | 市の休日（日曜日）                     |
| 18 | 17日 | 月 |         |     | 市の休日（敬老の日）                    |
| 19 | 18日 | 火 | ——      | 委員会 | 委員会                           |
| 20 | 19日 | 水 |         | 休 会 | 議事整理日                         |
| 21 | 20日 | 木 | 午前10時   | 本会議 | 委員長報告 委員長報告に対する質疑<br>討論 採決 閉会 |

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

日程第3 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第6 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第8 議第77号 市道の路線廃止について

日程第9 議第78号 市道の路線認定について

日程第10 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について

日程第11 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第72号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第11、議第80号平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、9件を一括して議題とします。

議第72号

## 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年 8 月31日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例

水俣市防災会議条例（昭和38年告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務、防災会議委員が見直されたため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第73号

### 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成24年 8 月31日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例

水俣市災害対策本部条例（昭和38年告示第64号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第23条第 7 項」を「第23条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害対策基本法の一部改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第74号

### 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

平成24年度水俣市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373,433千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,692,998千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）



第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成24年8月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳入

(単位:千円)

| 款             | 項         | 既 定 額      | 補 正 額   | 計          |
|---------------|-----------|------------|---------|------------|
| 14 国庫支出金      |           | 2,122,209  | △42,692 | 2,079,517  |
|               | 2 国庫補助金   | 568,843    | △42,692 | 526,151    |
| 15 県支出金       |           | 1,112,986  | 251,238 | 1,364,224  |
|               | 2 県補助金    | 510,458    | 251,238 | 761,696    |
| 18 繰入金        |           | 651,789    | △30,405 | 621,384    |
|               | 1 基金繰入金   | 651,789    | △30,431 | 621,358    |
|               | 2 特別会計繰入金 | 0          | 26      | 26         |
| 20 諸収入        |           | 331,005    | 11,595  | 342,600    |
|               | 4 雑入      | 200,112    | 11,595  | 211,707    |
| 21 市債         |           | 1,599,500  | 183,697 | 1,783,197  |
|               | 1 市債      | 1,599,500  | 183,697 | 1,783,197  |
| 補正されなかった款に係る額 |           | 8,502,076  |         | 8,502,076  |
| 歳入合計          |           | 14,319,565 | 373,433 | 14,692,998 |

歳出

(単位:千円)

| 款        | 項         | 既 定 額     | 補 正 額   | 計         |
|----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |           | 166,512   | 1,462   | 167,974   |
|          | 1 議会費     | 166,512   | 1,462   | 167,974   |
| 2 総務費    |           | 1,620,578 | 13,572  | 1,634,150 |
|          | 1 総務管理費   | 1,252,561 | 13,572  | 1,266,133 |
| 3 民生費    |           | 4,744,833 | 50,710  | 4,795,543 |
|          | 1 社会福祉費   | 2,510,053 | 50,028  | 2,560,081 |
|          | 2 児童福祉費   | 1,440,695 | 682     | 1,441,377 |
| 4 衛生費    |           | 2,087,861 | 40,554  | 2,128,415 |
|          | 1 保健衛生費   | 320,551   | 14,435  | 334,986   |
|          | 3 簡易水道設置費 | 4,735     | 7,946   | 12,681    |
|          | 4 環境対策費   | 249,257   | 18,173  | 267,430   |
| 5 農林水産業費 |           | 369,619   | 278,421 | 648,040   |
|          | 1 農業費     | 267,895   | 278,421 | 546,316   |
| 6 商工費    |           | 408,068   | 5,713   | 413,781   |
|          | 1 商工費     | 180,876   | 5,695   | 186,571   |
|          | 2 総合経済対策費 | 227,192   | 18      | 227,210   |
| 7 土木費    |           | 2,092,310 | △29,406 | 2,062,904 |
|          | 2 道路橋りょう費 | 412,477   | △31,406 | 381,071   |
|          | 5 都市計画費   | 1,218,198 | 2,000   | 1,220,198 |

|               |       |             |            |         |            |
|---------------|-------|-------------|------------|---------|------------|
| 8             | 消 防 費 |             | 428,106    | 4,421   | 432,527    |
|               |       | 1 消 防 費     | 428,106    | 4,421   | 432,527    |
| 9             | 教 育 費 |             | 999,733    | 7,986   | 1,007,719  |
|               |       | 1 教 育 総 務 費 | 318,299    | 4,134   | 322,433    |
|               |       | 3 中 学 校 費   | 111,405    | 0       | 111,405    |
|               |       | 4 社 会 教 育 費 | 214,126    | 3,537   | 217,663    |
|               |       | 5 保 健 体 育 費 | 222,755    | 315     | 223,070    |
| 補正されなかった款に係る額 |       |             | 1,401,945  |         | 1,401,945  |
| 歳 出 合 計       |       |             | 14,319,565 | 373,433 | 14,692,998 |

第2表 債務負担行為補正

追 加

| 事 項                                        | 期 間                  | 限 度 額        |
|--------------------------------------------|----------------------|--------------|
| 江 南 橋 ・ 古 城 線 道 路 改 良 工 事 委 託 料<br>(土 木 課) | 自 平成25年度<br>至 平成25年度 | 千円<br>60,440 |

第3表 地 方 債 補 正

1 追 加

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額        | 起債の方法      | 利 率                                                                               | 償 還 の 方 法                                                                                                                |
|-----------|--------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公共事業等(土木) | 千円<br>15,100 | 証書借入又は証券発行 | 4.0%以内(ただし、<br>利率見直し方式で借り<br>入れる政府資金等につ<br>いて、利率の見直しを<br>行った後においては、<br>当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件<br>により、銀行その他の場合にはその債<br>権者と協定するものによる。ただし、<br>市財政の都合により据置期間及び償還<br>期限を短縮し、又は、繰上償還若しく<br>は低利に借換えすることができる。 |
| 緊急防災・減災事業 | 43,200       |            |                                                                                   |                                                                                                                          |
| 水 道 事 業   | 7,700        |            |                                                                                   |                                                                                                                          |
| 計         | 66,000       |            |                                                                                   |                                                                                                                          |

2 変 更

| 起 債 の 目 的                      | 補 正 前        |       |    |       | 補 正 後        |       |    |       |
|--------------------------------|--------------|-------|----|-------|--------------|-------|----|-------|
|                                | 限 度 額        | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限 度 額        | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 地方道路等整備事業                      | 千円<br>75,600 |       |    |       | 千円<br>69,500 |       |    |       |
| 過 疎 対 策 事 業                    | 842,300      |       |    |       | 899,000      |       |    |       |
| 臨 時 財 政 対 策 債                  | 450,000      |       |    |       | 517,097      |       |    |       |
| 補 正 さ れ な か っ<br>た 事 業 に 係 る 額 | 231,600      |       |    |       | 231,600      |       |    |       |
| 計                              | 1,599,500    |       |    |       | 1,717,197    |       |    |       |

## 議第75号

### 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,833千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

3,182,416千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年8月31日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入

（単位：千円）

| 款             | 項            | 既定額       | 補正額     | 計         |
|---------------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1 保険料         |              | 532,140   | △33,348 | 498,792   |
|               | 1 介護保険料      | 532,140   | △33,348 | 498,792   |
| 5 支払基金交付金     |              | 882,707   | 10,881  | 893,588   |
|               | 1 支払基金交付金    | 882,707   | 10,881  | 893,588   |
| 6 県支出金        |              | 448,122   | 42,300  | 490,422   |
|               | 1 県負担金       | 438,450   | 16,334  | 454,784   |
|               | 3 財政安定化基金支出金 | 0         | 25,966  | 25,966    |
| 補正されなかった款に係る額 |              | 1,299,614 |         | 1,299,614 |
| 歳入合計          |              | 3,162,583 | 19,833  | 3,182,416 |

歳出

（単位：千円）

| 款             | 項            | 既定額       | 補正額    | 計         |
|---------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 6 諸支出金        |              | 1,143     | 19,833 | 20,976    |
|               | 1 償還金及び還付加算金 | 1,143     | 19,833 | 20,976    |
| 補正されなかった款に係る額 |              | 3,161,440 |        | 3,161,440 |
| 歳出合計          |              | 3,162,583 | 19,833 | 3,182,416 |

## 議第76号

### 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成24年度水俣市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収支の補正）

第2条 平成24年度水俣市水道事業会計予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額259,254千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額267,037千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,459千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,200千円」に、「当年度分損益勘定留保資金99,911千円」を「当年度分損益勘定留保資金106,953千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科目）         | （既決予定額）  | （補正予定額） | （計）      |
|--------------|----------|---------|----------|
|              | 収        | 入       |          |
| 第1款 資本的収入    | 15,048千円 | 7,783千円 | 22,831千円 |
| 第1項 負担金      | 2,004千円  | 0千円     | 2,004千円  |
| 第2項 補助金      | 13,043千円 | 0千円     | 13,043千円 |
| 第3項 固定資産売却代金 | 1千円      | 0千円     | 1千円      |
| 第4項 出資金      | 0千円      | 7,783千円 | 7,783千円  |
|              | 支        | 出       |          |

|            |           |          |           |
|------------|-----------|----------|-----------|
| 第1款 資本的支出  | 274,302千円 | 15,566千円 | 289,868千円 |
| 第1項 建設改良費  | 161,686千円 | 15,566千円 | 177,252千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 111,616千円 | 0千円      | 111,616千円 |
| 第3項 予備費    | 1,000千円   | 0千円      | 1,000千円   |

平成24年8月31日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

## 議第77号

### 市道の路線廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止することとする。

平成24年8月31日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

| No. | 路 線    | 起 点        | 終 点           | 重要な経過地 |
|-----|--------|------------|---------------|--------|
| 1   | 汐見町1号線 | 百間町2丁目1番地先 | 汐見町1丁目231番3地先 | なし     |

（提案理由）

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものである。

（添付図掲載略）

## 議第78号

### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成24年8月31日提出

水俣市長 宮本 勝 彬

| No. | 路 線     | 起 点      | 終 点      | 重要な経過地 |
|-----|---------|----------|----------|--------|
| 1   | 汐見町1号線  | 百間町2丁目地内 | 汐見町1丁目地内 | なし     |
| 2   | 汐見町10号線 | 汐見町1丁目地内 | 汐見町1丁目地内 | なし     |
| 3   | 八幡町2号線  | 八幡町2丁目地内 | 八幡町2丁目地内 | なし     |

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるもので、本案のように提案するものである。

（添付図掲載略）

## 議第79号

### 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成23年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成24年8月31日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 平成23年度水俣市病院事業決算報告書

#### (1) 収益的収入及び支出

##### 収 入

| 区 分               | 予 算           |             |                                 |
|-------------------|---------------|-------------|---------------------------------|
|                   | 当 初 予 算 額     | 補 正 予 算 額   | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額 |
| 第1款 総合医療センター事業収益  | 6,520,026,000 | 249,472,000 | 0                               |
| 第1項 医 業 収 益       | 6,260,278,000 | 246,023,000 | 0                               |
| 第2項 医 業 外 収 益     | 248,447,000   | 3,449,000   | 0                               |
| 第3項 特 別 利 益       | 11,301,000    | 0           | 0                               |
| 第2款 診 療 所 事 業 収 益 | 15,689,000    | 0           | 0                               |
| 第1項 医 業 収 益       | 13,915,000    | 0           | 0                               |
| 第2項 医 業 外 収 益     | 1,772,000     | 0           | 0                               |
| 第3項 特 別 利 益       | 2,000         | 0           | 0                               |
| 収 益 的 収 入 合 計     | 6,535,715,000 | 249,472,000 | 0                               |

##### 支 出

| 区 分             | 予 算           |             |                |              |                         | 小 計           |
|-----------------|---------------|-------------|----------------|--------------|-------------------------|---------------|
|                 | 当初予算額         | 補正予算額       | 予 備 費<br>支 出 額 | 流 用<br>増 減 額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額 |               |
| 第1款 総合医療センター事業費 | 6,431,461,000 | 105,580,000 | 0              | 0            | 0                       | 6,537,041,000 |
| 第1項 医 業 費 用     | 6,223,382,000 | 105,580,000 | 0              | 0            | 0                       | 6,328,962,000 |
| 第2項 医 業 外 費 用   | 159,684,000   | 0           | 0              | 0            | 0                       | 159,684,000   |
| 第3項 特 別 損 失     | 48,395,000    | 0           | 0              | 0            | 0                       | 48,395,000    |
| 第2款 診 療 所 事 業 費 | 22,954,000    | 0           | 0              | 0            | 0                       | 22,954,000    |
| 第1項 医 業 費 用     | 22,850,000    | 0           | 0              | 0            | 0                       | 22,850,000    |
| 第2項 医 業 外 費 用   | 3,000         | 0           | 0              | 0            | 0                       | 3,000         |
| 第3項 特 別 損 失     | 101,000       | 0           | 0              | 0            | 0                       | 101,000       |
| 第3款 予 備 費       | 2,000,000     | 0           | 0              | 0            | 0                       | 2,000,000     |
| 第1項 予 備 費       | 2,000,000     | 0           | 0              | 0            | 0                       | 2,000,000     |
| 収 益 的 支 出 合 計   | 6,456,415,000 | 105,580,000 | 0              | 0            | 0                       | 6,561,995,000 |

(単位：円)

| 額             | 決 算 額         | 予 算 額 に 比 べ<br>決 算 額 の 増 減 | 備 考                      |
|---------------|---------------|----------------------------|--------------------------|
| 合 計           |               |                            |                          |
| 6,769,498,000 | 6,741,354,544 | △28,143,456                |                          |
| 6,506,301,000 | 6,469,968,596 | △36,332,404                | 内仮受消費税及び地方消費税 14,892,527 |
| 251,896,000   | 262,479,717   | 10,583,717                 | " 3,932,962              |
| 11,301,000    | 8,906,231     | △2,394,769                 | " 5,831                  |
| 15,689,000    | 15,866,849    | 177,849                    |                          |
| 13,915,000    | 14,093,665    | 178,665                    | 内仮受消費税及び地方消費税 3,202      |
| 1,772,000     | 1,770,000     | △2,000                     | " 0                      |
| 2,000         | 3,184         | 1,184                      | 内仮受消費税及び地方消費税 0          |
| 6,785,187,000 | 6,757,221,393 | △27,965,607                | 内仮受消費税及び地方消費税 18,834,522 |

(単位：円)

| 額                                      |               | 決 算 額         | 地方公営<br>企業法第<br>26条第2<br>項の規定<br>による<br>繰 越 額 | 不 用 額       | 備 考                        |
|----------------------------------------|---------------|---------------|-----------------------------------------------|-------------|----------------------------|
| 地方公営企業<br>法第26条第2<br>項の規定によ<br>る 繰 越 額 | 合 計           |               |                                               |             |                            |
| 0                                      | 6,537,041,000 | 6,442,158,778 | 0                                             | 94,882,222  |                            |
| 0                                      | 6,328,962,000 | 6,254,998,719 | 0                                             | 73,963,281  | 内仮払消費税及び地方消費税 97,064,909   |
| 0                                      | 159,684,000   | 135,906,028   | 0                                             | 23,777,972  | " 41,089 納付消費税等 12,111,100 |
| 0                                      | 48,395,000    | 51,254,031    | 0                                             | △2,859,031  | " 270,564                  |
| 0                                      | 22,954,000    | 16,356,471    | 0                                             | 6,597,529   |                            |
| 0                                      | 22,850,000    | 16,337,338    | 0                                             | 6,512,662   | 内仮払消費税及び地方消費税 452,509      |
| 0                                      | 3,000         | 0             | 0                                             | 3,000       | " 0                        |
| 0                                      | 101,000       | 19,133        | 0                                             | 81,867      | " 0                        |
| 0                                      | 2,000,000     | 0             | 0                                             | 2,000,000   |                            |
| 0                                      | 2,000,000     | 0             | 0                                             | 2,000,000   |                            |
| 0                                      | 6,561,995,000 | 6,458,515,249 | 0                                             | 103,479,751 | 内仮払消費税及び地方消費税 97,829,071   |

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

| 区 分                 | 予 算         |               |               |                              |
|---------------------|-------------|---------------|---------------|------------------------------|
|                     | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額     | 小 計           | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 |
| 第1款 総合医療センター資本的収入   | 551,320,000 | 2,340,750,000 | 2,892,070,000 | 0                            |
| 第1項 企 業 債           | 393,400,000 | 659,300,000   | 1,052,700,000 | 0                            |
| 第2項 固 定 資 産 売 却 代 金 | 1,000       | 0             | 1,000         | 0                            |
| 第3項 補 助 金           | 2,000       | 912,652,000   | 912,654,000   | 0                            |
| 第4項 負 担 金           | 155,292,000 | 57,163,000    | 212,455,000   | 0                            |
| 第5項 繰 入 金           | 2,625,000   | 11,535,000    | 14,160,000    | 0                            |
| 第6項 出 資 金           | 0           | 700,100,000   | 700,100,000   | 0                            |
| 資 本 的 収 入 合 計       | 551,320,000 | 2,340,750,000 | 2,892,070,000 | 0                            |

## 支 出

| 区 分               | 予 算 額       |               |            |               |                                                |                   |
|-------------------|-------------|---------------|------------|---------------|------------------------------------------------|-------------------|
|                   | 当初予算額       | 補正予算額         | 流 用<br>増減額 | 小 計           | 地 方 公 営<br>企 業 法 第<br>26条の規定<br>に よ る<br>繰 越 額 | 継続費<br>通 次<br>繰越額 |
| 第1款 総合医療センター資本的支出 | 915,434,000 | 2,233,899,000 | 0          | 3,149,333,000 | 26,250,000                                     | 0                 |
| 第1項 建 設 改 良 費     | 400,114,000 | 2,233,899,000 | 0          | 2,634,013,000 | 26,250,000                                     | 0                 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金   | 515,320,000 | 0             | 0          | 515,320,000   | 0                                              | 0                 |
| 第2款 予 備 費         | 1,000,000   | 0             | 0          | 1,000,000     | 0                                              | 0                 |
| 第1項 予 備 費         | 1,000,000   | 0             | 0          | 1,000,000     | 0                                              | 0                 |
| 資 本 的 支 出 合 計     | 916,434,000 | 2,233,899,000 | 0          | 3,150,333,000 | 26,250,000                                     | 0                 |

資本的収入の出資金443,900,000円は地方公営企業法第26条の規定による翌年度繰越額の財源として受け入れた。出資金を除いた資本的収入額が資本的支出額に不足する額462,308,502円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,312,271円、過年度分損益勘定留保資金442,996,231円で補てんした。

(単位：円)

| 額                    |               | 決 算 額       | 予 算 額 に 比 べ<br>決 算 額 の 増 減 | 備 考 |
|----------------------|---------------|-------------|----------------------------|-----|
| 継続費通次繰越額<br>に係る財源充当額 | 合 計           |             |                            |     |
| 0                    | 2,892,070,000 | 958,223,500 | △1,933,846,500             |     |
| 0                    | 1,052,700,000 | 251,800,000 | △800,900,000               |     |
| 0                    | 1,000         | 0           | △1,000                     |     |
| 0                    | 912,654,000   | 35,909,000  | △876,745,000               |     |
| 0                    | 212,455,000   | 212,454,500 | △500                       |     |
| 0                    | 14,160,000    | 14,160,000  | 0                          |     |
|                      | 700,100,000   | 443,900,000 | △256,200,000               |     |
| 0                    | 2,892,070,000 | 958,223,500 | △1,933,846,500             |     |

(単位：円)

| 合 計           | 決 算 額       | 翌 年 度 繰 越 額                                  |                 |               | 不 用 額      | 備 考                      |
|---------------|-------------|----------------------------------------------|-----------------|---------------|------------|--------------------------|
|               |             | 地 方 公 営 企 業<br>法 第 26 条 の 規 定 に よ<br>る 繰 越 額 | 継 続 費 通 次 繰 越 額 | 合 計           |            |                          |
| 3,175,583,000 | 976,632,002 | 2,141,251,000                                | 0               | 2,141,251,000 | 57,699,998 |                          |
| 2,660,263,000 | 465,559,723 | 2,141,251,000                                | 0               | 2,141,251,000 | 53,452,277 | 内仮払消費税及び地方消費税 19,312,271 |
| 515,320,000   | 511,072,279 | 0                                            | 0               | 0             | 4,247,721  |                          |
| 1,000,000     | 0           | 0                                            | 0               | 0             | 1,000,000  |                          |
| 1,000,000     | 0           | 0                                            | 0               | 0             | 1,000,000  |                          |
| 3,176,583,000 | 976,632,002 | 2,141,251,000                                | 0               | 2,141,251,000 | 58,699,998 | 内仮払消費税及び地方消費税 19,312,271 |



# 議第80号

## 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成23年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成24年8月31日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

## 平成23年度水俣市水道事業決算報告書

### (1) 収益的収入及び支出

#### 収 入

| 区 分             | 予 算         |           |                                 |
|-----------------|-------------|-----------|---------------------------------|
|                 | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額 |
| 第1款 水 道 事 業 収 益 | 475,438,000 | 6,395,000 | 0                               |
| 第1項 営 業 収 益     | 470,434,000 | 6,395,000 | 0                               |
| 第2項 営 業 外 収 益   | 5,002,000   | 0         | 0                               |
| 第3項 特 別 利 益     | 2,000       | 0         | 0                               |

#### 支 出

| 区 分           | 予 算         |            |        |       |                         |
|---------------|-------------|------------|--------|-------|-------------------------|
|               | 当初予算額       | 補正予算額      | 予備費支出額 | 流用増減額 | 地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額 |
| 第1款 水 道 事 業 費 | 383,175,000 | △2,314,000 | 0      | 0     | 0                       |
| 第1項 営 業 費 用   | 339,483,000 | △3,521,000 | 0      | 0     | 0                       |
| 第2項 営 業 外 費 用 | 42,542,000  | 1,207,000  | 0      | 0     | 0                       |
| 第3項 特 別 損 失   | 150,000     | 0          | 0      | 0     | 0                       |
| 第4項 予 備 費     | 1,000,000   | 0          | 0      | 0     | 0                       |

### (2) 資本的収入及び支出

#### 収 入

| 区 分                 | 予 算       |            |            | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額 |
|---------------------|-----------|------------|------------|------------------------------|
|                     | 当 初 予 算 額 | 補 正 予 算 額  | 小 計        |                              |
| 第1款 資 本 的 収 入       | 1,379,000 | 38,741,000 | 40,120,000 | 0                            |
| 第1項 負 担 金           | 1,378,000 | 0          | 1,378,000  | 0                            |
| 第2項 固 定 資 産 売 却 代 金 | 1,000     | 0          | 1,000      | 0                            |
| 第3項 補 助 金           | 0         | 38,741,000 | 38,741,000 | 0                            |

#### 支 出

| 区 分             | 予 算         |            |        |         |             | 額                    |          |
|-----------------|-------------|------------|--------|---------|-------------|----------------------|----------|
|                 | 当 初 予 算 額   | 補 正 予 算 額  | 予備費支出額 | 流 用 増減額 | 小 計         | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費通次繰越額 |
| 第1款 資 本 的 支 出   | 215,104,000 | 81,358,000 | 0      | 0       | 296,462,000 | 0                    | 0        |
| 第1項 建 設 改 良 費   | 93,436,000  | 81,358,000 | 0      | 0       | 174,794,000 | 0                    | 0        |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 120,668,000 | 0          | 0      | 0       | 120,668,000 | 0                    | 0        |
| 第3項 予 備 費       | 1,000,000   | 0          | 0      | 0       | 1,000,000   | 0                    | 0        |

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額229,852,749円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調及び当年度分損益勘定留保資金88,928,283円で補てんした。

(単位：円)

| 額           | 決 算 額       | 予 算 額 に 比 べ<br>決 算 額 の 増 減 | 備 考                       |
|-------------|-------------|----------------------------|---------------------------|
| 合 計         |             |                            |                           |
| 481,833,000 | 486,071,051 | 4,238,051                  |                           |
| 476,829,000 | 480,921,541 | 4,092,541                  | うち仮受消費税及び地方消費税 21,622,996 |
| 5,002,000   | 5,111,020   | 109,020                    | うち仮受消費税及び地方消費税 3,332      |
| 2,000       | 38,490      | 36,490                     |                           |

(単位：円)

| 額           |                         |             | 決 算 額       | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 不 用 額      | 備 考                      |
|-------------|-------------------------|-------------|-------------|-------------------------|------------|--------------------------|
| 小 計         | 地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額 | 合 計         |             |                         |            |                          |
| 380,861,000 | 0                       | 380,861,000 | 347,993,476 | 0                       | 32,867,524 |                          |
| 335,962,000 | 0                       | 335,962,000 | 306,427,381 | 0                       | 29,534,619 | うち仮払消費税及び地方消費税 3,252,919 |
| 43,749,000  | 0                       | 43,749,000  | 41,398,374  | 0                       | 2,350,626  | 消費税及び地方消費税 13,552,000    |
| 150,000     | 0                       | 150,000     | 167,721     | 0                       | △17,721    |                          |
| 1,000,000   | 0                       | 1,000,000   | 0           | 0                       | 1,000,000  |                          |

(単位：円)

| 額                |            | 決 算 額      | 予 算 額 に 比 べ<br>決 算 額 の 増 減 | 備 考 |
|------------------|------------|------------|----------------------------|-----|
| 継続費通次繰越額に係る財源充当額 | 合 計        |            |                            |     |
| 0                | 40,120,000 | 37,489,041 | △2,630,959                 |     |
| 0                | 1,378,000  | 1,600,041  | 222,041                    |     |
| 0                | 1,000      | 0          | △1,000                     |     |
| 0                | 38,741,000 | 35,889,000 | △2,852,000                 |     |

(単位：円)

| 合 計         | 決 算 額       | 翌 年 度 繰 越 額          |                 |     | 不 用 額      | 備 考                      |
|-------------|-------------|----------------------|-----------------|-----|------------|--------------------------|
|             |             | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継 続 費 通 次 繰 越 額 | 合 計 |            |                          |
| 296,462,000 | 267,341,790 | 0                    | 0               | 0   | 29,120,210 |                          |
| 174,794,000 | 146,674,584 | 0                    | 0               | 0   | 28,119,416 | うち仮払消費税及び地方消費税 6,748,402 |
| 120,668,000 | 120,667,206 | 0                    | 0               | 0   | 794        |                          |
| 1,000,000   | 0           | 0                    | 0               | 0   | 1,000,000  |                          |

整額4,963,211円、減債積立金90,000,000円、建設改良積立金40,000,000円、過年度分損益勘定留保資金5,961,255円

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第72号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が公布施行され、防災会議の所掌事務、防災会議委員の選任に関する事項が見直されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第73号水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第74号平成24年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,343万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ146億9,299万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款議会費に議会中継システム関連機器導入費、第2款総務費に地上デジタル放送対策関係経費、第3款民生費に介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に太陽エネルギー利用システム導入補助事業、第5款農林水産業費に産地再生関連施設緊急整備事業、第6款商工費に環境首都水俣・芦北地域創造事業、第7款土木費に橋梁長寿命化修繕事業、第8款消費費に水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に小中学校危険箇所点検整備事業等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為補正として江南橋・古城線道路改良工事委託料を追加いたしております。

地方債の補正として、緊急防災・減災事業外2件を追加し、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第75号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,983万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ31億8,241万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第5款支払基金交付金、第6款県支出金で調

整いたしております。

次に、議第76号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成24年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を778万3,000円増額して、補正後の資本的収入の額を2,283万1,000円とし、資本的支出の額を1,556万6,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億8,986万8,000円とするものであります。

補正の内容としましては、深川水源地に浄水設備を整備することに伴い、資本的収入に一般会計出資金を、資本的支出に建設改良費をそれぞれ計上しております。

次に、議第77号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、市道汐見町1号線に接続するチッソ株式会社（現JNC株式会社）から所有権移転された道路を追加認定しようとするにより、本路線の終点の位置が変わることに伴い、本路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第78号市道の路線認定について申し上げます。

汐見町1号線につきましては、チッソ株式会社（現JNC株式会社）から所有権移転された道路の追加により、終点の位置が変わることに伴い、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

汐見町10号線につきましては、熊本県から土地の譲渡を受けた道路を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

八幡町2号線につきましては、チッソ株式会社（現JNC株式会社）から所有権移転された道路を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第79号平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入67億5,722万1,000円、収益的支出64億5,851万5,000円となり、差し引き2億9,870万6,000円の利益となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は2億7,939万4,000円で、当年度未処分利益剰余金は6,913万2,000円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入9億5,822万4,000円、資本的支出9億7,663万2,000円となり、差し引き不足額は1,840万8,000円となりますが、翌年度繰越額の財源として出資金を4億4,390万円受け入れていますので、実質的に当年度分消費税等資本的収支調整額1,931万2,000円、過年度分損益勘定留保資金4億4,299万6,000円で補てんいたしております。

次に、議第80号平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億8,607万1,000円、事業費用3億4,799万3,000円で、差し引き1億3,807万8,000円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き

当年度純利益は１億3,311万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3,748万9,000円、資本的支出２億6,734万1,000円となり、差し引き不足額２億2,985万2,000円は、当年度分消費税等資本的収支調整額496万3,000円、減債積立金9,000万円、建設改良積立金4,000万円、過年度分損益勘定留保資金596万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金8,892万8,000円で補てんいたしております。

また、当年度未処分利益剰余金１億3,311万円について、減債積立金に9,000万円、建設改良積立金に4,311万円を積み立てる処分を行います。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第72号から議第80号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明９月１日から９月10日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、９月11日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により９月11日の会議は午前９時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は９月４日正午まで、議案質疑の通告は９月11日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前10時13分 散会

平成24年9月11日

平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一 般 質 問

## 平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成24年9月11日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時42分 散会

（出席議員） 16人

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 真 野 頼 隆 君 | 谷 口 明 弘 君 | 江 口 隆 一 君   |
| 田 口 憲 雄 君 | 高 岡 利 治 君 | 塩 崎 信 介 君   |
| 西 田 弘 志 君 | 中 村 幸 治 君 | 川 上 紗 智 子 君 |
| 福 田 齊 君   | 大 川 末 長 君 | 牧 下 恭 之 君   |
| 瀧 上 道 昭 君 | 谷 口 眞 次 君 | 緒 方 誠 也 君   |
| 野 中 重 男 君 |           |             |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君） | 次 長（田 畑 純 一 君）     |
| 総 務 係 長（岡 本 広 志 君） | 議 事 係 長（深 水 初 代 君） |
| 書 記（赤 司 和 弘 君）     |                    |

（説明のため出席した者） 14人

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 市 長（宮 本 勝 彬 君）       | 副 市 長（田 上 和 俊 君）        |
| 総務企画部長（本 山 祐 二 君）    | 福祉環境部長（中 田 和 哉 君）       |
| 産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）    | 総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君） |
| 総務企画部次長（宮 森 守 男 君）   | 福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）      |
| 産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）   | 水道局長（古 里 雄 三 君）         |
| 教 育 長（葦 浦 博 行 君）     | 教 育 次 長（浦 下 治 君）        |
| 総務企画部総務課長（本 田 真 一 君） | 総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君）    |

○議事日程 第2号

平成24年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 1 大川末長君 | 1 租税公課について            |
|         | 2 学校教育現場の現状について       |
|         | 3 市有財産の取得または払い下げについて  |
|         | 4 市の公共施設及び学校関係トイレについて |
| 2 塩崎信介君 | 1 防災対策について            |
|         | 2 教育問題について            |
|         | 3 行政改革について            |
| 3 野中重男君 | 1 水俣病について             |
|         | 2 水俣環境まちづくり戦略について     |
|         | 3 太陽光発電の普及について        |
|         | 4 水俣城の発掘調査について        |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます

---

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成24年7月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、平成24年8月8日に、伊佐市で開催された肥薩四市市議会議員研修会に議員14名を派遣しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。



なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。  
初めに、大川末長議員に許します。

(大川末長君登壇)

○大川末長君 おはようございます。

自民党会派改め、創水会の大川末長でございます。

けさほどの新聞を見てみますと、隣の八代市でいじめによる自殺の記事が載っておりました。いじめによる自殺問題は全国各地で頻発しておりますが、そういう問題も絡めまして、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

#### 1、租税公課について。

現在当市の租税公課は、市県民税が6、8、10、1月の4期、国民健康保険税が7、8、9、10、11、12、1、2月の8期、固定資産税が5月、7月、12月、2月の4期の期割りになっております。ほかにも、下水道事業受益者負担金が8月、10月、12月、2月が納付月になっております。

一般家庭ではこのほかにも電気料などいろいろな月々決まった出費があります。ほとんどの家庭は月々の収入はほぼ一定であることから、これらの税金や負担金の納付月が重なると収支のバランスが崩れやすく、四苦八苦するという声が聞こえます。できれば12カ月平均的な納付であればと思われる家庭が大半であろうというふうに思います。

そこで、次に質問します。

①、租税公課の期割りはどのような根拠で行われているのか。

②、期割りの平準化は考えられないのか。

#### 2、学校教育現場の現状について。

学校教育は人づくりであり、豊かな心を持った子どもの育成が求められております。その人づくりも学校だけでなく、家庭、社会が一体となって取り組むことが重要であります。その1つを欠いても成り立たない。現在はその重要な一角である家庭教育を怠っていないかという疑問が投げかけられております。近年、荒れる学校、いじめ、少年による殺傷事件などが相次いで起こり、国民に大きな衝撃を与えております。

しかし、これら事件の背景を考えると、子どもらの行為よりも家庭教育はどうであったか、親の責任がはるかに大きいように思えてなりません。子どもたちは親の背中を見て育つと言われます。その日常の親の背中、行動に問題はないのか、考えさせられることが多く見受けられるのも事実です。

最近では、滋賀県大津市立中学校の男子生徒のいじめ自殺問題が大きく取り上げられ、警察まで介入する騒ぎになっておりますが、近くは隣の出水市の女子中学生の陸橋から線路への飛びお

り自殺もいじめによるものではないかとの物議を醸し出しており、今後の調査の進展が注目されているところであります。

私たちの身近なところでもこのような問題が発生しており、よそごととは思っていただけないところであります。

そこで、次の質問をします。

①、市内各学校教育現場の現状をどのように捉えているか。

②、市内各学校における生徒間での問題は発生していないのか。

3、市有財産の取得又は払い下げについて。

財産は公金の形を変えたものであって、財産に対する取り扱いは現金と同様に重視すべきであるが、財産管理事務は現金の取り扱いに比べ軽視されがちである。近年、市では財政事情もあり、遊休資産等の積極的な処分が行われている。効率的な財産の活用を図るという面からは望ましいことであります。財産を取得し、管理し、処分することは市長の権限であるはずであるが、だからといって、全ての財産を市長権限で取得、処分することはできないはずで、場合によっては議会の関与を受けることもあるものと思うが、そこで次の質問をします。

①、議会の決議に付さなければならない財産の取得または払い下げはどのようになっているのか。

②、石坂川小学校跡地の総面積はどれだけあって、払い下げを行った面積と価格は幾らであったのか。

4、市の公営施設及び学校関係トイレについて。

近年、洗面設備・風呂・トイレなどの衛生設備の改良普及は目覚ましいものがあります。一般家庭でも特にトイレなどは洋式化が進み、使用しやすい上に衛生的であると好評であることから普及率も上がることに必至であると思われます。こういう現状から公共施設の大便器の取りかえの要望も多くなっております。本市では公園や学校のトイレの改修は鋭意進められているようであるが、市役所初め、まだまだ改修が進んでいない公共施設が大半であろうと思われる。そこで次の質問をします。

①、市の公共施設及び学校関係の大便トイレの総数はおおよそどのくらいあるのか。

②、市の公共施設及び学校関係施設のトイレ改修の現状はどのようになっているか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の御質問に順次お答えします。

まず、租税公課については私から、学校教育現場の現状については教育長から、市有財産の取得又は払い下げについて及び市の公共施設及び学校関係トイレについては総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、租税公課についての御質問に順次お答えします。

まず、期割りはどのような根拠で行っているのかについてお答えをします。

市税の納期につきましては、地方税法の規定に基づき、条例で定められております。地方税法では、税目ごとに納期とするべき時期を示し、特別の事情がある場合は別の納期を定めることができるとなっております。

本市における各税目の普通徴収の納期は、個人市民税が6月、8月、10月、1月の4期、固定資産税が5月、7月、12月、2月の4期、軽自動車税が5月の1期、国民健康保険税が7月から2月までの8期となっております。また、介護保険料及び後期高齢者医療保険料も、国民健康保険税に準じて8期に定めております。このうち、個人市民税及び固定資産税については、地方税法に示された納期におおむね準じており、それぞれが重複しないよう設定されております。この納期の設定につきましては、県内の多くの市町村においても、同様に行われております。

次に、期割りの平準化は考えられないかについてお答えします。

本市の市民税及び固定資産税の納期は、地方税法の規定におおむね準じており、それぞれが重複しないように設定されております。この納期は、長い間、市民の皆様の間に定着しているものと思われますので、納期がふえることで納付の煩雑さを感じる方もいらっしゃるかと思います。

多額の市民税額や固定資産税額を納めていただいている方におかれましては、その税目の納期月に支出額が膨らむことになり、御負担をおかけいたしますが、事情を御賢察の上、計画的な納税を行っていただきたい、そして変わらぬ御協力を賜りたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をします。

例えば、国民健康保険税の他市の期割りの状況を調べてみますとですね、八代市が12カ月、阿蘇市が10カ月、天草市が9カ月、人吉市9カ月、上天草市10カ月、山鹿市10カ月、宇城市10カ月、荒尾市10カ月という期割りになっております。市長は、法令によって期割りをしたんだということをおっしゃいましたけれども、それは本当に遵守しなければならない法令なのか、他市のこの状況を見てみますと、まちまちでございます。極端に短く期割りしている市もございます。宇土市が4期に分けております。こういう状況を見てみますと、そんなに法令の縛りがきついものではないんじゃないかというふうに見受けられます。

市長を初め部課長さんたちはよく市役所は市民の役に立つところとか、市民サービスの向上を図っていきますとかというお言葉を口にされます。そのサービスの向上とは一体、具体的にどう

いうことを言っておられるんであろうかというふうに思います。例えば、租税公課の期割りにしても、全く私はいわゆるプロダクトアウト的というか、マーケティング的な思想になっていない。いわゆる当事者サイドの考えで、納付される方のことを考えていないんじゃないかと、仕事の煩雑さがあるとか、あるいは期の初めにはそういう設定がしにくいとか、自分たちの仕事のやりにくさとか、自分たちの都合でこういうことをやられとんじゃないかなという気がしてならないんですね。市役所が役に立つところであるとか、あるいは市民サービスの向上を目指すということであれば、そういうところにもっと納付者の立場になって物事を考えて仕事をするということが、言っておられることに当たるんじゃないかというふうに思います。

冒頭に申したように、一般家庭の月収はほぼ一定であることから、月々の収支のバランスがとれるような計らいをする、このようなことが私はサービスの向上だというふうに考えます。どうしても法令に従わなければならないのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、市民サービスというのはどういうふうに捉えているのかというのが根底の提案の内容じゃなかったかなと思いますが、もちろん私どもは市民サービスというのやっぱり住民側のサイドに立った、それが一番の市民サービスであるとそういうぐあいに思っております。行政サイドの都合だけではなくて、やっぱり、お一人でもそういう都合の悪い方がいらっしゃるということであれば、それが道理にかなった要求であるならば、当然その部分は考えていかなければならないし、お互いに協力し合って前に進むというのが市民サービスの原則ではないかなとそのように思っております。

今回の納税の件につきましては、原則として地方税法にのっとって区分をしているわけでございます。それを、絶対それじゃないとできないかということではありませんので、それを受けまして、条例が制定されまして、非常に多額の税を納めなければならない方に対しましては、条例でその分、幾らか緩和できるというような条例に特別に定めることができるようになっております。

ただ、本市の場合には地方税法にのっとって、それができるだけ重複しないように納期を分けていることも一つでございます。

それから、逆に納税の機会がふえるということで、いろんな納付の煩わしさとか、あるいは行政のコストも考えなければなりませんし、いろんな影響が出てくることもまた事実でございます。

したがって、今議員の御指摘がございましたように、他市の状況もそういう状況の中で、いろいろ月割りでやっているところもございますので、そういったところも踏まえまして、今後研究をさせていただきたいとそのように思っているところでございます。

ただ一つだけ、例えば、固定資産税あたりでございしますが、固定資産税のスタートを5月にしておりますけれども、これは固定資産税のいわゆる価格を納税者に知らせまして、縦覧していただいて、その中で納税者の方にしっかりチェックをしていただいて納税をしていただくと、そういう余裕のある期間として設けておりますので、そういった意味からしますと、決して行政サイドだけだということではなくて、そういった納税者の方々のところも随分配慮しながらやっているつもりですので、御理解いただければと思います。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 そういう配慮されて賦課をされているということについてはこれはもう異論はございません。ただ、サービスの向上を目指すのであれば、やはり納税者の立場に立って、ひとつ先ほど市長が答弁されたように検討していただければというふうに思います。要望で終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、学校教育現場の現状について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 学校教育現場の現状について順次お答えいたします。

まず、市内各学校教育現場の現状をどのように捉えているかとの御質問にお答えいたします。

平成23年度、中学校区の再編成を行いました。教育委員会といたしましても中学校における人間関係のトラブル等の発生に関して心配もありました。再編成の対象となりました水俣第一中学校、水俣第二中学校、緑東中学校に対しましては、生徒の人間関係づくり、集団づくりの取り組みの充実をお願いしたところです。

また、小学校におきましては、軽微な問題行動は数件発生しているものの、どの学校も落ちついて学習できる環境にあると捉えております。学校でのトラブルや問題行動は若干あっておりますが、校長を中心に指導体制を確認し、一つ一つ丁寧に指導をしてもらっております。今年度も数例の問題行動の報告、指導が難しい一部の生徒の報告もありますが、ほとんどの生徒は落ちついた学校生活を送っていると認識しております。

次に、市内各学校における生徒間での問題は発生していないかとの御質問にお答えいたします。

平成23年度末に調査しました問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、子どもアンケートにより軽微なものも発見に努めた結果、暴力行為が中学校2件、いじめが小学校206件、中学校56件の報告を受けております。

学校におきましては、いずれも加害者、被害者双方から聞き取りを行い、事実関係を確認・把握した上で、当該児童・生徒の指導、保護者への連絡、事後の継続観察等を実践しております。その結果、暴力行為もいじめも解決したとの報告を受けております。

また、今年8月には、文部科学省から県教育委員会を通じて実施依頼のありましたいじめ問題



に関する児童生徒の実態調査並びに学校の取り組み状況に係る緊急調査の結果を先週取りまとめました。今年度もアンケートを実施するとともに、丁寧に聞き取り調査をした結果、４月から８月までに、小学校174件、中学校27件がありました。内容としては、言葉によるからかいが中心で、現在指導を継続している状況でございます。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 ２回目の質問をします。

教育長のただいまの答弁をお聞きしますと、どの学校も落ちついて学習できる環境にある。ただ、数例の問題行動の報告を受けているが、生徒個人には落ちついた学校生活を送っていると捉えておられるようで、指導体制が良好なものであるのかなというふうに受け取りました。ただ、生徒間での問題発生については、暴力行為が２件ですか、いじめが小学校で206件、中学校で56件発生しているということでしたが、これについても早い段階での事実関係への把握と対策を打たれたことで大事に至っていないというようなことではなかったかというふうに思います。

ただ、学校は閉鎖性・隔離性・硬直性があるということをよく耳にします。学校での問題発生は決して先生方だけの、学校だけの責任ではなく、社会・地域・家庭などに起因するものが多いことから、閉鎖的にせず学校・地域・家庭が一体となって問題解決に当たるというシステムを確立しておくことが大切ではないかというふうに思います。

答弁では、各学校さしたる問題もなく落ちついているというようなお答えでございましたが、ただ、私が耳にしたことによりますと、荒れている中学校があるとか、あるいはあの学校ではこれまで地域と連携がとれて、つながりがよく、学校運営がうまくいっていたのが、あるきっかけでぐしゃくし出したというようなことも聞いております。これらについては、教育長はどういう把握をされておるのか質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今質問いただきましたけれども、荒れている学校というのは実際に荒れているという状況ということではございませんで、今水俣市内に４つの中学校ございますけれども、再編成で３つの校区が大きく変わったということで非常に私どもも心配をしておったところなんですけれども、その３校につきましては、心配したよりも、まだ先生方の頑張り、生徒たちの頑張りがありまして、非常にうまく良好に今運営がなされているかなというふうに思っております。

今、議員おっしゃいましたように少し荒れているところもあるんじゃないかということでございましたけれども、そこについては支援が必要な生徒さん、あるいは生活指導が必要な生徒さん

というのが多少多いところもございます。そういうところにつきましては、今、校長会あるいは教頭会、それとケース会議等も開いて、そこには我々教育委員会も入って、その問題行動に対してどういう対策をとっていくかというようなことをケースワーカーも入れまして、それから福祉も入ったりとか、いろいろそういうこともみんなで集まって協議した上で子どもたちの指導に当たっていくというふうにしております。ただ、私どもの考えからいきますと、若干、学校側が保護者に対して情報を正確に伝えているのかなという疑念は少し持っております。その辺の指導も今やっているところでございます。

それから、地域とのつながりの関係につきましては、実は昨年の9月の議会でも渕上議員が取り上げていただきましたけれども、そういった地域と学校との関係というのは非常に実は大事でございまして。特に地域が学校を支えているという意識が非常に強うございまして、学校側はそれを十分に知っておく必要があるんだろうというふうに思っております。そのことに関しても、直接私たちのほうから当該学校等についてはきちんと今申し上げておるところですけれども、最近では学校から地域に出ていって理解をしていただくということで、積極的に今出ている状況でございまして、以前とはかなり違って改善をされているんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をします。

いろいろ学校でも問題は大きなり小なりあることは当然であろうというふうに思います。ただ、学校での一番大きい問題はいじめの問題であろうというふうに思います。いじめが高じて自殺に追い込む、命のとうとさ、命の尊厳を教え込む現場であるはずの学校で、これは絶対あってはならないことであります。この世に生を受けていながら、若い命を自ら絶たなければならない、こんなかわいそうで悲しい出来事がどこにありましょか。自殺まではいかなくとも、いじめを受けて苦しんでいる子どもは数多くいると思われまして。

ここに大津市の教育委員長と教育長のいじめに関する手記がございしますが、教育長も当然これは取り寄せられているというふうに思いますけれども、やはり一たびこういうことが起きると、恐らくこういう小さい市では、市挙げて混乱するんじゃないかというふうに思います。教育長あたりもその収拾に翻弄されて通常の仕事もできないというようなことになるんじゃないかというふうに思います。

もちろん、一番かわいそうなのは自殺に追い込まれた子どもでございまして。そういうことが絶対あってはならないということから、教育長はこんな事件・事故を発生させないためにどんな対策が一番有効であると思っておられるか、これは近年始まったことでなくて、ずっと以前からこういう問題があって続いているわけですから、これといった特攻薬はないんだろうと思ひますけ

れども、教育長が一番有効と思われる手だて、対策、そういうのがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） いじめから自殺に至るまでの経過というのは非常に悲しいなというふうな実感を実は持っております。多分、いじめというものはなくなるんだろうと、そういうのは承知しています。じゃあどうするかということなんですけれども、人づくりと申しますか、やはり心豊かな人をどうやってつくっていくかということだろうと思います。いじめが起きたらなるだけ早く発見して、なるだけ早く解決をしてやると、これはもう対症療法で当たり前のことだというふうに思うんですけれども、それでもいじめをなるべく減らしていく、少なくしていく、そのためにはやっぱり立派な、心豊かな子どもたちをたくさんつくっていくというのが一番大事だろうというふうに思います。

そういう意味でいえば、先ほど議員おっしゃいましたように、家庭がしっかりするというのももちろんなんですけれども、子どもたちと接する学校の先生方が誠意と熱意で子どもたちに愛情を注いでいくと、そういうことを常々やって、信頼関係をまず築いていくというのが一番大事だろうというふうに思っております。物事が起きて対処していくのはもうこれはやれば僕はできることだというふうに思っておりますので、それよりもやっぱり今、知識偏重のそういう教育というのがやっぱり疑問符がついていると、それよりもやっぱり人間教育をやっていくということが大事じゃないかなというふうに思っておりますので、そういうことをぜひ取り組んでやっていきたいなと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、市有財産の取得又は払い下げについて答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 市有財産の取得又は払い下げについての御質問に順次お答えいたします。

最初に、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は払い下げはどのようなになっているかの質問にお答えいたします。

水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条では、「予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」の場合、議会の議決に付することとなっております。ただし、土地の売り払いについては、1件5,000平方メートル未満の場合は対象外となっております。

次に、石坂川小学校跡地の総面積はどれだけあって、払い下げを行った面積と価格は幾らで



あったのかの質問にお答えいたします。

石坂川小学校跡地の総面積は8,214平方メートルで、払い下げ面積は4,922.32平方メートル、価格は1,395万円となっております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 議会の議決に付さなければならない財産の取得又処分は、面積で5,000平方メートル以上のものにということでございます。予定価格2,000万円以上、これはおっしゃったように市の条例によって定められているわけですね。石坂川小学校跡地の総面積は8,214平方メートルということですね。これを価格に換算しますと、当然2,000万円は超えることになるわけですね。ということは、先ほどの答弁からしますと、これを処分するに当たっては、売り払った面積は5,000平方メートル以上だけれども、土地そのものは8,200平方メートルあったわけですから、これは当然私は議会の議決に付さなければならないんじゃないかというふうに思うわけですね。今回の払い下げは条例を免れ、議会の議決に付されないようにするために8,214平方メートルを4,922平方メートルに、いわゆる切り売りしたんじゃないかというふうな勘ぐりをするわけでございます。

ここに、その照徳の里に払い下げをしますよという文書があるんですが、これには市長の押印がございすけれども、これは市長が押された印鑑ですよ、そうですね。こうすることで、どうもこれは照徳の里へ売らんがため、あるいは議会の議決に付さないために切り売りしたんじゃないかという勘ぐりをするわけでございます。

また一方、議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の第1条に、「公の施設のうち特に重要なもので、これを廃止し、又は長期かつ独占的な利用をさせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第2項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないものは、次のとおりとする」ということで、病院と学校その他が挙げられております。

石坂川小学校跡地払い下げに照らして、この条例をどう解釈されているのか。私はこの条例からも議会に付されるべき物件であったというふうに思うわけですね。

また、当初の説明ではグラウンドのみを払い下げるという説明を受けておりますけれども、最近、校舎の一部も取り壊して払い下げの対象にしたということであるが、これはどういうことか、これも明確な説明をお願いしたいというふうに思います。

このように、財産の払い下げは市長の権限でできるということでございますけれども、全く野放しでやっていいということではないというふうに思うわけですね。だから、条例などの縛りをつけてあるんじゃないかというふうに思うわけで、今のやり方で石坂川小学校の払い下げのやり方でいきますと、どんな広大な土地でも売ろうと思えば、議会の議決を付さなくても、少しずつ

切り売りしていけば処分ができるという論理になるんじゃないかというふうに思うわけです。こういうことが正常なやり方であるのかどうかということを疑問を持ちますが、それについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 大川議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、5,000平方メートル以下で切り売りで売ったんじゃないかという御質問でございますけれども、確かに、この条例には議会にかけなければならない場合は、まず2,000万円以上という縛りがございます。そして、面積では5,000平方メートルということですが、今回実際、確かに全体では8,000平方メートルを超えておりますが、処分しました面積が4,900幾らですので、これを平方メートル当りに直しまして、これを2,000万円以上になるためには7,000平米を超えなきゃなりません。ただ、実際にはあそこは8,000幾らですので、生涯学習施設で残っており、それだけ売るということはもう不可能ですので、これは、その辺を面積を調整したということじゃなくて、あくまでも買いたい方からの要望と、所管課のほうで協議して、それだけの面積になったと。ですから、作為的に5,000平米以下にしたということではございません。

それから、公の施設の場合は議会で3分の2の同意が要ということでございますけれども、確かに石坂川小学校につきましては、閉校後、社会教育施設という形で議会のほうで認めていただきました公の施設ということで認識はいたしております。ただ、今回の件につきましては、その一部を廃止し処分したものでございますので、その公の施設自体は存続しておりますので、本条例には該当しないものと理解いたしております。

次に、当初グラウンド部分ということで説明があったが、校舎も含まれているんじゃないかということでございますけれども、これにつきましては、先ほどの4,900平方メートルの中には特別教室等の用地も含まれております。石坂川小学校校舎につきましては、閉校後、社会教育施設として教育委員会で管理しておりましたけれども、この処分いたしました特別教室は全く使用されていない状況でありましたので、グラウンドの譲渡予定地と併せて普通財産に移管し、処分したものでございます。

なお、この建物につきましては、鑑定を行った結果、もう30年以上経過しており、評価額はなしのことでしたので、議決は要しないものとして処分いたしております。

また、この建物を処分するとなりますと、本来ですと処分費用も要りますけれども、これはもう建物はなかったものとして買われた方で処分していただくという形で、更地と同じ単価で処分させていただいております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 払い下げた土地が5,000平方メートル以下であったということでございますけれども、全体は8,000平方メートルあるので、これの中での処分の対象だから、それは当然議会の議決に付さなければならないと、売り払ったのは4,922平方メートルですか、これだけでもね、当然その全体の中のそれだけで、その全体が5,000平方メートル以上あるんだから、それを売り払いするときには議会の議決に付さなければならないというふうに思います。

先ほども申しましたようにですね、部長、その論理でいきますと、どんな広大な土地でもそういうことで議会の議決に付さないように、例えば、浜グラウンドあたりを売り払いにしようと思っても、少しずつ切り売りしていけば議会の議決には付さなくても処分ができるということになるんですね、そういう論理になるんじゃないですか。

それと、校舎の一部も入っていたということでありますけれども、それだったらなぜ最初からそういう説明をしないんですか。そういう説明を、校舎を売却の対象にするというようなことは、幾ら価値のない校舎でも、それは償却するんであれば、そういう説明をちゃんと事前にするべきだと私は思います。そういうことは、校舎の一部も売却しますよということは一言も聞いておりません。

この2点について、どういう経緯で校舎が入ったのか、あるいは切り売りすることが可能じゃないかということについて執行部の見解をもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） まず、大規模な土地の場合、5,000平方メートル以下ならば切り売りできるんじゃないかということでございますけれども、これは今までそのようなことは無いし、現実的に今までちょっと考えたことございませんでしたので、その辺は今後検討する必要があるかもしれませんが、あくまでも2,000万円以下等の関連がございますので、確かにおっしゃるような浜グラウンド等ございましたら、その辺は事前に協議する必要があるのかなと思います。

あと校舎につきましては、これは確かに最初のほうは私、その辺入っていたかどうかというのはちょっと存じておりませんが、その辺は後の協議の中で教育委員会のほうと相談されて理解いただいたということですので、そういうふうに理解しております。

○議長（真野頼隆君） 次に、市の公共施設及び学校関係トイレについて答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 市の公共施設及び学校関係トイレについての御質問に順次お答えします。

最初に、市の公共施設及び学校関係施設のトイレについて、和式大便器の総数はおおよそどれくらいあるのかの御質問にお答えいたします。

総合医療センターや社会福祉事業団を除いた公共施設57カ所では、和式トイレが386基、洋式トイレが259基設置されております。そのうち、小・中学校のトイレの設置状況につきましては、11の小・中学校合わせて、和式トイレが180基、洋式トイレが155基設置されております。

次に、市の公共施設及び学校関係施設のトイレ改修について、和式大便器の改修の現状はどのようなになっているかの御質問にお答えいたします。

近年、各家庭の水洗化、高齢化社会の進捗とともにトイレの洋式化に対する要望は年々増加しているところです。本市におきましても、これらの要望を受け、本年度、本庁舎及び教育庁舎1階を身しよう者の方も利用しやすいトイレに改修することとしております。また、水俣病資料館でも本年度、洋式トイレ、多目的福祉トイレの新設をすることといたしております。

このほか、グリーンスポーツみなまたの男女トイレにおいては、2基ずつ洋式に改修が完了し、市内12カ所の公園のトイレでは4カ所で洋式に改修したほか、これを含みます9カ所で身障者用トイレや洋式便器を設置したバリアフリー対応トイレを設置しております。

また、本年度は大崎鼻公園のトイレ改修をすることとしております。

なお、洋式化がされてなく、身障者トイレがない2カ所の公園トイレにつきましては、近隣に新設・改修されたトイレがあり、洋式化されておりますので、支障なく利用できるものと判断いたしております。

学校施設のトイレ改修については、全国的にも学校トイレの洋式化が進められてきており、本市の場合、全校的には46%の便器について洋式化されたところです。ただ、一部学校において洋式化がおくれているところもありますので、順次整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問をいたします。

公共施設の大便器のトイレが386あって、その中でも改修もある程度進んでいるということでございますけれども、一番公共施設で改修が進んでいないのは、この本庁舎じゃないかというふうに思います。これの改修の計画はあるのかどうかということと、もう一つ、1階の総合庁舎内の近くのトイレは1カ所を障がい者用に改修されております。教育会館のほうも改修されているということでございますけれども、本庁舎の総合案内所のところの1階には、他にも男子用、女子用がありますが、市民からは思わぬ苦情が寄せられております。それは湿気の多い日は、案内所のフロアの全体にトイレのにおいが充満して非常に不快であるということで、そういう苦情が聞こえております。庁舎の玄関がこういうことであってはいけないんじゃないかというふうに思うわけですが、ここだけでも早急に改修されるつもりはないのかどうかと、この2点について質

問をします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 第2の質問の本庁舎の改修の見込みでございますけれども、先ほど答弁で申し上げさせていただきましたが、今年度ですね、本庁舎の1階男子トイレと教育庁舎1階福祉トイレの改修工事を予定しておりますので、できるだけ早急に改修を行いたいと思っております。

それから、これは参考にですけれども、水道局の庁舎の1階と2階にございますトイレは全てもう洋式化されております。

それと今のおいの件につきましてですけれども、これにつきましては、その改修の中でまた対応させていただければと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時21分 休憩

---

午前10時31分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、おはようございます。

新政同友クラブの塩崎です。

今、日本を取り巻く内外の問題がマスコミ等で大きく世界中に報道されています。竹島・尖閣諸島の領有権、北方領土の返還、消費税増税の是非、被災地の復興、いじめ問題、脱原発と再生可能エネルギーとの調和、TPP参加の是非、オスプレイ等の日本にとって非常に重要な問題が山積する中で、衆議院解散時期や党首選挙に明け暮れる国会議員の方々を見ていると、国民目線との違いを強く感じます。何のために国会議員になったのか、いま一度見詰め直し、初心に返り、国民の生活を守るため、信念を持って国難に立ち向かっていただきたいと思います。

では、通告に従い、登壇より質問します。市長及び執行部よりの明確な答弁を期待します。

1、防災体制について。

ことし7月に発生しました九州北部豪雨災害は、福岡県、大分県、熊本県の3県にまたがり、多大な被害をもたらしました。特に熊本県においては、熊本市、阿蘇市の被害状況がひどく、大雨による河川の氾濫や土砂崩れが起こり、死者・行方不明者、家屋の損壊や床上浸水などの災害



が発生しました。自然の力の前では人知をもって対処してもかなわないことを、災害が発生するたびに思い知らされます。

今回の災害について、熊本市の幸山市長は、避難指示のおくれがあったと反省の弁を述べられていましたが、まず第一に災害が発生する前に全ての人を避難させるための最良の対策を構築することが重要だと思います。

そこで、下記のことについて質問します。

①、7月に発生した九州北部豪雨災害を見て、水俣市として今後の豪雨対策にどのように生かすのか。

②、防災行政無線が聞きづらいと市民の方々からよく聞くが、今後の対策はどうするのか。

③、城南ブロック消防広域化の進捗状況と水俣市として今後の対応はどうするのか。

④、深水吉毅先生顕彰之碑を国道3号線沿いの目立つ場所に移転する考えはないか。

2、教育問題について。

これは、先ほど大川議員のほうからも質問がありましたけれども、通告どおり質問をさせていただきます。

文部科学省は9月5日、いじめ問題などに関する新施策を発表しました。この施策は大津市で中学2年生の男子生徒が自殺した問題を契機に策定されました。

具体策としては、1、いじめ問題解決のため、外部人材を活用する。2、道徳教育や体験活動を通じて、いじめの未然防止を図る。3、スクールカウンセラーの拡充、元警察官など生徒指導推進協力委員の増員などによる早期発見、早期対応を図る。4、教員研修の充実を図るという内容です。

国はこのいじめ問題について、学校現場の主体的な取り組みに委ねてきた従来の受け身の対応を変更、本格的に被害者や保護者、学校を支援する動きを見せつつあります。

そこで、下記のことについて質問します。

①、市内小・中学校のいじめの実態はどうなっているのか。また、いじめへの対応はどうしたのか。

②、子どもが関係する社会的事件が多発しているが、情操教育の見直し強化が必要だと考えるが、どう思うか。

③、教職員と保護者の関係が希薄になりつつあるが、今後はどうするのか。

3、行政改革について。

平成21年度からスタートした水俣市第4次行財政改革大綱は4年目に入り、平成25年度は最終年度となり、市民からは具体的な成果を求められています。その中身は、意識改革・行政改革・財政改革の3つの改革が挙げられていますが、市民にとっては不可欠なことです。その中でも、

市民サービスを向上させていくためには、まず第一に職員の意識を改革していくことが一番の近道であると信じながら、今まで質問をさせていただきました。具体的な内容は、職員の接遇向上、職員のやる気と職場の活性化、業務改善と自己啓発を推進するための職員提案制度、職員服務規程の徹底、チェック体制の強化など、基本的なことが実施計画として網羅されています。

そこで、下記のことについて質問します。

- ①、6月議会で答弁があった新たな人事評価制度とは具体的にどういう制度になるのか。
- ②、職員の接遇改善が見られない状況の中で、風土改革について管理職の役割は何なのか。
- ③、民間が実施している進級試験制度を取り入れ、職員の意識改革を進める考えはないのか。

これで、登壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、防災対策については私から、教育問題については教育長から、行政改革については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、防災対策についての御質問に順次お答えします。

7月に発生した九州北部豪雨災害を見て、水俣市として今後の豪雨災害対策にどのように生かすのかについてお答えします。

去る7月11日から14日にかけて、熊本県では鹿本菊鹿、阿蘇地方など県北を中心にこれまでにない記録的な大雨となりました。特に被害が甚大であった阿蘇市では、雨のピークが夜中から朝方であったこと、時間約100ミリの猛烈な雨が断続して降るなど災害への警戒・対応は極めて難しい状況であったのではないかと思います。

本市においても、平成15年7月に発生しました土石流災害では、同じように夜中に短時間にまとまった大雨が降り、災害警戒、対応について多くの課題が露呈されました。この災害を教訓として、これまで市の防災体制、地域の防災体制の強化に努めております。

今後とも、豪雨対策を初めとした各種災害対策について、最善の対応が行えるように情報伝達手段や自主防災組織の強化、住民への意識づけ、地域防災計画の見直しなど、市及び地域の防災体制の強化を図っていきたいと考えております。

次に、防災行政無線が聞きづらいと市民の方々からよく聞くが、今後の対策はどうするのかについてお答えします。

本市の防災行政無線は、気象情報や災害情報、避難勧告などの重要な情報を市民へ一斉に伝達する手段として、平成6、7年度の2カ年にかけて整備し、平成8年度から運用を開始しており

ます。屋外のスピーカーからの放送が聞き取りづらいという情報はたびたび寄せられ、その都度、職員により聞き取れるかどうか、現地にて確認調査等を行っています。ふだんは聞き取れる場所であっても、大雨時は大きな雨音や風の音、落雷などにより放送が聞き取りにくくなり、さらに、そのような状況下においては、窓など閉め切っていますので、放送が聞き取れない場合があります。そのため、放送内容が確認できなかったという方に対しては、放送内容が確認できるテレホンサービスの利用や気象情報を入手する手段としての熊本県防災情報メールサービスへの登録をお願いしているところです。

また、屋外のスピーカーから遠く放送が聞こえないところへは戸別受信機を配布しているほか、自治会長、自治協力員、消防団幹部、避難所などへも確実な情報伝達ができるよう戸別受信機を配布しているところです。

しかしながら、本市の防災行政無線は、運用開始から15年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、今後の機器の更新と併せて整備のあり方も検討していきたいと思っています。

次に、城南ブロック消防広域化の進捗状況と水俣市としての今後の対応はどうかとの御質問にお答えします。

城南ブロック消防広域化につきましては、熊本県消防広域化推進計画に基づき、平成21年5月に城南ブロック消防広域化協議会が設立されました。協議会は、八代市長を会長に、人吉市長、水俣市長、多良木町長が副会長で、15市町村長、組合議会の議長などで構成されています。また、その協議会の中に、構成市町村の総務課長及び消防長、消防本部総務課長で構成される幹事会等があります。

これまでに、協議会が9回、幹事会が11回開催されており、組織や通信指令システムの統合、署所の取り扱い、本部の位置、財産及び債務の取り扱い、市町村、消防団等との連携のあり方等、協議・確認を行ってまいりました。

今後は、消防広域化協定の調印、議会の同文議決を経て、平成25年4月には、新たな広域消防本部が発足する予定でありました。

本市は、平成15年の土石流災害の折、全国から消防等の応援をいただいております。また、城南ブロック消防広域化協議会だよりに、あの災害のときにはたくさんの方々に駆けつけていただきましたが、消防の広域化により一秒でも早く、今より多く救助隊や救急隊が来てくれるようになれば心強いですという地元宝川内地区の被災者の会の代表の方からの言葉も掲載されているところであります。

そして、近年、大規模災害や局地的な大雨等が頻繁に発生していることなどから、市民の生命、身体、財産を守ることが第一と考え、消防力強化のため、これまで協議会の副会長として会長を補佐させていただきながら、消防の広域化には賛成の立場で協議会に参加してまいりまし



た。しかしながら、8月31日の第9回城南ブロック消防広域化協議会におきまして、芦北町と津奈木町が協議会からの離脱を表明しました。

本市としましては、芦北町と津奈木町の離脱表明を受け、消防広域化をどうするか、今後の方向性を検討する必要があります。芦北町と津奈木町の2町が離脱を表明した以上、1市2町による水俣芦北広域行政事務組合を構成していることから、水俣市だけが城南ブロック消防広域化協議会に残るということは、現実的には難しい状況であると考えられます。これから、市議会の皆様と御相談をさせていただきながら、方向性を決めてまいりたいと考えております。

次に、深水吉毅先生顕彰之碑を国道3号線沿いの目立つ場所に移転する考えはないかについてお答えします。

深水吉毅先生は、昭和11年6月、第9代水俣町長に就任以来、昭和21年まで連続4期にわたり町長を歴任され、衆議院議員並びに熊本県議会議員として国政、県政にも関与され、今日の本市の発展の礎となっております。その業績は、都市計画の策定、百間港改修、国鉄山野線開通、水俣実務学校並びに水俣高等女学校の創設、湯の児山上道路建設、林業開発、お茶・かんきつ栽培の普及など多岐にわたり、特に水俣川河川改修、上水道の建設は市民の福利を増進するものとなった偉業であります。

その功績により、昭和46年11月に水俣市名誉市民となられ、昭和54年11月には水俣川河畔に顕彰之碑が建立されました。建立されている場所は先生の業績の1つである、市民の安心・安全につながっている水俣川河川改修の始点であり、先生の業績をたたえる場所として、現在の建立の地は最適であると思っております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 2回目の質問をさせていただきます。

1番目に書いております九州北部豪雨災害ということで、今いろいろ説明いただきましたけれども、今ここに平成24年8月23日付で、平成24年7月九州北部豪雨災害における熊本市への避難指示等のあり方に関する検証部会という形での報告書がありまして、ちょっと読ませていただきますが、平成24年7月11日から14日にかけて猛烈な豪雨が九州北部地域を襲い、各市へ甚大な被害が発生した。特に12日の深夜から未明にかけて阿蘇地方では時間当たりの雨量が100ミリを超えるような大雨が長時間続くなど、これまでに経験したことがないような大雨に見舞われることになった。この豪雨の影響により、熊本市内では北部の合志川に加え、白川が短時間の間に急激に増水し、一部の地域で河川が氾濫する事態に至った。この結果、河川近隣の住宅を中心に、全壊86棟、半壊136棟を含む甚大な浸水被害が生じるとともに、周辺の農地等にも大きな被害が出た。今回の災害においては、熊本市内において犠牲者が出ることは避けられたものの、阿蘇地方を中心に多くのとうとい人命が失われ、今なお行方不明の方もおられる状況が続いている。

この本検証部会は熊本市長より熊本市における避難発令のあり方について、どのような状況下であっても、適切な判断、決定が可能となるような体制に改善するための検証と勧告が求められたということで書いてあるわけですが、この中でやっぱり一番大きな想定外といいますか、これまでにない、経験したことない大雨が降ったということに対して、避難発令のあり方に非常に問題があったと。

私は今回の質問に対して、避難に関して質問させていただくんですけど、6月議会で防災について高岡議員のほうから質問があってまして、その中で答弁ということで、これちょっとコピーしてきたんですが、その中で、水俣市における自主防災組織の組織率についてということで、平成24年4月1日時点では97.2%だということで報告を受けております。

水俣も今、いろいろ話がありましたけど、平成15年に宝川内土石流が発生して、そのときのデータが平成15年10月8日、消防庁防災課から出てるやつがあるんですが、これを見ると、水俣市の自主防災組織の状況と、組織率としては水俣市は7.5%と、参考までに全国が59.7%ということで、平成15年当時は7.5%と、6月議会での答弁の中では97.2%ということで答弁されています。

その中で自主防災組織の活動についてということで、平成23年度においては大雨時の災害警戒を初め、防災講習会、消火訓練、防火訓練、防災設備点検、伝達訓練、避難訓練、危険箇所の調査、避難場所や避難路の確認、救急救命訓練などを実施されている組織がある一方で、全く活動を行っていない組織もあるということで答弁いただいたんですけど、私も自治会長何人かに一応聞いてみました。ある自治会長は平成18年には伝達訓練をやったと、それ以外は何にもしとらん。ある自治会長は自主防災組織とは名ばかりで、あとやっとなんという方が結構おられるわけですよ。

そういう中で、6月議会とはいえ、やっぱり94.2%、ただ手続を申請しただけで中身が全然伴っていないという現状があるらしいんですよ。特に山合いのほうはそういうのは全然されていないということで、この6月議会の確認ということで1つ質問させていただきたいのは、私は避難を一応重視しておるわけですけど、避難訓練はこれでやられているということですけど、実際にやられたことの議事録とか、そういうのがあるのかを教えていただきたいと。

2番目としては、防災無線が聞きづらいということで、今いろいろお話があったんですけど、高岡議員の質問の中でもそういうふうな質問が出て答弁されたんですけど、そういう意味でその中に1つ、災害時の要支援者の避難システムを昨年度つくりました、2011年につくりましたということで答弁されたわけですけど、具体的に災害時の要援護者の避難システムというのはどういうシステムなのか教えていただきたい。

それと、城南ブロックということでお話があったわけですけど、今説明があったとおり、今までは8回協議会で一応話をされてきていると、そういう中で、ここに一覧表があるんですけど、

大きな1番として基本的事項の中に、1、統合の方式の2番、議会の組織等の検討ということは全く審議されていません。あと、名称について組織及び本部の名称の検討、これもされていない。あと、2番として消防体制の整備方針ということで、その中で職員の身分の取り扱いと、その中に職員の給与制度の一元化の調整ということがまだ棚上げになっている。電算システムの取り扱いで事務システムの一元化の検討、事務のオンライン化の電子化などということが棚上げになっている。あと、運営経費の負担方法ということで書いてあるんですけど、これが運営費の検討、消防救急無線のデジタル化に要する整備費用の検討、構成市町村の負担割合の検討と、これらはまだ全然話になっていないということで、あと1回、第9回ということで協議会がされると思うんです。こういう内容が今後非常に大事な内容なんですけど、こういうことに対して水俣市としてはどういう考えを持っておられるのか教えていただきたい。

以上、3点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますけれども、自主防災組織についての避難訓練等は実際どのようにやっているのか、行っているのかということでございますが、基本的に、この防災につきましては、今、議員からお話がございましたように、私なりに、まずやっぱり今回自主防災の組織をどう充実させていくのかというのが一番大切な要素じゃないかなというふうに受けとめております。

御案内のようにちょっと余談になりますが、釜石市の子どもたちが全員逃げて助かったというような話がございましたけれども、あの中の3本柱として、長年6年ぐらいにわたって教育を繰り返し行ってきたということでございますが、まず、第1点には想定外ということで想定を信じるなというのが1つでございます。それから2つ目は、最善を尽くせというようなものが2本目の柱、この最善を尽くせというのはふだんから最善を尽くせというようなことで、もちろん逃げるのにも最善を尽くさんといかんということでしょう。最後は、もう議員御案内のとおり、真っ先に逃げろという教育をされた。だから、子どもたちが逃げる際には大人たちを説得したり、お年寄りの動けない人の手を引っ張って逃げたということで、全員助かったというような話でございます。

そういった話もお聞きしながら、やはりこの防災に対しては、まずは自主防災を徹底することが一番かなと、私そのように思っているところでございます。地元の逃げ道あるいは状況を一番知っていらっしゃる地元の方々がそれぞれしっかり地元のまちを歩きながら、そしてそれを構築していくというのが一番でなかろうかなと今思っております。

今、ちょっと手元に資料がありますので、自主防災組織についてどのようなことをやってい

らっしゃるかということを御紹介させていただきたいと思うんですが、それぞれで今活動されていらっしゃいます。まず、1区の大戸口区民消防会でございますが、これは牧下議員が防災会ですか、大戸口組の防災会の会長となって今努力をされているところでございますけれども、補助金を活用していただいて、防災士の資格を取って、その防災士の方が丹念に地域を回りながら、地域における防災の現状について講習などを行う活動をされていると。

それから、3区の防災防犯委員会でございますけれども、これは防災におきましては、先進的な取り組みであるということで、総理大臣表彰を受けるなど先進的な取り組みを行っておられます。自分たちで地域を見て回り、地域の危険箇所を地図に落とした地域防災マップを作成されているといった取り組みをされておりますし、要援護者の把握をして、そして地域防災マップへその要援護者の方をおろして、もしあったときにはだれがどうやって連れていくのかとか、そういったところまでやっていらっしゃるということでございます。

この区では、東日本の大震災にも救援活動もされておりますし、初期消火訓練、救急救命訓練など、数多くの訓練をされている。したがって、市外からも視察においでになっている。あと1つだけ紹介させていただきますと、連絡網の整備ということで活動を開始されまして、電話リレー、いわゆる伝達訓練などを実施していらっしゃるというようなことでございます。

したがって、そういった意味でそれぞれの自治体でそれぞれの活動が、私は今始まっていると思いますし、また今後そういった訓練、定期的な訓練も含めまして、さらに自主防災活動というのを強化をしていきたいとそうように思っております。

それでは、要支援システムについては部長に答弁させますので、9月のブロック会議についてということでございますけれども、今後財政のシミュレーションというんですか、財政的なことについて、9月の会議でそれを検討していくということでございます。

したがって、これまでの中で、いろいろ芦北町のほうは財政シミュレーションを出していらっしゃいますけれども、何を根拠にどの部分を出していらっしゃるのか、今の時点で財政シミュレーションを出すのは難しい、不可能じゃないかなと私は思っております。

そういう意味で、これは言っていないかわかりませんが、思い切って言わせていただきますと、そのシミュレーションの内容をどういうシミュレーションされたのかということで、その資料を出していただきたいということでお願いをしたけれども、出していただけませんでした。そういう意味で、9回目の会議の中でそういった財政的なことを、今、議員のおっしゃったようなことを検討していくという段取りになっていたところでございます。

○議長（真野頼隆君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 災害時要援護者避難システムについてのお尋ねでございますけれども、このシステムにつきましては平成23年度の予算で県の補助をいただきまして作成したシス



テムでございます。これにつきましては、関連する総務課、それから福祉課、健康高齢課、社会福祉協議会等が一体となりまして、さまざまな情報を電算化されたシステムのほうに入れて、災害時に役立てようとするシステムでございます。特に高齢者、それから障がい者等の方、災害のときには避難もなかなか簡単にできませんので、その方につきましてもさまざまな個人情報、それからどなたが助けにいくかとか、またはその一人一人の方がどのような道順で避難すべきかとか、そういう情報を入力するシステムでございます。

ただ、これにつきましては昨年一応システム上は完成いたしましたけれども、それに入れるデータ、これを今年度中に入れる形になっております。そしてまた、最終的にはデータを入れましても、今度は逆にそれを活用する場合、どこまでその情報を出すことができるのか、消防、警察、それから消防団等でございますけれども、どこまで出せるのかということになりますと、おのものの同意が必要になりますので、そのあたりを今検討しているところでございます。以上です。

○塩崎信介君 議長、今最初市長に答えていただいた自主防災組織の中での避難訓練をやっているのかというふうな質問に対して答えがなかったんですけど、やってないということであれば、やってないと答えていただきたいと思いますけど。

○議長（真野頼隆君） 避難訓練をやった実績があるのかどうかということの、議事録ですね、議事録があるのかどうか。

○塩崎信介君 要するに証拠ですよ。やっぱりそれは行政が指導すべきことで、それはきちっと行政は把握しておく、どこ地区はどういう問題がある、それは当たり前のことです。平成18年から消防法変わっている、要するに宝川内の事故があっていると、そこですよ。

○議長（真野頼隆君） わかりました。そのことで、議事録があるのかどうか、やった実績がある、答弁をお願いします。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 私も、今手元に資料がございませんので、全てのところがやっているかどうかというのちょっとお答えできません。実は、私が福祉課におりましたときに、10区の宝川内地区ですけれども、実際に総務課と私ども一緒になって協力しまして、宝川内地区の避難訓練、これは10区全体になりますが、そういうのは行っております。ただ、それにつきましては議事録等まで作成してあるかどうかというのは、ちょっと今現時点ではお答えすることはできません。以上です。

○塩崎信介君 ということは把握していないということで理解してよかですね。

○議長（真野頼隆君） だから、今そのように答えましたので把握していないということです。

○塩崎信介君 把握していないということですね、わかりました。

○議長（真野頼隆君） 暫時休憩します。

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

塩崎信介議員。

○塩崎信介君 ジャあ、今の避難訓練のことはそういう形で確認していただくということですけど、そういうのを含めて、自治会長からの意見等を加味したときにでも、やっぱり今の自主防災組織のあり方といたしますか、それはやっぱり行政がリーダーシップをとってきちんと指導していく必要がある。特に山間部は高齢化が進んでいるわけですから、先ほど災害の要支援のシステムがどうのこうのという話がありましたけど、やはりこれからはそういう、要するに自治会の26区ごととかそういうことじゃなくて、隣近所10軒ぐらいがそういうシミュレーションで常にこういう災害が起こったら、誰かがあの人を助けるとか、誰かがあの人に避難を言いに行くとか、そういう形をとるように、実際地域に密着した防災体制をつくらんことには。

いろいろ行政はマニュアルとかなんとかいっぱいつくっとるんですよ。それは、だから市民にはわからんわけですよ、行政がつくったって。例えばですね、ここにですね住民への周知ということでいろいろ書いてあるんですけど、先ほど言いました防災行政無線、NTTドコモエリアメール、自主防災責任者へ連絡するとか書いてあるんですけど、じゃあ間違いなくこれだけで100%市民の方にそういう情報は流れているかということと流れていないわけですよ。だから今になってでも無線が聞こえんということは、それ以外にそういう手段がないということと言われてるわけですよ。そこまで突き詰めてやっていただかないと、やっぱり市民サービス、先ほども大川議員も言われましたけど、市民の命と財産を守るという大前提があるわけですから、そういう形でですね、要するに自主防災組織を見直すつもりはあるか、一つお答えいただきたいと。

それと、これも6月の答弁の中で、戸別受信機につきましてという中で、防災ラジオというのを戸別受信機にかわる形で販売した。そのことに対して防災行政無線は老朽化していると、実はデジタル化の問題がございますということで書いてあるんですけど、これはどういうことなのかちょっと教えていただきたいと。今の質問2点ですね。

あとは、3点目ということで城南ブロックの件ですけど、今市長から非常に明確でない答弁をいただいて、要するにブロック広域化というのは市民に対してメリット・デメリットというのは非常にわかりづらいわけですよ。一応、会報という形で配布されとるんですけど、それはあくまでもいいとこだけしか書いてないわけですね。それだけじゃなくて、やっぱり何かを新しくすることはデメリットも発生するわけですね。そういう情報を市民にきちっと教えてあげるといふ形での情報開示をしていただかないと、いいとこばかりだと逆に疑ってかかるというところ

ろもあるわけですから、そういう意味で、今後市民へのデメリットということを情報を流すつもりはないのか、質問としては３点ですね。

あと、要望という形で、深水吉毅先生のやつが出て、宮本市長は、今の場所でいいという方ですけど、今はだから体育館の横に建っているわけですよ。桜の木の葉っぱがいっぱいあって、もう３号線が見えるところじゃなかですよ。あそこ通らんとわからんわけですよ。だけでも、今回９月１日防災の日ということで、いい機会だと思って上げたわけですが、やはりこの水俣は今になっているということは、そういう方々の苦勞があって、洪水や水害がずっとあって、そういう中で、やはりこれは水俣の市民が頭に入れる、市民がそういうふうな人がいたと、水俣は徳富蘇峰先生とか蘆花先生とかそういう話しか出ていませんけど、我々生活に密着した功績のある人という感覚からすれば、もっと表に出す必要があるんじゃないかという形で、これは要望ですけど、やっていただきたいというふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、自主防災組織の見直しあたりをやるべきではないかというような御質問でございますが、これは先ほどおっしゃったように、行政のほうも随分出かけておりますが、今後、行政のほうからも頻繁に出かけて行って、そしてさらに細やかな自主防災組織を構築していきたいとそのように思っております。

それからもう一つ、メリット・デメリットも含めて市民の皆さん方に公表すべきではないかというような御質問でございました。私はあくまでも、今議員がおっしゃったように、この広域につきましては、いろんなメリット・デメリットがあると思うんですが、基本的には市民の安心・安全を守るというのが一番基本でございますので、そういった意味からこの広域を進めていきたいというような思いでやってきたところでございます。

おっしゃるように、確かにメリットといいますと、やはり一分でも一刻でも早く現地に到着するのが明白であろうというのが最大のメリットだと思いますし、デメリットといたしますと、人事の件もございますし、あるいは職員が何人か本部のほうに転勤をしなきゃならないとか、いろんな部分も出てくるだろうと思っております。そういう部分につきましては、できるだけ市民のほうにも納得いただけるように御説明をさせていただきたいと思えます。

それからもう一つ、深水吉毅先生の件でございますが、要望ということでございますけど、私も見せていただきました。確かにあそこはきれいに払わんといかんなというような思いですが、碑文の一番最後のほうに、ここが水俣河川を改修された深水先生ゆかりの地としてここに建立したんだという碑文がございましたので、こういう答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（真野頼隆君） 本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 防災無線のデジタル化の問題の件についてですけれども、これにつきましては、法の改正で水俣・芦北消防広域本部の無線は、たしか27年か8年だと思いますけれども、それまでに必ず整備を終わらなきゃならないとなっております。市町村の防災無線については、そこまでの縛りはございませんけれども、実際、先ほどもお答えしてありますように、非常に市の防災無線というのは長期にわたっておりますので老朽化しております。しかしながら、このデジタル化を当然今後は進めなきゃならないわけですけど、それにつきましては多額の経費を要します。ですから、その辺はほかの事業とすり合わせを行って、計画的に行っていく必要があると、そのために今、現時点確かに不備なところもございますけれども、そこまで手を入れるべきかどうかというのはちょっと非常に難しい問題じゃなかろうかなと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について順次お答えいたします。

まず、市内小・中学校のいじめの実態はどうなっているのか、またいじめへの対応はどうしたのかとの御質問にお答えいたします。

先ほど、大川議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、平成23年度は子どもアンケートから小学校で206件、中学校で56件っております。また、今年度4月から8月までの件数は、小学校174件、中学校27件となっております。

各学校におきましては、まず、いじめ防止のために人権教育に力を入れるとともに、いじめの早期発見のために、教育相談やアンケート調査等を積極的に実施をしております。いじめを発見した場合には、いじめられた児童・生徒、いじめた児童・生徒双方から丁寧に聞き取りを行い、事実関係を確認・把握した上で、当該児童生徒の指導及び謝罪、保護者への連絡、事後の継続観察・指導をしております。

教育委員会では、いじめの報告がありましたら、直ちに詳細の確認をするとともに、該当児童・生徒の様子について把握するよう努めております。また、未解決のいじめにつきましては、早期解決につながるよう、学校全体での協力体制づくりをお願いしております。

次に、子どもが関係する社会的事件が多発しているが、情操教育の見直し・強化が必要だと考えるがどう思うかとの御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、子どもたちの健全育成のためには、情操教育の充実は不可欠であると考えております。議員お尋ねの情操教育について、学習指導要領の中で、学校では道徳の



時間を中心とする心の教育に力を入れるとともに、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛し、公共の精神をとうとぶ教育の充実が求められ、各学校では既に計画的な実践をしているところがございます。また、読書による情操教育のため、全ての小・中学校で読書の時間を日課に位置づけ取り組んでいるところです。

さらに、情操教育は学校教育のみならず家庭教育の充実も不可欠です。学校と家庭が協力して行うノーテレビ、ノーゲームデーを実施し、テレビを消し、ゲームをしない時間を設けることで、家族の団らんの時間を確保したり、親子読書をしたりする取り組みを行っております。また、県教育委員会が開催する家庭教育力の向上を目的とした親の学びプログラムに参加を呼びかけてもいます。

教育委員会といたしましては、郷土水俣を愛する児童・生徒を育てる目的で、今年度、小学校副読本「心ゆたかに水俣」の改訂作業を始めました。今回は、これまでの内容に水俣の歴史、自然、文化、文化財、偉人等の内容を加えて改訂を進めます。また、総合的な学習の時間では、水俣科を意識した授業をしてもらい、郷土水俣を愛し、誇りに思う児童・生徒の育成を図りたいと考えております。

次に、教職員と保護者との関係が希薄になりつつあるが、今後はどうするのかとの御質問にお答えいたします。

各学校は学校だよりや学級だよりなどを活用して情報を発信しています。ただ、いじめや問題行動など、重要な教育課題については、正しい情報を発信し、必要に応じて保護者や地域の力をかりることも必要かと考えています。また、全ての小・中学校で学校応援団の取り組みを実施しております。地域の人に授業のお手伝いや読み聞かせをお願いしたり、登下校時の安全指導をお願いするなど、各学校独自の活動が実践されています。地域の方々に学校に関心を持っていただき、地域の力を学校に使わせていただくものです。これを組織的・計画的に行うのが地域支援本部事業です。平成21年度、22年度が水俣第一小学校、平成23年度から水俣第一中学校、袋小・中学校で行っております。さらに、平成23年度からは水俣第一小学校、水俣第二中学校でコミュニティスクールを実践し、地域とともにある学校づくりを進めているところです。

このような取り組みを通して、学校と保護者・地域の関係がより緊密になり、校区全体で子どもたちを育成していく地域力を高めていきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 この問題は先ほど大川議員のほうからも質問をされまして、それに対して答弁という形で終わっているわけですけど、私のほうも私なりに情報を、これは平成23年度における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況ということで、教育委員会のほうから資料いただいて、これ見てみますと、非常に学校の先生が一生懸命やられていると。件数の話

が今ありましたけれども、ほとんど100%近く解決しているということで、やっぱり教育委員会を初めとして学校の先生が頑張られているなというのはよくわかります。

それは、私も中学校3校の校長及び教頭さんと面談をさせていただきました。その中で非常に大きな問題というのは、先ほども大川議員のときもありましたけど、保護者・学校との関係といえますか、学校はいろいろ先生方の話し合いとか何かされているんですけど、例えば、家庭に担任の先生が行って、家庭訪問という形で年に1回しかされていないということですけど、それ以外に例えばPTAとかいろいろ学校で会合があったときに出ない人が3割ぐらいいると、保護者として出てこない。そういう人に限って、子どもに何かあったときにはクレーマー的なことで、が一っと文句を言うて帰ると、それで、そういうところの子どもは確認したわけじゃないけど、余りいいほうじゃないなというふうな感じで話をされていました。

その中で、ある中学校の校長とお話しさせていただいた後、授業を見せてくれとお願いし、教室をちょっと見て回りました。私と校長と教頭と見て回って、たまたま2年生の学級で女性の先生が教鞭をとられていまして、真ん中に男子の生徒が2人おりました。前の生徒が後ろを向いて、後ろの生徒と話をずっとしています、我々が行ってもずっと話をしています。それで、女の先生が注意しましたが、何にも変化なし。教頭が注意しましたが、何も変化なし。

そういう状況で、先ほど荒れてとかということがありましたけれども、一生懸命勉強している子ども周りにいるわけですね。そういう中で、そういう行動はですね、私もたまたま見られたというか、見せていただいたわけで、そういう子どもというのは、我々が子どものころは教室外に引っ張り出されて、バケツ持たされて、立っけというぐらいの先生としての威厳があったわけですけども、やっぱりそこら辺が今非常に、先ほど父兄と学校との関係が希薄化しているということがあつとですけど、それはやっぱり学校の先生だけじゃ大変だと思うんですよ。

そういう中で、私が思うのは教育委員ということで、教育委員会の中に委員の方が4人おられるわけですよ。それなりに人生経験もあるということからして、そういう親に対して、そういう人は指導をするという形で、要するに子どもを含めたところで、そういう教育を教育委員の人にできないのかどうか1つ質問させていただきたい。

もう一つは先ほど教育長からも話ありました読書による情操教育ということを言われております。私も校長にいろいろ聞いたら、朝から自習のときには読書させているということで、まあこれはいいと思うんですけど、そういう中で、水俣市の場合は日本一の読書のまちづくりということとずっとやってきているわけですけど、そういうふうな読書についてやろうとやっているわけですが、結果として読書率がほとんど上がってこないというふうな現実があるわけですね。蔵書としてはいっぱいあると思うんですけども、そこら辺の読書率が上がらないということに対して何か意見があれば教えていただきたいと、2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） お答えいたしたいと思います。

問題行動があるそういう子どもたちに、教育委員会だと思いますけれども、直接指導ができないのかということだったと思いますが、学校自体の経営というのは、学校管理の規則に基づいて、校長が大きな権限を持って仕切っているというのが実際のところでございます。ですから、直接的に我々がどうだこうだというのは非常に難しいのかなというふうには思っておりますけれども、私どもも、その学校に対しては非常に注視をしております、もう数カ月もいろんな指導あるいは臨時の教育委員会を開くなどして事情を聞いたり、あるいは対策を練ったりということで、いろんな積極的な指導を実は行ってきております。しかし、なかなか改善がなされていないということで、私は先ほども大川議員にも申し上げましたけど、誠意と情熱というのが足りないんじゃないかというふうなことを常々実は言っております、足りないならばだれを使うかということになれば、やはり保護者だったりPTAだったり、あるいは地域の人だったりというふうには実は思うんですね。そのためにはやっぱりきちんとした情報を流してやって、協力を求めていくというのが一番大事かなというふうには実は思っております、いろんなケース会議をやっておりますけれども、その中にも我々教育委員会も入っていきまして、一緒に考えるようにしております。

ただ、その中には地域住民の方、入っていらっしゃると思いますので、それをいかにして正しい情報を流して、みんなでサポートしてもらおうと。以前、十数年前にそういう大きなあれがあった経験を皆さんお持ちだもんですから、地域住民の方、すごい必要以上に多分心配を、我々以上にされているかもしれませんが、協力したいという姿勢がある。みんなの目で子どもたちを支えていくというふうにできればしていきたいというふうに、これからも努力していきたいなというふうに思っております。

それから、情操教育の話でございます。本当にこれは人づくりの基本だというふうに実は思います。教科でいけば、知識と情操のほうに分かれるかと思うんですけれども、知識でいけば、英語・数学・理科・社会というのが知識、詰め込み教育の主たるものかなと。情操教育というのは道徳が一番中心になろうかと思っておりますけれども、あと例えば音楽だったり美術だったり技術だったり、あるいはスポーツ、体育だったりとかいうふうにすると思うんですね。それとキャリア教育と申しますか、いろんな経験から学ぶということだというふうに、その中にももちろん読書も入っているというふうに思います。

学校では、実は読書活動はすごい盛んなんですけれども、小学校では議員も御存じのとおり、かなり冊数を年間読んでおります。確かな数字は言えませんが、30冊以上は多分読んでい

るんじゃないかなと思いますが、中学校になりますと、ほとんど読まないというか平均4.5冊だと、年間ですね、というふうな数字も上がっているかと思いますが。何でかといえば、もう御存じのとおり、すごい子どもたち忙しいというか、部活もせないかん、授業の宿題もせないかんとかいろいろありまして、なかなか読めないということでございます。

しかし、今言われましたように、情操教育が人をつくる、豊かな心をつくるということを思いますので、私、水俣科の提案をしておりますので、「心豊かに水俣」というこの冊子がございます。実はこの内容を先ほど言いましたように充実させて、水俣のことをこれを見ればわかるみたいな、そんなにはならないかもしれませんが、充実をさせて水俣を知る、郷土に誇りを持つことから自分を自尊感情を高めていくとか、そういうことで、そういういじめとか問題行動が起きないような人づくりにつなげていければというふうに思っています。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 あとは、要望ということで宮本市長に聞いていただきたいんですけど、校長といろいろ話した中で、これ言うともうすぐばれるんですけど、体育館の雨漏りがひどくて非常に体育、いろいろ行事等もやりにくいという校長がおるんもんですから、早急に修理してもらいたい。それと、ことは特に暑かったということで、教室にエアコンをつけられんかと、やっぱり生徒もこの暑さで集中力がないということで逆にいじめ、いらいら、我々も汗だくでやるといらするわけですから、子どもたちは特にそういうふうな学習の環境というのを整えていく必要があると。費用対効果、お金がかかるという問題ですけど、その辺は考えていく必要があるんじゃないかと。

もう一つは、特別支援委員の数が足らないと、学習障がい者が結構出ているということで、その辺は宮本市長も経験者ですから、わかっておられると思うんですけども、予算を伴うことですから、少しずつでもそういう形で予算をとっていただいて、できるところから進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（真野頼隆君） 次に、行政改革について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 次に、行政改革について順次お答えいたします。

まず、6月議会で答弁があった新たな人事評価制度とは具体的にどういう制度になるのかについてお答えいたします。

地方公務員の人事評価につきましては、地方公務員法の能力実証主義を前提とした勤務成績の評定の規定に基づいて職員の勤務評定を行っており、本市も同様に勤務評定を行っております。勤務評定でも、職員の業績や能力を評価しておりますが、民間で行われているような人事評価を



行っている自治体はごくわずかです。また、公務員を取り巻く環境は、時代の変化及び地方分権の推進の中で、取り組まなければならない行政課題が複雑・多様化し、その変化のスピードも速くなってきている上に、行財政改革によって職員数が大幅に減少し、職員一人一人の負担が大きくなっております。

このような中で、住民の期待にこたえ、良質で効率的な行政サービスを提供するためには、職員個々の能力や実績などの把握と、めり張りのある処遇の実現によって職員のモチベーションを向上し、公務能率の一層の増進を図っていくことが必要です。

このようなことを背景として、先進的な自治体においては、国家公務員に先んじて、職員の能力・実績主義を重視した人事評価への改革に取り組んでおります。

国家公務員については、平成21年4月1日に施行された国家公務員法等の一部を改正する法律によって、人事評価は発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価と定義され、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものとして明確に位置づけられております。また、人事管理は、人事評価に基づいて適切に行うこととされ、平成21年10月から人事評価が実施されております。

ただいま申し上げましたように、新たな人事評価制度とは、職員の能力・実績主義を重視した評価制度のことです。先進的な自治体や国の制度を見ますと、組織の規模や制度導入の考え方によって評価項目や運用方法などは異なりますが、基本的には業績評価と能力評価で構成されております。

業績評価は、目標管理の手法を用いた評価方法で、年度当初に所属長が各職員の面談を行いながら、組織目標に沿った個人目標を設定させ、その目標が達成できるよう指導・助言を行い、期末に目標の達成度を評価するものです。能力評価は、職員が職務を遂行するために発揮した能力や行動、職務に対する姿勢などを評価するものです。評価結果については、所属長が面談を行いながら、各職員に評価結果をフィードバックし、人材育成に資するよう来期に向けて助言を行います。また、評価結果は、昇給、勤勉手当、昇任など職員の処遇に反映することになります。本市が導入を検討している人事評価制度についても、同様の制度を考えております。

人事評価制度は、職員の理解と納得が得られ、評価の公正性及び透明性の確保が前提であり、それらの条件が整っていない場合は、職員の中に混乱と不信感を招く結果となりますので、制度の構築と導入は慎重に行いたいと考えております。

次に、職員の接遇改善が見られない状況の中で、風土改革について管理職の役割は何かとの御質問にお答えいたします。

職員の接遇改善については、これまでも一般質問にお答えしておりますように、接遇マニュアルの活用、課内ミーティング時などでの接遇改善についての話し合い、福祉課や税務課での来客

対応を意識した机への配置変更、ビジネスマナー研修、サービス向上研修、クレーム対応研修への職員の派遣などの取り組みによって、職員の意識は徐々に変わってきております。待遇に対する市民からの苦情も減少してきており、職員の待遇に対する意識は改善されてきているものと思っています。また、職員の待遇改善に対する管理職の役割は、適切な待遇を行うよう職員を指導し、問題がある行動については改善を求め、職場全体の待遇向上に努めることだと思います。

次に、民間が実施している進級試験制度を取り入れ、職員の意識改革を進める考えはないかについてお答えいたします。

昇任についての試験制度は、規模の大きい自治体や都道府県などでは、係長や課長などへの昇任試験として行われております。昇任試験は、職員の能力を試験によって実証することにより、年齢にかかわらず、能力と意欲が高く、課長または係長としてふさわしい人材を登用することが可能となり、そのことによって公務能率の増進と住民福祉の向上を図ることを目的としています。

昇任試験の効果として考えられることは、若手職員の登用が促進されることにより、組織の活性化や若手職員の意欲の向上が期待できるとともに、年功序列的な人事からの脱却が図られることです。一方、昇任試験の勉強に専念し、仕事をおろそかにするなどのデメリットがあることに加え、実際に昇任試験を実施している自治体で見られる現象では、試験への抵抗感が強い、受験に受からなかった職員の士気・意欲が低下する、管理職に魅力を感じないため、潜在能力があるにもかかわらず受験しないなどの理由により、昇任試験の受験率が低下する傾向にあるようです。

昇任試験につきましては、ただいま申し上げたようなメリット・デメリットがあり、また、昇任試験を導入した場合に、どのような形で人事に反映していくのかといった課題などもありますので、まずは、人事評価制度の導入を行いたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 時間がありませんので、急いでいきますけれども、今、人事評価制度の説明がありまして、そういう形で進めていただきたいと思います。私、根本的に地方公務員制度の概要ということでここにあるんですけれども、その中で一番いかなのは身分保障ということがあるわけですね、項目的に。民間の場合は業績が落ちました、じゃありストラします、報酬をカットしますという形で民間というのは非常に一生懸命やっとなるわけですよ。ところが地方公務員の場合は身分保障という非常にこの辺がですね、まあそういう人ばかりとは思わんですけど、仕事に対する取り組む姿勢がちょっと不足する傾向にあるんじゃないかなと、この身分保障について簡単に話をしていただきたいと思います。

もう一つは、水俣市の第4次行財政改革ということで、もうずっと私やっています。これにも書いてありますように、PDCAサイクルを回してきちっとやりますということで書いてあるんですけども、今言いましたように待遇が本当になっていないと。前回、6月議会のときに私は

受付の話をしたら、最近非常によくなりまして、私を見ると、にこっと笑って、私がいるという話ですね、先に声かける人はいないんですけど、次は2階だと思うんですよ、2階。2階の市民課あたりの女性というのは本当、たまたま私、教育長のところに行ったりとか、あそこ通ったりとか、あとは中田部長のところに行くときに事務所の中を歩いていくんですけど、中田部長はタコ部屋みたいなところにおいて、どこかわからんぐらいのところにおるんですけど、そういうときに非常に、私この前も言いましたけど、だれやろうという顔で見るわけですよ、女性がですよ。じゃあ、接遇で何を言っているのかと、市民が来たらにこっと笑って、言われる前に声かけしよう、もうずっと言っているわけですよ。だから、こころという接遇マニュアルはみんなに配りましたと言ったって、絵に描いた餅、読まない人がほとんどやと思うんですよ。となると、これずっと言ってもしょうがないから、例えば市長のパトロール、副市長のパトロール、部長のパトロールと、毎月1回ずつ、例えば市民課のあの辺に立つとって見ておく。実際そういうふうなことで、山本五十六じゃないですけど、見せてやってるとこ見るといって行動を起こさんと、風土的にそういう体質になっとるわけですよ、今。これは洲上議員もずっと言っています。

我々も視察であちこち行きますけど、全て民間の銀行並みに市民側に向いているんだけど、市民からしたら部分的にしか向いていないと、中田部長のところに行くときに、例えば係長か課長か知らんけど、その後ろ通っていくとき、こんにちはと言っても何も返答がないわけですよ。だから管理者が挨拶しない、そういう状況で職員が挨拶するわけじゃないじゃないですか。接遇マニュアルには挨拶しましょうと書いてあるわけですよ。それが何で生かされんかといったら、やっぱり管理者がしっかりしとらんからでしょう、宮本市長以下初めですよ。

だから、そういうふうに逆に定期的に市民課を中心にパトロールする。市民が来たら市長が声かけをする、副市長が声かけする、そのぐらいの具体的な対策をとらんことには、今職員はわかんんですよ。そこはどう考えるか教えていただきたいと、その2点でいいです。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 塩崎議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

身分保障ということの御質問でございますけれども、答えになるのかちょっとあれですけども、御存じのように、公務員の場合、試験を受けさせていただきまして、それからその雇用につきましては、主に市民の方の税金という形になっているわけです。ただ、それ以外に民間と違いますのは、例えば、給与等につきましては、これは人事の評価ということで労使交渉はできないという形になっておりますし、またストライキ権等もございません。そういうような制約があるという形で、その辺の民間と違う給与体系とか、そういうことをしていると思います。

済みません。以上だけにさせていただきます、また後で検討させていただきます。



○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 接遇が非常に悪いということでございますけれども、改めて受けとめなければならぬと思っております。できるだけ、私も含めまして副市長もそうなんですが、市民の皆さんが役所においでになるときには、できるだけ声をかけたり御挨拶をさせていただいているところでございますけれども、今後も率先して、そういう形をとっていかなければならない。職員の目につくようにといいますか、職員の前でも率先してそういう指導していかなきゃならない。できるだけ、私も今各課を回って、雑談をしたり、いろんな話をさせていただいておりますけれども、引き続き、そのことは十分しっかり受けとめさせていただきたいと思えます。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 じゃあ、最後に要望といいますか、そういう形で締めたいと思えますけれども、これは財政から水俣市決算状況、歳入・歳出ということで資料いただきました。その中で水俣市民からいただいている税金、地方税という形で23年度の金額があつて、その中で人件費ということで、特別職員を除いた職員の報酬という形での数字があつて、それを計算してみると、要するに地方税に占める職員の報酬、金額というのが52%ぐらいあるわけですよ。ということは非常に人件費としては多いわけですよ、水俣の市民からいただいた税金に対して職員の給与が多いと。宮本市長は2期目の立候補されたときに、人件費を10%削減する、定数を10%削減するということが言われているわけですけど、その辺が全然生かされていないという意味からして、やはり今市民の生活というのは非常に苦しいというのはわかっておられると思うんです。それを自分のこととして宮本市長以下執行部皆さんがきちっと、そういうふうな気持ちで市民に対応すれば、おのずと優しさが出たりとか、それが市民サービスの向上だと俺は思うんですよ。自分たちは給料もらっていて、来たらもう全然愛想のないような返事したりとか、そういう状況は今でも続いているというのは大きな問題だと思いますので、宮本市長、今後、職員に対する考え方、即対応・即実践といってもされていない、そういう現実が今本当にあるわけですから、それはやっぱり肝に銘じて、あと1年半やっていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時45分 休憩

---

午後1時29分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

水俣で抜本的に解決しなければならない課題、それらを教訓に進むべき水俣の将来像、そして人の心を豊かにする文化の課題について質問いたします。

私はことしの7月、5人の同僚議員の皆さんとともに福島県を視察しました。目的は無論、原発被害についてであります。

原発より北の相馬市では、放射能が高い山間部では水田にお米がつくられていませんでした。南のいわき市では、中央付近で水俣の20倍から25倍の放射線線量でした。原発に近づくと線量が上がります。20キロ地点は機動隊が封鎖しておりました。そこは100倍から200倍、この近くに1,000人が働く工業団地がありましたが、今は閉鎖、この町は広野町という町です。人口5,000人、町長は帰町宣言を出しましたが、帰った町民は500人、役場の職員は避難先から出勤しているそうです。この町の小学校に通う保護者に来年度から通学させますかとアンケートをとったら、させるという回答は16%。内部被曝の危険性では、昨年のお米は耕作放棄、線量が高く出荷停止、一部は自家消費に回ったものの、ほとんどの米を県が買い取ったそうです。

私たちはレンタカーで移動しました。福島は果物の宝庫で、至るところに販売所があるのですが、全部閉まっていました。いまだに避難している住民が16万人、これが福島の現状でした。

ことしは電気が足りなくなると大飯原発の2基が稼働しました。しかし、家庭や企業の節電で関西電力管内でも供給量の91%、十分足りました。全国でも足りています。

経済界は原発を利用しなければ電気料金が上がると原発にこだわっています。しかし、政府の試算でも原発のコストは安くありません。福島の事故では処理費用、賠償など全く見通しが立たず、今後どれだけの費用がかかるのか、コストがどこまで高くなるのか算定すらできないでいます。

国民の意向はどうか、政府の討論型世論調査でも原発ゼロが増加しました。また、エネルギーの選択で何を重視するかでは、安全の確保が92%に上っています。原発がゼロになると雇用が減るという話がありますが、省エネや再生エネルギー政策を進めているドイツでは新たな雇用が生まれています。

私たちの進むべき方向は、福島の事故の教訓を踏まえ、脱原発、省エネ、再生可能エネルギーで持続可能な社会をめざすということではないでしょうか。

以下、具体的な質問に入ります。

#### 1、水俣病について。

①、水俣病胎児性の患者さんたちの周りには、重篤ではないがさまざまな被害を持つ方々の存在が推測される。熊本医学会誌50巻4号に、精神遅滞の臨床疫学的研究という論文がある。そこ

ではどのような症状がどれくらいの人たちに確認されたと述べているか。

②、水俣病特措法には、熊本・鹿児島両県でどれくらいの住民が申請したのか。

③、水俣病特措法の受け付けが始まってからことしの7月までに、戸籍の附票抄本及び公簿廃棄済証明書は何通発行したのか。

2、水俣環境まちづくり戦略について。

①、ゼロ・ウェイスト円卓会議、環境にやさしい暮らし円卓会議、観光と公共円卓会議、環境大学・環境学習円卓会議、エネルギーと産業円卓会議の5つの円卓会議は市民参加で議論がされている。その議論の進捗状況について。

②、水俣環境まちづくり戦略では、水俣の地域経済の実態を3つの角度から分析している。その内容はどのようなものか。

3、太陽光発電の普及について。

①、平成24年度の太陽光発電への補助金予算は前年にも増して申し込みが殺到し、6月末で底をついたと聞く。その要因をどのように考えるか。

②、太陽光発電の補助金として9月議会の補正予算に1,650万円が追加されている。予定件数と経済効果はどれくらいと考えているか。さらに、これまでの累計設置件数と経済効果はどれくらいか。

4、水俣城の発掘調査について。

①、ことしは、お城に登る石段が発掘され、お城の輪郭が少しずつ調査・解明されています。今回の調査結果と分析について。

②、現代の水俣がいきなり出現したわけではありません。原始、古代、中世、近世、近代、現代という流れの中で命をつないできた歴史があります。歴史民俗資料館については6月議会でも取り上げました。教育長は構想づくりから始めると答弁されております。その構想づくりの進捗状況について。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病については私から、水俣環境まちづくり戦略については副市長から、太陽光発電の普及については福祉環境部長から、水俣城の発掘調査については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、水俣病についての御質問に順次お答えします。

まず、水俣病の胎児性患者さんたちの周りには、重篤ではないがさまざまな被害を持つ方々の存在が推測される。熊本医学会誌50巻4号に精神遅滞の臨床疫学的研究という論文がある。そこではどのような症状がどれくらいの人たちに確認されていたと述べられているかとの御質問にお答えします。

論文で述べられていますこととしましては、先天性水俣病が多発した水俣市の汚染地区A中学校において、1955年4月から1959年3月までに生まれた223人の生徒に対して、精神医学的・神経学的一斉検診を行ったものであります。なお、漁場が有明海であり、不知火海とは無関係である点を除く、経済的にも生活様式も近似の地区としてB中学校区を対象として選定して調査を行い、考察したものであります。

調査の結果としましては、A中学校においては、29.5%（66例）に精神所見、39.9%（89例）に神経所見、21.5%（48例）に両所見が見られ、神経所見の出現率及び精神・神経所見の両者が見られるものの、出現率がB中学校区に比較し高率であったとのこと。また、神経所見は軽度であるが知覚障害21.5%（48例）、構音障害11.7%（26例）、アディアドコキネーゼ9.0%（20例）、ジスメトリー4.0%（9例）、軽度失調5.8%（13例）などが対象より有意に高率に見られた。精神科医の診断による精神遅滞17.5%（39例）、情緒障害19.7%（44例）等が見られたと述べられています。

次に、特措法には熊本・鹿児島両県でどれくらいの住民が申請したかとの御質問にお答えします。

熊本・鹿児島県両県にお尋ねしましたところ、特措法締め切り日である平成24年7月31日までの申請は、熊本県が4万2,961人、鹿児島県が2万82人とお聞きしております。

次に、水俣病特措法の受け付けが始まってから、ことしの7月までの戸籍の附票抄本及び公簿廃棄済証明書の発行件数について申し上げます。

平成22年5月から平成24年7月までの戸籍の附票抄本の発行件数は2,437件、公簿廃棄済証明書を含む諸証明の発行件数は5,413件となっております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問を行います。

市長、答弁いただいた熊本医学会誌50巻4号は、2つの中学校を比較している。改めて申し上げますと、水俣市内のA中学校と有明海に面したB中学校を比較して精神遅滞と神経学的所見と運動機能について比較をしたのがこの論文です。その詳しい中身については後でまた質問をしたいと思えます。

ところで、ことしの6月11日に水俣病研究の第一人者であった原田正純先生がお亡くなりになりました。心より哀悼の意を表したいというふうに考えています。先生は高名な研究者ですけれ

ども、患者さんとはいつも親しく接しておられたのを思い出します。また、胎児性の患者さんたちが声にならない声を出しながら先生というふうに声を出しておられた姿を思い浮かべます。

原田先生の特筆すべき業績は、全国統計からすると1つの集落あるいは地域に高率の脳性小児麻痺の患者さんが発生している。この患者さんを丹念に一人一人診察して、共通症状はないのかということ積み上げていって、熊本大学の病理学の武内教授の分析結果も併せて、この病気が母体内で起きた有機水銀中毒による神経精神障害、中でも神経症状がこれまで確認されていた水俣病の病像と同じである。また通常の脳性小児麻痺の患者さんとは脳の損傷の違い、症状のあらわれ方から区別できるということを医学論文でまとめられました。これは、世界の医学会では衝撃を持って受けとめられたと私は聞いております。

つまり、母親の胎盤には毒物が胎児にいかないような機能がある。ところが、この有機水銀はいとも簡単に胎盤の機能、バリアを突き抜けてしまったというものだったからであります。このバリアがあるからこそ、人類にしろ動物は種の継続が維持されて子孫が残されてきたわけですが、その機能が奪われるんだということを、この論文で世界に発表されたということでもあります。1964年、昭和39年のことでもあります。

この分野だけでなく、先生は成人の慢性水俣病患者の病像解明や水俣病患者の救済に向けて幾多の裁判の証言にも立ってこられました。目の前の患者さんの救済だけではなくて、人類の継続的な繁栄という観点からも私は感謝を申し上げたいと思っていますところ です。

さて、2回目の質問に入りますけれども、特措法には、今答弁ありましたように2県の合計で6,343人、1995年の政治解決では約1万2,000人です。そのほかに裁判で解決された方あるいは認定になった方を合計しますと7万人を超えるんじゃないでしょうか。

また、答弁にありました戸籍謄本の附票抄本あるいは公簿廃棄済み証明書の発行が7,805通ですから、このいろんな証明の発行の全てが水俣病関連ではないにしても、この発行数は脅威的な数字だと私は思いました。20年代、30年代、40年代、50年代に水俣に住んでいて住民票を市外に移された、あるいは現在居住されている方への被害の広がりを示すものだというふうに思います。

ところが、特措法は切られました。しかし我々の知る限り、さまざまな理由で名乗り出られなかった被害者の方たち、あるいは情報の不足とか、申請しなかった被害者がいらっしやると思います。それは市外転出者が40年代だけでも3万人を超えるというのは6月議会の答弁であったとおりであります。私は、これらの数字から見て、今回の6万人を超える申請者は氷山の一角だとは思えません。同時に、今回の特措法には大きな欠陥があった。

今回は44年12月以降に生まれた患者さんに絞りますけれども、答弁がありましたように、この中学校では胎児性患者さんたちのすそ野に17.5%の精神遅滞があった。神経所見についても高率であったというのはそのとおりです。



それで、今答弁があった数字とは別に1953年（昭和28年）と1954年（昭和29年）、1959年（昭和34年）生まれの同じ地区のA'小学校を調査したところ、精神遅滞の発生率が29.1%です。これらの結果を見ても、この発生頻度が高いということを改めて私はこの間、これらの資料を学習する中で思いました。

それで2回目の質問を市長にしますけれども、これらの調査を受けられた方たちが現在どうされているかというのはわかりません。生存なのか死亡されているのか、また水俣病の何らかの救済措置を受けられているのか受けられていないのか、詳細はわかりません。しかし、このような外因性の精神遅滞が水俣市民の中で存在していた。たくさんの障害を抱えながらもここで生きておられるということは事実をだと思うんです。この事実を市長、どのようにお考えになるでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、調査の結果、外因性精神遅滞あるいは多くの障害を持った方々が今なお存在し暮らしていらっしゃる、そういう事実を市長はどう考えるかというような御質問だったと思います。

私もこの論文を読ませていただきました。そして、外因性精神遅滞を初め多くの精神医学的・神経学的な障害を抱えていらっしゃる方が、論文を読ませていただきながら、そういう方がたくさんいらっしゃるということを再認識をしたところでございます。

これまでもそういった障害をお持ちでありながら、なおかつ社会の一員として懸命に生きていらっしゃるそういうのを改めて、そういった方々に思いを重ねながら、その痛みを共有していかなければならないんじゃないかなと、そんなふうを受けとめたところでございました。

今後健康不安、そういったものに対応するために保健、特に医療、そういったものの充実を図るために、今後しっかりとそういった方々を見守りながら進めていかなければならないと、そのように思ったところでございます。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 論文は一般質問の通告を出すときに私が持っている論文全部差し上げておりますので、読んでいただいて大変よかったというふうに思います。学問的なまとめですので、共有の財産にする必要があるということではお読みいただいて本当によかったというふうに思います。

それで、3回目の質問に入りますけれども、生年月日で切られた人たち、特措法の欠陥についてなんですけれども、今御答弁ありましたように、藤野先生がまとめられた精神遅滞の論文は本当に衝撃的なものでして、しかしその精神遅滞は今回の特措法の救済措置だとか、あるいは水俣病の認定業務だとかそういうものには全く使われておりません。神経所見だけで判断されていま

す。これらの一部分のところしか採用しない、こういう認定制度との誤りに輪をかけて、今回は何回も言っていますように線引きがされている誤りがされたということでもあります。

この線引きの根拠になったのは、1991年の環境省の中央公害対策審議会の答申です。この答申の中身のポイントは、チッソの排水がとまった1968年（昭和43年）5月以降については水俣病は発生しないというのが結論です。しかし、私はこの中公審答申の根拠は崩れ去っていると思います。幾つか例を挙げます。

藤野紘、高岡滋両医師が、1968年（昭和43年）5月以降に出生した117人について神経所見をとっておりますけれども、87%に症状が存在します。同時に17人の受診者から臍帯水銀、へその緒を預かって水銀をはかった。その最高値は昭和52年生まれの男性で0.362PPMでありました。平均は0.175PPM、この平均値は国水総研の坂本総合研究部長らが測定した全国の平均の臍帯水銀値と比較して2倍あります。平均値で2倍あります。

2番目、前国水総研所長の衛藤光明氏がこういうふう述べております。1968年で汚染が一気に低くなるわけではない。当時環境省から聞かれたので、それはおかしいと言った。1975年ごろまでは胎児性水俣病があってもおかしくないというふうに新聞で談話で載せていらっしゃいます。

昭和48年、熊大第2次水俣病研究班は、水俣湾とその周辺の魚介類はまだ危険、多量に摂取すると発病のおそれがあると報告しています。

2010年水銀国際会議で、国水総研の前述坂本総合研究部長は、1969年（昭和44年）以降の出生者でも、水俣市や出水市など不知火海沿岸の出身者はへその緒に含まれるメチル水銀の濃度が他地域より高いと発表しています。そのデータは70年から74年までの21人について最も高い人で0.82PPM、中央地は0.17PPMです。これは中公審がもう発生しないと言っている1969年以降、水俣病は発生しない根拠とした水俣市周辺での臍帯水銀値の0.074PPMをはるかに上回っています。最近のデータをはかったのは坂本研究部長が出されているとおりであります。

また、水俣市が昭和47年に水俣川の河口の泥土の水銀値をはかっておりますけれども、環境省の基準の2倍です。

これらの資料からも環境省の論理が崩れていると私は思います。

3回目の質問に入りますけれども、環境省は、特措法が終わっても健康管理事業は続けると言っていますけれども、これは特措法の締め切りを合理化する措置でしかないと思います。

そこで、市長に考えをお尋ねしたいと思います。

昭和44年12月以降に生まれた人たちについて国水総研や民間医師団が把握している臍帯水銀値の資料がある人、これらの人たちについて追跡調査を行って、神経所見や精神遅滞を初め、健康調査を実施すべきということ、そして線引きの過ちを一日も早くやめて、有機水銀で健康障害が起きた全ての被害者を加害者の責任で救えということをお願いしたいというふうに思いま



すけれども、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 精神遅滞の追跡調査、それから線引きの過ちを一日も早く取り消すようにというようなことでございます。

今、議員の御提言をしっかりと受けとめさせていただきました。それをもとに、国や県にはしっかり伝えてまいりたいと、提言をしてまいりたいとそのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣環境まちづくり戦略について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 水俣環境まちづくり戦略についてお答えします。

まず、市民参加で議論がされている5つの円卓会議の議論の進捗状況についての御質問にお答えします。現在、ゼロ・ウェイスト円卓会議、環境にやさしい暮らし円卓会議、観光と公共交通円卓会議、環境大学・環境学習円卓会議、エネルギーと産業円卓会議の5つの円卓会議で、それぞれの分野に関し市民の皆様の意見をいただいているところです。それぞれの会議の議論の進捗状況としましては、まずゼロ・ウェイスト円卓会議では、燃やすごみに資源ごみが多く混入している現状を受けて、資源ごみの拠点回収の検討や、混入量の多い生ごみや紙類等の分別方法を市民にわかりやすく伝えるため、円卓会議で情報紙を作成・配布しており、今後も年に4回程度情報紙を発行し、円卓会議の検討内容やごみに関する情報を伝えていくこととしております。また、高齢者や障がい者世帯のごみ出し負担軽減策の検討や、ペットボトル等のごみを減らすとともに、水俣茶の需要拡大を図るため、マイボトル等に水俣茶を給茶する茶のみ場を市内に広めるための取り組みを進めております。

次に、環境にやさしい暮らし円卓会議につきましては、3つの作業部会を設けており、その1つの食と農作業部会では、環境を切り口に食と農をテーマにした事業の検討を進めてまいります。今年度は、市内産品の現状調査を踏まえた水俣地域ブランドの確立、また、地産地消の推進と水俣産の材料を活用した特産品の開発を行うこととしております。また、休耕地等を活用して栽培したサツマイモで水俣オリジナルの芋焼酎をつくり、地域の活性化にもつなげていこうと、サツマイモづくりの実作業を進めています。

暮らしのエネルギー作業部会につきましては、家庭における1人当たりエネルギーの消費量の削減等をテーマとして、検討を進めています。具体的には、みなまたエコダイアリーを活用した家庭の省エネ診断、家庭への再生可能エネルギーの導入促進により、家庭からのCO<sub>2</sub>排出の削減を図るための検討を行っております。

セーフティネット作業部会につきましては、昨年度の意見をもとに、市や関係団体等のネットワーク整備状況や福祉関係情報等の現状を関係者で共有し、必要な作業について検討を行っていくこととしております。

次に、観光と公共交通円卓会議におきましては、3つの部会に分かれて議論をしております。観光分科会、中心市街地活性化分科会、そして低炭素都市・交通分科会から構成されておりますが、今年度は、8月8日に第1回目の円卓会議を合同で開催いたしました。平成24年度の取り組みとしましては、観光分科会では、誘客に結びつく特産品づくりや観光モデルコースづくりを計画しており、それらについての説明を行いました。特産品づくりでは、湯の児・湯の鶴の旅館のおかみさん方でつくるローズの会で温泉焼酎の製作を開始しているところです。

中心市街地活性化分科会では8月から開始しておりますが、公共交通機関と中心市街地との連携による実証実験事業みなくるバスで来んねについて説明をいたしました。この事業は、みなくるバスで市街地に来られた方に、エコポイントつきのお買い物割引券を配布し、フラワースタンプ加盟店でお買い物をしていただくと、ポイントがつき、割引も受けられるというものでございます。

環境大学・環境学習円卓会議につきましては、水俣環境大学院・リサーチパーク構想としまして、複数の大学院がそれぞれの教育研究を持ち寄り、共同で教育課程を設置する共同教育課程の設置及びそれぞれの大学の研究室を水俣に共同で設置するリサーチパークの整備を目標に、その実現に向けて、円卓会議において、その方向性や課題の抽出、構想の周知に関する検討並びに熊本県を初めとする関係機関との意見交換を重ねております。また、今月9月17日には、関東圏の大学教授や研究者を対象に東京でシンポジウムを実施し、水俣の持つ社会的価値と水俣市の構想を広く発信し、より多くの協力者、参画者を募っていきたいと考えております。

次に、エネルギーと産業円卓会議につきましては、去る8月9日に本年度第1回目の会議を行いました。その中で、再生可能エネルギーを取り入れた地域づくりを強力に推進していくこと、エネルギー関連の事業や投資を活性化させる施策づくりを進めていくことの重要性を再確認し、また、専門的な検討が必要とされるプロジェクトについては、円卓会議とは別にプロジェクトチームを立ち上げ、より具体的な検討を進めていくという意見も確認したところです。

今後、活動の大きな柱として、省エネを推進し、さらに再生可能エネルギーを余すところなく活用するため、円卓会議のメンバーや市民と協力して、市内のエネルギー消費実態や再生可能エネルギーの導入、ポテンシャルの調査を実施し、市内のエネルギー地産地消をつなげていきたいと考えております。また、作業部会である環境金融分科会で検討している金融商品の利用先として、今後の投資案件を発掘していくプロジェクトも合わせて実施することとしております。これらの取り組みを通じて、本市の環境を軸とした産業振興による雇用の増大や新事業創出につなげ

てまいりたいと考えております。

次に、水俣環境まちづくり戦略で行っている分析の内容についてお答えします。

議員御指摘の3つの角度からの分析といいますのは、水俣市の資金循環に関する分析、産業別の移輸出額に関する分析、雇用者所得に関する分析でございます。これらは、水俣の環境まちづくり戦略の前提となる要素でございます。

まず第1の分析でございますが、水俣市の資金循環に関する考察で、地域経済を人体、経済の中心となるお金を血液に例えると、健康な地域経済の姿とは、地域で得られたお金が地域内で消費活動や投資活動に使われ、地域内を巡っている状態と言えます。すなわち生み出された血液が体内を循環し、身体の末端まで必要な栄養を運んでいる状態です。

地域経済とお金の話に戻すと、さまざまな産業活動で得られたお金は、所得として市民に渡った後、消費活動に使われたり、預貯金として銀行に預けられたりします。昨年、水俣の経済循環を調査しましたところ、預貯金として金融機関に預けられた市民の所得の多くは、市内に再投資されず、金融機関において七、八割は国債の購入などに充てられ、市外へ流出していることがわかりました。また、市民の特に休日における消費の約半分は出水市を始めとした市外の量販店などで消費されていることがわかりました。

いかにして、市外へ流れ出るお金をとめるか、また外から輪血のように新たにお金を稼いでくか、その方法を考えることをしなければ、このままでは水俣はどんどん痩せ細ってしまう危険な状況にあるのではないかとということであります。

次に、第2の分析として、水俣市ではどの産業分野が最も市外からお金を稼いでいるのか、どの産業分野でお金が市外に流出してしまっているのかを調べて報告いたしました。

昨今、よくニュースで対米黒字や対日赤字などの表現を聞くと思いますが、これと同じような概念で、水俣を水俣市の産業別に調べたものです。

その内容は、JNCグループが市外から最もお金を稼いでおり、次いで医療分野、電気機械、パルプ・木材関連、電子部品も市外からお金を稼いでいる分野であるということがわかりました。逆に、サービス業や不動産業、商業などの分野では、市内に需要があるものの、市内よりも市外のサービスを利用することが多く、仕事とお金が市外へ流出している状態であると言えます。さらには、電気・ガス・熱供給、あるいは石油・石炭といったエネルギー関連分野では、市内で必要とされる需要のほぼ100%である約85億円相当分が市外から調達されており、たくさんのお金が市外へ流出している状態であります。

もし、市内で再生可能エネルギーを大規模に導入し、この需要を市内で満たすことができれば、この大きなお金の流出状態を改善することができると考えられ、地域内でお金を循環させていくことができます。これが水俣の環境まちづくり戦略における重要な鍵と言えると思います。

第3の分析は、市内の各産業部門による雇用の可能性と市民の所得増加の可能性に関するものです。各種事業で得られたお金は雇用を生み出し、給与などの形で市民へ渡ります。また、市民へ渡ったお金は一定割合で、市内での消費や貯蓄に回ると考えられることから、各産業部門からどれだけの額が市民の所得へ回っているか調べることは重要であります。これを産業部門別雇用者所得割合と言います。調査ではJNCグループから市内に回っている所得と、医療・介護・福祉等の分野で回っている所得は、ほぼ同額で、合わせて全体の36%程度であることがわかりました。JNCグループが市内で一番の稼ぎ手ですが、地域経済の底上げをするためには医療・福祉を初めとした他産業分野を伸ばしていく必要があるということが言えます。

以上のような分析並びに対策をもとに、本年度から環境首都水俣創造事業を実施し、推進していくことで水俣市民が、環境と経済、心豊かな市民生活を送れることを目的にしていきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、詳しく答弁していただいたように、かなり専門的な中身が、しかも膨大な分量で5つの円卓会議等で議論されているし、また経済の分析、こういう指標は実は一、二年前までは私も全く数字として確認できないといいますか、認識できないものでした。それが、この間のいろんな分析で資金の動きや、産業別のお金を稼いでいる分野がどこかだとか、あと産業の規模と雇用者所得がどうなっているかだとか話がありました。なるほど答弁あったように、地域で集めたお金が地域に出ていくという、血液の循環というふうに言われましたけれども、確かにそのとおりだなというふうに思います。

それから、エネルギーのところでは、市内で再生可能エネルギーをつくることで85億円の域外に出ているというお金があると言われましたけれども、これが域内で動くようにやると、それはすごい効果が、経済効果としてもあるし、水俣市が枯渇していくこともないんじゃないかと改めて今答弁聞きながら私も思いました。

それで、これらを現状分析においても、あるいは市民参加でいろんな議論がされているという意味でも、私は大変よい方法がとられているなというふうに思います。ただし、それをどう市民的なところまで広げていくかということが課題なんではないかなと思ってるんです。それで、提案も含めてなんですけど、2点質問します。

これらの円卓会議で議論されて合意を得たものから予算化していくということを、去年の暮れごろからずっと言われてたように思っています。この方向は来年度も続けていただきたいと思っているんですけれども、これまで予算化し、あるいは具体的に進んでいる政策はどういうのがあるのか。また、今後計画しているものはどのようなものがあるのかというのが第1点であります。

第2点目は、それぞれの円卓会議で議論していることを共通認識にするために、ことしの3月



には合同会議が開かれました。もやい館の3階であつたんですけれども、東大の大西先生を初め、すごい研究者の方もおいでになったし、公民館でもありましたね。分厚い資料を配られて、市の職員の担当の事務局の方が報告される中身で、大変よかったというふうに思っているんですけれども、あのような会議は全体の到達点がよくわかります。同時に今後も折に触れて、今答弁いただきましたけれども、答弁いただいた中身はちょっとさわっただけの中身なんだろうと思うんです。

それで、こういうものを折に触れて市民にお伝えするということができないか。だから、ああいう全体会議のような企画がまたできないかということなんです。

なお、遠方からの先生は交通費もかかりますし、忙しい先生たちですから、日程調整だって大変なんだろうと思うんですね。だから、役所の担当部局と市民との間で到達点と、どういうふうに市民参加していただきたいんだ、そして市民にはこういうことをお願いしたいんだと、今、市としてはこういうことを考えているんだということを確認し合えるといいますか、そういう場を設けたらどうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。以上、2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 野中議員の2回目の質問にお答えします。

これまでの予算化と具体的に進んでいる政策ということで、ただいま1回目の御質問にお答えしましたけど、そのほかにでございますけれども、まず観光と公共交通円卓会議におきましては、商店街の魅力発信のための商店街の魅力を満載した情報誌を作成したり、温泉街の誘客、雰囲気づくりとしましては、ことしの夏もありましたけれども、湯の児親子映画祭りの開催などを行っております。また、エネルギーと産業円卓会議におきましては、木質バイオマス発電所の建設を目指して、その可能性調査と経済性を今評価を行っております。

ゼロ・カーボン産業団地の創造事業につきましては、水俣市内のエネルギー消費量の状況を把握したり、改善性省エネを進めるための市内企業に御協力いただきながら、スマートメーターとかそういうのを設置して、省エネ診断を行うスマートコミュニティ事業を実施して、これからの事業活動のほうにつなげていきたいということを考えております。

また、事業者や市民が環境に配慮した取り組みを行うということで応援するために、環境金融商品の開発や地場企業間の連携を強めて、新事業の創出や販路拡大等を図ってまいりたいと考えております。

また、合同会議のようないろんな市民を交えての会議を今後も折に触れてやっていってもらいたいが、いかがかということでございますけれども、昨年まではいろんな専門家の先生を交えて合同会議をやっておりましたが、ことしからは議員がおっしゃったような形で市民の皆様で組織

する環境モデル都市推進委員会、それと、市職員で組織する本部会議というのがあります。そこで議論をしていって、市民と一緒にいろんな考え方をしていこうということで、今検討しています。これはもう公開でやらせていただきたいと思いますので、ぜひ御参加をよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 既に予算化されて動いているのもかなりあるというふうに改めて認識しました。この合同会議については、今答弁があったんですけども、メンバーとか市民だとか、あるいは市役所の担当の職員だとかで議論しているということですので、メンバーの方たちはきょう何を議論するのかというのがそれなりの流れの中でわかると思うんですよね。ただし、突然その会議に来た人たちが、これまでの流れと、これから何を議論しようかというのがよく理解できるような中身で会議は工夫してほしいなというふうにちょっと思っています。

これにそのまま傍聴という形でそれがうまくいくのかどうかちょっとよくわかりませんが、いずれにしても議論に市民が参加するということが幾つか考えてほしいというふうに思います。

3回目の質問ですけども、もう一つは地域懇談会なんですね。私も議会も地域に出させていただいて、いろんな質問が来ます。それにどう的確に返事ができるかということでは、本当に一つ一つの議会での一般質問とか答弁だとか、あるいは委員会審査だとか結論だとか財政状況だとか、今計画していることだとか、今の水俣の焦点は何なのかだとか、そういうものをしっかり学習しないと議会としての役割を果たせないなということを、この前議会運営委員会などでも議論になったところなんです。

ですから、地域に出かけていけば、いろんな角度から市民の皆さんからいろんな意見が出てくると思います。そういう中で、こちらから持ち込むのは、この前の市長が参加された円卓会議は5つの基本政策についてということで総合的なものでしたので、なかなか市民の皆さんには、ずっと身近なものとして感じられない部分もあったんじゃないかなと実は思っています。私も参加してそのように思いました。

ですから、今度は水俣市はこういうことを考えているのか、こういうのをやろうとしているのかということで、総合政策については、この前地域懇談会で出されましたので、今度焦点を絞りながら、こちらからも情報提供するし、市民参加も求めるし、一緒に力を合わせようというような懇談会ができないだろうかというふうに思っているんですけども、この点についてはどうお考えかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 去年の反省材料としまして、なかなか市民にいろんな会議の内容がわかりづらいということで、もう少しわかりやすいことで進めてくれということがありました。これは、わかりやすいというよりも、最初に聞いたんでなかなかのみ込みができなかったかなと思ひまして、そういうことを反省しながら、こしは進めたいと思っております。そういう中で、今申し上げました合同会議をどのようにするかということで、市民の意見をどのような形で反映していくかということも含めて検討したいと思ひますし、まず、市民と職員が合同会議を開いて、当然一般の方たちも入っていただくわけですが、その中でどのような形で意見を収集して反映していくかということをやよりよい方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 合同会議については、今、副市長おっしゃったとおりですが、市長が地域に出かけていかれて、焦点を絞りながら市民に水俣市が今考えていることを説明して、それで意見も聞くというような懇談会を開かれたらどうですかというのが提案でした。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 前回、地域懇談会させていただきまして、一応5本の柱でもって説明をさせていただきましたけれども、今、議員がおっしゃるようになかなか焦点を絞るといいですか、具体的などころまで浸透しなかったところがあるかもしれません。そういう意味で、焦点を絞ったところでの地域懇談会はどうかということでございますので、先ほど副市長が申し上げましたように、市民の意見をどのような方法で受けとめたら一番わかりやすいか、市民の皆さん方に浸透するのかということも含めまして検討させていただきたいと思ひます。

○議長（真野頼隆君） 次に、太陽光発電の普及について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、太陽光発電の普及についての御質問に順次お答えします。

まず、平成24年度の太陽光発電への補助金予算が6月末で底をついたことについて、その要因をどのように考えるかとの御質問にお答えします。

平成24年度は6月末までに、補助予定件数40件に対して39件、補助予定金額1,400万円に対して1,381万5,000円の申請がありました。この要因につきましては、昨年3月11日の東日本大震災以降の原子力発電に対する危機感、再生可能エネルギーへの転換及び電力固定価格買い取り制度が広く知られるようになったという社会の流れが要因であると考えております。特に本年夏の計画停電公表も要因の一つであると考えております。

さらにこの背景には、環境モデル都市としての環境に配慮したまちづくり及び環境首都の称号獲得によって、環境に対する市民の皆様の意識の高まりもあるものと考えております。



次に、太陽光発電の補助金として補正予算に1,650万円が追加されており、この予定件数と経済効果はどれぐらいと考えているか。さらにこれまでの累計設置件数と経済効果はどれぐらいかとの御質問にお答えします。

今回の補正予算では、施工が市内業者の場合は上限を50万円から40万円へ、市外業者施工の場合は上限を20万円から15万円へ変更し、補助件数は、市内業者による施工が30件、市外業者による施工が30件、計60件の補助を見込んでおります。経済効果としましては、事業総額で約1億4,640万円、うち市内業者によるものが約6,852万円と見込んでおります。

これまでの累計設置件数につきましては、平成21年度から補助制度を開始し、平成24年6月末までに、累計227件の補助を実施しました。なお、補助対象事業の太陽光発電の出力の累計は、1,005.6キロワットとなり、メガソーラークラスとなっております。これまでの経済効果につきましては、累計事業総額約5億7,342万円、うち市内業者によるものが約2億1,586万円となっております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

メガソーラーになったという答弁がありましたけれども、本当に経済効果は大きいんだというふうに思いました。

それで、水俣の太陽光発電の全国から見た現在の特徴ですね、有利な点、もっと頑張らないといけない点あるいは市内業者さんと市外業者さんの価格の傾向、担当課からいろいろと聞き取りしましたけれども、市内業者さんにぜひ伸びてほしいというふうに思っているんですね。今、言った点だとかで答弁をいただければというふうに思っています。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目の現在の特徴、やはり有利な点としましては補助金額が高いということが上げられるかと思えます。23年度におけます太陽光発電の補助を実施している自治体数が全国で875自治体あるんですけれども、その中でも水俣市は1キロワット当たりの補助額が4位タイ、補助金の上限額は10位タイと全国の自治体の中でもトップクラスの補助を実施しております。

もっと頑張らないといけない点といたしましては、やはり普及率の向上が上げられると思っております。23年度の全国の普及率の平均が3.6%、熊本県が6.7%、水俣市が4.7%というふうになっておりますので、やはり熊本県を上回るような普及率にしていきたい、そういうふうに思っております。

それと、市内業者と市外業者の価格の傾向についてですけれども、1キロ当たりの工事費用の

平均額といいますが、それは市内業者の場合、平成21年度が62万円、平成22年度と23年度はともに57万円、24年度が51万円となっております。市外業者の場合が、平成21年度と平成22年度がともに60万円、23年度が58万円、平成24年度が54万円となっております。平成24年度と21年度を比較しますと、市内業者の場合は11万円ほど安くなっておりまして、市外業者の場合は約3万円、21年度からすれば安くなっております。平成24年度につきましては、市内業者さんのほうが市外業者よりも1キロワット当たりの工事費が約5万5,000円安いという状況になっております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 私も事前の調査のときに、今御答弁いただいたような中身を聞いて、市外業者が大手なので、1キロ当たり安いのではないかと思っていたんですけども、実は私の予想は違っていました。市内業者さんの設置されたほうが安いという、今答弁があったとおりで、これは地元への経済効果の点でも、あるいは設置される市民の方たちの経済的負担という点からも市内業者さんがもっとこれを設置するためにいろんな努力もしていただuksi、市民もそういう方向で動かれるようにしなきゃいけないなというふうに思ったところでした。

県内では、多良木町とか、あさぎり町が設置率が高いと思うんですけども、多良木などでは大工さんなどが関与されている件が多いのではないかなというふうに思うんですね。より県内でも設置率が高いところの状況を改めて調査して、どういうふうにしたら市内業者さんの設置件数がふえて市民の負担も少なくなるのかというのをもうちょっと研究していただきたいのが第1点であります。

第2点目は、やっぱり1キロワット当たり、今答弁ありましたように51万円になったとしても、3キロワットつけると150万円等かかるんですね。これはかなりの設置費用になります。エネルギーの円卓会議等でいろいろと市民発電所のところで、あるいは今度の9月予算にも入っているんですけども、市内でどういう再生可能エネルギーが開発できるのか、水力はどういうところまでできるのかとか、屋根の発電所はどうするのかとか、そういうものも調査するというふうに担当課から聞いているんです。屋根貸しの制度だとか、こういうのも今議論になっていると思いますけれども、さらに研究して、市民負担も少なくして、再生可能エネルギーの普及が進むというようなことを取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、2点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 地元への経済効果をどうすればいいのかということですが、今現在、今年度の市内業者と市外業者の施工割合といいますが、市内のほうが54%というこ

とで、今多い状況にあります。そういう状況もありますので、やはり先ほどもありましたけど、市内のほうが安い工事単価でできるんだよというふうなところのPRもしていきたいと思いますし、お話にもありました多良木とかそちらのほうもどうしているのかというのを研究していきたい、そういうふうに思っております。

それと、屋根貸し等につきましては、やはり先ほども副市長のほうの円卓会議との兼ね合いもありますけれども、やはりエネルギーと産業円卓会議におけるプロジェクトの今後も動向とも関連をしますので、他自治体の先進事例の調査・研究を含めまして今後検討をしてみたい、そういうふうを考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣城の発掘調査について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、水俣城の発掘調査についての御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣城の今回の発掘調査の成果と分析についての御質問にお答えいたします。

今回の調査は、城山公園内の西側丘陵の北東裾部をメインに行いました。昨年度までの調査で、城の中心部、本丸への入り口があると推定している地点です。水俣城で唯一確認されている入り口で、石垣の角になる隅石に、佐敷城にも見られないような大きな石材を用いていることから、水俣城の防御性の高さと、この入り口の重要性があらわれていますので、構造解明が期待をされています。

今回の調査で、その通路が、丘陵の東側を北へ進み、次に西に90度曲がる、鍵型であることが判明をいたしました。通路を曲げるのは、敵が侵入しづらくなるように城郭では一般的に用いられるやり方で、水俣城もそれに従っていることがわかります。幅約5.2mの通路には石段があります。石段の上には瓦の破片が散乱し、瓦ぶきの門があった可能性もあります。また、入り口を通過して次に面すると思われる石垣が、丘陵の北東斜面で確認されましたが、隅石は、先ほどの入り口部分の石垣と同様にその大きさが注目されます。水俣城は石垣に大きい石を用いることで、威圧感を与えようとしたものと考えられます。

また、この石垣の確認で、丘陵の北東の裾から頂上までの斜面では、石垣が随所で確認されたことになります。石垣が狭い平場と小規模な入り口形成しながら重層的に配置され、城を堅牢にしているものと推定されます。一方で石垣では一番低い位置にある、グラウンドに面した石垣の外側では堀の痕跡が確認できました。本丸の外郭線は石垣で構築され、さらに堀で取り巻き、周辺と分断している様子が推定できます。また、水俣城をこの形に整備したのは、出土遺物と石垣の構築技術から見て、佐敷城と同じ慶長12年、1607年ごろと推定されます。

次に、歴史民俗資料館の構想づくりの進捗状況についての御質問にお答えいたします。

構想づくりについては、6月議会で、現に保管している資料の把握・調査を確実にを行い、次に個々の文化財や歴史、人物等をどう扱っていくかを検討しながらイメージやテーマを決め、シナリオを選ぶというふうに進めたいと申し上げたところです。

資料の把握・調査に早急に取りかかる必要がありますが、現に保管している資料は点数も多く、考古学・歴史・民俗と分野も分かれます。これらの把握・調査には、人員と時間、各分野での専門的知識が必要です。まずは体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 だんだん、お城の輪郭が明らかになってきて、私も7月の説明会行けなかったんですけれども、その後、担当の方からお話を聞いて、もうわくわくしてきました。

1607年というのは、安土桃山城がつくられて、ああいう作り方が全国的に普及していく、その流れの中でつくられたんだろうという話も伺いました。なるほどというふうに思ったところですが、それでも、それで、文化庁の専門官に今後の発掘について意見を聞いたというのもしきました。その指摘はどのようなものだったのかということと、今後どのように文化財としてあそこの発掘を進められる予定かというのが第1点ですね。

2点目は、資料館の構想については、今教育長から人的体制をつくりながらという答弁がありました。これはちょっと市長にお伺いしたいんですけれども、例えば、歴史民俗資料館つくるとしても、この前私も議会では伊佐市に行きましたけれども、伊佐市でも資料館がございました。なかなか年代的に分けてきれいに展示してありまして、伊佐市の流れがよくわかるものでした。

それで、この建物をつくるとしたら、人的体制をつくる場所からお金がかかるでしょうし、また建設そのものにもお金がかかると思うんですね。年次計画をつくりながら教育委員会の構想を見守りながら、建設に向けて準備を始めるという動きをつくられたらいかがかなと思うんですけれども、これは市長にお伺いしたらいいんでしょうか、考えをお尋ねしたいと思います。1点は教育長で、1点は市長でお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 文化庁の調査官の御意見でございますが、先月、文化庁の専門官、調査官なんですけれども、おいでいただきまして、城をつぶさに見ていただく、以前からの資料を見ていただくということで、もちろん県のほうからもおいでいただいて、3者でいろいろ協議をさせていただきました。もう実は3年目に調査はかかってやってきたわけなんですけれども、毎年確実なそういう遺構・遺物というものが出てきているということで、そこをまず、すごい評価していただいたということがございまして、城として十分価値があるものだということをおっしゃっていただきました。

そして、今、掘削しているところは近世城ですよね。水俣城はそれ以前に中世城というのも実は構成をされておりましたので、その中世城から近世に至る、その経緯ですね、流れみたいなやつも一緒に少し調査をしたらどうかという御指摘もありました。ですから、広大な城域が実は構成されているということで、そういうことであれば、佐敷城も国指定になっているわけですが、水俣城も十分それに見合う以上の価値があるもんだということで御指摘をいただいて、県のほうとそういう打ち合わせをしながら、そういう指定に向けての準備をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 歴史民俗資料館について、準備を始めたかどうかということでございます。よく聞く言葉ですがけれども、歴史と文化の薫りのないところに真のまちの反映はないとかいう言葉もよく聞きますし、今おっしゃっています歴史民俗資料館の必要性というのを十分受けとめさせていただいているところでございます。

したがいまして、教育委員会ともしっかり連携をとりながら、今後、財政的な問題、人的な問題とかそういったものにつきましても検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時42分 散会

平成24年9月12日

平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問



## 平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成24年9月12日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時39分 散会

（出席議員） 16人

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 真 野 頼 隆 君 | 谷 口 明 弘 君 | 江 口 隆 一 君   |
| 田 口 憲 雄 君 | 高 岡 利 治 君 | 塩 崎 信 介 君   |
| 西 田 弘 志 君 | 中 村 幸 治 君 | 川 上 紗 智 子 君 |
| 福 田 齊 君   | 大 川 末 長 君 | 牧 下 恭 之 君   |
| 瀧 上 道 昭 君 | 谷 口 眞 次 君 | 緒 方 誠 也 君   |
| 野 中 重 男 君 |           |             |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君） | 次 長（田 畑 純 一 君）     |
| 総 務 係 長（岡 本 広 志 君） | 議 事 係 長（深 水 初 代 君） |
| 書 記（赤 司 和 弘 君）     |                    |

（説明のため出席した者） 14人

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 市 長（宮 本 勝 彬 君）       | 副 市 長（田 上 和 俊 君）        |
| 総務企画部長（本 山 祐 二 君）    | 福祉環境部長（中 田 和 哉 君）       |
| 産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）    | 総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君） |
| 総務企画部次長（宮 森 守 男 君）   | 福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）      |
| 産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）   | 水道局長（古 里 雄 三 君）         |
| 教 育 長（葦 浦 博 行 君）     | 教 育 次 長（浦 下 治 君）        |
| 総務企画部総務課長（本 田 真 一 君） | 総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君）    |

○議事日程 第3号

平成24年9月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1 緒方誠也君 | 1 公共工事土木、建築工事入札について       |
|         | 2 水俣病問題について               |
|         | 3 原発問題について                |
|         | 4 いじめ問題について               |
| 2 西田弘志君 | 1 スポーツ行政の施策について           |
|         | 2 教育問題について                |
|         | (1) いじめ問題について             |
|         | (2) 不登校児対策について            |
|         | 3 大学院誘致について               |
| 3 田口憲雄君 | 1 経済政策の検証について             |
|         | (1) 産業の現状から今後の見通しについて     |
|         | (2) 水俣市の方向性とタイムスケジュールについて |
|         | (3) 目標指数プランと調整役について       |
|         | 2 自主財源対策について              |
|         | (1) 法人の現状から今後の展開について      |
|         | (2) 流動人口の呼び込みについて         |
|         | 3 高等教育機関の設置について           |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。  
初めに、緒方誠也議員に許します。

(緒方誠也君登壇)

○緒方誠也君 おはようございます。

無限21議員団の緒方です。

通告に従い質問いたします。

質問に入る前に、国の政治は混迷を深めています。民主党代表選、自民党代表選、維新の会の国政への参加問題等々、国民の生活は横に置いた動きが激しくなっています。平成24年度予算を決定しながら、歳入不足を補わざるを得ない国債発行法案を野党が認めず、政府は地方自治体への交付金を延期する施策に出ています。

国債依存体質を長期につくり上げた自民党が反対するのはいかなものか、まさに国民の生活よりも政争戦略優先と言わざるを得ません。水俣市の歳入にも影響が出てくると思いますが、耐え忍び頑張っていただきたいと要望し、早速質問に入ります。

まず、公共工事の土木、建設工事入札について。

公共工事の入札は、公平性・公明性があり、その上に透明性、競争性が必要であります。水俣の現状について以下お尋ねをします。

- ①、入札方式及び平成22年度、23年度の落札率について。
- ②、市営白浜団地4号棟建設工事入札参加企業数と入札率と落札率について。
- ③、入札価格事前公表制度の評価について。
- ④、公契約条例について。

次に、水俣病問題についてお尋ねします。

いろいろな指摘要望を受けながらも、特措法による救済申請は7月31日をもって締め切られました。救済申請数6万5,000人は大きく、水俣病問題を大きく前進させたのは紛れもない事実と考え、以下質問します。

- ①、特措法による救済申請者は7月末で締め切られ、6万5,000人を超える申請があったと報道されているが、どのように評価をされるか。また水俣の申請者数は幾らと聞いておられるか。
- ②、水俣の申請状況を市長としてどのように分析をされているのか。
- ③、国、県、市の救済申請に向けた努力を市長はどう評価されているのか。
- ④、今後の問題として何があると考え、市としての施策は何を考えておられるのか。

次に、原発関連についてお尋ねをします。

原発は安全神話で教育をされてきましたが、1回爆発をすれば広範囲を汚染し、人の住めない地域をつくり出す。耕作できない農地をつくり出し、広い地域の人々が何十年もがんの発生を心

配し苦しまなければならない。事故が起きなかった場合でも、使用済み核燃料の処理ができない。大きな犠牲の上に福島原発事故は教えてくれました。今回、視察をした相馬市、いわき市でも広大なすばらしい水田が、塩害と放射能で耕作できず荒地となっています。塩害田は畑作に転用できますが、放射能汚染の水田は大変難しいとされています。地球の食糧危機が叫ばれる今日に逆行する事態も引き起こしています。

運転しても運転管理に気を使い、使用済み核燃料処理ができず、事故を起こせば多額の金と人間社会を破滅に導く。原発は早期全廃に向けて取り組まなければならないし、やむなく運転される間は逃げ道を確保しなくてはなりません。

以下、質問します。

①、県と九電との協定を受けて、川内原発に近い市町村と県との話し合いが行われたとの報道があるが、その内容はどのようなものだったのか。

②、原発依存ゼロを目指しての再生エネルギーへの取り組み状況は進んでいるのか。

③、福島の子どもの受け入れの成果と今後の取り組みについて。

次に、いじめ問題についてお尋ねをします。

昨日、2人の議員が質問されましたが、視点を変えながら以下質問いたします。

①、大津市のいじめ問題についてどのように考え、水俣にどのように生かすべきと考えられておられるのか。

②、水俣市のいじめ等の学校現場の状況をどのように把握されているのか。

③、今後教育委員会として、どのようなところに力を入れるべきと考えておられるのか。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、公共工事土木、建築工事入札については総務企画部長から、水俣病問題については私から、原発関連については副市長から、いじめ問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 公共工事土木、建築工事入札について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 緒方誠也議員の公共工事の土木及び建築工事の入札に関する御質問について、順次お答えいたします。

初めに、入札方式及び平成22年度、23年度の落札率についてお答えいたします。

入札方式については、昨年実施した全ての入札において、指名競争入札にて実施しているところです。また、予定価格に対する平均落札率は、1,000万円以上の土木請負工事の場合で、平成22年度が97.9%、23年度が98.2%となっており、同じく建築工事については、22年度が98.5%、23年度が99.0%となっております。

次に、市営白浜団地4号棟建設工事の入札参加企業数と入札率及び落札率についての御質問にお答えいたします。

当施設建設に係る建設工事費総額は2億9,000万円を超え、当市においては規模の大きい工事ということもあり、発注形態を建築主体工事のほか、電気工事、機械（管）工事の3工事に、分離し入札を行いました。また、最も金額が大きい、建築主体工事につきましては、特定建設業許可を有する市内事業者を代表者とし、それに1社または2社の建設業者で構成される共同企業体であることを入札の参加条件とし、公募を行いました。この結果、4社の共同企業体が参加を希望され、市での審査を行い、4社にて入札を行いました。その結果、入札率は99.5%から99.7%での入札となっております。

電気工事につきましては、10社を指名し、入札率が96.6%から98.6%、機械工事につきましては、15社を指名し、95.0%から98.5%間で入札があり、それぞれ最も安価な入札者を落札者とし、契約を締結しております。ちなみに、3工事を合計した予定価格総額に対する落札率は98.9%となっております。

次に、予定価格の事前公表制度に対する評価についての御質問にお答えいたします。

当市では、予定価格の事前公表につきましては、平成12年度から、公共工事の不祥事の未然防止策、入札・契約手続の透明性の確保に効果があるとの考えをもとに実施しているところで、これまで導入目的の達成という点では、一定の効果があっているものと考えております。

しかしながら、一方で、予定価格の事前公表は、いわゆるダンピング入札が顕著化してきた場合には、低入札価格調査価格等の制限価格についての把握を容易にし、さらなるダンピング競争を招いているとの指摘のほか、予定価格が公表されていることで、建設事業者の積算努力を損なわせているなどの弊害も指摘されているところでございます。このような事前公表に対する指摘もあることから、引き続き、調査及び検討を重ねていきたいと考えております。

次に、公契約条例についての御質問にお答えいたします。

本年3月議会で、緒方議員からの公契約条例についての御質問にお答えいたしております。

公契約条例については、公共工事の件数減による業者間の競争激化や予定価格を大幅に下回る価格での低入札落札の問題によって、下請業者の請負条件や下請労働者賃金へのしわ寄せが発生し、それぞれに利益減少が起こることで、工事の品質低下、市民へのサービス悪化を招くと言わ

れております。これらを回避することを目的として、公契約条例が制定されていると理解しております。しかし、本市においては予定価格を大幅に下回る価格での落札はほとんど見受けられないことから、公契約条例の設置については今のところ考えておりません。しかし、公契約条例を制定した市のように、業者間の競争激化、低価格落札の増加が見られる場合には、公契約条例の制定に取り組むことも考えなければならないと思っております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

公共工事は国民の血税を使用して行うものであり、最小限の金額で最大の効果を得ねばなりません。その効果を上げるためには企業努力を加味した適正な入札競争が必要であります。そのような観点から水俣の現状をお尋ねいたしました。ただいま答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

市営白浜団地4号棟建設工事落札価格は全て予定価格に近いが落札の決め手は何だったのか、最低価格だけなのか。このような工事の中で最低制限価格というのは決めておられるのかどうかお尋ねしたいと思います。

②として、行政が行う積算額と企業の積算額が近いと入札率から言えます。このことは、企業努力はなく、予定価格を見て入札率を決め明細書をつくることになっていないのか、新たな談合で参加企業の入札率を決めていないのか、正常な企業間競争が行われにくい入札になっているのではないのか、現状についての見解をお尋ねします。

3番目として、落札率が高いが、予定価格事前公表制に転換した前と後の落札率の推移はどうなっているのか。

4番目は要望としますが、国交省の2009年5月の自治体要請では、実際に工事に手を下す労働者の賃金が適切かどうか、重層的下請構造の建設業界では、末端の下請労働者や職員さんたちの賃金をまず考えるべきだとして、公契約条例制定を急ぐべきとしています。私は一般質問で過去2回取り上げましたが、今回も答弁は同じで、不当安価な入札を行われていないので必要ないという答弁であります。公契約とは、地方自治体が締結する公共工事や業務委託契約でもあります。全てに働く人々の賃金を考え、官製ワーキングプアをつくり出さないように、安ければよいという考え方はやめて、業務委託契約、指定管理者制度を見直すように、今回は要望とします。

ただ、例を挙げますと、私たちは福島を視察してきたわけですが、その説明の中で、福島原発の一番危険なところで働く労働者の賃金は1日5万円だそうです。ところが、これを元請けに頼まれて、それが8層の下請を得て、最後の労働者に渡せる賃金は6,000円だそうです。公共の仕事では、やっぱり最後に渡される賃金の確保、ここら辺の重点的な考え方として考えていくべきやろうというふうに思いますので、ぜひ要望として今後考えていただきたい



いというふうに思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 緒方議員の２回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、落札の決め手と最低制限価格を設けているかということでございますが、落札者の決定につきましては、当然のことですけれども、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した事業者を落札者とさせていただいております。

また、最低制限価格につきましては、当市が実施いたします全ての入札において設定いたしております。ただ、これにかわるものとして、低入札価格調査制度に基づく基準価格を設定し、今回の入札では実施したところです。

次に、事前公表制度は正常な企業間競争を損なうのではないかとということでございましたが、予定価格につきましては、これは国等から示されているわけですが、標準的な施工能力を有する業者というか、企業のほうが標準的な工法で施工した場合に必要な経費を作成しておりますし、またそれは公表されているものですので、これが当然価格が近くなるということは考えられることではないかと思っております。

ただ、入札における予定価格の事前公表制度となりますと、当然御指摘のように予定価格に対して入札率を決めて、入札するというようなことも否定できないところでございますけれども、ただ、今回の工事というのは非常に大きい工事でございます。当然、みずから見積もりすることなく入札することは非常に危険な行為ではないかというふうに考えております。

次に、談合となりますと、これは絶対あってはならないことでございますし、最近はそのような情報というのは当然ございません。そのこともございまして、事前公表制度が談合しやすい制度であるとはちょっと考えておりません。

また、正常な企業間競争が行われにくい競争ということでございますけれども、事前公表制度は基本的には最高入札価格を制限するもので、企業間競争の妨げまでにはなっていないものと考えております。

次に、予定価格事前公表制度の転換前と転換後の落札率の推移についてでございますけれども、これは平成12年度から取り入れております。これにつきましては、従来の事後公表制においては、場合によりましては、当初の入札で落札者がいない場合は入札を二度行い、そしてそれでも落札しない場合には一番最低の入札者と随意契約をいたしておりました。結果としては、非常に金額がある程度予定価格と近い高い率になったこともございます。

また、現状として、公共工事の急激な削減が続いている中でございますので、市内建設業者を取り巻く経営環境も厳しさを増しておりますから、そういうことも今の入札率のほうに影響

があるんじゃないかなとも考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 予定価格の事前公表は契約担当者が予定価格を漏洩し利益を誘導する危険性を払拭したことで、もう評価をされております。しかし、全国的に同額入札による抽せんでの落札業者の決定というのが多くなっているのと、それと予定価格が目安となって業者の積算を放棄させ、談合によって落札価格の高どまりを招き、企業努力が見えないとして、平成20年3月31日、総務省・国土交通省は連名で各自治体に対して事前公表の取りやめを含んだ対応を促しているわけです。鹿児島市では、ことしの4月から予定価格の公表を事後に行うなどの入札制度の見直しを行っています。

そこで、3回目の質問をいたします。

まず、全部を指名競争入札とされていますが、一般競争入札の取り入れはなぜされていないのか。2番目として、水俣の入札制度の問題意識はないのか。予定価格事前から事後公表に変える考えはないのか。それから、3番目として電子入札について、取り組む考えはないのか。次に、4番目として入札の際には事業者として地域の防災やまちづくり、雇用などの地域貢献度も加味すべきと国交省の指導はなっている。総合評価制度の導入は考えていないのかについてお尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） 緒方議員の3回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、一般競争入札を導入ということでございますけれども、市内の業者をできるだけ利用するというので、議会でも条例等の制定もございましたが、入札におきましてできるだけ市内の業者を利用するというのでございますので、そういう面で今のところ、ほとんどの事業につきまして指名競争入札にさせていただいております。そこは御理解いただければと思っております。

次に、事前公表から事後公表に変える考えはないかということでございますけれども、先ほどおっしゃいましたように確かに国から通達等もっております。しかしながら、県内に限りましてはほとんどまだ、事前公表のほうでいっております。また、予定価格の事前公表でも個別の入札によっては低い入札率と、例えば委託等もございますけれども、そういう面もございます。事前公表イコール落札率が高いということにはつながらないこともございますので、当面、水俣市におきましては、入札制度の透明性を確保するというのは当然でございますけれども、それを前提に現時点では見直しは考えておりません。

また、電子入札についてでございますけれども、これにつきましては昨年度ちょっと調べたと

ころの数字でございますが、県内におきましては45市町村中、導入しているのが5団体、それから実証実験段階が3団体で、8団体にとどまっております。また、システム導入等につきましては、初期投資や技術等も必要になることから、ほかの市町村の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

それから、地域の防災やまちづくり等における地域の貢献度も加味して総合評価制度を導入すべきではないかということでございますけれども、水俣市におきましては、例えば市と建設業協会のほうが防災協定を結んでおります。ただ、当然加入していられない業者の方もいらっしゃいますので、そちらは別としましても、あとそのほか、従業員が消防団に入団されている方とか、地域の防災まちづくりなどの格付も評点に加味した形での、一部になりますけれども、一部総合評価的なものになっております。今後は例えば雇用などの地域貢献度、このようなことも加味すべきかどうかという判断が必要になるかもしれませんけれども、なかなかこれにつきましては企業の負担も伴うものでございますので、これはちょっと慎重に検討させていただければと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣病問題について答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病問題についての御質問に順次お答えします。

まず、特措法による救済申請者は7月末で締め切られ、6万5,000人を超える申請があったと報道されているが、どのように評価をされるか。また水俣の申請者数は幾らと聞いているかとの御質問にお答えします。

報道にありますように、このたびの特措法に基づく救済申請者数が6万5,000人を超え、国の想定を大幅に超えたとのことでした。国としては、地元自治体や関係団体のさまざまな周知の努力の結果により、多くの方々に手を挙げていただいたと評価されておられます。私としましては、国と同様の評価ができるものと考えております。

また、水俣の申請者数につきまして県にお尋ねしましたところ、先ほどお答えしましたように、救済申請者が想定を大幅に超えたことから、対象者の判定作業に優先して取り組む必要があり、自治体ごとの申請者の集計は予定していないとのことでした。

次に、水俣の申請状況を市長としてどのように分析をされているのかとの御質問にお答えします。

さきにお答えしましたように、水俣市の申請状況が集計されておきませんので、分析につきましてはお答えできる状況にはないと考えます。

次に、国・県・市の救済申請に向けた努力を市長はどう評価されているかとの御質問にお答えします。

救済申請を促すためには、制度の内容を含めた周知・広報が重要であったと考えます。国としては、政府広報及び関係自治体による広報、環境省ホームページ、各種メディア等の媒体の活用、チッソ等の原因企業による呼びかけ等、方策に努められたところであります。

県としては、国に準じた広報、県ホームページ、県内外の説明会等の方策に努められたところであります。市としても、国・県と協力し、市広報を通じた周知、市内施設での周知、ビラの配布、市内救済対象地域外での説明会等の実施に努めたところであります。

これらの国・県・市が一体となり、救済制度の周知・広報に努めた結果、先ほどお答えしましたように国の想定を上回る申請者数となったものと判断しております。

次に、今後の問題として何があると考え、市としての施策は何を考えておられるのかとの御質問にお答えします。

このたびの、特措法に基づく救済申請の受け付けが終わったことをもって水俣病問題が解決したとは考えておりません。今後の課題としては、患者・被害者を含めた健康不安に対応するための保健、医療及び福祉等の充実、環境モデル都市としての取り組みの充実を初めとした地域振興、疲弊した地域経済の建て直し、水俣病に関する偏見・差別の解消等の地域融和（もやい直し）の推進等、多くの課題が残されており、これからも国・県のお力をおかりしながら、市民、議会、企業の皆様と一緒に、地域再生に向け精いっぱい努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 答弁いただきましたので、2回目の質問をいたします。

たしか6万5,000人を超える申請は、今想定外というふうにおっしゃったけれども、95年の政治解決での4倍強、そして自公政権時の斉藤鉄夫環境相が3万人想定ということからすれば2倍の数字であり、やっぱりこれは大きな数字だろうというふうに思います。確かに患者団体の粘り強い運動と、国・県・市のいろいろなPRの結果だと思えます。特に、政権がかわり、民主党政権だったことが大きな力となったということが言えるんじゃないかと思えます。総理の慰霊祭出席、細野環境大臣の動きは、今までの政権では考えられない動きだったというふうに思いますし、チッソとして申請推進行動せざるをえなくなったということも、やっぱり特筆すべきことだったろうと思います。

95年政治解決では、社会党村山政権であり、住民が苦しむ問題では、いかに政権の姿勢が大事かということを考えさせられる問題であります。私も6万5,151人は評価をいたします。

2回目として、一番問題である水俣、最大の被害者の水俣、加害企業チッソとの絡み、周囲との関係でなかなか申請自体、水俣で、その自治体としての評価ができにくい、数字がわからないという現状で、問題点がまだ残っているとすれば、やはり切り捨てにならない施策が必要ではな

いか。いろいろ市長も残された問題でしっかり取り組んでいきたいということですが、きのうの野中議員への答弁では、精神遅滞、線引きの誤りについて国へ伝えると言われました。やはり市長として、苦しむ人々の側に立って、いろんな情報収集に努めて、意見をまとめて、今後国に積極的に上げる努力をすべきだと思いますが、これについていかが考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

②として、蒲島知事と患者団体の話し合いで、10日の日、高齢化した患者や家族から地域で安心して暮らせる施策を早期に実行してほしいと要望され、また11日には、共同住宅ケアホームの設置をしてほしいということもまた要望されております。知事は誠心誠意頑張る、積極的に検討するというふうに答えられたと報道がありますが、市長はこの点についてどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、今後市長として苦しむ人々のサイドに立って、そういった意見をしっかりとまとめて、国に上げる努力をすべきではないかというような御質問だったと思います。

今後、私も引き続き苦しみ、あるいは厳しさを乗り越えて頑張っていらっしゃる方々、そういった方々の気持ちをしっかりと受けとめながら、また特措法によって、先ほど申し上げましたように全てが解決するとそういうことは思っておりませんので、生じた問題につきましては一つ一つ丁寧に対応させていただきながら、国や県に上げていきたいと、そのように思っております。

それから、もう一つは、蒲島知事の誠心誠意ということをどう受けとめているかということでございますので、知事ともいろいろ、こういった件につきましては話し合いもさせていただいておりますし、知事も今後も引き続き地域振興も含めて誠心誠意頑張っていきたいという思いでございますので、私も一緒になって取り組んで頑張っていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 ぜひ努力をしていただきたいと思います。

日本が最も海外に発信できるのは水俣病の経験なんだと、国は高齢化する被害者の問題など、プレッシャーをかけないと動かない、だから地元からいろいろな問題を声を出してほしいと、元環境事務次官の炭谷さんですか、この人は話されたと報道をされております。

ぜひ、市長の今後の水俣病患者、被害者を大事にしたまちづくりの考え方と、それと同時に蒲島知事が自分から進んできて患者団体の話を聞くように、今後も水俣市長として積極的に出ていって、そして問題点を酌み取る、そういう努力をしてほしいと思いますが、これについて再度お尋ねいたします。



○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 水俣病患者、被害者を大切にしまちづくりの考え方をどう考えるのかという事でございます。

もう、その都度申し上げておりますけれども、水俣病は大変つらく厳しい経験でございます。被害者、遺族の皆様方を初め、いつも申し上げておりますけれども、やっぱり水俣に生まれてよかったというようなまちづくりをしていかなければならない。そのためにはこれまで貫いてまいりました命と環境を基盤にすえたまちづくりを今後も推進していかなければならないとそうように思っております。

それから、もう一点は蒲島知事も出向いて来られた、市長もみずから団体の中に入ってって、気持ちを聞く必要があるんじゃないかと、そういう御指摘も私も以前受けたこともございますので、今後積極的にいろいろお話をさせていただき、またお話をお聞きしながら、その情報をさらに先ほど申し上げましたように、国や県へ届けるそういった仕事も頑張りたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、原発関連について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、原発関連について順次お答えします。

まず、県と九電との協定を受けて、川内原発に近い市町村と県との話し合いが行われたとの報道があるが、その内容はどのようなものかについてお答えします。

去る7月6日、熊本県と九州電力株式会社において、川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書が締結されました。これを受けて、熊本県と川内原発から50キロ圏内に位置する水俣市、津奈木町、芦北町、天草市において第1回川内原子力発電所に係る熊本県・関係4市町対策推進会議が去る8月9日に開催されました。この会議は、熊本県及び関係4市町の防災担当課長で構成され、事務局は熊本県危機管理防災課が担当しています。

会議では、まず、国の原子力防災指針の見直し状況、法定化の動向、熊本県及び鹿児島県下の取り組み状況の説明の後、国の制度改正等の動向や鹿児島県の対策の内容等にも留意し、各対策のベースとなる、原子力防災知識を備えた職員の養成等を含む防災活動体制の整備や情報連絡体制の整備を優先して取り組む方針が決定されました。また、このような体制整備に向け、8月11日に実施される鹿児島県原子力防災訓練の参観や、それに合わせた熊本県から関係4市町への通報連絡模擬訓練の実施、川内原子力発電所の視察等を行うことが決定されています。

主な論議としましては、国の原子力安全委員会の見解では、原子力発電所に係る防災対策を重



点的に充実すべき範囲はおおむね30キロ圏内とされており、熊本県は該当しないが、福島第一原子力発電所事故の際は、現にその範囲を超えて避難指示が出されているので、その対応を検討していく必要があるということ。また、情報連絡体制の整備については、事故状況と放射性物質の拡散予測の情報を速やかに入手することを最優先に、鹿児島県とも連絡をとりながら、情報連絡の仕組みづくりについて協議を進めていくこと。さらに、原子力発電所事故の影響は関係4市町にとどまることはないので、引き続き、情報の共有化を図って行くことなどが議論されました。

次に、原発依存ゼロを目指しての再生エネルギーへの取り組み状況は進んでいるのかという御質問にお答えします。

水俣市では、再生可能エネルギーの取り組みとして、公共施設等へ再生エネルギーを積極的に導入しているとともに、民生部門、主に各家庭に対し、補助による導入促進の取り組みを行っています。

まず、公共施設ですが、太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置を中心に、導入を積極的に進めています。現在、市内の小中学校7校に太陽光発電が設置されており、来年度までに市内全小・中学校への設置を図りたいと思っております。また、災害等の非常時に飲料供給や医療サービス等が行えるよう、平成23年度には、水道局第一水源地に100キロワット、総合医療センターに80キロワットの太陽光発電設備を設置しております。これらの公共施設等に設置した太陽光発電設備の総量は、県が設置したものも含め、約500キロワットとなっております。

一方、民生部門では、平成21年度から太陽光発電設備及び太陽熱温水器を設置する市民に対し、設置費用の一部を補助しております。特に、平成23年3月の福島原子力発電所の事故以降、市民の再生可能エネルギーへの関心も高まっており、環境首都水俣としても市民のニーズに応えるべく、補助金額及び補助件数をかさ上げし、さらなる普及を推進しております。その結果、太陽光発電につきましては、平成24年8月末までに、227件の補助を行っており、その総量は約1メガワットで、メガソーラーと同規模の太陽光発電設備が市内住宅に設置されていることになります。また、太陽熱温水器につきましても、これまでに127件の補助を行っており、高効率の熱利用が進んでいるものと考えております。

次に、産業部門における再生可能エネルギーの導入状況であります。厳しい経営状況の中、積極的な取り組みを行われている企業もあり、環境首都水俣としまでも深く感謝申し上げているところでございます。

先日も市の誘致企業であります河村電器産業株式会社水俣工場におきまして、メガソーラー事業への参入が発表されたことを受けて、河村電器産業・熊本県・水俣市の3社による協定を締結したところであります。

今回の河村電器産業株式会社水俣工場の取り組みは、水俣におけるメガソーラー発電の第1号

であり、また、事業所が敷地内に設置するメガソーラー発電は、県内2番目となるということです。この事業の実施により、同工場の事業がますます発展されることを祈念しております。

そのほかにも、市内外の事業者から、メガソーラー事業の水俣での実施に向けた計画もお聞きしており、これらが速やかに実施されることに大きな期待を持っているところです。

また、今年度は環境首都水俣創造事業の中で、ゼロカーボン産業団地の実施に向け、熱供給及びバイオマス発電等を行う施設設備の仕様や燃料となる木質系バイオマス等の賦存量やそれを集める方法などの可能性調査も進めております。

本市におきましては、これらの再生可能エネルギーの活用に加え、現在国で導入を検討されている化石燃料を使用する事業者に対する環境税への対策や再生可能エネルギーを活用した環境付加価値製品の開発など市内企業の事業展開並びに雇用の増加等、環境首都水俣として原発に頼らない全国モデルとなるような再生可能エネルギーの活用と産業の活性化を目指して、今後も鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福島の子どもの受け入れの成果と今後の取り組みについてお答えします。

初めに、成果についてお答えします。

本事業は昨年度に引き続き実施したもので、7月27日から8月10日までの15日間、郡山市から9名、西白河郡矢吹町から4名の参加がありました。参加した子どもが通う幼稚園の夏祭りでは、園舎の中の狭い廊下で2列になって盆踊りをしたり、小学校では登り棒の表面の塗料を一旦溶かして落とした上で塗り直しが行われるなど、不便な生活を送っているということでございました。そのため、2週間という短い期間ではありましたが、放射線の影響を気にすることなく、豊かな自然環境と温かい市民に囲まれ、伸び伸びと過ごしていただいたことが何よりの成果であったと考えております。

滞在中には、磯辺の生き物観察、川遊び、夜の屋外映画鑑賞、アジゴ釣り、ピザ焼きやカヌーの体験、水俣病資料館の見学、語り部の講話の聴講、地域住民との交流等によって数多くの楽しい思い出をつくっていただけたものと思います。

水俣を発つ1日前の送別会では、お礼の言葉と各人の写真が張られた寄せ書きが市長に手渡され、別れを惜しみ涙ぐむ方もいらっしゃいました。この様子から、参加者の皆さんには、水俣市民の心をしっかりと伝えることができたものと確信しております。

また、第二小学校の児童及びその保護者との交流プログラムの中で、福島県の現状や暮らしぶりについて、携帯型線量計や地元の新聞、学校からのお便りを用いて、生の情報を伝えてもらいましたが、水俣の子どものたちは身を乗り出して話を聞き、たくさんの質問を出しておりました。

さらに、多方面からの御支援をいただいたことにより、非常に充実した内容が実施できたと考えております。幾つか申しますと、新栄合板から宿舎の提供、熊本市民からの寄附、葛渡地区住

民による掛け干し米の提供、婦人会による食事の差し入れ、漁協からフィッシングパーク・フリーパスのプレゼントなど、改めて地域の持つ温かさと大きなエネルギーを実感いたしました。

このように、多くの方や企業、団体の協力を得ながら事業を進めてまいりましたので、水俣市民が原発事故に伴う社会問題を強く意識し、困難に立ち向かう人たちを自発的に支援する行為は、今後、地域課題の解決や地域価値を創造していこうとする際に求められる地域力の向上に結びつくものと考えております。

次に、今後の取り組みにつきましてお答えします。

本事業は今回で二度目の実施でしたが、福島への支援は、今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

福島原発事故は地震・津波により全電源喪失で事故が起きたわけですが、ことしの1月にはアメリカイリノイ州で、2月には韓国、これは古里原発というんですかね、そこで全電源喪失の危機一髪の事故が起きていると報道もされております。地震・津波がなくても全電源喪失、外部電源喪失という事故が起こるということだろうと思いますし、早期の原発ゼロが望まれております。国民の7割が原発ゼロを望んでいますし、政府も重い腰を上げて、9月新聞によると、政府のエネルギー戦略に原発に依存しない社会の一日も早い実現を考えたと報道されております。市長は東海村の村上村長らから強い要請を受けて、脱原発を目指す首長会議のメンバーとなりました。議会としても、脱原発の意見書を上げていますし、水俣は環境首都であり、議会は環境首都の中には脱原発を織り込み済みだという認識を持っている議員もいます。正しい決断だったと思います。

私たちは7月、福島を視察しました。地元新聞は毎日放射線量を報道しています。7月22日の測定値は原発から30キロから40キロ離れたいわき市では0.1マイクロシーベルト、60キロメートル離れた福島県郡山市では0.7マイクロシーベルトと7倍高いという数字が出ています。原発から30キロから40キロメートルのいわき市より、60キロメートルで安全と思って逃げた福島県郡山市が高いことが言えると思います。いかに放射線の飛んでいく位置の確保というのが大事だろうと思います。

本年7月の講演によると、原発技術者として働いていた小倉志郎さんによると、この0.6マイクロシーベルトという数字、郡山市の数値は働いていた放射線被曝管理の状況だったら、全面マスクをして作業した値、市民全員に放射線防護服を着用して、全面マスクをしなけいばいけないというレベルだと言われている。60キロメートル離れたところでの状況であります。この値をどう見るのか、避難した妻と現地で仕事をする夫の間で亀裂が生じ、夫婦問題化していると先日

のNHK特集は放送しています。昨夜のテレビは、郡山市より1万300人が移転し、いわき市は人口急増に悩んでいるというふうに報道をしております。だから、原発は広い範囲で危険だし、日ごろからの周知が必要になります。

先ほどの答弁の中では、原発の拡散予想を早く入手しなければならないというふうに言われておりますし、そこら辺の予想というのは大変大事でありますので、後ほど質問に入れます。

原発ゼロは国民の目指すところではありますが、7月8日の新聞は、節電の夏、災害時も6%から14%余力だったと、原発なしでも電力は足りたと報道しています。しかし、節電であり代替エネルギーの確保は不必要だということはありません。水俣は環境首都であり、地球温暖化防止の環境モデル都市であります。再生エネルギーの確保、地域内電力需要を再生エネルギーへ転換する施策を打たなければなりません。しかし、遅々として進んでいない感じを受けたので取り上げたわけでありすけれども、先ほど9月2日の熊日新聞で一般家庭で太陽光発電がメガソーラー並みになったという記事を見て、水俣らしさのメガソーラーということで安心をいたしました。

それと、本議会に当初予算1,400万円を1,650万円の太陽光発電の補正をしたということで、これについても、市長の取り組む姿勢のあらわれとして歓迎をいたします。また、先ほど河村電気ですら県内2番目のメガソーラー設置に取り組むという話を聞いて、大変喜び、安心したところであります。

そこで、2回目の質問をいたします。

川内原発で、福島原発事故と同じ規模でスピーディ予測を実施して、公開を求めるべきではないのか。

2番目に、川内原発事故が起こるべきものと考え、日ごろから住民避難を考え、避難先を明示しておくべきではないのか、そのためには主なところに風向計設置をして、避難がスムーズに行える最小限の被害となるよう取り組むべき考えはないのか。

3番目に、先ほどメガソーラーの内外からの問い合わせがあるということですが、もう少しこの件についてお尋ねと、小水力発電等の取り組みはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） まず1番目の御質問でございますけれども、川内原発の中で事故があった場合の同じ規模のスピーディの予測を実施したらどうか、公開を求めたらどうかということでございます。これは去る9月6日に国の中央防災会議がありまして、翌日の9月7日の新聞報道でありましたけれども、東日本大震災を踏まえて、防災基本計画を修正し、原子力災害対策の抜本的な対策が強化されたところでございまして、その中におきまして、福島第1原発事故ではスピーディによる予測データの公開がおくれて、住民避難に活用できなかったことが挙げられてお



ります。それを受けまして、今後情報の公開につきましては、9月に発足予定の原子力規制委員会が予測したデータを速やかに地元自治体や関係省庁に伝えるとともに、ホームページや記者会見などを通じて一般に公開することとなっております。

ですので、もし万が一、川内原子力発電所で事故があった場合には、防災基本計画に基づき、スピーディによる予測が早急に情報の公開が行われて、伝達されるものと考えております。

2番目の御質問で、日ごろから住民避難を考え、避難先を明示しておくべきであると、主なところに風向計設置をして、避難がスムーズに行えるように最小限の被害となるよう努めるようにすべきだということでございますけれども、現在、熊本県及び関係4市町で川内原子力発電所事故に係る熊本県関係4市町対策推進会議を設置して、その対策を進めておられます。

国の原子力災害対策指針では避難場所や避難経路などの具体的な要件等がまだ示されておられませんので、これから具体的な議論になっていくと思います。今後、県や関係市町及び鹿児島県とも連携を図りながら国の動向を踏まえて、引き続き原子力防災対策の具体的な推進に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

3番目の質問ですけれども、水俣に計画されているメガソーラー、河村電気以外の計画等についてちょっとお聞きしたいということでございますが、まだこの事業については計画段階でございますので、そういう問い合わせは受けておりまして、今後順調に進めば、河村電気と同規模程度、近いようなメガソーラー的な太陽光発電の設備が設置されるものと我々も期待しております。

それと、水力発電等をもっと強化したほうがいいんじゃないかということでございますけれども、本市におきましては平成20年度に水力発電の可能性調査を行っておりまして、平成21年には市役所前の水路で実証実験を行いました。ただ、その結果の費用対効果につきまして、小水力発電は非常に厳しい状況で、設置の経費もかなり高いということがわかっております。現時点では、そういう費用対効果も含め、これからのエネルギー政策の中で国の補助金等が用意されると思いますので、それを見ながら、こういったものができるかということで検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問をいたします。

福島の子どもたちを招いて大変好評であり、今後も続けたいということですが、福島の郡山市は先ほど言ったように大変数値が高くて、1万300人も結局市民が離れているということで大変悩んでおられるところであります。そしてまた、この郡山市は水俣とのつながりもありまして、チッソが日本ケイ素をつくったときに、郡山市内の日本電工と企業体をつくって、会社をつくったということもありますので、ぜひ今後も受け入れることができるならば、郡山市からも受け入れて、そういう悩んでいる子どもたちをお助けいただきたいということ要望の1つとしま

す。東海村の村上村長は、尾行とか監視がつくぐらい積極的に動いておるといふに聞いております。市長の脱原発に向けての行動、原発事故から市民をいかに守るか、そういう面での決意を聞いて終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私も先にもお答えしたと思いますが、東海村の村長さんから脱原発へ向けて一緒になって頑張って行動していこうというようなお誘いがございました。そして、私も水俣市長として脱原発を目指す首長会議というのを全国で組織いたしましたけれども、その中の会員として参加をさせていただいております。私も強い思いを持って、この会議に参加させていただいたつもりでございますので、この会議を通じて安心・安全なまちづくりのために頑張っていければなと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、いじめ問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） いじめ問題について順次お答えいたします。

まず、大津市のいじめ問題についてどのように考え、水俣にどのように生かすべきと考えておられるのかとの御質問にお答えいたします。

大津市のいじめ問題については、いじめが発生した学校の認知・確認等が不十分ではなかったかと考えております。認知・確認については、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るといふ基本的認識を再確認し、早期発見・早期解決に努めることを徹底したいと考えております。生徒の日記、日常の会話だけでなく、教育相談やアンケートなどさまざまな方法で発見に努めるよう指導しております。また同時に、児童・生徒が教職員に相談できる信頼関係が構築できるよう、日ごろの教育活動に取り組んでもらいたいと考えております。また、いじめを発見した場合は、担任だけで抱え込まず、ほかの教職員の協力を求め、事実の確認と事後指導、保護者や専門家との連携による心のケアなどを適切に行い、早期解決に努めるよう指導していきたいと考えております。

教育委員会では、今後も報告があったいじめについては、その解決まで丁寧に観察し、必要に応じて学校の支援・指導をしていきたいと考えております。

次に、水俣市のいじめ等の学校現場の状況をどのように把握されているかとの御質問にお答えいたします。

きのうの大川議員と塩崎議員の御質問にお答えしましたとおり、平成23年度の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、軽微なものも発見に努めた結果、暴力行為が中学校2件、い



じめが小学校206件、中学校56件の報告を受けていますが、その全てにおいて解決したと確認をしております。

また、今年度のいじめ問題に関する児童・生徒の実態調査並びに学校の取り組み状況に係る緊急調査では、アンケート調査等を実施し、今年度4月から8月までに小学校174件、中学校27件となっています。内容としては、言葉によるからかいが中心で、現在、指導を継続している状況でございます。

これ以外に定例報告を受けた内容として、今年度は、校舎内の落書き1件、器物破損1件、教師の制止を振り払おうとした暴力等1件がございます。

次に、今後、教育委員会としてどのようなところに力を入れるべきと考えておられるのかとの御質問にお答えいたします。

最近のいじめを含めた問題行動等の発生は多岐にわたっております。校内でのいじめや暴力のみならず、校外での喫煙や万引き、家出等は、数は少ないものの時折報告がっております。今後は、学校の生徒指導体制づくりを強化するとともに、保護者や地域、関係機関、専門機関と連携した取り組みが重要であると考えています。また、昨日、塩崎議員の御質問にもお答えしましたとおり、開かれた学校づくりを進めるために、地域支援本部事業やコミュニティスクールを積極的に導入し、地域の子どもは地域で育てる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

答弁では、大津市では確認が不十分だった。いじめはどの学校、どの子にも起こり得るという認識を再確認し、早期発見に努める努力をして早期解決に努めると。生徒と教職員との信頼関係の構築、教職員全体での対応の早期解決でしたが、まさにそのとおりだと思います。いじめ等の学校問題は、先生が忙し過ぎる、生徒との交わりが少ない、管理職の力の入れ方が弱く学校全体の取り組みがなされない、先生が見て見ぬふりをしているところに多く発生すると言われております。先生はいじめの芽を摘み取る最初で最後の防波堤、子どもはいじめが起こると先生がどうしてくれるのかを見えています。先生には防波堤の自覚をとジャーナリストの大谷昭宏さんは話をされています。

いじめ問題を含め、学校が全体として対応し、先生が生徒に対して堂々と自信を持って、愛情を持って接する時間を確保することが大事だろうというふうに考えております。

水俣市のいじめは、今の答弁では平成23年度で小学校206件、中学校56件、全て解決。本年度の緊急調査では、4月から8月で小学校174件、中学校27件で、昨年度暴力事件2件、今年度暴力事件1件、その他2件との答弁でありました。

そこで、2回目の質問をいたします。

①、国と県を比較して、水俣のいじめは多いのか少ないのか、どう判断されていますか。児童1,000人当たりの件数では幾らとなりますか。緊急調査分、本年5カ月間では特に多いと感じたがどうなのか、学校との連絡体制は問題ないのか、生徒と教職員との信頼関係構築のためには生徒と触れ合う時間の確保は大事と考えますが、どのような対策を考えておられますか。

②、いじめ以外では、大きな学校問題は起きていないような答弁に聞こえましたが、平成8年に大きな問題が発生したF中で、また問題が発生していると聞きました。状況と原因について、また指導はどうかされているのかお尋ねをします。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、2回目の質問の第1番目なんですけど、国・県と比較して水俣のいじめは多いのか少ないのかということでございました。22年度の調査結果で比較をいたしますと、1,000人当たりの認知件数というのは水俣市の場合は128人ということで、国が5.6人、県は27.6人ですから、県と比較しましても5倍という数字なりまして、非常に多いと。極端に多いと言ってもいいかもしれませんが、県内でもすごい多いというふうに思っております。

理由につきましては、水俣市の場合は子どもアンケート調査を行いますけれども、本当に軽微なやつ、本人が嫌だなと思うことまで、全部アンケートで取り上げている。例えば、ちょっとあだ名を言われたら、もう嫌だなと思ったらそれをいじめのアンケートに入れるということ等がございまして、全てカウントしているということで多くなってきております。

ただ、これも早期発見ということで、短期間のうちに早期の解決をしたためで、学校との連絡体制についても、実は十分にやっておりますので、特に今は問題は出ていないというふうに思っております。

それから、子どもとの触れ合う時間の確保に対する対策はどうかということでございますけれども、毎年度、教職員の負担軽減に関する調査というのがございます。その中で、毎年実は出てまいります。業務の簡素化あるいは公務の情報化の推進がおくれていると、あるいは研修が多過ぎると。それから、部活動にかなり時間を割くということで、部活動の2人体制というか、そういうことの対策をやっていく必要があるんじゃないかなというふうなことで、ぜひこれについても、校長会等でいろいろ協議をやっていきたいというふうに思っております。

それから、F中の状況でございますけれども、8月上旬に私ども教育委員会で臨時の教育委員会を開きまして、校長、教頭にちょっと来ていただきまして、いろいろ状況の説明を受けました。一部生徒に指導がとりにくいということがありまして、具体的に言えば、教師への暴言があったり、あるいは器物は損があったり、授業中の抜け出しがあったり、あるいは落ちつかない、ふらふら教室内でいろんな行動をするという、そういうことがずっとありましたということ

でございます。

原因としては、もちろん家庭での教育力の低下というのは一番大きいわけなんですけれども、そのほかにも特別な支援を要する子どもが非常に多くなっているということで、それがほかの生徒さんにも影響を及ぼしているとかということがございます。それと、もう一つは学校自体の指導力の低下、欠如というのが考えられるかなと思いますし、それと保護者とのいろんな情報等を含めて連携不足があるなというふうに感じております。

その後、我々としても教育委員会として、信頼関係、特に生徒と先生方の信頼関係、先生方とPTA、保護者間の信頼関係が非常に大事だということで、そこを構築するよう学校にもお願いいたしましたし、特に問題が生じている事案等についてはケース会議を実際やっております。ケース会議の中で我々教育委員会のほうも参加して、対策を講じていこうということで、一緒になって今協力体制でやっていきたいというふうにしております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 水俣のいじめは多いということですが、きょうも新聞、こういうふうに出ています。これと比較しても全国は1,000人当たり5件、熊本県は多くなって32.9件、水俣はこれ、私の計算では相当高い。4月から8月の値ですれば200件近くなりますので、小さいことまでカウントしたから解決しているということですが、熊本県も全国に比べて非常に小さいことまでやって、悪口を言った、冷やかしたというのも6割入れた中での数字ですので、水俣はそれらが中心にしてもちょっと多いなと感じます。特に言えば、トータルで4月から8月を年間に直せば235という数字になります。大変高いので、ここら辺は注意して指導していただきたいというふうに思います。

そこで、最後の問題ですが、F中の問題です。4月から1名の転校でやっぱり21名と20名の2学級から、40名学級の1クラスになったと。そして、多人数教育になじめない子どもがいますと。落ちつきがない、心のケアが必要な子ども、感情のコントロールできない子どもが各クラスに複数名ずつおり、学校では努力されてるんです。いかに学校ではリラックスをさせるか、2名の先生で授業を対応したり、40名授業は無理として、20名の2班に分けて努力されてもおります。そういう中で質問をいたします。

①、F中は心のケアが必要な子どもが多く、40名1クラスでなじめない子どもがいます。これも問題児を生み出す要因ではないか。そこで、現在、特別支援員が、きのう塩崎議員も要請されましたけれども、1名派遣されているが、早急に臨時的に増員して早目に問題解決できないのか。

②、F中は平成8年に問題が発生し、議会で取り上げました。教育委員会としての対応を要望したわけですが、学校当局もいろいろ悩んでおられます。効果が目に見えて出てきていないということですので、教育委員会の積極的なかわりをお願いしたいと思いますが、教育長の

考えをお聞きしたと思います。

もう1点はF中の学校問題は、根本的な問題があるのではないか。例えば、団地の子どもが多く、PTAが交わりにくい地域であるとか、あるいはきのうの野中議員の論文の問題、A中の事例があったように、やはりここら辺の問題も含めて、水俣病汚染地域であり、総体的に水銀影響が高い被害者が多くて、子どもの発達過程に影響があるのではないかということでお尋ねしたいと思います。簡単で結構です。

○議長（真野頼隆君） 済みません、もう時間がありませんので、あともう18秒です。時間が来たら切りますので、そのつもりで答弁してください。

答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 特別支援員を臨時的に増員できないかということでございますけれども、今22人配置しておりますが、実は今でも足りない状況なので、途中からというのは非常に厳しいかなというふうに思っております。

それから、F中に対する教育委員会の積極的な対応が必要じゃないかということでございますけれども、全くそのとおりで…

○議長（真野頼隆君） 時間が参りました。

以上で緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

未来みなまた西田でございます。

今議会で、いよいよ議会中継システムの予算が計上されました。私の議員になってからの悲願とか念願とかいいますが、やっとかないそうでございます。いつから言うたかなと思ひまして、議事録をさかのぼって見てみましたら、平成17年3月議会で、この場で質問をさせていただいております。そのときの答弁が、当時の高口総務企画部長、県からいらしてましたですね。議会中継システムは複数の業者から提案が今ありますと、高いものでは2,200万円ぐらいの高額なものでございますので、まずは、市議会が必要さを十分に議論していただきたいという答弁でありま

した。それから7年半たちまして、今回やっと実現できそうということでございます。

これで、水俣市議会も開かれた議会へ一歩また近づいたというふうな感じがしております。開かれた情報提供は、非常に必要だというふうに私は感じております。先ほど、緒方議員の話の中でもスピーディの情報がありましたですが、福島原発におきましても、こういった初期に正常な、正確な情報が流されていたなら、被曝しなくてよかった福島県民が多数いたというふうに聞いております。

私も7月に会派の視察で福島を訪れました。40キロ地点のいわき市からずっと車で行きまして、大体最初が0.1マイクロシーベルトぐらいだったんです。それがずっと近くへ行きまして、最終的には20キロ地点、それ以上はもう立入禁止というところまで行きました。そこで、測定が大体0.5から0.6マイクロシーベルトだったですね。目に見えない、だんだん近づいていくにつれて数値が上がっていく、目に見えない恐怖というものを非常に感じたのも事実であります。

そして、警備のその先にはJビレッジがございました。Jビレッジというのは、サッカーやっていらっしゃる方、好きな方は御存じだと思いますけれども、日本代表が招集される場所でもありますし、日本で一番サッカーの環境が整った地域であります。そのJビレッジが、今は復旧に当たる企業、また自衛隊の最前線基地になっておりました。私もJビレッジ一回行ってみたいなと思ってはいたんですけど、こういった形でJビレッジを見るというのは非常に複雑な感じがいたしました。

ガイドの方が言われておりました、運動場の土壌の入れかえをしても福島から出せない状況、草木は高度の放射線汚染されたもの、そして第一原発、今後30年以上かかる廃炉問題、福島は大変やなというふうな思いがしました。そして、福島県民には家がない、希望がない、展望がない、そういった状況ですということを言われまして、非常に大変だというふうな思いがしました。

それと同時に、水俣市、昭和31年に水俣病公式確認されてから五十数年たって、今再生の道を歩んでおります。こういった水俣の経験が福島の今後、30年、50年、何年かかるかわかりませんが、そういったまちづくりの施策に寄与できればなというふうに思いました。

今回も水俣の将来のまちづくりの政策について執行部と議論ができればと思っております。執行部の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

質問に入ります。

#### 1、スポーツ行政の施策について。

オリンピックが終わりまして、改めてスポーツの力のすばらしさを感じました。以下、質問をさせていただきます。

①、本年3月にスポーツ振興法に基づくスポーツ基本法が制定されました。こういった内容をお尋ねをいたします。



- ②、本市のスポーツ基本計画に対する考え方をお尋ねします。
- ③、本市の総合型スポーツクラブの現状をお尋ねいたします。
- ④、三中跡地を人工芝のサッカーグラウンドとして整備し、総合型スポーツクラブの拠点としてできないかお尋ねをいたします。

⑤、スポーツを通したまちづくりを考えられないかお尋ねをいたします。

## 2、教育問題について。

### (1)、いじめ問題について。

これ私でもう4人目ですけど、いろんな議論ができればと思いますので、このままさせていただきます。

①、いじめ問題に対し、各学校からどう情報収集しているかお尋ねをいたします。

②、本市の小・中学校のいじめ問題をどう把握しているかお尋ねいたします。

③、いじめの報告にどのように対応しているかお尋ねをいたします。

### (2)、不登校児対策について。

①、あじさい学級の近年の推移をお尋ねいたします。

②、不登校児に対して、どういった対策をとっているかお尋ねをいたします。

## 3、大学院誘致について。

大学誘致の、今大きなチャンスが来ているように感じておりますので、3月にもいたしましたのですが、今回もう一回質問をさせていただきます。

①、蒲島知事の基本計画、幸せ実感くまもと四力年戦略の中に、水俣市へ大学院の誘致を熊本県立大や国と連携して取り組むとあるが、現状をお尋ねします。

②、水俣環境大学院・リサーチパーク構想について、内容をお尋ねします。

③、大学院を誘致するに当たり、本市でハード、ソフト面で環境整備しなければいけない点をお尋ねいたします。

④、大学院の誘致対策として、窓口となる担当課、職員を配置できないかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、スポーツ行政の施策について及び教育問題については教育長から、大学院誘致については私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） スポーツ行政の施策について答弁を求めます。



葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） スポーツ行政の施策について、順次お答えいたします。

初めに、ことし３月にスポーツ基本法に基づき制定されたスポーツ基本計画の内容についてお答えします。

スポーツ基本計画では、今後10年間のスポーツ推進の基本方針と５カ年の総合かつ計画的に取り組むべき施策が示されております。スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会をつくり出すため、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備することを基本的な政策課題としております。また、今後計画的に取り組むべき施策として、学校や地域における子どものスポーツ機会の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、総合型地域スポーツクラブの育成を初めとする地域のスポーツ環境整備などが挙げられております。

次に、本市のスポーツ基本計画に対する考え方についてお答えします。

ただいま述べましたように、スポーツ基本計画では、スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を基本理念としております。本市でも、これまで市民体育祭を初め、子どもからお年寄りまで参加できるイベントの実施やスポーツ施設の整備等を行ってまいりました。今後も今回のスポーツ基本計画で掲げられた施策を参酌しながら、ソフト事業の充実を図るとともに、一人でも多くの市民がスポーツに親しみやすい環境整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、本市の総合型地域スポーツクラブの現状についてお答えいたします。

現在、本市における総合型地域スポーツクラブは、袋地区を中心としたサンビレッジみなまたスポーツクラブがございます。同クラブは平成16年度と17年度の熊本県体育協会の委託事業で設立準備を行い、平成18年３月に設立されました。平成19年度からは、市総合体育館南部館の指定管理者として同施設の管理運営を行っており、平成22年６月には、それまで袋地域のみを対象とされていたものを、会員数の増加と活動の幅を広げることを目的に、水俣市内全域を対象としたサンビレッジみなまたスポーツクラブへと変更をされております。現在約70名の会員の方が、総合体育館南部館を拠点として、ビーチバレーボール、バドミントン、卓球など、７つの種目で活動をされている状況です。

次に、三中跡地を人工芝のサッカーグラウンドとして整備し、総合型地域スポーツクラブとできないかとの御質問にお答えいたします。

三中グラウンドの活用につきましては、今年３月の定例市議会での福田議員からの一般質問でもお尋ねがあったところですが、この件につきましては、市全体の課題としていろいろな視点か

ら検討していく必要があると思っております。

次に、スポーツを通したまちづくりを考えられないかとの御質問にお答えいたします。

スポーツ基本法の前文にスポーツは世界共通の人類の文化であるという言葉から始まるように、スポーツは人間が生活していく上で大切な要素であり、特に現代社会においては、体の健康だけでなく、心の健康に関しても重要な役割を担っていると思っております。

本市といたしましては、これからも市民やスポーツ関連団体等の御意見を伺いながら、子どもから大人までみんながスポーツを楽しむことができる環境整備に努め、市民の健康づくりにつなげていきたいと思っております。

また、例年エコパーク水俣で開催されるサッカーやソフトボール等の大会には、市外からもたくさん選手や応援の方に宿泊も含めておいでいただいておりますので、今後も市内の施設を有効活用し、大会開催等による交流人口の増加を図り、市の観光振興・スポーツを通したまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ことしの夏は、オリンピックを見るのに寝不足が続いたというのは多分私だけじゃないというふうに思っております。サッカー、水泳、体操、卓球、レスリングなど日本人選手のすばらしい活躍がございました。私個人的にはバドミントンの隣町の藤垣ペアを一生懸命応援させていただきました。輝かしい成績も残されました。これほどスポーツの感動とか、すばらしさを感じた大会は初めてでありました。日本人がこれほど一体となるスポーツの力のすごさというものに改めて驚いた次第でございます。

スポーツに対する国の動きとしては、昨年6月50年ぶりにスポーツ振興法が全面に改正されて、今答弁ありましたスポーツ基本法が制定されました。10年間のスポーツ推進の基本方針、今述べられましたが、その後5年間の総合かつ計画的に取り組むべき施策、それが7つ政策目標として上げられております。今、3つたしか言われましたですね。1、子どものスポーツ機会の充実、2、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、3つ目に今言われました住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備、4つ目が国際競技力の向上に向けた人材育成のスポーツ環境の整備、5つ目がオリンピック、パラリンピック等の国際競技大会の招致、開催等を通じた国際貢献、交流の推進、6つ目が、スポーツ界の透明性・公正性の向上、7つ目がスポーツ界の好循環の創出、この7つが政策目標として上がっております。

この3つ目の今言いました、住民が主体的に参画する地域スポーツの環境の整備、この部分、ここで水俣をどうにかスポーツの盛んなところにしていただきたいなというふうに思っているわけですが。それには、この三中の跡地を総合型地域スポーツクラブ、そういったものを市内につくりながらやっていくのがどうかというふうな政策提言であります。

なぜ、人工芝サッカーグラウンドかといいますと、今、なでしこジャパンのワールドカップ初優勝に始まりまして、オリンピックの男女の活躍。先日まで行われておりましたアンダー20の女子ワールドカップ、たしか3位だったと思います。昨日ありましたワールドカップの予選のイラク戦、見事に勝ちました。日本のサッカーの認知度も、野球には及ばないにしろすばらしい躍進があるんじゃないかというふうに思っております。

サッカーは、日本代表を頂点にプロ・アマの垣根がありません。ジュニアの育成がトレーニングセンターというシステムが全国に広がっております。年齢のカテゴリーごとに優秀な人材を地域、水俣、芦北の地域で集める、それがよその地域も集まって、今度は県の代表、それが県の代表が集まって九州の代表、そしてそれが集まって日本の代表というふうにピラミッド形式にジュニアの育成が非常に仕組みがうまくでき上がっているスポーツであります。

水俣市内のグラウンドの現状といいますと、今、エコパークの陸上競技場、エコパーク潮騒の広場、塩浜グラウンド、浜グラウンド、河村電器のグラウンド、この5つがございます。河村グラウンドも企業、塩浜グラウンドもJNCのともとも福利厚生施設じゃないかなというふうに思います。

いろんなスポーツに専用の施設があります。野球、ソフト、水泳、武道、専用の施設がありますが、現在水俣にはサッカー専用のグラウンドがありません。そういったものをこの三中に何とかできないかということですが、今、三中は夕方、中学校の部活があつています。7時半から9時半までは開放されておりますけど、もうテニスコートは今使っていないので、草が生えて荒れ放題ですね。校舎の間も雑草が伸び放題で、見かねた三中の保護者のOBが、ことし8月に草取りを行いました。こういった状況の三中をぜひ早く開発をしていただきたい、そういった思いがあります。

2つ目の質問に入りますが、こういった施策を進める上で計画を示すことはやはり大事だというふうに思っております。水俣市として、中・長期的な水俣市のスポーツ基本計画、そういったものを立てる気持ちはないか、1つ質問させていただきます。

それと、来春から肥薩おれんじ鉄道ではおれんじ食堂ですか、観光列車が水戸岡鋭治さんのデザインで走るというふうに聞いております。肥薩おれんじ鉄道をずっと走りますと、三中がちょうど真横を通ります。やっぱり廃校になった学校がある、非常に水俣市のイメージダウンになるんじゃないかなというふうに思っているところも非常にあります。

今、三中の跡地、もしかしたらいろんなアプローチがあるのかもしれませんが、現在として利用案、幾つかあるのか、それを2つ目の質問とさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） スポーツ振興計画を中・長期的なやつを立てるということは考えていないのかということでございますけれども、はっきり申し上げて、今そこまで考えてはおりません。というのは、市の総合計画の中でふるさと力というか、地元力向上のためのスポーツの振興ということで、1、2、3項目を決めて、実は掲げてございます。この総合計画の中で推進できればしていきたいなというふうに1つは思っております。

それから、三中の跡地利用につきましては、今構想をいろいろ聞かせていただいて、いいなというふうに思いますけれども、市の体育館、浜グラウンド等々との絡み、どういう利用の仕方するか。それから三中に関しては、道の問題、駐車場の問題等々もございまして、いきなりスポーツの施設をつくるのはどうかという課題もございますけれども、まずは、水俣市としての利用というのをどういうふうにそこを考えるかというのが、基本的な部分でまだ答えが出ておりません。その辺を十分検討をしていきたいなというふうに思っております。

今、利用の方法というのは第一中学校の専用のグラウンドみたいな形で今維持をしております。子どもたちが今サッカーとかでももちろん使っているんですけども、そのほかには、一般の利用に寄与しているという状況でございます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 スポーツ基本計画のほうは、今はまだ考えていないと、総合計画の中でこういったスポーツの推進を図っていかれるということだと思いますけれども、考えの中で、スポーツというものを少し重きを置いて、やはり目立つものを出したほうが、5年、10年のスパンで見ていったほうが水俣市のスポーツの振興にはつながっていくんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ、その辺は今後検討していただきたいなと思っております。

少し、交流人口の面から三中の開発で議論したいと思えますけど、今、サッカー協会とクラブチームの大会でちょっと調べましたら、昨年426チーム来られております。約半分の200チームは熊本県外でありまして、九州外も山口、大阪、奈良、滋賀、埼玉、全国から自費で来られております。水俣を知ってもらうには、やはり水俣に直接来てもらうことが大事だというふうに思っております。幾らネットで情報を発信しても、それには限りがあります。

交流人口をふやす事業として、三中体育館を利用して、昨年からみなまたいな学校というのを私も少し手伝っております。谷口明弘議員も手伝っていらっしゃるんですけど、そういった1人でも多くの人に来てもらい水俣のファンをつくるということは、将来の水俣の活性化につながっていくというふうに思っております。それには、スポーツ大会は非常に有効な手段ではないかというふうに感じております。

なぜ、人工芝のグラウンドかといいますと、一度整備しますと、雑草も生えませんが、メンテナンスが非常に簡単であります。人工芝のグラウンドはサッカー以外にもグラウンドゴルフ、



ゲートボール、地域に解放すれば地域住民のレクリエーションの場、また老人会等の運動会、そういったものにも活用が期待できるんじゃないかなというふうに思っています。

また、JFAの公認の人工芝を利用すれば、県大会を初め九州、全国大会レベルの大会の誘致も可能かというふうに思っています。夏休みなど、湯の児、湯の鶴、そういったところと連携して、高校・大学・Jリーグ、そういったものの合宿を企画すれば、誘致も可能ではないかというふうに考えております。

今、立ち消えになりました、最近聞きませんが、おれんじ鉄道の小崎の駅、水俣高校の駅をつくるという話ありましたですけど、最近は大分トーンダウンしておりますが、そういったものもまたちゃんと計画をつくれば、総合体育館、人工芝のサッカーグラウンド、浜グラウンド、高校の運動場、あの一帯がスポーツ環境の整備された地域として、また新しい玄関になるんじゃないかというふうにも思っています。そして医療センターにも近いですし、中尾山公園のアクセス、そういったところにも玄関、窓口になる、そういったところまで考えた政策、まちづくりというものをぜひやっていただきたいというふうに思っております。

今後、水高が移転する計画でありますし、三中の跡地利用、あの一帯は水俣市のまちづくりというものの方向を決める重要な地域だというふうに思っています。ぜひ、プロジェクトチームをつくるぐらいの感じで、これは市長になるのかもしれませんが、早急に検討したほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

3つ目の質問なんですが、やっぱり大事なことは、市民が主体的にスポーツに参画できる環境づくりだと思います。先ほど出ました総合型地域スポーツクラブ、こういったものを市街地、町なかに設立するという考えは今のところないのか、それを1つですね。それと、総合体育館を中心に、浜グラウンド、そういったあの辺をスポーツの施設を集中させるということについて、こういった考えかを1つ聞きたいと思います。それと、グラウンドの整備には予算がかかりますけど、今いろんなところを調べると、グラウンドの整備というのは、サッカーくじのtotoの助成金を受けてやっているところが非常に多いですね。そういったものは研究されたことがないのか、この3つを質問させていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 総合型スポーツクラブを市街地に設立するということはどうかということとでございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在サンビレッジスポーツクラブというのが南部館を利用して運営をされているわけなんですけど、袋地区で始まったということで地域性が非常に強いのかなということで、会員も70人そこそこで、競技の種類もちょっと少ないということで広がりやを欠いている。運営上、非常に厳しい状況というのがございます。

スポーツクラブの運営というのは、非常に難しいというふうに言われていまして、クラブのマネジャーが必要だったり、あるいは指導者あるいはボランティアのスタッフがいるということと、それとかなり運営費に苦勞しておられるということが現実ございます。ですから、本当はまちのいろんな施設を中心に運営していくというのも非常に市民のスポーツの拡大のためには必要かなというふうに思っておりますけれども、ただ、今申し上げましたような課題の中で、行政が果たしてどこまでできるのかというのが1つ、今後検討していく必要があるかなというふうに思っております。

それから、体育館を中心にスポーツ施設を集中させるのはどうかということでございました。先ほどありました三中の活用も含めて、あるいは体育館、浜グラウンド、それから水俣川の修景等々も、小崎等も含めてですね、あの辺をどういうふうに市としてイメージしてレクリエーションの場やスポーツの拠点として整備するかというその辺の構想というか、イメージづくりをまず先にしていくのがいいのかなというふうに思っております。エコパーク自体が、非常に今はすごくいい環境の中で、先ほど西田議員おっしゃいましたけれども、いろんなスポーツ、サッカーを中心として、スポーツ大会の誘致が行われているということで、あそこを有効に活用していくというふうがまず前提かなというふうには思っております。

ですから、今後の市全体の議論を、市の中心部の体育施設の充実をみんなで検討していく必要があるのかなと思っております。

それから、totoの補助金については、初めてお聞きしましたけれども、もしそういうグラウンド整備をやっていく場合には有効かなというふうに感じております。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 教育問題について順次お答えいたします。

まず、いじめ問題についてのうち、各学校からどう情報を収集しているかとの御質問にお答えいたします。

各小中学校には、いじめを発見した場合、直ちに確認・指導をするとともに、教育委員会への電話による速報をお願いしております。また、指導の経過についても続報を求めています。このほかに、毎月末の定例報告により、いじめを含めた問題行動や交通事故等の報告、さらに、熊本県教育委員会が実施する11月末のいじめ調査、文部科学省が実施する3月末の問題行動等調査などによって情報を収集しております。

次に、本市の小中学校のいじめ問題をどう把握しているかとの御質問にお答えいたします。

先ほどの緒方議員の御質問でもお答えしましたとおり、平成23年度は、小学校で206件、中学校で56件の報告を受けております。また、今年度が8月までで小学校174件、中学校27件となっ



ております。平成21年度から3カ年の報告によりますと、小中学校におきまして若干の増加傾向にございます。しかし、このデータは、軽微なものまで全て調査した結果であり、学校現場ではより丁寧に調査した結果でもあると認識をしております。

次に、いじめの報告にどのように対応しているかとの御質問にお答えいたします。

教育委員会にいじめ発生の報告がありましてから、指導の状況を確認するなど、連絡をとり合い、直接的な対応については、学校にお願いをしているところです。しかし、解決が困難な事例等があった場合には、ケース会議を開催し、教育委員会事務局も参加するとともに、教育委員会で委嘱しています教育相談員や県教育委員会が委嘱していますスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ不登校アドバイザー等の協力を得て、チームとして解決に当たることとしております。

次に、不登校児対策についてのうち、あじさい教室の近年の推移についての御質問にお答えいたします。

近年5年間の在籍状況は、平成20年度が小学生4名、中学生11名の計15名、平成21年度が小学生1名、中学生10名の計11名、平成22年度が小学生2名、中学生8名の計10名、平成23年度が小学生1名、中学生6名の計7名、平成24年度が小学生がゼロで中学生4名となっており、減少傾向にございます。

次に、不登校児に対しどういった対策をとっているかとの御質問についてお答えいたします。

熊本県では、不登校対策として愛の1、2、3運動を実施しております。病気が明らかでない欠席があった場合は、欠席1日目が電話による確認、2日目が家庭訪問、3日目が組織的な対応で、不登校の未然防止を図る取り組みです。市内全ての小中学校で実施してもらっております。

現在、中学生3名の不登校生徒がおります。学校では、学級担任だけでなく、他の職員も交代で家庭訪問をしております。また、不登校対策委員会という組織をつくり、新たな対策を検討するなどの取り組みを行っています。その1つの方策として、保健室などの別室登校もあります。今年度は小学生4名、中学生6名が別室登校しております。

先ほどのいじめに関する御質問でもお答えしましたとおり、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ不登校アドバイザー等の専門家の協力を得たり、あじさい教室への通級を勧めるなどして、児童・生徒の登校に向け努力してもらっております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 もうこのいじめ問題は私で4人目で、昨日からいろんな形で聞かせていただきまして、大体現状はわかったのですが、文科省も本格的にいじめ専門の組織を全国に200カ所ぐらいつくるという方向と聞いています。また、新聞でも熊本県はスクールカウンセラーの増員、今後、中学校全校、小学校65%ぐらい、学校と家庭つなぐスクールソーシャルワーカーも倍増する

というふうに聞いております。

今後、文科省もいじめ問題の施策、来年度以降いろんな言葉が出てくるというふうに思っていますが、何回も言われているように、いじめはあってもおかしくないというふうに捉えて、隠し事がなく報告がされる、そういった学校と教育委員会の関係がやっぱり必要じゃないかなというふうに思っております。

200件以上報告が上がっていて、かなり軽微なものから上がっているということで、ちょっと聞きましたら、そういった解決率もすごく全国的にはトップクラスというふうに聞いております。アンケートをとられて、年に1回、2回やっていらっしゃって、そういったもので把握されているということですけど、実際はそういうものに出てこないものもあるのかなというふうに思っています。

たまたま先週の土曜日に市内の児童養護施設の相談員という、定期的に行くやつで行きまして、たわいもない話をしてくれるんです。何人か来て、その中でずっと話をしていたら、いじめの問題とかいう話をしますと、いやそういうのはないけど、何々君がやっぱりいじめられているというわけですね。ああ、そうなん、なら先生に言わんばいかんねと言うと、いや、その何々君は言うなって言うというわけですよ。それがどのくらいのいじめだかわかりませんよ。でも、そういうもんも、もしかしたら本当のいじめかもしれませんし、簡単なものかもしれませんけど、出てこないというものもあると思います。やっぱり、じゃあその子にちゃんと先生に言わんばいかんね、先生がいややったら、園の先生にも言う、私たちにも言ってもいいしという話はさせていただきましたけど、やっぱりどこかで出てこない部分を、まめに聞ける状況をつくっているというのも大事なかなというふうに思いました。

いじめ問題は、これでもう終わります。

不登校につきましては、2011年度、30日以上欠席した生徒児童が県内で中学生は1,297人、前年度比15人増で熊本県はふえているということですね。小学校の不登校は増減を繰り返しておりまして、2011年は21人減で197人であったと、小学校は減ったと。

水俣市は今、言われましたように減少傾向、あじさい学級、私も何年前からも時々行きますけれども、大体10人ぐらいかなといういつもイメージで、ことしたまたま行きましたら、4人、来ていた子が1人だったですけど、減ったんやなというふうな思いはしました。そういった不登校の対策がうまくいってるのかなという思いもありますし、また別室に登校している子も実際いるのかもしれない。そういったところは、やっぱりまめにやっていただきたいなというふうに思っております。

不登校になる原因がやっぱり中学校に入るときですね。中学校へ進学時の環境の変化、そういったものがよく影響されるというふうに聞いておりますから、小学校から中学校に上げられ

る、そういったときを非常に細かく目を配っていただきたいというふうに思っております。

質問といたしましては、文科省が言っています、いじめ・不登校対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こういったものをふやしたいということですが、今現状ですね、配置の状況、内容、そういったものを1つ聞かせていただきたいと思います。

それと、先ほどから言いました、アンケート等でいろんな形でいじめ問題、対策やっていらっしゃると思いますが、学校自体にそういった言いやすい雰囲気ができるのかどうか、その辺はどう把握されているか。まあアンケートだけではなく、校長先生に簡単に手紙が書けるような状態になっているとか、そういったものを1つ質問させていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） それでは、2回目の質問でございますけれども、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置の状況あるいはその内容等でございますが、スクールカウンセラーというのは臨床心理と精神医学の専門家がなられるというようなことで、本当に専門的な知識・経験を有される方がなられておることです。学校の第三者的な存在ということで、県から任用を受けて特別職として学校に派遣というんですか、そういう形になっている状況です。主に、個人のいじめとか不登校とか、そういう児童・生徒が悩んでいる、保護者が悩んでいる相談に乗ると、心理相談が主だということでございます。

水俣に関しましては、今、水俣第二中学校、袋中学校が拠点校ということで、月に3回、3日程度おいでになりますし、そのほかの学校にも月1回ぐらいという間隔で来ていらっしゃる状況です。

それから、スクールソーシャルワーカーにつきましては、福祉で言うケースワーカーというふうに考えていただければいいのかなというふうに思いますけれども、いろいろな家庭の状況がございます。子どもたちがその家庭にいろんな作用されるわけですが、家庭がしっかりしていないといけないわけですが、家庭のいろんな仕事だったり、あるいは経済的なものだったり、あるいは家庭環境だったり、いろいろ複雑な問題がございます。だから、ほかのいろんな関係機関といろんな折衝事が実は出てくるわけなんですけれども、そういった状況のコーディネーターというか、そういう役割をしていただいているという、よく言えば自立支援を支えていただいているというそういうお仕事だというふうに思っております。

今、これは芦北教育事務所に2名配置をされておまして、基本的には毎週月曜と火曜日に県事務所に出勤されるということでございます。ただ、ほかの学校もいろいろ回っていただいて、気軽に相談にはおいでいただいているという状況でございます。

それから、いじめを子どもが報告できる雰囲気というのはちゃんとできているのかということ

でございます。学級担任は日々、子どもたちの日記を見たり、あるいは会話をしたりとかするわけですが、困り感があったときは教育相談をやったりとかということで、子どもたちと常に接触したり、保護者と接触したりとかするわけです。ただ、先ほど議員おっしゃいましたけれども、その中でも担任、保護者、あるいは友達に相談したというのが大体半分ぐらいでございます。ですけれども、誰にも相談しなかったというのも実はかなり多いという状況になっておりますので、先ほど言われましたように、先生方との触れ合いというか、信頼関係を構築していくということが非常に重要なというふうに思いますので、先生方のコミュニケーション能力、観察力を高めていただくように、いろんな場面をお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こういったものがいじめとか不登校問題に対しては非常に役に立つと思いますけれども、今の現状ではなかなか機能していないんやなというふうな思いがやっぱりあります。文科省はふやすと言っていますので、そういったものが充実してくれば、そういった対応がもっとできるんじゃないかというふうに思います。特別支援員、やっぱりふやすのも必要かもしれませんが、そういったところもうまいぐあいに使いながらやっていただきたいというふうに思います。

学校の雰囲気づくりは先生がそういうふうに行っているのが一番でしょうけど、なかなか忙しいというのが現状かなというふうな思いがあります。その部分を埋める手だてをやはり考えていただきたいというふうに思っています。

きょうの新聞で子どもの自殺が、200人ぐらいあったと書いてあったですね。絶対あってはいけないことだと思います。近くでは八代、出水でもあったというふうに報道があります。

いじめ問題は、ふだんの先生の日ごろの対応とか、先ほど言いました学校の雰囲気もと思うんですけど、もしかしたら間違いを正す雰囲気がまち全体になかったんじゃないかなというふうな思いもします。大津がどうかは私もわかりませんが、本来なら、まちで2人乗りしているのを普通の親が注意するのか、夜遊んどったら声かけるのか、そういった雰囲気がまち全体に必要でもありますし、そういったものがやっぱりいじめの問題の根底にあるんじゃないかなと思います。マスコミが事実を隠蔽したみたいに大津の教育長を批判する記事や報道があって、これは社会のいじめにも見えました。結果襲撃されるという、もう信じられないことも実際起こっております。

このいじめ問題は、学校、教育委員会だけの問題ではなく、社会全体の問題の一つだというふうに思っておりますけど、ここでぜひ、市長、元教育者として宮本市長が率先して、こういったものには、先ほどからよく出てます地域の子どもは地域で守って育てていく、そういった言葉も出ておりますけど、そういった理念を市長から聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） これまで教育長が昨日からずっと答弁をなさっておりますし、私も全くそのことに同じ考えでございます。

特段申し上げることもありませんけれども、あえて申し上げるとするならば、このいじめの問題というのは、これまで私どもを含めまして大人たちが軽く扱ってきたんじゃないか、もっと真剣にこの問題に向き合っていたならば、もっと解決は早くできたんじゃないかなという思いがします。この問題は、まず私たちが反省からスタートしなければならない問題ではないかなと、そんなふうに思っています。

御承知だろうと思いますが、アメリカの銃乱射の犯人のそのほとんどがいじめられた経験があると言ってもいいんじゃないかなというような報道もなされております。そういったところから考えて、アメリカではいじめ問題に特筆して、特化して、そのいじめ防止の教育に取り組んでいるということでございます。

私も学校現場におりまして、やっぱり学校教育だけではこれはだめだということはわかります。周りでしっかり脇を固めて全体で頑張っていかなければならないということはわかりますけれども、やはり学校が核になって、このいじめ防止の輪を広げていかなければならないんじゃないかなと、そういう強い思いを今持っているところでございます。

例えば、学校から保護者の方に対して、子どもたちの様子をしっかり見てもらって、子どもたちの服装はどうか、きょうの言動はどうか。服装でありますとか、きょうの体調はどうかとか、そういったものをしっかりチェックをしていただくように、学校から保護者に対して強い指導をすべきだろうと思いますし、そのことで協力体制をつくっていくことも大切だろうと思います。

また、地域に対しては、そういった情報交換の場を定期的に設けるとか、そういった対策も打てるんじゃないかなと思います。本市には、家庭相談員もいらっしゃいますので、そういった方の活用もできないだろうか、要は大人が本当に子どものいじめに対して真剣に向き合っているんだというその姿をまず見せることが大切ではないかなと思っております。

学校は本当に忙しゅうございます。それも十分承知の上ですが、私が現場にいるときに経験したことで大変恐縮なんですけど、学校の先生方に2つのお願いをしておりました。

1つは、パソコンを打ちながら子どもに返事をするなというようなことを、それは徹底して先生方をお願いしておりました。子どもたちが職員室に入ってまいりますと、いろんな連絡事項なんか聞きにまいります。そのときに、先生がパソコン打ちながら、はい、何をしなさい、これをしなさいという指示をします。それだけは絶対やめなければならないということ、必ずパソコン



を打つ手をやめて、子どもに向き合って、そしてその用事を果たしなさいというようなことはお願いしておりました。やっぱり、そういったこと一つ一つが子どもの人格を大切にするし、子どもを大切にしているという教師の愛情の表出ではないかなと、そういう思いでやっておりました。

それから、もう1つは、帰りの会がありますが、その帰りの会のときの先生が連絡が終わったらずっと教室を出るのではなくて、一番最後まで、とにかく1週間に1回でもいい、2回でもいいからそこに残っていてくださいというようなことをお願いしておりました。そうすると、学校が終わった時間ですから、非常に子どもたちにとってはほっとする時間なんです。この時間に、その教室に座っておりますと、やっぱりいろんな思いを持ったり、何ら目的がないような部活動もしないとか、そういった子どもたちが必ず先生の前を取り巻くようになってきます。そこで、本音の子どもたちの会話ができるのではないかなと思っております。いわゆる本音で会話ができるということは、そこが非常に情報の収集としてはすばらしい場所ではないかな、そういったことをお願いしたところでございます。

要は、先生方が、私大人たちも含めまして、本当に子どもたちに真剣に向き合っていかなければならないと思っておりますし、やはりいずれにいたしましても、このいじめの問題は大人たちが本気になって子どもたちに寄り添うことができるのか、そのことにかかっているのではないかなと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、大学院誘致について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、大学院誘致についてお答えします。

まず、蒲島熊本県知事の取り組みの基本方針、幸せ実感くまもと4カ年戦略の中に、水俣市への大学院の誘致を熊本県立大学や国と連携して取り組むとあるが、現状はいかがかとの御質問にお答えいたします。

熊本県の基本方針の中に水俣市への大学院誘致と示されたことは、本市でこれまで議論してきた環境大学構想について、熊本県と連携を図りながら進めることができるという意味でも非常にありがたく、心強いものであると考えます。

現状としましては、これまで熊本県及び熊本県立大学と、数回の意見交換を行っており、私も去る8月22日には、熊本県立大学を訪問し、理事長、学長に直接お会いし、要望と意見交換をさせていただくなど、今後の大学院設置の可能性について議論を深めているところです。また、大学院構想に関連する国の動きとしましては、本年7月に国立水俣病総合研究センターと、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科におかれまして、研究・連携協力における連携協定が結ばれました。このような形で、多くの大学や研究者等が水俣に関心を持ち、水俣での研究教育活動を



行っていただけることは、本市の構想の実現に向けた大きな一歩であると考えます。

今後も、さらに国や熊本県との連携を密にして、構想実現に向けて取り組みを進めていきたいと考えます。

次に、水俣環境大学院・リサーチパーク構想の内容についての御質問にお答えします。

本構想は、昨年度、環境大学・環境学習円卓会議で検討され、本年3月の環境まちづくり合同会議にて報告させていただいたものです。

水俣の経験、そして、これまでとこれからの取り組みを体系化し、広く国内外へ向けて発信するとともに、これからの地域づくりを担う人材の育成や地域づくりそのものの支援も行っていくような研究教育機関を水俣に設置しようとするものです。

水俣環境大学院につきましては、複数の大学院による共同教育課程の設置を目標に検討を進めています。共同教育課程と申しますのは、複数の大学院がそれぞれの教育研究を持ち寄り、共同して1つの教育課程を編成するもので、この課程を修了した学生は、共同する大学院による連名の学位を取得できるというものです。

複数の大学院からそれぞれ優位な教育研究資源を結集することができるため、これまでになく先端的、学際的な教育研究の実現が期待できます。

また、リサーチパークにつきましては、さまざまな大学が水俣に滞在して、水俣の豊富な資源や素材をテーマにフィールドワークを中心とした研究活動を行うことができるよう、それぞれの大学が共同で利用できる研究拠点を形成するというものです。

現在でも、本市には多くの大学が訪れ、フィールドワーク等を行い、研究活動を行っています。このような活動に対し、拠点施設の整備と地元のさらなる協力体制を整えることで、各大学の水俣での研究活動の促進や、学際的な取り組みと、地域との連携、交流促進を図ることを目的としています。

次に、大学院を誘致するに当たり、本市でハード、ソフト面での環境整備しなければいけない点についてお答えします。

ハード面としましては、大学院・リサーチパークのいずれにしても拠点となる施設、研究に必要な設備等の整備が必要となります。現在、大学院の規模等を想定し、概算経費を検討しているところですが、小・中学校の再編成により閉校となった学校の跡地や、その他の公共施設の活用を視野に入れて検討しているところです。

ソフト面におきましては、大学院の運営について事務局への人的支援や運営費に関する支援が必要となるものと思われます。また、本市でスムーズな研究活動等が行えるよう、関係機関や企業とのコーディネートやフォロー、市民講師や市民ボランティアの育成など、市民が研究活動へ協力し、支援する体制を整備していく必要があります。なお、ハード、ソフト両面から今後さま

ざまな整備が必要となりますが、本構想の実現により、これまでの水俣の経験が、国内外で活かされるだけでなく、新たな水俣のイメージ発信にも大きく寄与するものと思われます。

また、水俣で多くの先進的な研究がなされ、それらは水俣のまちづくりや地域振興に活かされていくものと考えます。さらに、水俣に在住のまま遠方の大学院の学位を取得できる可能性も大いにあり、このことは水俣の教育環境にも大変よい影響を与えるものと考えます。また、大学院生や研究者など交流人口の増加が見込まれることから、そのことによる経済波及効果も期待できます。

最後に、大学院の誘致対策として、窓口となる担当課、職員を配置できないのかとの質問にお答えします。

大学院及びリサーチパーク構想の実現に関しては、誘致及びその後の運営に関しても、大学を初め関係機関と緊密に連携を図りながら、かつ、さまざまな知識も必要となってきます。担当するセクション及び職員の配置は望ましいと考えており、今後、必要かつ適切な時期に検討してまいります。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 もう大学誘致は、最初に言いましたが、3月の円卓会議の項目の中の1つとして質問して取り上げさせていただきました。そのときには、実現がほど遠いような感じが少ししていたんですけど、蒲島知事の選挙後の幸せ実感くまもと4カ年戦略、ここにありますが、戦略14、世界の力の集積、研究開発部門と大学院を誘致する。環境や健康などの議論や応用研究を行う大学院を環境都市を目指す水俣市へ誘致するため、熊本県立大学や国と連携して取り組みを進めますというものでありました。

これ、新聞にも載って、わって思ったのが実際ですね。いろんな形で水俣市がやっているのが県に通じて、知事のところにまで行って、こういうふうになったのかなと思いますし、すごく現実味を帯びてきたのを非常にうれしく思っております。やっぱりこういったところで、議会で大学院構想の議論をすることや、いろんなところで宮本市長が蒲島県知事にアプローチされていた、それがこういうふうに実ったのかなというふうにも思っております。

今回、今、国や県、まだ水俣市に目が向いている、こういった状況の中で、ぜひ実現をしていただきたい。今回進まなかったら本当にもう無理じゃないかなというふうに思っております。

2つ目の質問としまして、今答弁にもございました慶応大学と国立水俣病研究センターの連携協定されたということですけど、こういったのも本当に後押しになるんじゃないかなというふうに思っています。こういった連携協定というものはどういったものか、1つ質問させていただきます。それと、核になる大学はもう知事が言っております熊本県立大学、ここになると思います。ここはもう外せないと思いますけど、このほかの大学へ連携する大学というものは今からい

ろんなところがアプローチされるかと思いますが、そういったところで今後当たっていく予定があるのか、候補というものがあるのか。今、現状のところを質問させていただきます。この2点を質問させていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点は国立水俣病研究センターと慶応大学の連携協定は、どんなものかということでございますけれども、この協定は本年の7月5日に慶応大学大学院、先ほど申し上げましたが、政策メディア研究課と、国立水俣病総合研究センターとの間で締結をされたものでございます。

内容としましては、慶応大学院の学生が国水総研の施設を利用して研究を行うことができる、国水総研の研究者から研究指導を受けることができるというものが1つでございます。また、国水総研と慶応大学大学院とが連携し、研究を行うことができると、そういうシステムになっております。

それから、核になる大学は県立大学だと思うが、ほかの連携できる大学はあるのか、今後どうやって当たっていくのかということだと思いますけれども、現在、県立大学以外の大学にも、これまで水俣で活動されたことのある先生などを通じて、今、市の構想でありますとか、意見交換などを行っているところでございます。今度17日、東京でシンポジウムを開催いたしますけれども、その中でも議論を含めて、ぜひこれから数多くの大学にアプローチをしていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 慶応大学、一流の有名校ですけど、そういったところが水俣市に関心を示しているということも非常に心強いところでございます。

それと、今月17日に慶応大学のキャンパスで、新たな知的競争空間水俣創造への挑戦というシンポジウムがあるというチラシを見せていただきましたが、市長が提案をされる。基調講演の中では、環境まちづくり研究会の座長の東大の大西先生がされるということでもありますし、パネルディスカッションでは熊本県立大学、慶応大学、中部大学、そういった大学も一緒にテーブルに着いて議論されるということでもあります。先々どういった大学と連携するのか、まだ流動的だと思いますけど、こういったものが発信していける環境になったというのは、非常に好ましいことであると思えますし、市長にはここをぜひ頑張っていただきたいなというふうに思っています。

市長のマニフェストで、大学構想ありました。この構想、あと2年の間に何とかまとめたいただきたい、そういった思いもありますし、本当に今がチャンスじゃないかなというふうに思っています。こういった大学院、できれば水俣で大学院の単位が取れるということになれば、本当に

すばらしいと思いますし、そういったものができましたら、今あります修学旅行、また視察ですね。そして水俣の研究される方の受け入れ先、そういったものにも十分利用できると思いますし、交流人口、非常にそういったものに寄与できるものと思っております。ここは多少、予算等がつぎ込むことがあっても、ぜひ誘致に頑張ってくださいたい。

先ほど担当課、担当職員の話も前向きということだったんで、ぜひそういったところも、もう職員1人つけるぐらいでも、ここ1年ぐらいが本当に大事なときだと思いますので、ぜひそれを実現を、環境大学院の構想の実現をしていただきたいというふうに、これはもうお伝えしてこれで終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、こんにちは。

創水会田口でございます。

昨年の4月に議員になり1年と5カ月たち、3度目の質問の機会となりました。まだまだわからないことだらけですが、会社経営者としてまた、サラリーマンとして私なりの経験と思考で、今回も私のテーマであります経済活動が基盤のまちづくりを暑苦しいくらいの私の思いで通告どおり質問いたします。

今日本は、アジアの国々と竹島の問題、尖閣諸島の問題、経済水域や資源開発問題などで、かつて経済大国と呼ばれた我が国が、アジア各国の経済発展により発信力が弱くなり領土までも侵されている状況です。また、経済政策においても国はデフレ脱却、円高対策もできない状況に陥り、新たな国策も見出せず、政治は企業や国民から見放され、国際社会からも孤立せんとしております。そして、水俣も人口減少に歯どめがきかず、少子化は進み、小学校・中学校の統廃合があり、進学を目指す子どもたちは八代、熊本の高校に進むため、高校の統廃合まで経験いたしました。

一方、経済の基盤である産業においても企業の倒産や撤退は続き、法人税の増収は見込めない厳しい状況であります。市の施策で何とか法人の経済状況を好転させることができないかと日々悩んでおります。

市長は、環境に特化したまちづくりを掲げておいでですが、環境の重要性は理解いたします。しかし、水俣のまちが成り立っていくためには産業政策も非常に重要なものです。一次産業は非常に厳しい状況ですが、生産物に付加価値をつけて市場に出す取り組みは必要なことであり、市場を選択することも大切であります。二次産業においても、JNCが水俣で大きな位置を占めておりますが、水俣の中小零細企業が水俣の下支えになっていることは言うまでもありません。中小零細企業が元気にならなければ水俣のまちが衰退していくことは明らかです。

また、水俣の医療機関、2つの温泉地を活用しない手はありません。そして、これらの担い手は水俣の知的財産である子どもたちです。

昔から人が暮らしていくためには衣・食・住と言われましたが、今は病院・仕事・学校がなければそのまちはなくなると言われております。

そのような危機感を抱きつつ、以下質問をいたします。

#### 1、経済政策の検証について。

##### (1)、産業の現状から今後の見通しについて。

依然として水俣の産業を支えるべき人口は減少傾向にあり、行政の努力が見えず、市民からの評価も低い。現在の人口規模、GDP（水俣総生産）、食糧自給率、人口の年齢割合の現在とこれから5年後、10年後の見通しをどのように考えているのか。

##### (2)、水俣市の方向性とタイムスケジュールについて。

産業戦略を10年、20年と長期で考えているのか。

また、就労人口を増加させる具体的な対策はあるのか。

また、具体的なスケジュールはあるのか。

##### (3)、目標指数プランと調整役について。

①、GDPを指数として、産業戦略を考えることができないのか。

②、GDPを指数として考える調整部署はどこになるのか。

#### 2、自主財源対策について。

##### (1)、法人の現状から今後の展開について。

①、法人税の増加に関する対策が見当たらないが、法人の産業経済状況をどのように考えているのか。

②、市が関与する法人が行っている事業の中で、民間と同じ事業を行っている現状をどのように考えているのか。

##### (2)、流動人口の呼び込みについて。

①、メディカルツーリズムを施策としてどのように考えているのか。

②、水俣の財産の1つが転出者である。流出人口に対しての物品売買や墓地開発、市営納骨堂



などを考えていないのか。

③、御所浦フェリーの再開は考えていないのか。

3、高等教育機関の設置について。

先ほど、西田議員の質問がありましたが、そのまま質問をします。

①、水俣市として設置する高等教育機関について、方向性は出たのか。

②、県立看護学校について、前回も厚生省の病院をもとに質問し、市長が県に話を伺っていくと答えられたが、その後どのように努力をしたのか。

以上、登壇よりの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 田口議員の御質問に順次お答えします。

まず、経済政策の検証については産業建設部長から、自主財源対策については副市長から、高等教育機関の設置については私からそれぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 経済政策の検証について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 経済政策の検証についてお答えします。

まず、産業の現状から今後の見通しについて、現在の人口規模、GDP（水俣総生産）、食糧自給率、人口年齢割合の現在とこれから5年後、10年後の見通しをどのように考えているのかとの御質問に順にお答えします。

まず、現在の人口規模につきましては、平成24年8月末の住民基本台帳で2万7,174人となっております。

GDP（水俣総生産）につきましては、水俣市の市町村内総生産が県により推計されています。これは、各種統計のデータと県及び市町村が収集したデータをもとに算定されますが、市町村ごとのデータがなく、全県との比較や案分により算定される項目が多いため、必ずしも市町村の実態を正確に補足したものではありませんが、その上で算定された本市の市町村内総生産は、直近の平成21年度で約786億7,000万円と推計されています。

次に、食糧自給率につきましては、市町村別の食糧自給率がないため、農林水産省の計算ソフトで試算をしたところ、食物のカロリーベースで21%となりました。熊本県全体が約60%であることと比べて低いものでありますが、これは、本市の基幹作物であるかんきつ類のカロリー換算が低いことも影響しております。



次に、人口年齢割合を年齢3区分で見ますと、ゼロ歳から14歳の年少人口が11.9%、15歳から64歳の生産年齢人口が56.1%、65歳以上の老年人口が32%となっております。県内の他市町村と比較しますと、本市は少子高齢化の傾向が高い自治体となっております。5年後、10年後の見通しにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所が公表しております将来推計人口が参考になります。この推計結果を見てみますと、2015年においては、本市の人口が2万5,063人、2020年には、2万3,054人と、人口減少が進む推計となっております。また、年齢3区分による人口比率は、2015年において、年少人口が10.8%、生産年齢人口が52.4%、老年人口が36.8%、2020年におきましては、年少人口が10.0%、生産年齢人口が49.3%、老年人口が40.8%と、さらに少子高齢化が進むと推計されています。

少子化と高齢化は全国的な問題となっておりますが、本市でも若年労働者層の流出による減少とそれに伴う出生数の減少が人口減少に拍車をかけています。5年後、10年後はこの推計でも予測されるとおり、人口減少及び少子高齢化が相当進むのではないかと考えます。

次に、市町村内総生産（GDP）の見通しにつきましては、本市だけでなく全県的な見込みが必要であるため、試算は極めて難しいと考えます。

食糧自給率につきましても、各産物の生産量の見込みなどが難しく、将来の見通しは立てにくいと思われます。しかし、人口減少が水俣市内の生産力の低下を招き、市町村内総生産が減少し、食糧自給率が低下することは予想されます。さらに人口減少が進行すれば、地域の活力が衰退し、行政サービスの水準を維持することが難しくなることも予想されます。このようなことから、進行する人口減少と少子高齢化への対応は避けて通れない課題であると考えております。

次に、水俣市の方向性とタイムスケジュールについて、産業戦略を10年、20年と長期で考えているか。また就労人口を増加させる具体的な対策はあるのか、また具体的なスケジュールはあるのかについてお答えします。

まず、本市の産業戦略を長期で考えているかにつきましては、第5次水俣市総合計画において、長期的に目指す将来像を、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまとし、そのために、地場企業支援、新産業育成、環境産業誘致に取り組むとしています。そのため、新事業による雇用者数などの各種指数を設定しており、昨今の目まぐるしく変化する社会情勢を考え、毎年見直しを行いながら進めているところです。

次に、就労人口を増加させる具体的な対策とスケジュールについてですが、新たな雇用の創出において、企業誘致は1つの大きな手段であり、本市としましても毎年、さまざまな企業誘致活動を続けており、昨年は、市外企業約1,000社にアンケートを送付し、地方進出へ前向きな回答のあった6社に企業訪問を行いました。しかしながら、リーマンショック後における世界的な不況といった現在の社会情勢もあり、新たな企業誘致には、なかなかつながっていないのが現状で

ございます。

このため市では、地元就労者の受け皿である地場企業の経営安定と活性化による雇用の創造を図るため、ことし6月に開設いたしました水俣市企業支援センターを中心に、現在、水俣・芦北地域雇用創造協議会、株式会社みなまた環境テクノセンター、熊本大学などと連携し、情報交換や情報共有を行いながら、就労人口の増加につながる企業支援を行っているところです。

例えば本年度取り組んでおりますのは、市内事業所の業務内容、主要商品、特徴、求める仕入れや、調達先等の企業情報を冊子やホームページにまとめる企業データブックの作成や市内外の企業とマッチングの機会をつくる企業連携事業でございます。

去る8月23日に、この事業説明を兼ねた企業連携セミナーを開催しましたところ、多数の参加をいただき、地元企業の関心の高さと、現況を何とか打破したいというマインドをひしひしと感じたところでございました。

今後の具体的なスケジュールとしましては、今年度中のデータベース化により、新たな企業マッチングの場の提供を行い、地場企業の新たな販売先や仕入れ先、新たな共同開発先、新たな技術の確保につなげ、売り上げ、利益向上につながる支援を行うことで、地場企業の経営安定を図り、雇用創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、目標指数プランと調整役について、GDPを指数として産業戦略を考えることはできないか、また、GDPを指数として考える調整部署はどこになるのかについてお答えします。

先ほど御説明いたしましたとおり、市町村内総生産の見通しは、本市だけでなく全県的な見込みが必要であり、試算が困難でありますため、GDP値を産業戦略の指数とすることは現在考えておりません。

次に、GDPを指数として考える調整部署はどこになるのかとの御質問ですが、市町村内総生産は、農業、林業、水産業、鉱業、製造業、建設業、電気・ガス・水道業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、サービス業と幅広い産業分野がかかわっておりまして、市町村内のほぼ全てのセクションがここにかかわることになります。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁をいただきましたが、経済を支えるべき人口は流出していき、打つ手なし、お先真っ暗と聞こえました。ここはやはり指数を目標に商圈を拡大したり流動人口を呼び込んだり、企業型のビジネスモデルを見習い、産業戦略を立てて、具体的な方向へ実働していかなければならないと思います。

そこで、2回目の質問をします。

まず、産業戦略ですが、対外的な産業戦略として、来年度は豊かな海づくり大会を初めイベントがめじろ押しであります。水俣が全国に向かって発信する物産の素材は何を考えているのか

が1つです。その物産を開発・研究する要素は進んでいるのか。また、物産館や食品加工場の建設、整備を考えているのか。その物産を選択するために、熊本や福岡にアンテナショップを考えていないのか。

次に、内向的な産業戦略ですが、食料品や生活用品の購入は出水とかに流れている現状ですが、経済対策として地域振興券を毎月でも発行するとか大胆な施策は考えていないのか。

次に、地域振興券の経済対策効果をどのように考えているのか。そしてまた地域振興券ですが、出水・芦北に販売して水俣に人を集めようということは考えないのかですね。

経済を支えるべき基本は人口であると思います。年齢別人口の推移表がここにあります。水俣は高等教育機関等もないので、すごく20歳から24歳ぐらいが減ってきています。この推移表でいきますと、2035年、人口は1万7,250人になっていくということになっています。その基本は、今2012年ですが、その辺の20歳から24歳の人口が激減しているということですね、それに対する対策を考えていかないとやなかかと思えます。その中で、就労人口をふやすために、水俣の若者を水俣市に残すような施策を考えていないのか1つです。

次に、この前、誘致企業立地補助金ができて、そこそこで私反対した1人なんですが、水俣市にも企業立地補助金もつくったらどうですかということで話をしました。そのときに、執行部が頑張ってくってくださいました。その企業立地補助金5,000万円といいますかね、それを例えば水俣の小さい企業向けに小額の立地補助金とかを考えないのかということです。

さっき、GDPの指数が難しいという話があったですけども、やっぱりその辺の目標値は必要だと思います。そこで何かを指数にしていけないかと思えます。その指数に何をすればいいのか質問をします。

次に、市の予算執行において市内への発注等でどれだけ市内に経済効果、または費用対効果があったのか、はかる部署はあるのか。また、それを追跡調査をする部署はあるのか。

次に、市の予算執行において請負契約はどれくらい金額があるのか。また、そのうち市内業者にはどのくらい金額が回っているのか。

ちょっとたくさんですけど、よろしくお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 田口議員の第2の質問にお答えします。

まず、来年豊かな海づくり大会等があるけれども、それに対して発信する物産素材があるかというような御質問でした。

水俣を代表します物産品としましては、農産物ですとサラたま、お茶、デコポン等のかんきつ類がございます。また、海産物としましては、ちりめんすとか、あるいは5年ほど前から漁協

と連携して行っております海藻の森づくりで養殖していますアカモクというのも最近注目を集めておりまして、このように各種ございます。

このような物産素材の開発・研究につきましては、本市におきましては、民間事業者の商品開発に補助金を支出するなどとして支援しておりまして、例えば、これまでもサウたま焼酎や、お茶を原料としました石けん、デコポンのマーマレード等の商品開発が行われております。そのほか、先ほど言いましたアカモクにつきましては、ポリフェノールとか、フコダイン、こういったものが大変含まれておるということで、成人病の予防等にすぐれた効果があると言われておりまして、漁協等で加工所の建設あるいは商品化の動きも出てきているというふうに聞いております。今後、この動きが本格化すれば、さらに販売ルート拡大等積極的に支援していきたいというふうに考えております。

また、食品加工施設の建設につきましても、これまでも民間での動きを支援します形をとっておりまして、例えばことし3月、頭石に補助金を使いまして建設されました食品加工所からは、今後、今申し上げましたような水俣の素材を加工した製品が生み出されるということを期待しております。

また、食品加工工場等の建設につきましても、企業誘致に対します誘致企業立地促進補助金や、ことし創設いたしました地場企業、新産業雇用創出促進補助金、こういったものを活用していただきまして、積極的に事業展開を行ってもらい、雇用に結びつけていただきたいというふうに考えております。

また、アンテナショップにつきましては、販売ルート拡大の一環といたしまして、広域的な連携を図りながら設置を検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、地域振興券につきましてもの御質問でございました。

地域振興券につきましては、平成21年度に1億円、こちらの場合はプレミアムを10%としております。平成22年度は2億円、こちらはプレミアムを15%としておりますが、こういった地域振興券発行事業を行いました。

21年度、22年度ともに好評で、発売開始からわずか4日間で券は完売いたしておりまして、また、扱う事業者につきましても98事業所から145事業所にふえております。幅広い事業所で取り扱われた様子がうかがえております。さらには、1人当たりの購入平均額が6万円余から7万7,000円程度に増加しております。このようなことから、期間内は市内におきまして地域経済の活性化が図られたというふうに考えております。

また、地域振興券を出水とか芦北にも販売していく考えはないかというような御質問でございました。

確かに、商業圏域につきましては、水俣、芦北、出水と垣根は現実的にございません。しかし



ながら、地域振興券はプレミアムつきの商品券として現在発行しております。このプレミアム分は市費で賄われております。例えば、平成22年度は総額2億円に対しましてプレミアム分の15%の3,000万円が市費で賄われております。この市費分のメリットがほかの市町の住民にも及ぶというのが市民感情あるいは市費の使われ方として果たして適当であるのか、そういったものが課題としてあろうかと思っております。

また、本市の場合、前回の2回とも水俣市が市の事業として発行しております。出水市の場合は、市が商工会議所に補助を行いまして商工会議所の事業として実施されておるといふふうに聞いております。こういった方法も踏まえまして、どのようなやり方があるのかなどを慎重に検討してまいる必要があるのかというふうに思っております。

続きまして、若者を水俣市に残す政策が考えられないのかというようなことでございました。

若者を地元に残すための一番の政策につきましては、働く場の確保による雇用であるというふうにまず考えております。しかしながら、これは水俣市だけではありません。全国でも若者の就職戦線は大変厳しいといった報道もなされております。このような状況の中で、とりわけ水俣のような地方における就職の機会はさらに厳しいものがあるというふうに認識しております。

このような状況に対しまして、市としても何とか若者を水俣に引きとめたいと努力しておりますけれども、一足飛びに解決するような手段は見つかりません。そのため、まずは市内事業所の経営安定を図り、元気を取り戻すことが必要でありまして、その施策としまして、保証料の補助の開始でありますとか、利子補給制度の改善等の金融対策あるいは地場企業の補助金制度の創設等を始めまして、地場企業に対する支援に取り組んでいくところでございます。

このような制度を利用していただきまして、今後も地元企業が1人でも2人でも雇用できるように支援を続けて、若者が水俣に安心して住み続けられるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、少額の立地補助金、そういったものが考えられないのかというふうなお話でございました。

これまで、誘致企業向けの制度しかありませんでした企業立地補助金制度につきましては、本年度から誘致企業に対する補助制度と同様な内容で地元企業の事業展開に対する補助金制度を設置させていただいたところでございます。議員御指摘の少額の立地補助金につきましては、現在は盛り込んでおりませんが、まずは今回新しく設置しました地元向けの企業立地補助金の利用状況を見ながら、その必要性を検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、GDPのかわりの指標がないのかということでございます。

市の目標指数といたしましては、先ほど答弁いたしました、企画課が所管いたします第5次総合計画におきまして、市役所の各課で、例えば活気ある商店街づくりにおきましては、空き店

舗活用による新規出店数、ゼロ・ウェイストの推進におきましては、燃やすごみの中の資源ごみ混入率、生活習慣病予防の推進におきましては、特定健診受診率など、各施策で目標指数を設けて進捗管理をしております。指標に着きましては、各課が社会情勢の動向等を見ながら、その時々にあった設定を適切に行うということになっております。

あと、市の予算執行におきまして、市内の発注等でどれだけ市内に経済効果や費用対効果があったか、はかる部署があるのかというような話でございました。

現在、費用対効果や追跡調査を行っている部署はございません。行政の業務の特徴としましては、費用対効果の貨幣的な観点から、効果をはかれない事業や効果の即効性がない事業に対しましても、これは予算執行を行う必要がございますので、全ての予算執行額に対しまして費用対効果をはかるのは困難であるというふうに考えております。

とはいっても、事業効果の捉え方として費用対効果を念頭に置いた分析も必要であるというふうに考えますので、大変困難ではございますけれども、経済的効果のみならず、市民の満足度も効果と捉え、どう分析できるか検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、市の予算執行につきまして、請負契約はどれぐらいか、またそのうち市内業者にはどれぐらい金額が回っているのかということでございます。

請負契約全てではございませんけれども、例えば入札につきましてでございますが、23年度の入札に関しましては、約17億6,000万円ございまして、そのうち、市内業者が16億6,000万円受注しております。ちなみにこれらの市の入札情報に関しましては、市のホームページに掲載しておりますところでございます。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問で市内業者に請負契約の金額としてどれくらい金額が回っているのかという質問をさせていただきました。16億6,000万円という話でしたが、外に出ていくお金の中で、コンサルタント料など随時契約に多額の資金が流れているという話を聞きました。そのような予算を市内に回すような考え方で今後は検討していただきたいと思います。

そこで、3回目の質問にいきます。

まず、指数はやっぱり難しいという話だったですけども、個別の指数ではなくて、総合的に市民の皆さんにわかるような指数を決めていただいて、その辺を検討してもらえばいいかなと思います。それが1つです。それと、人口流出をとめる施策として、やはり3月議会で水俣の子どもたちを残す制度を考えたらどうかと、地元の高校を卒業したり大学を卒業して帰ってきた人たちを雇用したら、3年間くらい補助金を出したらどうかという話をさせていただきました。市長の答弁では、お菓子屋で実行したがだめでしたとありました。お菓子屋とかいうのは、自分で勉強をして独立をしていくような職場だと私は思います。そこでずっと根づいていくようなところ



に再度取り組むような考え方はないのかと、そこをまた質問します。

商圏を拡大するために、水俣の物産を全国に発信する取り組みは行っているのかというのを質問します。

3回目の質問の最後ですけれども、商圏の拡大や販売ルートの開拓など、産業インフラのモデル事業として考えていないのか、その辺も質問します。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 新たな指数を検討しないのかというようなお話でございました。

こちらにつきましては、先ほどもちょっと申し上げたと思いますけれども、GDPを指数として使うというのはなかなか困難というふうに申し上げましたが、市役所の事業をやったものについて、そのままということではいかがかということですので、費用対効果を念頭に置きました分析も必要でございますので、経済的効果だけではなく、市民の満足度、そういったものも効果と捉えた上で、どう分析するかを検討したいというふうに考えております。

続きまして、若者を新たに雇用する、そういった支援制度を考えないのかというような御質問でございます。

仮に、このような若者を雇用するといったようなことで事業をやるといたしまして、例えば、金銭面の支援があるから雇用をするとか、あるいは雇用したい人材と働きたい人材の要望がかみ合ったから雇用するのかと、そういった話がございます。お金を上げるからやるというようなことになると、金の切れ目が縁の切れ目ということになりますので、こういったことにならないように、関係性をしっかり築いてから雇用してもらうということが重要だと考えております。そのためには雇用の入り口であります新卒者と企業のマッチング支援に重点を置くことが適当ではないかというふうに考えております。

今後、高校生などに生の現場を知ってもらい、雇用につながるような取り組みを再度検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、物産につきまして、全国に発信する取り組みは行っていないのかということでございます。

全国に発信する取り組みといたしましては、平成20年度から23年度にかけて、観光物産館まつばっくりのホームページを順次リニューアルしておりまして、インターネット上で販売できるようにもしております。こういったことから、水俣の特産品や物産品を広く全国に向けアピールするようにしておりますほか、また年間7,000名のお客様にダイレクトメールを送付するなど、全国に向けた情報発信及び販路の拡大に努めております。

また、水俣と何らかの縁のある方が、何もない方と比べて、例えば物産に関する関心も高いこ

とから、昨年の7月は関東同郷会の開催時に、同郷会からの要請によりまして水俣の物産の発送をしております。また、ことしの6月30日から7月1日は関西水高会に観光物産館まっぼっくりと水俣観光物産協会物産部会とが連携しまして出店するなどしておりますけれども、このときはサラダたまねぎや、太刀魚のみりん、寒漬、サラたまを使ったてんぷらなどが売れ筋の商品だったというふうに聞いております。

このように販売ルートの開拓が、ひいては商圈拡大にもつながりますので、インターネットやダイレクトメール等での紹介だけではなくて、直接的に、よりターゲットを絞った販路拡大戦略も実施しております。

このほかにも、例えば特産品等の素材を関西や関東のデパートや有名スーパーのバイヤー、あるいは料亭やレストラン等で新たに食材あるいは商品として扱ってもらえないかと、そういった商談会等の開催ができないかなども今後探っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 次に、自主財源対策について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、自主財源対策についての御質問に順次お答えします。

まず、法人の現状から今後の展開についてのうち、法人税収を増加させる市の対策が見当たらないが、法人の経済状況を好転させる対策を市としてどのように考えているのかについてお答えします。

法人税収を増加させるには、地場企業等の所得金額をふやすための施策が必要となってくるわけではありますが、市内事業者の話を聞きますと、多くの企業は現在の厳しい経済情勢の中でどうやって生き残っていくか、現状を維持することで精いっぱいということで、新たな事業を行う余裕がない状況であります。そのため、今、市内の事業所に必要なことは、まず、経営の安定を図ることであると考えております。

市としましては、このような現状を回復させていく対策として、融資制度や優遇制度、商品開発や販路拡大につなげるための補助金制度などを設けて、地場企業の経営安定のための支援を行っているところでございます。また本年度からは、既存の融資制度の保証料や利子補給などの改善、工場等の新設・増設に対する補助金の創設など、地場企業の経営安定と新たな事業展開を同時に推進すべく、既存の制度を含めて支援策の整備を行っているところでございます。

さらに本年度からは、このような支援制度を積極的に活用していただくため、企業支援センターを設置して、企業支援員による地元企業に対する支援制度の紹介を初め、経営に関する相談などを受けながら、事業展開につながる需要の掘り起こしを行っているところでございます。

このような取り組みを行いながら、地場企業がまず元気になってもらうことに力を入れているわけですが、今年度は環境首都水俣創造事業の一環として、先ほど御説明した企業同士が連携協力することで、水俣から新しい事業を生み出してもらおうと、企業連携の推進にも取り組んでいるところです。水俣の地域経済を支えている地場企業は、工業・製造業を初め、商業、観光、農林水産業、医療福祉など幅広い業種に及びます。これらの業種それぞれが連携し合うことで、得意分野や強みを生かして新たな事業をつくることも可能でございます。

水俣の事業所にもすぐれた技術や職人さんも多くいらっしゃいますので、協力し合えば、必ず新たな事業が生まれるものと期待しており、このような連携を進めていくことで、地元にお金が落ちる、あるいは残る仕組みが構築されていくものと考えております。また、市内事業所の所得を増加させる身近な方法としては、市民の皆様が市内で買い物をしていただくことも重要であると考えております。

このように地元経済の回復や活性化には、企業と行政、市民の皆さんとが一緒になって考え、行動していくことも必要であると考えておりますので、企業、市民の皆さんへの協力もお願いしながら、地元経済の向上、ひいては法人税増収につなげてまいりたいと考えております。

次に、市が関与する法人が行っている事業の中で、民間と同じ事業を行っている状況をどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

まず、福祉事業においては、社会福祉法人水俣市社会福祉協議会で実施しております訪問介護事業、通所介護事業等の介護保険事業があります。これらの事業が開始された当時は、事業を行う民間事業者は少なく、安定的なサービス提供に欠ける面がありましたので、社会福祉協議会が先行して着手し、これまで各種の介護保険事業を実施してきた経緯があると伺っております。

しかし、現在では制度が定着し、事業者数が増加したことに伴い、提供されるサービスに対する信頼性も高まってきたことから、社会福祉協議会においては、他の民間事業者とのすみ分けを検討しているとお聞きしております。

市としましては、水俣市全体の福祉施策の充実が推進されるよう、社会福祉協議会では、今後さらに地域福祉全体を見通した事業に取り組んでいただければと考えております。

次に、社会福祉法人水俣市社会福祉事業団で実施している事業の中では、わくワークみなまにおける就労移行支援事業等があります。現在、この事業は、約40人の障がい者に利用されており、作業内容がペットボトルの再生であるという点において、環境と福祉を組み合わせた九州でも唯一と言われる特色ある事業を行っているところです。このほかに、財団法人水俣市振興公社が市教育委員会から委託を受けて行っている公の施設の管理運営と、市から委託を受けて行っている資源ごみの収集処理業務があります。公の施設の管理運営につきましては、公募・選考の結果に基づいて実施をしていただいているところです。

資源ごみの収集処理業務につきましては、種々の理由により振興公社に委託することになった経緯がございます。これまで確実に業務が実施されており、また、営利を追求しない公益法人への委託となっていることにより、経費が安価であると考えられるため、現在も委託をしているところです。

今後は、市が委託を行っている一般廃棄物の収集運搬、処分に関する課題を総合的に検討していく中で、振興公社が担っている業務についても考えていくことといたしております。

次に、流動人口の呼び込みについてのうち、まずメディカルツーリズムを施策としてどのように考えているかとの御質問にお答えします。

メディカルツーリズムは、医療と観光とを組み合わせた新しい旅行形態であり、外国からの誘客につながる一つの手段として国を初め旅行会社等でも実証実験などを行い、推進の方向で検討が進んでいる一方、医師会等の医療関係者の中には、リスクやデメリットも多いという意見があります。

本市におきましては、医療センターを初め、民間の医療機関でも、水俣市や近隣市町の住民の方々の健康維持・増進と地域医療の発展に努めておられます。御提案のように地域外の方を受け入れた場合、十分な医療サービスを行うことが可能かどうかも含めて検討しなければならないと考えております。当面は、国・県等の動向を見守っていきたいと思っております。

次に、水俣の財産の一つが転出者であるが、流出人口に対しての物品売買や墓地開発、市営納骨堂を考えていないのかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のように、水俣に以前住んでおられた転出者の方々は、水俣が実家であったり転勤等で水俣に来られた方など、いずれも水俣と何かのゆかりをもっておられる方々であります。その方々にアプローチして流動人口をふやしていく手法は意義あることだと考えております。市としても、水俣出身者やゆかりのある方々が会員である関東水俣同郷会や関東水高会、関西水高会などに市長みずから出席し、水俣のPR等に努めておりますし、民間団体も参加して物産販売等を行うなど、水俣とのつながりを深めているところです。また、平成20年に市役所内にみなまたファンクラブ運営協議会を立ち上げ、水俣を応援していただく方々にみなまたファンクラブ会員になっていただき、水俣の旬な情報や物産を提供・販売しており、今後とも引き続き会員をふやす努力をしてまいりたいと考えております。

墓地開発や市営納骨堂についてですが、市には、現在牧の内に1カ所、水俣市営墓地があり、墓地のほか納骨堂もあります。墓地開発等が流動人口の増加につながることも考えられます。しかし、湯の児霊園など、民間で開発も行われておりますので、市による新たな墓地開発や納骨堂を整備することについては現在のところ考えておりませんが、超高齢化社会を迎え、特に老後について水俣に帰りたいという方への対策も今後検討する必要があるものと考えております。



次に、御所浦フェリーの再開についてお答えします。

本渡・御所浦・水俣フェリーにつきましては、利用者の減少及び燃料費の高騰等による運行経費の増加により、当時年間1,600万円の赤字であり、航路の存続は難しいとのことから、平成19年5月に、運航事業者である南国海運株式会社から航路の休止届が提出され、平成21年5月をもって航路の廃止となっております。

フェリー運休後の御所浦町の方々の移動手段を確保するため、天草市におきまして町内の全世界帯を対象としたアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえ、平成20年1月から、天草海上タクシー協会が運航事業者となり、御所浦・水俣間乗合海上タクシーとして週3回運航している状況です。なお、乗合海上タクシーの利用状況としましては、1日当たり16人で、運航開始当初から利用者はほぼ横ばいで推移しております。天草市に確認いたしましたところ、乗合海上タクシー利用者の推移を見守り、利用者が増加するようであれば、海上タクシーの運行回数の増加、旅客船の運航等も検討したいとのことでした。

本市としましては、フェリー運航には多額の費用を要することから、今後、関係自治体から再開に向けた協議の要請があれば検討してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 答弁をいただきました。ここに自主財源の推移表がありますが、平成17年で市税が26億円、18年で28億円、平成19年で30億円、20年で30億円、21年で27億円、22年で31億円、23年で27億円と、22年はJNCさんが頑張って上がったと思いますけれども、あとは下がっていく一方なのかなと思います。その中でも、法人税とか何かを上げていかなあかんと思います。

そこで、2回目の質問ですが、市内の製造所で何がつくられて何に使用されているかということと調査や認識はされているのか。それから、市内業者の製品リストはどういうものがあるのか調べられているのか。3番目に、市が関与する法人が行っている事業の中で安定した事業経営となっているものは、民間と競合せず、手放して民間に任せるつもりはないのか。

それから、メディカルツーリズムのところなんですけど、それを始めていく中で、湯の児・湯の鶴、市内の温泉と市内の医療機関を活用した滞留型の連携の呼び込み策を考えていないのか。

あと、ゆかりの人たちに対する話ですが、関東水高会、関西水高会ということで話が出ましたが、私も3年ぐらい前ですね、議長と市長と一緒に、私が水俣高校のPTA会長をしているときに関東水高会に行きました。その中で、物産をたくさん持っていったときに、本当に大変な思いをして売りました。何で売れなかったかというと、最初は売れたんですよ。売れなかったのは、蜂楽饅頭とかものすごく重かったもんなんですけど、みんな持って帰れんということで売れなかったです。でもそこに、道をつくってやれば売れていくとですよ。だから、やっぱりその辺を考えて、まず水俣市とゆかりのある千葉縣市原市とか滋賀県守山市などに模擬店とか何かつくっ

て、どうしたら水俣のやつを買えるか、ネットだけが全てじゃないと思いますので、その辺も期間を限定して水俣の物産を販売するようなルートをつくっていただきたいと思います。そういうことができるかということを質問します。

流出人口の管理対策の部署はどこになるのか、それも質問します。

2回目の最後ですが、御所浦や牛深は昔から水俣との行き来が盛んであり、その辺から水俣にいられている方々も多いと思います。結局、ゆかりがある中で商圈の拡大は簡単だと思いますので、そういう意味では経済効果を狙い、フェリーをもう一回頑張ってみようかということは考えられないのか質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） まず、水俣の事業者で何がつくられ、何に使用されているかということ調査認識があるかということでございますけれども、今、いろんなアンケート、それと地場企業の聞き取りなどをして、今まとめているところでございます。

そういうことで、また製品リストはあるのかということでございますけれども、今そういう準備をやりまして、大分いろんなそういう資料が集まりました。今後まとめて出すことができると思いますので、早目にリストを制作したいと思っております。

それと、次が、安定した事業者、民間と競合せずに手放して民間に任せるつもりはないかということでございますけれども、これにつきましては、いろんな当該事業のうちに広く民間事業者へ進出して、良質で安定したサービスを提供されるような環境を整えば、そのことにより雇用創出ができることになれば、またひいては税收増加につながるようなことであれば、必然的にその役割分担が進んで、そういう形に移行していくものだと思います。

市としましては、地域経済の活性化を図る観点から、公共性を有する法人やNPOを含む、さまざまな事業者との有機的・効果的な連携と役割分担というものを図ってまいりたいと考えております。

それから、メディカルツーリズムの件ですけれども、湯の児・湯の鶴温泉と市内の旅館を活用したそういう連携ができないかということでございますけれども、海の湯の児温泉、山の湯の鶴温泉という、泉質や風景が非常に素晴らしいものがあって、ゆっくり、のんびりと癒される空間というのが今整備進んでおりますので、今後は言われたようなメディカルツーリズムを含めて、さまざまな旅行商品等も検討していきたいと思っておりますので、そのように努めさせていただきたいと思っております。

水俣の物産の販売ルートをつくる考えはないかということでございますけれども、確かに私も田口議員と一緒に、たしか東京のほうで水高会のところへ行ったような気がしますけれども、そ



の中で、市長は毎年行くんですが、いろんな物販のPRもしております。今、東京のほうに市長会の事務局に水俣市の職員も派遣しておりますので、そういう販売ルートも開拓しているところでございます。

それと、守山市とか市原市についても折があるごとに向こうのほうにもいろんな物販販売ができないかということで、こちらのほうからでも持ちかけておりますので、そういうチャンスを通じながらルートも開拓していきたいと思っております。

それと、流出人口の管理対策の部署はどこかということでございますけれども、流出人口につきましては、さまざまな観点から対応をしなければいけないというふうに考えております。現在のところ、企画課の地域戦略室においてUターン者等に対する窓口とか、先ほど申しましたみなまたファンクラブというものの事務局をやっておりますので、企画課の地域戦略室がその部署ということで御認識いただきたいと思います。

それと、御所浦フェリーの件なんですけれども、平成22年度に天草市でも一般質問の中で取り上げられたと聞いておりますが、その後、天草市のほうから水俣市のほうに今後の方向についても協議がありました。その中で、天草市としましては、まずは海上タクシーを使っただいて、もしそれでも便が足りないようであれば増設も検討したいということです。また、水俣から以前、養殖のトラックがかなり多かったと聞いておりますけれども、その廃止の当時にも少し少なくなっていたと聞いていますが、今後そういう需要がふえていけば、また両市で検討しながら、本当に有効な方法を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 御所浦のフェリーなどは、物を水俣市から売ったりとかする中でかなり必要かなと思いますので、また検討していただきたいと思います。

そこで、3回目の質問をしますけれども、市内の企業の製品を積極的に活用される取り組みをされているということですね。それを具体的に部署を決めて追跡調査とか確認作業をされていく考えはないのでしょうか、これが1つ目です。

次に、3月議会でも話をさせていただきましたが、本店が水俣にあって、支店を別の熊本とか八代とか自治体に出すと、水俣に本店があるので、法人税とかなんかも税収は入ってくると思います。そういう中で、その辺を育てるような補助を考えていないのかということも前回話をさせていただきましたが、それをもう一回答弁をいただきたいと思います。

これは要望ですけれども、今、執行部がマッチングとか共同開発とか、いろいろ頑張っただけだと思っています。それは企業人から言わせると、自分たちの企業秘密を表に出すということなので、その辺をやられるときは、その企業の知的財産というのをどう取り扱うとか、その開発費用をどうするか考えていただいて、大学の研究の材料とか行政側のやわな考え方じゃなくて、

水俣の企業人を活用した取り組みを今後とも検討して行ってほしいと思います。これは要望です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 田口議員の3回目の質問にお答えします。

まず、市内企業を積極的に活用されているということなんだけど、それを追跡調査する考えはないか、またそういう取り組みはできないかということでございますけれども、市におきましては、水俣市中小企業振興基本条例に基づいて、発注時に市内企業を中心に地元製品を使うようにということで今お願いしているところです。

ただ、なかなか追跡調査までやっていない状況ですけども、ある程度発注時にいろんな情報が迂回して戻ってきますので、その確認はできると思います。それについてはどういうことができるかということで検討してみたいと思っています。

それと、商圈拡大ということで、水俣市から市外にいろんな商圈拡大のために売っていくときに助成はできないかということでございますけれども、人口減少も含めて、企業の後退というか、そういうのも今、我々としては市としての施策は非常に喫緊の課題だと思っております。その中で、どういった形でどういう支援ができるか、先ほどありました誘致企業の支援、また、地場企業の支援の中でどういう形ができるかというのを、これは研究させていただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、高等教育機関の設置について答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 次に、高等教育機関の設置について順次お答えします。

まず、水俣市として設置する高等教育機関の方向性は出たかとの質問にお答えします。

先ほど、西田議員の御質問にお答えしましたとおり、高等教育機関の設置につきましては、環境大学・環境学習円卓会議において議論・検討し、第一の目標として複数の大学を母体とした大学院の共同教育課程の誘致を考えており、現在、熊本県立大学など関係する機関等と意見交換し、検討を進めているところです。

共同大学院でのカリキュラム等については、参加する大学間で協議・調整の上で決定されますが、水俣に設置する意義として、環境に関連する技術、経済、医療・福祉、地域デザインなど幅広い分野の研究が考えられます。また、共同大学院のほか、さまざまな大学が水俣をフィールドとして研究活動する際の拠点となるリサーチパーク構想についても併せて検討しているところです。

次に、県立の看護学校について、前回も厚労省の病院報告をもとに質問し、県に話を伺っていると答えられたが、その後どのように努力したのかとの御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、熊本県内におきましては、特に水俣芦北地域の100床当たりの看護職員数は37.6人と最も低い状況にあります。このようなことを踏まえて、県立水俣高校への看護科設置について、県教育委員会に私も直接出向き、教育長ともお会いして要望をしてきたところで、今回、改めてその後の検討状況をお尋ねしましたが、平成22年末の看護職員就業者数における人口10万人当たりの看護師数が全国4位と高水準であり、併せてスタッフの確保や施設整備など、依然として条件が厳しいため、対応は困難とのことでした。

また、看護師を所管する県医療政策課の担当者からは、県内の看護職員の現状について、その就業状況や養成状況と併せて県立看護学校の設置の可能性についても詳しくお聞きしたところで、県担当課のお話としましては、県内の看護職員の供給数は、新卒者が県内に定着し離職しないのであれば、現在の養成所数でも足りるとの認識でありました。その認識のもと、定着率を上げることや離職率を下げるために、職場環境の改善・充実のための補助、就学資金の貸与、離職者の再就職研修の実施など、さまざまな看護職員確保の対策を実施しているとのことでした。

本市といたしましては、医師会や看護協会などの医療関係機関と連携して、まずは看護師確保に向けた情報交換、協議の場を設けるなどの取り組みについて今後考えてみたいと思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

環境系の高等教育機関の進捗はよくわかりました。

しかし、水俣・芦北の看護師は不足しているのも現実です。熊本県内は全国で4位とありますが、水俣・芦北は37.6人という現実是最も低い状況にあり、私は看護学校は地域に必要なだと思います。そこをもう一回質問いたします。

2番目ですけれども、2020年には高齢化率が40.8%に水俣はなります。医療手帳の取得が多い、特殊事情がある水俣に看護師の養成機関はぜひ必要だと思います。その2つをお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点が、水俣・芦北は37.6人という現実是最も低い状況であると、したがって看護学校が地域に必要なと思うがどうかというような御質問でございます。

今、答弁の中でも少し触れさせていただきましたけれども、県全体とは看護職員の需要と供給は、ほぼ足りているというような認識であります。したがって、条件はもう満たしているんだという考え方でございますけれども、ただ、新卒者が県外に出ていたり、あるいは離職者が非常に高いということが問題だというようなことでございます。看護学校の設置というのは非常に厳しい状況でございますので、この点を踏まえまして、市内の医療機関等への定着につながる

ような、魅力ある環境整備あるいは情報発信、働きやすい環境づくり、そういったものにしっかりと力を入れていきながら、協議も重ねて看護職員の充足に努めてまいりたいと思っております。

それから第2点でございますが、高齢化率が40.8%になるんだと、また、医療手帳の取得が多い事情もあるんだということで、ぜひ必要だということでございます。私ももちろん必要だと思っておりますが、やっぱり今申し上げましたように設置の状況が大変厳しいという状況でございますので、養成機関の設置というよりも、先ほど申しましたように離職率、それから定職率、そういったものをしっかりと確保できるように県や医療機関等とも相談を申し上げながら、どうやったらいいのかということのを早速検討を始めてみたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 県に聞いたらだめだと、県はつくってくれないと、水俣市も事業を主体とすればできないと。医師会もなかなかできないということでしょうけど、県と水俣市がだめやったら、国に要望していく考えはないのか質問いたします。

それともう一つですけど、やっぱり、病院とか福祉の施設は水俣市にはいっぱいあります。職場はあります。そういう意味では、そこに人を供給する機関はぜひ必要だと思います。私は、今回でだめならまた次も言います。しつこいんですけど、そこを質問して最後の質問にします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今回も含めてまた国に要望あたりも考えていないかというような御質問でございます。議員の熱意はもう十分受けとめておりますし、感謝も申し上げているところでございますけれども、今申し上げましたように大変状況としては厳しい状況でありますし、県としても看護職員の確保対策を強力に今後推進していくということでございます。引き続き、要望活動には力を入れていきたいと思ひますし、機会がありましたら県にも申し上げたいと思ひます。

○議長（真野頼隆君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時39分 散会

平成24年9月13日

平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成24年9月13日（木曜日）

午前9時40分 開議

午後0時2分 散会

（出席議員） 16人

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 真 野 頼 隆 君 | 谷 口 明 弘 君 | 江 口 隆 一 君   |
| 田 口 憲 雄 君 | 高 岡 利 治 君 | 塩 崎 信 介 君   |
| 西 田 弘 志 君 | 中 村 幸 治 君 | 川 上 紗 智 子 君 |
| 福 田 齊 君   | 大 川 末 長 君 | 牧 下 恭 之 君   |
| 瀧 上 道 昭 君 | 谷 口 眞 次 君 | 緒 方 誠 也 君   |
| 野 中 重 男 君 |           |             |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 事 務 局 長 （伊 藤 亮 三 君） | 次 長 （田 畑 純 一 君）     |
| 総 務 係 長 （岡 本 広 志 君） | 議 事 係 長 （深 水 初 代 君） |
| 書 記 （赤 司 和 弘 君）     |                     |

（説明のため出席した者） 14人

|                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 市 長 （宮 本 勝 彬 君）       | 副 市 長 （田 上 和 俊 君）        |
| 総務企画部長 （本 山 祐 二 君）    | 福祉環境部長 （中 田 和 哉 君）       |
| 産業建設部長 （厚 地 昭 仁 君）    | 総合医療センター事務部長 （瀧 上 茂 樹 君） |
| 総務企画部次長 （宮 森 守 男 君）   | 福祉環境部次長 （松 本 幹 雄 君）      |
| 産業建設部次長 （遠 山 俊 寛 君）   | 水道局長 （古 里 雄 三 君）         |
| 教 育 長 （葦 浦 博 行 君）     | 教 育 次 長 （浦 下 治 君）        |
| 総務企画部総務課長 （本 田 真 一 君） | 総務企画部企画課長 （川 野 恵 治 君）    |



○議事日程 第4号

平成24年9月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 刈 上 道 昭 君
  - 1 財政問題について
  - 2 健康問題について
  - 3 農業問題について
  - 4 東部地域振興策について
- 2 牧 下 恭 之 君
  - 1 空き家・廃屋対策について
  - 2 予防医療対策について
    - (1) がん検診について
    - (2) がん教育について

(付託委員会)

- 第2 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第3 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)
- 第4 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (各委)
- 第5 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)
- 第6 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号) (総務産業)
- 第7 議第77号 市道の路線廃止について (総務産業)
- 第8 議第78号 市道の路線認定について (総務産業)
- 第9 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について (厚生文教)
- 第10 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)
- 第11 議第81号 平成23年度水俣市一般会計決算認定について ( )
- 第12 議第82号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第13 議第83号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第14 議第84号 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第15 議第85号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
- 第23 特別委員会の設置について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時40分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、決算 5 件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告 1 件、地方自治法第180条第 2 項の規定による専決処分の報告 1 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第 1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、洲上道昭議員に許します。

（洲上道昭君登壇）

○洲上道昭君 皆さん、おはようございます。

自民党議員団創水会の洲上でございます。

東日本大震災から 1 年半、行方不明2,814人、会いたい先見えずと、つらい日々の被災地の悲しい記事が私の頭から離れません。改めて御冥福をお祈り申し上げます。

さて、雇用の現状は、一言で言えば、惨たんたる状況で、働きたくても働く場がない深刻な状況での地域活性化対策は急務でございます。地方の重視、地域の再生を強力に展開することが国に強く求められる中、通告に従い順次質問を行いますので、前向き、かつ積極的な答弁を強くお願い申し上げ、最初の質問、財政問題について、今後も最重要課題として私は位置づけ、取り組まなければならないと思っております。何よりも経営感覚を持つことは行政にも求められる中、以下 3 点質問します。

①、市税の今後について、どう試算をされておられるか。

②、歳出抑制での事業の見直し等を実施し、財政健全化を実施とある、基本的な考えは。

③、自主財源確保の取り組みは極めて重要でございます。どのように取り組んでおられるか。

次に、健康問題について。

①、各地域で実施のまちかど健康塾、認知症予防教室の実施状況は、また課題は何か。

②、何といたっても健康が一番でございます。担当課は健康づくりをさらに強化するとあるが、どう取り組みをされるのか。

③、23年度の総合検診は何名で前年比は、そしてことしの申込者は何名か。

次の問題でございます、農業問題。これはもう私自身大変関心を持ち続け、今いろんな方々に農業という話題が私は広がっておるかなと思っております。以下、4点質問いたします。

- ①、人、農地プランの現状と今後について。
- ②、水俣市の基幹作物、かんきつ類、サラダたまねぎ、お茶の現状と今後について。
- ③、極めて大きな課題の耕作放棄地対策の現状と今後の課題は。
- ④、農業機械のレンタル支援制度の活用状況について。

最後でございます、東部地域振興策について。

今、東部地区が大きく変わろうとしております。地域住民の熱い思いがいろんな形で伝わっており、2点質問をいたします。

- ①、かつさい市場がある市有地の土地売却について。
  - ②、かつさい市場へのJAあしきた東部支所移転に対し、支援はどのように考えておられるのか。
- 以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 渕上議員の御質問に順次お答えします。

まず、財政問題については総務企画部長から、健康問題については福祉環境部長から、農業問題については私から、東部地域振興策については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 財政問題について答弁を求めます。

本山総務企画部長。

（総務企画部長 本山祐二君登壇）

○総務企画部長（本山祐二君） 財政問題の御質問について順次お答えいたします。

まず、市税の今後についてどう試算しているかについてお答えいたします。

現時点での平成24年度現年課税の決算見込み額につきましては、個人市民税は約8億4,000万円と試算しており、平成23年度と比較しますと若干の増額を見込んでおります。これは、控除の見直し等、税制改正に伴う一時的な増加であり、今後は、人口減少等による減収が見込まれます。

法人市民税につきましては、約2億3,000万円と試算しております。前年度、業績の上がった法人があったため増収を見込んでおりますが、全国的な不況の中、今後の大幅な伸びは見込めない状況にあります。

軽自動車税につきましては、前年度とほぼ同額の約5,700万円と試算しており、今後も横ばいで推移するものと思われます。

たばこ税につきましては、近年1億4,000万円から1億5,000万円の水準で推移しており、販売

価格の変動等がない限り、今後も同水準の税収が見込まれます。

固定資産税につきましては、約13億3,000万円と試算しており、その中で土地につきましては、全国的・長期的な地価下落の影響を受け、前々回の評価がえ年度である平成18年度と比較し、約6,200万円の減額となっております。地価の下落は、その幅を縮小させつつも、今後も継続し、税額に影響を与えるものと考えられます。

家屋につきましては、年間の新增築家屋の建築数は、100棟前後の横ばい傾向で推移していますが、評価がえ時には在来家屋の減価も実施しますので、現在の建築状況のままですと、評価がえ年度時の比較で徐々に減額していくものと考えられます。

償却資産につきましては、今後の景気動向を注視する必要がありますが、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばい傾向で推移するものと考えられます。

以上のように、市税の今後の試算としましては、一時的に増額となっている税目があるものの、全国的な景気低迷や人口減少等により減収していくものと思われます。

次に、歳出抑制での事業見直し等を実施し、財政健全化を実施とある、基本的な考えはとの質問にお答えいたします。

本市では、これまで厳しい財政状況の中、行財政改革の推進を図り、持続可能な財政運営体制の確立を目標にさまざまな取り組みを行ってまいりました。具体的には、職員数の削減、管理職手当、三役報酬等の削減による人件費の削減、審議会等の統廃合、市長交際費の削減、施設管理手法の見直し、事務の簡素・合理化による物件費などの経費削減、負担金・補助金の削減など歳出抑制の徹底を図ってきたほか、行政と市民との役割分担を見直し、自治会など地域に対する支援の総合化などを行ったところです。また、病院事業、水道事業、公共下水道事業などの企業会計においても、独立性、採算性、効率性を重視した取り組みを推進し、国民健康保険・介護保険等の各特別会計においても一般会計からの繰出金の縮減に努めてまいりました。

現在継続中の第4次行財政改革大綱におきましても、意識改革・行政改革・財政改革の3つの目標を掲げ、行財政全般の健全化に取り組んでいるところであります。この中で、財政改革の面から申し上げますと、限られた予算を最大限に活用し、地域の再生・振興を図るという観点から、予算編成等における事業の検討に当たっては、全ての事業について常にゼロベースでの見直しを行うこと、さまざまな観点から事業の必要性・緊急性・効率性について検証すること、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう知恵を絞り汗をかくこと、目的を達成できているか常に意識することなどを念頭に置き、さらなる見直しに努めてまいりたいと考えております。

次に、自主財源確保の取り組みは極めて重要である、どのように取り組んでいるかについてお答えいたします。

本市の歳入のうち、市税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入などの、いわゆる自主

財源が占める割合は、平成22年度決算で28.9%、23年度では28.3%と、歳入総額のおおむね3割程度であり、本市は、地方交付税や国・県支出金、市債などの依存財源に依存した財務体質にあることができます。このような中、行政サービスの水準を維持しつつ、地域の実情に即した独自の施策を推進していくためには、限られた財源を有効に活用して効率的な住民サービスの提供に努めるとともに、自主財源確保の取り組みは不可欠なものと認識いたしております。自主財源のうち、最も大きな割合を占める市税につきましては、景気の動向などによる変動はございますが、先ほども申し上げましたように、人口減少や地価の下落傾向など、将来的に増加を見込むことは困難な状況にあると言わざるを得ません。このような中、税負担の公平という観点からも、まず収納率の向上に取り組まねばならないものと考えております。

そこで、今年度は新たに滞納整理に係る電算システムを導入することとしており、これまで以上にきめ細かな滞納状況の把握や効率的な事務処理の体制を整え、収納率の向上と財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

また、分担金・負担金、使用料・手数料などについては、定期的な見直しを義務づけ、受益と負担のバランスが適正であるか、他市町村の同種施設との比較などから負担の適正化を図っているところです。

財産収入については、市の遊休資産等の売却により、22年度には約9,700万円、23年度には約4,100万円の収入を得ております。土地などの売却は、民間の事業活動や住宅建設などにより地域経済の活性化を促す効果も期待できるものですから、今後も資産の有効活用という観点から個別に検討していきたいと考えております。このほか、広報みなまたや市ホームページへの有料広告など、さまざまな資産の活用を推進しているところですが、市の財政を支えるような新たな多額の収入源の創出は、とても困難な課題であると言わざるを得ません。

今後も、既存財源の見直しと、少額であっても新たな財源の創出に向けて努力しながら、併せて歳出抑制の取り組みを継続し、財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 2回目の質問をいたします。

今、部長のほうから非常にわかりやすく答弁をいただいたかなと思っております。何回となく、この財政問題あるいは行財政等々含めてですね、この場で出しておりますけれども、まだ私自身もまだまだ認識が足りないものですから、このように取り上げている次第でございます。

そこで、大体今わかりましたから、市税の動向とかもろもろはですね。2回目の質問に早速入っていきたいと思います。

今、先ほどもおっしゃいましたけど、行財政改革、これはもう意識改革、行政改革あるいは財政改革が入っております。それとは別にまた財政健全化も同時に行われておるわけですから



も、まず1点目、財政健全化の進捗状況はどのように今なっているか。2番目、きょうも傍聴者が多いですけども、やっぱり行政の意味とかもろもろはなかなかわからない方が多いわけで、私も最初わからなかったんですが、いわゆる地方債、借金ですね、その今後の見込みはということで2点目。3点目、市税の収納率ですが、これは水俣は昔、割と非常に高かったですね、県下でナンバーワンとかいう位置をずっとキープしておっただろうと認識をしておりますが、もちろん担当課もやっておられると思います。その収納率はどうなっておるのか。最後です、財政調整基金、いわゆる貯金でございます。この動向はどういうふうになっておるか、この4点をお聞きしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

本山総務企画部長。

○総務企画部長（本山祐二君） それでは渕上議員の第2の御質問にお答えさせていただきます。

まず、財政健全化の進捗状況ということでございますけれども、先ほども答弁でお答えしましたように、平成15年度に策定しました水俣市財政健全化計画以来、現在第4次の行財政改革大綱などに基づいて、いろんな例えば業務改善や効率化、職員数の見直し、組織の見直しなどいろいろ行っているところでございます。

今の第4次行財政改革大綱におきましては、まず歳出を徹底的に見直しながら財源の確保を図ること、それから財政運営の柔軟性を確保するということで、独自の事業や不意の支出に対応できる財政力を身につけようということで行っております。

具体的な数値目標等としましては、例えば平成25年度までに財政調整基金等の繰り出しに頼らない当初予算の編成が実現すること、当初予算の規模を最初は115億円としております。これは、ちょっと見直しまして135億円に変えておりますけれども、当初予算の希望を設定したということ。それから財政調整基金の残高を15億円以上にするということ、それから実質公債比率を16.0%、経常収支比率を90.0%などの数値目標を具体的に掲げて、今取り組んでいるところでございます。

しかしながらですけども、例えばこの予算規模につきましては、非常に社会関係経費、福祉関係の経費とか自然増がございます。それから、建築を行いますと、例えば学校の耐震化事業等、緊急に必要とされる事業等ございまして、それに伴いましていろんな予算額も膨れ上がっております。その関係で、先ほど申し上げました135億円、修正しました金額ですけども、これを例えば当初予算では140億円を超えて、残念ながらその目標は達成いたしておりません。

また、経常収支比率90%ということで申し上げましたけれども、これにつきましては地方交付税の増加、市税の増収等がございました平成22年度では84%と、今まで90%で推移しておりました額がこの年だけは非常によくなってきております。しかしながら、決算が終わりました平成23



年度で再び98.1%となり、財務体質の根本的な改善には至っていないということが痛感させられたところでございます。

そのほか、まず財政調整基金につきましては、これは23年度末で19億円を超えまして、一般的に標準財政規模の20%を積み立てれば望ましいと言われているその率は超えております。これにつきましては目標達成いたしております。また、実質公債比率等につきましては、確かに借金等は膨れ上がっている部分もございますけれども、過疎対策事業債とか交付税で算入されます起債を多く活用しておりますので、そういう面ではずっと下がってきておりまして、23年度の決算では14.4%と、16%の目標より下のほうになっております。

これらの状況を考えますと、今までのいろいろな取り組み、これは一応の成果は上がっているものと考えております。やはり景気変動の要因とか、または国の施策による交付税がどうなるのか、今回、地方消費税のほうも変わるということでございますけれども、どう影響があるのか。それらの外的要因に大きく影響されるのじゃなかろうかなと思いますが、しかしながら、今後もやはり自治体としての責務を果たしていくためにもできる限りの取り組みが必要であろうと考えております。

次に、今ちょっと申し上げましたけれども、地方債の現在高でございます。これは借金ですので、できるだけ少ないほうがよろしいわけですが、これにつきましては、15年度に策定しました計画に基づいて、抑制を図り減少傾向が続いております。しかしながら、先ほど申し上げましたような学校関係の事業とかこういうのがございましたので、現状では、償還額より発行額のほうが上回るような状況になってきております。それで、22年度から増加してまいりましたが、23年度に約7億円増加し、今回9月補正で補正予算を出させていただいておりますが、この予算書でいきますと、約138億円と、ほぼ予算と同規模の程度になっております。

この中で、先ほど申し上げました過疎対策事業債等の交付税で算入される起債もございますので、一概にそれが多いかどうかというのはちょっと難しい面もございますけれども、当然、元金償還がまたいろいろ始まってまいりますので、さらに公債費が膨れ上がるんじゃないかなということはあると思います。しかしながら、当然いろんな必要とされる事業もございますので、その辺の事業の調整を図りながら、できるだけ起債を減らしていければというふうに考えております。

次に、市税の収納率でございますけれども、ちょっと3年間の数字を申し上げますと、平成21年度では現年分が96.8%、滞納分が13.0%、平成22年度で現年分が97.4%、滞納分が13.8%、平成23年度は現年分が97.5%、滞納分が12.5%となっております。現年分につきましては、一応2年連続で減少いたしております。滞納分についてはなかなか景気低迷等による影響もありまして、徴収が困難になっております。

先ほど渚上議員からございましたように、非常に昔、数年前は県内でも高い徴収率を誇ってお

りましたけれども、なかなか厳しい状況になっております。そのため、先ほど申し上げました滞納管理システム等を導入して、徴収事務の適正化に努めてまいろうかというふうに考えております。

次に財政調整基金ですけれども、これも先ほど申し上げましたが、23年度末が約19億1,000万円と、これは標準財政規模の20%以上となっておりますので、非常に目標は達成しているんじゃないかなと思っております。標準財政規模の比率で言いますと、23.3%となっておりますし、また第4次行財政改革大綱の目標であります15億円も突破しておりますので、これについては、ただ順調に推移をしておりますけれども、ただ、本年度の当初予算では非常に多額の取り崩しを行っておりますので、その辺の推移を今後見きわめていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 部長が詳しくおっしゃいまして、大体わかったつもりでございます。きょうは傍聴者もそういうことで財政の知識というのは知っていただきたいなということで、中には関心のある方がおられると思いますから、よかったかなと思っております。

そこで最後ですけれども、いわゆる一番決め手は、どうしても財政健全化の推進ですかね、ここが一番キーワードかなと私は思っておるんですよ。だから着実に推進されておられますけれども、今後ともさらに強く展開していただきたいなということで、これは要望としてお願いしておきます。

最後は、これも大体一緒ですけれども、いわゆる適正な財政と投資のバランスというか、そこをよくかみ合わせしながら考えて、財政運営というのはするべきだろうと思うんですね。これももう要望として終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、健康問題について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、健康問題について順次お答えします。

まず、各地域で実施のまちかど健康塾、認知症予防教室の実施状況、課題は何かとの御質問にお答えします。

このまちかど健康塾及び認知症予防教室は、介護状態にならないための介護予防事業の一環として運動器機能の維持・向上、低栄養、口腔ケア、閉じこもり及び老年期うつ予防を目的に実施しているものです。

まず、まちかど健康塾についてお答えします。

これは、主に運動器機能維持・向上を目的として、地域公民館や市内公共施設30カ所、34グ

ループで開催しています。平成22年度実施回数965回、延べ参加人数 1 万2,979人、平成23年度実施回数958回、延べ参加人数 1 万1,405人となっており、参加いただいている高齢者の方々には好評で、楽しみの一つとして参加いただいております。

課題としましては、参加者の年齢層が70歳代後半の女性の方が中心で、男性が極端に少なく、これから高齢期に入る60歳代後半の方々の意識啓発に結びついていない状況です。また、地域の公民館等を活用し地域コミュニティづくりに役立っていますが、継続的に支援してくださる地域ボランティアリーダーが育っていないのも課題の一つです。さらに、今後のさらなる高齢社会を迎えるには、現在の事業所委託方式では、現在の要支援レベルの介護状態の方々を自立、または地域の見守りに向けて成果を出せる取り組みに追いつかず、並行して各地域での介護予防への取り組み姿勢を醸成していくことが喫緊の課題と考えております。

次に、認知症予防教室についてお答えします。

認知症は今後も大幅に増加すると言われており、水俣市におきましても新規に介護保険を受けられる原因の第1位が認知症となっています。そのため、認知症の早期発見、進行予防のための認知症予防教室、通称冴ざえ塾を今年度から1カ所で実施しております。これは、一次、二次のスクリーニングを実施し、日常生活を営む上で気になる方を把握し、本人の希望によって参加していただいています。内容は、脳トレーニングや運動機能向上のための軽体操等を個別の評価分析を行いながら進めています。8月までの実施状況は、実施回数17回、延べ102人の参加で、課題につきましては、これから1年間の実施状況を見て抽出していきたいと思っております。

次に、健康づくりにどう取り組んでいるのかについてお答えします。

市としましては、市民の健康づくりを進めるため、健康づくり推進協議会を組織し、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持向上、さらに健康寿命の延伸を実現するための計画策定等協議を重ね推進しているところです。本年度、特に力を入れていることは、国保医療費や健診分析結果並びに介護保険の状況等から見てきた市民の健康状態について、地域に出向き健康出前講座を開催し、健康についてみずから考えていただく取り組みを行っています。

本市の特徴として、国保の医療費分析からも、糖尿病や慢性腎不全等で医療機関を受診している方も多くみられます。また、健診から医療機関の受診につながらない方、医療中断者への支援等についても課題があり、医療機関、職域、行政等で検討を重ねているところです。併せて昨年度から病院を受診中でも全身の健康チェックができるように、市内の医療機関で個別に健診が受けられるよう健診体制の整備を行い、現在かかっている病気だけでなく、全身の健康チェックを主治医のもとで受け、より重症化しないよう配慮したところです。昨年度は、初年度ということもあり、個別健診受診者も67名と少ない現状でしたが、今年度は申込書から病院受診中の人を抽出し、保健師・看護師による家庭訪問で受診勧奨をしていきたいと考えております。

このように、地域の健康課題を明らかにし、住民一人一人が自分自身の将来を見据えて健康づくりに努めていただくよう啓発活動を進めていきたいと考えています。

次に、平成23年の総合検診者は何名で、前年比は、ことしの申込者は何名かの質問にお答えします。

内科の健診に関しましては、40歳から74歳までの国民健康保険加入者と75歳以上の後期高齢者医療加入者が対象になります。平成23年度の健診受診者は1,584人で、平成22年度に比べ107名減少しています。また、今年度の健診は、9月6日から10月28日までの期間のうち、19日間実施する予定ですが、現在1,793人の申し込みがあります。以上です。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 私も今回総合検診をしてきました。非常に多くて、今回割とスムーズにいったかなと思っていました。指定した時間がありまして、それにのっとってやったわけですがけれども、いわゆる健康というのは自分が一番わかるわけですから、自己管理しながら、なるべく早く健康診断とか、そういう自分の体のコントロールというのはやるべきかなと思っております。だから、総合健診等がさらに利用されるように私は大いに期待をしたいなと思っております。

そこで2回目の質問ですがけれども、今、民生委員さんの方々が中心となっていていろんな地域でまちかど健康塾をやっておられます。非常に感心だなと思っております。ボランティアの中で高齢者の方といろいろしながら約2時間余りですか、やっているのが今市内に広がっておるかなと思います。そういう中で、男性が非常に少ないんですね、何でかなと思うんですよ。だからぜひ男性も私は人生健康が一番、体が一番ですから、そういう意味では、なるべく男性の方も行っていただいて時間を過ごすということが必要だと思いますけれども、その男性が少ない原因は何だろうか、これが1点目。

2点目はですね、どうしてもやっぱり今は早期発見が一番いろんなところで叫ばれております。今の方々はやっぱりマスコミとかいろんなところで、情報早いですから、早期に見つけようということでやっておられますけれども、この早期発見の予防にですね、私は積極的に関与していいんじゃないかなと思っております。決して周りからすると、その積極的な姿勢を否定はなされないと思うんですね。ですから、ぜひ、そういうふう積極的に取り組むべきと思いますが、それはいかなものかなということで、2点だけ伺いたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目が、男性が少ない原因は何かということですがけれども、やはり基本的には高齢になると女性の方の数が多いというのが一つの問題ではないのかなと思っておりますし、男性の方はやはりそういった集団の中に入っていくという、そういった活動



はなじみにくいという部分もあると思いますし、やはり農作業といたり、運動といますか、いろんな体を動かすことをやられたり、趣味である囲碁・将棋などそういうのにもやっぱり参加される方が多いから、こちらの健康塾のほうには参加が少ないのかなとは思っております。

それと、認知症の早期発見と予防ということですが、認知症の予防につきましては、先ほども、冴ざえ塾ということで今年度から実施しております。その内容としましては、やはり認知症が進行しないように、仮名拾いと、言葉遊びとか、そういう脳のトレーニング、それと、ウォーキングといった軽運動を6カ月間実施をして、再度検査をして成果を見ていくということで、現在1回の参加人員は10人ということで上限を設けて実施しております。

先ほども答弁しましたが、やはり認知症はこれからの高齢社会の最大の課題かなというふうに思っております。事業効果はこれからですが、やはり体を動かして考え、人と交流して、しっかりとした食事をとるというのが一番大事かなというふうに思っておりますので、一人一人日常生活の中で認知症予防に取り組んでいただいて、なじみのある地域で声かけ、見守り等、そういうふうな部分にも御協力をいただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 3回目の質問をいたします。

今、認知症という言葉がありましたけれども、私自身も少し物忘れが出まして、ちょっといろんな面で考えているんですが、やっぱり気をつけないかなと思っているわけでございます。

そこで、3回目の質問、2点お伺いします。

まず1つは、健康が本当にキーワードでございます。この健康づくりを市民の方々にどのように進めていかれるか、これが1点目。2点目は、健診をしますけれども、健診とは別に今回の申し込みの中から、いわゆる病院に受診中の方がおられます。その受診中の方を保健師さんとか、あるいは看護師さんで家庭訪問、非常に効果がありますから、そういう受診勧奨とありますけれども、どのようにそれを実施されるのか、この2点お伺いをいたしまして終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 1点目が健康づくりをどう進めていくのかということですが、やはり健康な生活を送っていただく中で一番問題なのが生活習慣病かなというふうに思っております。ですので、やはり生活習慣病にならないようにどういうふうにしていくかが課題かと思っておりますので、1点目はやはり健康診断を定期的に受診をしていただきたいと思いますというふうに思っておりますし、健診を受けた方が自分自身で生活習慣を見直し管理していけるよう、住民の方々に主体性を持っていただきながら健康づくりを進めていきたいと思っております。

その進め方としましては、先ほども申し上げましたが、健康づくり推進協議会が中心に

なるのかなというふうに思っております。ですので、関係機関、関係団体と連携しながら、住民の方たちが自分の健康づくりに主体的に取り組んでいただけるよう、地道に啓発活動を行っていききたいというふうに考えております。

それと、２点目が家庭訪問の受診勧奨をどうするのかということですが、病院受診の方にやはり治療中の病気と他の病気との合併症とか、そういう重症化を予防するためにも毎年ぜひ主治医のもとでの健康診断を受けていただきたいと思います。そういった中で健診申込書の健診を受けないという理由から、病院の受診中の方で、そういう健診を受けないという方を抽出をしまして、個別に家庭訪問をして、検査データ等を見せていただきながら、健康相談、健診の必要性、個別健診の受け方などについて周知徹底を図って受診勧奨をしていきたいというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、農業問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、農業問題について順次お答えします。

まず、人・農地プランの現状と今後についてお答えします。

現在、全国の多くの農村地域において、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加により地域農業の将来の展望が描けない地域が増加してきており、本市におきましても、同様の課題を抱えているところです。国は、このような人と農地の問題の解決に向け、本年度から新たな取り組みをスタートさせたところであり、その一つが、今回御質問のありました人・農地プランの作成であります。プランは、地域において話し合いを行い、今後の中心となる担い手や農地の集積、地域農業のあり方などを明記して作成することとなっております。なお、このプランを作成しますと、新規就農者に対する給付金、農地の集積に関する協力金などさまざまな支援策を受けられることとされています。

本市における、これまでの取り組み状況としましては、４月から５月にかけて地域及び地域の中心となる営農組織などに対して、制度の周知並びにプラン作成に関する意向調査を実施いたしました。その後、プラン作成の意向を示された地域で計７回の説明会を開催し、現在、越小場、桜野、江添、茂道の４つの地域でプラン作成を進めている状況です。また、先週の９月６日には有識者による人・農地プラン検討会を開催し、越小場地区のプランを検討いただいたところであります。

今後は、現在進めている４つの地域のプランを完成させるとともに、引き続き他の地域におきましても、情報提供や意向調査、説明会などを行ってまいりたいと考えております。

次に、基幹作物であるかんきつ、サラダたまねぎ、お茶の現状と今後についてお答えします。



まず、かんきつでは、本市の主力品目であるデコポン、甘夏につきまして、JA出荷実績から見ますと、昨年の販売量はデコポンが366トン、甘夏が760トン、販売額は約3億2,000万円となっております。

販売量は、気象災害や鳥獣害などの影響により増減はございますが、単価は、一昨年と比較しますと、甘夏が40%増のキロ200円前後で推移し、デコポンもやや持ち直すなど、果実品質の向上はもとより選果施設の導入により販売環境も少しずつよくなりつつあるのではないかと期待しております。一方で、平成17年ごろから加工原料としての出荷比率が毎年のように10%を超えるなど、少し心配されるデータもございますので、さらなる果実品質・青果率の向上が今後の課題ではないかと考えております。

サラダたまねぎにつきましては、昨年のJA販売量1,790トン、販売額約1億9,000万円と芦北管内の約7割を占める主産地となっておりますが、単価は前年対比81%のキロ109円と大変厳しい販売環境でございました。しかしながら、サラダたまねぎ、サラたまちゃんは安全・安心で、苦味の少ないおいしいタマネギとして全国的に人気も高く、生産者も比較的容易に栽培に取り組めることから、今後もさらに生産拡大を図りたいと考えております。

また、今年度には出荷農家一戸一戸の追跡調査が可能となる、いわゆるトレーサビリティシステムの導入も計画されており、さらなるきめ細やかな生産指導により、品質向上や市場評価等の向上につながるものと期待しております。

次にお茶ですが、昨年の荒茶としての販売量は56トン、販売額9,400万円と一昨年よりやや増加傾向にあり、一時落ち込んでいた荒茶の単価もキロ1,600円台に回復しつつあります。なお、荒茶としての販売以外に、個人やグループで独自に仕上げて販売している小売り分を含めると、販売量は約100トン、販売額は約2億円程度と推計しており、本市のお茶は県内でも高い評価を受けております。

また近年では、平成21年度から県事業等を活用して導入を進めている寒冷紗被覆による品質の向上が大きく、今後も優良系統品種への改植や基盤整備等を行うなど、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、茶加工施設の再編整備は茶業経営にとって大きな課題であり、これまで農家の意向調査や座談会等を実施しておりますが、今後は個人工場を極力減らして3つ程度の共同工場へ統合を進め、将来的には1つの共同工場が理想ではないかと考えております。

今年度、老朽化していた共同工場や個人工場を統合し、JAが主体となって茶加工施設の整備をする計画ですが、さらに良質なみなまた茶の製造・販売につながるものと期待しており、今後も農家所得の向上、茶業振興に努めていきたいと考えております。

次に、耕作放棄地の対策とその現状について、また今後の課題についてお答えいたします。

耕作放棄地につきましては、農家の高齢化や担い手不足等により増加傾向にあり、農村集落の環境悪化や病虫害発生、鳥獣害等へも悪影響を及ぼすなど大きな問題であると認識しております。このようなことから、本市では県の耕作放棄地解消事業等の取り組みを推進するとともに、市民農園や子どもたちの農業体験への活用、さらには国の雇用対策基金を活用したアグリサポート事業等を実施して、耕作放棄地の草刈り業務を請け負うなど、解消に向けた取り組みを進めてきたところです。また、農地の有効活用や耕作放棄地の発生を抑制するため、農地の借り手に推進交付金を交付する農地バンク推進事業を実施しておりますが、昨年度の利用権設定面積は例年のほぼ倍となる15ヘクタールを超えるなど、取り組み面積は徐々に増加傾向にあり、担い手への農地の流動化、優良農地の維持・保全に一定の効果が出ているものと考えております。このような農地流動化をさらに進めていくためには、借り手となる担い手が耕作しやすいような基盤整備が不可欠であり、いかに計画的・効率的に実施するかが今後の課題ではないかと思っております。

また、非農家、特に水俣市外にお住まいの方が所有する耕作放棄地は、2010年農林業センサスによると、本市の耕作放棄地の約6割を占める138ヘクタールと報告されており、今後、この農地をどのように解消、有効活用につなげていくか大きな課題であると認識しております。

本市といたしましては、今後も担い手や集落、各種団体による耕作放棄地解消への取り組みを支援するとともに、集落営農組織による農作業受託、農地の流動化促進など、地域の実情に応じた取り組みを一体となって推し進めることで、耕作放棄地解消につなげていきたいと考えております。

次に、農業機械のレンタル支援制度の活用状況につきましてお答えいたします。

市では、昨年度から必要なときに必要な機械を活用する仕組みづくりと農家の機械導入への負担軽減・省力化を図ることを目的として、JAあしきたが実施する農業機械のレンタル料金の半額程度を支援する制度を立ち上げ、本年度も継続して実施しているところであります。しかしながら、昨年度は1件の活用にとどまったことから、本年度におきましては、レンタル料金以外にも、機械の運搬に係る費用につきましても支援対象額に追加するなど制度の充実化を図っておりますが、現在まで活用がない状況であります。このようなことから、広報みなまたによる制度の紹介、共同活動を実施している集落や集落営農組織などに対して、個別に資料をお送りするなど、制度の周知を行ったところでもあります。

これから稲刈りなどの農繁期となりますので、集落において複数の農家によるレンタル機械の共同活用や集落営農組織の農作業受託での活用など、集落・組織的な営農活動にも寄与されることを期待しているところであります。

今後もJAあしきたと連携しながら、制度の目的が達成されるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 農業問題、たびたび取り上げております。きょうも九十数歳の方が、まだ今でも現役で農業、いろんな機械、トラクター使われる方がお見えでございます。先般行きましたけど、本当に元気いっぱいですね、もう動きもよくて、まさしく農業に燃えておられる、いわゆる農業、林業に、私たちからすると、かがみかなと思って、いつも崇拝しておるわけでございます。ちょっと紹介しましたけど。

そこで市長、2回目の質問を行います。

早速申し上げますけど、まず1点目、農地プランの作成区域は決まっているのか。2点目、人と農地プラン検討会というのはどのようなものか。3点目、地域の中心となる経営体はどのような方になるのか。4点目、プランはいつまで作成しなければならないのか。ちょっと多くて済みませんが、次5点目、市としてプランをどの程度作成されるのか。そして、6点目は最後ですけども、去年ですけど、みなまた農業塾が初心者対象に東部でふれあい農園をやられて10回ほど行われております。好評だったと聞いております。そういう中、今後の農地活用に向けて大いに貢献されると思うんですね。したがって、今後ともその農業塾というのを初心者対象に私は継続すべきと思いますが、いかがか、この6点をお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、人・農地プランの作成区域は決まっているのかということでございますが、このプラン作成に当たりましては、集落、それから自治会等の営農活動単位となる範囲で作成が可能でございます。ただ、また地域の実情によっては、複数集落やもっと広い範囲での作成も可能でございますので、地域の実情に合わせてプランづくりに取り組んでいただければありがたいなと思っております。

それから第2点目でございますが、検討会といいますのは、作成いたしました農地プランをその原案を審査、そして確認していただくための国の要綱にのっとってやるわけですけども、農業協同組合とか、あるいは農業委員会等の地域を引っ張っていただく、牽引していただいている農業者などで構成をして、そこで審査、それから確認を行うというのがこの検討会の役目でございます。そのうち、規定によりますと、おおむね3割以上は女性でなくてはならないというのが決まりでございます。今回、水俣の場合は男性が4名、女性が3名、計7名で選定し、設置をしていたいただいているところでございます。

それから、地域の中心となる経営体というのはどのような方をいうのかということでございますけれども、このプランの中では、農業生産法人や、あるいは集落営農組織、新規就農者あるいは認定農業者など今後の地域の農業を担う方々を中心となる経営体として位置づけているという

ことでございます。

それから、次に人・農地プランはいつまで作成しなければならないのかということでございますけれども、作成時期につきましてはいつまでということは決まっておりません。平成25年度までの2年間程度で、人と農地の問題を抱える全ての市町村あるいは集落で策定することを目指すというような形になっております。

それから、市でこのプランをどの程度作成するのかということでございますが、どの程度という具体的な作成数は今のところはまだ掲げてはおりません。ただ、各地の皆様の御意向に基づいて、それを受けて作成をするということになるのではないかなと思います。

それから、みなまた農業塾を今後続ける考えはないかということでございますけれども、これは講義等実施研修を含めまして10回程度やっているんじゃないかなと、非常に好評をいただいております。初めて農業について学ばれる方とか、そういった方もたくさんおいでいただきまして、大変好評いただいておりますので、引き続き開催できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 洲上道昭議員。

○洲上道昭君 3回目の質問に入ります。2点お伺いします。

まず1点目はですね、いわゆる耕作放棄地、これが非常に減りはしません、ふえ続けます。先ほども市長が138ヘクタールとおっしゃいましたが、これだけ広大な耕作放棄地があるわけですが、この状況は真面目にやっておられる方からすると非常に深刻な問題です。したがって、そういう状況の中、市としても何か最大限の対策を打つべきだろうと思うんですね。そういう意味で、農業委員さんとか何かおられますけれども、そういう方々もおられますから、その何か対策を考えておられないか。

2点目、この農地プラン、私も何回も見ました。地域の方とも農地プランの話をしましたけれども、なかなかよく意味がわからなくて、そういう理解のちょっと乏しい中、農業者の代表である農業委員の方々が私は一番こういう方がふさわしいと思うんです。その方々に期待したいと思うんですが、市としていかが考えられるか、この2点をお伺いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 耕作放棄地の問題でございますけれども、議員の御指摘のとおり、再三御提案もいただいて心配もしていただいているところでございますし、我々も非常に大きな課題として、また喫緊の課題として早急に手を打たなければならないというようなことでございますが、非常に厳しい状況が依然として続いているということでございます。これには担い手になる人材の確保でありますとか基盤整備あるいは農地バンク推進事業などによる農地の流動化促進な



ど、いろいろあらゆる方面から手を打っていかなければならないと思っているところでございますけれども、なかなか厳しい状況は依然として続いているということでございます。

今後も国や県等とも話し合いをさせていただき、そういった事業等も活用させていただきながら、積極的な推進をできるように頑張りたいと思っております。

それから、このプラン作成について農業委員の方々の力が必要じゃないかということは、もう全くそのとおりでございまして、4月開催の農業委員会でもこのことは説明させていただいております。お力をお願いするということでお願いをしておりますので、当然そういった作成に当たっては農業委員会の方々のお力もおかりすることができると思いますし、またおかりいただけるようお願いをしてみたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、東部地域振興策について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、東部地域振興策について順次お答えします。

まず、かつさい市場がある市有地の土地売却の御質問についてお答えします。

かつさい市場がある土地は葛彩館建設時の平成14年度に財務省から過疎対策事業債として資金を4,820万円借入れ、取得造成したものでありますので、これの返済が終わる平成26年度までは売却などの処分ができないこととなっております。

したがいまして、JAあしきたが今年度東部支所の移転を計画されていると聞いておりますが、移転に合わせて土地を売却することは困難ではないかと考えております。ただし、今後、起債の償還が完了する平成26年度より後につきましては、JAあしきたの意向をお聞きしながら、また、かつさい市場の状況を勘案しながら検討させていただきたいと思っております。

次に、かつさい市場へのJAあしきた東部支所移転に対し、支援はどのように考えているのとの御質問にお答えします。

9区から14区の自治会で構成されておられます東部地域振興協議会は、自分たちの地域は自分たちの手でという住民意識も芽生え、葛彩館周辺を地域の拠点として地域づくりを展開されているところです。しかしながら、かつさい市場では、会員数の減少や高齢化により、野菜や果物の出荷減少が懸念されており、このような中、JAあしきたの東部支所移転に伴い、支所の中にかつさい市場がリニューアルして整備される計画があるとお聞きしております。

今回の計画に関しましては、東部地域振興協議会より、地元とJA及び市の3者で協議しながら進めていきたいと伺っておりますので、今後、関係者の御要望をお聞きしながら十分に協議を重ね、支援の内容を検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○**渕上道昭君** 東部地域振興策について2点取り上げて今部長から答弁をいただきました。私たちが本当に愛する東部葛渡校区、今、大きく変わろうとしているんじゃないかなと見ております。学校ももちろん変わった。久木野と統合して今は緑東中学校、非常によくなっております。子どもたちも生き生きして、今、学校・部活等に頑張っております。

そして、今建設予定地は、駐在所もある、葛彩館もある268号線沿いで場所的にも最高の場所に長らくかつさい市場というのが頑張ってこられましたけれども、いろんな事情で会員数も減ったということで、今いろんな問題があって課題があるようでございます。そういう中に、JAあしきたさんから話がこのように今、東部のほうに来ました。地域住民は本当に喜んでいるんです。恐らく子どもたちも、生徒たちも、あそこにできたならばちょこちょこ寄るだろし、いろんな面で東部地区が大きく変わろうとする現状の中、今答弁聞いてみますと、起債が26年で済むということでございます。過疎対策事業債というのを4,800万円強借り入れてやってきております。

そして、私がいつも言うのは、あその場所はまだまだ開発する余地は十分あるんですけども、まずはJAあしきたさんが東部支所移転に対して今頑張っておられるのを聞きまして、このように取り上げた次第でございます。

先ほど計画に対して地元・JA・市で十分協議を重ねて支援の内容を検討するという、非常に前向きな言葉をいただいております。そこで質問をいたしますが、支援について内容を検討させていただきますと答弁がありましたけれども、市として、またどのような姿勢で、東部振興協議会とかいろんな団体がありますが、それと我々住民が熱く熱く待っているその施設要望に対しまして考えておられるか、そこらをお伺いしたいと思います。

○**議長（真野頼隆君）** 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○**産業建設部長（厚地昭仁君）** 先ほど申し上げましたように、売却につきましては平成26年度まではできないということになっております。では、貸し付けはという話になりますけれども、こちらのほう、行政目的のために市が所有しております行政財産であります土地を貸し付けるとなりますと、法律上さまざまな制約でありますとか条件がございまして、これは簡単ではございません。しかしながら、今回の件につきましては地元の方も大変期待されているというふうにお聞きしております。そういうことから、地元の皆さんやJAと具体的にどのような形で計画されているのかというのを詳しく聞きながら、積極的に対応させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○**議長（真野頼隆君）** 渕上道昭議員。

○**渕上道昭君** 3回目ですけれども、今部長のほうから、いわゆる住民の熱い熱い要望に対しまして、具体的に、そして積極的に関組みたいという答弁がございました。私たちはその言葉を温



かく、また熱く受けとめていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で渚上道昭議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時47分 休憩

---

午前10時57分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

通告に従い、順次質問いたします。

まず初めに、空き家・廃屋対策について。

老朽化した危険な空き家が放置されることは、地域住民の皆様には深刻な問題あります。今後、高齢化の進展や社会状況にて、その増加も懸念されます。市民の安全・安心を守るため、以下質問します。

①、空き家対策総合窓口の設置の進捗状況について。

②、危険と判断された廃屋24戸のアンケートを実施及びどのような対策をしたのか。

③、先進地の取り組み調査の結果について。

④、国からの支援制度の活用を視野に入れた本市独自の助成制度の創設についてお尋ねいたします。

次に、予防医療について。

今日、日本人の2人に1人が人生で一度はがんになり、3人に1人はがんで亡くなると言われております。水俣市においては、平成22年死亡総数は360人です。そのうち103の方ががんで亡くなっています。死亡原因の1位はがんです。がんの死亡割合は28.6%になっています。がん対策基本計画では、2011年度までに受診率50%以上という大きな目標を掲げておりました。しかし、低い受診率に各自治体は悩んでおります。そこで低い受診率を上げて、しかもより効果のある方法でのがん検診の実施による早期発見、早期治療の取り組みについて、以下質問いたします。

①、23年度、各がん検診の検診率について。

②、胃がん検診の3カ年の状況についてお尋ねいたします。

現在、胃がんで毎年約5万人の人が亡くなっています。水俣市においては毎年12名前後の方が

亡くなっております。胃がんには特徴があり、世界で亡くなる人の56%が日本、韓国、中国に集中しており、東アジアの地方病と言われております。そして、最近になって胃がんの原因の95%はピロリ菌であることが判明をしました。つまり、胃がんとはピロリ菌の感染が原因で起こるということであります。この菌の感染は、生まれてから10歳ぐらいまでに感染し、現在の感染率は、10代では10%以下に対して50代では約50%、60代以上では80%の方が感染者と言われております。

胃がんリスク検診の検査方法は、採血による血液検査法であり、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対してピロリ菌の除菌や定期的な精密検査を勧めるものであります。

この検査方法は、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、わずかな血液を採るだけで診断が可能であり、早期がんの発見率が高いことや、検査が受けやすく、多数の検診が可能であり、検査費用が安価であることが特徴であります。

日本胃がん予知・診断・治療研究機構が実施した市町村へのアンケート調査結果をもとに胃バリウム検診は、集団検診としての時代の使命を既に果たしたと指摘をしました。ピロリ菌が胃がんの原因であることをようやく国も認め始めました。血液検査でピロリ菌抗体と胃の萎縮度をはかるペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにします。その結果をもって、リスクのある人は内視鏡による精密検査を行うことで、対象を絞って効果的な胃がん検診を行うことができます。また、ピロリ菌が発見された場合は、早期に除菌し、胃がんになる危険性を大きく低減させることができます。

胃がん検診は、長年、バリウムを飲みレントゲン撮影を行う方法で行われてきました。しかし、この検査法は煩わしさと苦痛を伴い、胃がんの発見率も余り高いとは言えません。

③、胃がん検診受診率向上につながる血液検査で行うピロリ菌ABCリスク検査を導入できないかお尋ねいたします。

本年6月8日に、がん対策の新基本計画が閣議決定をされました。今回新しく盛り込まれたものにがん教育があります。がん対策基本法制定当時から、東大病院の中川恵一放射線科准教授が中学2年生を対象にがん教育生きるの教室を開かれておりますが、どのように認識されているかお尋ねいたします。

この生きるの教室本年最後は9月25日火曜日の13時20分から15時10分、栃木・佐野日本大学中等教育学校で開催をされます。勉強に行く考えがないかお尋ねをいたします。

これで本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、空き家・廃屋対策については私から、予防医療対策については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、空き家・廃屋対策について順次お答えします。

まず、空き家対策総合窓口の設置の進捗状況についてお答えいたします。

空き家対策については、企画課、総務課、環境モデル都市推進課、都市政策課など関係課を集めて協議検討を行っているところであります。対策を進める上で、空き家に関する問題は、まずは総務課において取りまとめさせていただき、問題に応じて適切な部署で対応させていただきたいと思っております。

次に、危険と判断された廃屋24戸のアンケート実施及びどのような対策をしたのかとの御質問にお答えします。

アンケート実施につきましては、まず、危険と判断された廃屋24戸について、ことしに入って改めて実態調査を行いました。その結果、既に更地になっているケースが4件、新しい家屋が建てられているケースが2件、実際に人が住んでいるケースが3件ありました。残りの15件につきましては、所有者を特定するために家屋台帳による調査等を実施しておりますが、一部、台帳上の所有者と実際の所有者が一致しないなど、完全に所有者が特定し切れていない状況であります。これにつきましては、近所の方々に尋ねるなどして所有者を特定したところで、アンケートをとり個別に対応をしていきたいと考えております。

次に、先進地の取り組み調査の結果についてお答えします。

前議会で答弁しましたとおり、老朽化のため危険となった空き家で困っている地域住民への対応についての参考とするため、空き家等の適正管理に関する条例のうち、廃屋撤去の代執行まで盛り込んだ条例を制定し、併せて廃屋撤去に対する助成を行っている自治体について調査を行いました。

条例の制定につきましては、国土交通省の調査によると、7月1日現在、73自治体で制定されておりますが、代執行まで規定しているのは17自治体で、そのうち3自治体で廃屋撤去に対する助成を行っております。その中で、秋田県の大仙市はことしの1月から代執行まで規定した条例を制定し、廃屋撤去に対する助成も行っております。代執行の実績についてお聞きしたところ、これまで1件の実績があるということでした。内容については、学校の隣にある倒産した会社の建物が3.11の震災による火災で全焼したまま放置され、その後の大雪により倒壊の危険があったため、代執行で撤去を行ったとのことでした。ただ、撤去費用については、所有者からの支払いはなく、現在、撤去後の土地を差し押さえているとのことでした。

補助制度については、条例に基づく勧告に従って解体撤去を行った者に対し助成しており、これまでに9件の実績があり、それ以外にも所有者に資力があつたため助成の対象とならなかったが、勧告に従い解体撤去されたものが6件あつたとのことです。

最近では県内においても人吉市での条例制定、八代市での解体撤去に対する助成制度などの取り組みがなされております。

以上のように、先進地で取り組まれているさまざまな対策の中で本市ができることについて検討してまいりたいと考えております。

次に、国からの支援制度の活用を視野に入れた本市独自の助成制度の創設についてお答えします。

助成制度により市が撤去費用を負担することは、管理放棄の助長につながるおそれもあるため極力避けるべきものであると思います。助成制度よりも、まず先に空き家が適正に管理されるよう条例の制定について取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 台風が15日か16日に来る予定でありますので、それを込めまして一緒に考えていただきたいと思います。

空き家・廃屋対策について、今回3度目の質問になります。1回目の昨年の3月議会では、宮本市長の市民の命と安全を守るんだとの力強い英断の答弁をいただき、市民を守る姿勢を大きく感じる事ができました。勇気が出る思いでありました。しかし、本年6月議会では厳しい状況があつたとのことで、前には全然進んでいませんでした。非常に残念な思いをいたしました。市民の命を守る行動をとってきたのか、こなかったのかが問われていく問題だと思います。このことについてどう考えておられるかお尋ねをいたします。

総務省によると、全国の空き家は2008年で757万戸に上り、10年間で180万戸ふえたそうであります。水俣市においても、平成20年度住宅土地統計調査では空き家は1,900軒であります。そのうち830軒に損壊があります。主に市街地のみの調査では、空き家が493軒で危険家屋が24軒でありました。全国で崩壊や放火などの問題が各地で起きております。空き家対策条例を7月現在、73自治体で施行されています。今もふえております。その第1号は埼玉県所沢市で、管理が不十分な空き家の所有者に適切な措置をとるよう勧告や命令を行い、従わない場合は所有者の氏名と住所を公表する規定も盛り込んだ条例を2010年7月に制定をしました。これにより、20件が自主撤去に応じる効果があつたそうであります。

また、条例に基づく建物撤去の行政代執行を定めているのは10自治体あります。もちろん撤去費用は所有者に請求をいたします。全国で初めて秋田県大仙市が、先ほど言われましたが、ことしの3月に倒壊のおそれのある5棟を行政代執行で撤去をしました。新潟県見附市も代執行を規

定していますが、同市の生活課長は、代執行は撤去や訴訟の費用などリスクを負うが、市民の不安解消のほうが重要だと言われています。島根県松江市は代執行の費用のほか、命令に従わない罰則として5万円以下の過料を科しています。また、4自治体では、解体・除却費の助成を盛り込み、所有者に建物撤去を促しております。

人吉市は廃屋対策条例を9月議会で提案をしております、これも県内初です。11日の夕方のニュースで、人吉市長は市民の安心・安全のために、また、通学路での子どもたちの命を守るために廃屋対策条例を提案したと言われました。

さらに、八代市においては老朽危険空き家等除却促進事業を24年度から始めています。これも県内初です。国の補助制度を活用し、上限60万円となっております。これを活用した男性は、当面解体する予定がなかったが、周辺住民からの苦情が相次ぎ、補助があると聞いて踏み切ったとのことであります。八代市は撤去する家屋を10戸と見込み、600万円を予算計上いたしましたが、7月までに想定を上回る24戸の申請がありました。

国の補助事業は平成25年度までとなっております。解体撤去の後押しができます。市民の命と安全が守れる、補助金交付要綱があります。昨年3月の答弁と反対の向きの答弁だったと思いますがいかががお尋ねをいたします。

総合窓口は総務課でいいのか、再度確認をいたします。

危険家屋が15件になったということですが、その中でアンケート調査は何件できたのか、また、その内容についてお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず第1点でございますけれども、市民の命を守る行動をとってきたのかと、こなかったのかが問われていると、このことについてどう考えているのかということでございます。

この件につきましては、議員御指摘のとおり、この空き家問題に対しては余り進んでいないということは事実でございます。大変申しわけなく思っております。おわびしたいと思います。できるだけ早く前に進みますように努力をしてまいりたいと思っております。

今回は、空き家問題について取りまとめる部署を総務課として今まで各部署で対応していた問題の全体像をつかみまして、優先順位の高いものから適切に対応していきたいと考えておりますので、どうか御理解をいただければと思います。

それから第2点目でございますが、昨年3月の答弁と反対の向きの答弁だと思うがいかにかということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、検討していく中で、まずは条例を制定し、空き家が適正に管理される環境をまず整備していかなければならないと考え



ております。

それから、総合窓口は総務課ということだが、再度確認するというところでございますけれども、この空き家問題はもう議員御案内のとおり、防災の面でありますとか、防犯の面あるいは環境・衛生の面、景観の面、いろんな面から多岐にわたっておりまして、これまでそれぞれ担当課で対応を行ってまいりました。担当課でそれぞれやっっているがなかなか全体像がつかめないということで、多岐にわたる問題に対しまして調整役というような課が必要であろうということで、内部の調整役でもあり、特に防災・防犯の所管でもあります総務課が適していると、そのように判断をしたところでございます。

それから4つ目、危険家屋が15件になったが、その中でアンケート調査は何件できたのかということでございます。現時点における危険家屋15軒につきましては、現在所有者の特定を進めているところでございますけれども、8軒については所有者が判明しております。残りの7軒につきましては、先ほど申し上げましたけれども、なかなか固定資産台帳では特定できなかったということで、近所の方にいろいろお聞きしながら、聞き取り調査により、所有者がある程度判明したところで実施することとしておりますので、現在のところアンケート調査はまだしておりません。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 実際のところ、本当にまだ全然進んでいないという感じを受けました。まずは総合窓口をつくって、それから対策を考えるというのが一番の考え方だなというふうに思っております。総務課が意見を集約するというのは、総合窓口じゃなくて、集約する場所であって総合窓口ではないというふうに私は感じました。ぜひ総合窓口を設置して、市民の利便性を第一に考え、空き家利活用も含めて活性化を図っていく、条例を制定して進めていく、廃屋撤去に補助事業を実施して市民の安全を守っていく、そのようなことについて宮本市長の意気込みをお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 意気込みということでございますけれども、さきの答弁で申し上げましたとおり、非常にこれまで進まなかったということを二度とこういう指摘がなされないように、職員全部で頑張っていきたいと思っております。まずは、問題の全体像の把握と条例制定に向けて、できるだけ早い形で示すことができればと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、予防医療対策について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）



○福祉環境部長（中田和哉君） 予防医療対策についての質問に順次お答えします。

まず、がん検診についてのうち、平成23年度の各がん検診の検診受診率についてお答えします。

現在、国が示しているがん対策推進基本計画では、受診率の目標を50%と掲げ、推進するがん検診には、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸部がん、乳がんの5種類が挙げられています。本市の平成23年度の各がん検診の受診率は、胃がん16.8%、肺がん25.1%、大腸がん24.9%、子宮頸部がん29.1%、乳がん38.9%でした。

次に、胃がん検診の3カ年の状況についてお答えします。

本市の過去3年間の胃がん検診受診者は、平成21年度が受診者1,447人で、そのうち精密検査が必要であった方127人、その中にがんであった方が3人おられました。平成22年度が受診者1,339人で、そのうち精密検査が必要であった方62人、うちがんであった方1人、平成23年度が受診者1,256人で、そのうち精密検査が必要であった方70人、昨年度はがんであった人はありません。胃がん検診の受診者は、年々少なくなっている現状です。

次に、胃がん検診受診率向上につながる血液検査で行うピロリ菌ABCリスク検査を導入できないかの質問についてお答えします。

この検診は、胃がんの原因とされるピロリ菌の感染の有無と萎縮性胃炎の状況をあらわすペプシノーゲン値との組み合わせで胃がん発症のリスクをAからD群に分類し、発症のリスク危険度を判定し、異常のある人に効率的に胃内視鏡検査を勧奨する2段階の検診です。A群が、胃がん発症の可能性は極めて低い。B群が、胃がん発症のリスクあり、最低3年に1回の胃内視鏡検査が必要。C群が、胃がん発症のリスクが高い、最低2年に1回の胃内視鏡検査が必要。D群が、胃がん発症のリスクが極めて高い、毎年胃内視鏡検査が必要と分類されています。

ことし6月に熊本市で行われた日本消化器がん検診学会でも、この検査の有用性を指摘する報告がある一方、低リスクと評価された人からも胃がんが発症することが報告されたりするなど、現時点ではまだまだ科学的根拠に乏しく、疫学的評価が必要で、市町村事業として実施するには時期尚早との声も上がっています。

県内の市町村での実施はなく、全国的にも取り組んでいる自治体は少ない現状がありますので、本市においては、今後のこの検診の有用性、動向を見てまいりたいと考えております。

次に、がん教育についてのうち、東大病院の中川恵一准教授が、がん教育生きるの教室として開催されていますが、どのように認識されているかとの御質問にお答えします。

この教室は、子どもたちにがんの予防と治療の啓発を通じて、生きることの意義をより深めてもらう目的で、中学生を対象とした某薬品会社が設立100周年を記念し、昨年から企画・運営している教室であるということ、また、講師を務められるのが東京大学病院放射線科准教授の中川恵一先生で、平成23年度に全国で5校、平成24年度は予定も含めて4校開催されるということ

認識しています。

次に、この生きるの教室本年最後は9月25日栃木で開催されるので、勉強に行く考えがないかとの御質問にお答えします。

生きるの教室で行うがん教育は、DVDの視聴後、中川先生がさらに詳しく解説されるとともに、ワークショップ形式で100分間行われる授業のようです。全国の中学校では、学習指導要領の規定にのっとり、保健体育科の保健分野におきまして、生活習慣病の原因とその予防について中学3年生で学習しています。がんも生活習慣病の一つとして、その原因や日本人の死亡原因の1位であること、早期発見・早期治療が大切であることなどを学習しています。

今後、がん教育充実の動きもあるやに聞いております。残念ながら今回は参加を見送りますが、今後の動きを十分見守っていきたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 胃がんの受診率は年々低くなっております。これは、胃がんの発症率を高めているんだというふうに、逆に言えば考えられます。受診率を上げなければいけないということで、また以下質問しますけれども、ABC検診を東京都目黒区、足立区、墨田区、品川区、準備中が2区、西東京市、多摩市、横須賀市、三浦市、桐生市、高崎市、館林市が実施しております。また、企業・健保組合では、神戸製鋼所健保組合、組合員が7万人、Y社、従業員9万5,000人、I社、従業員8万人、その他大規模健保組合多数等が実施をしている状況であります。

平成18年度からこの胃がんリスク検査を医師会独自の検査として行い、昨年度から市の検診として開始をしました人口37万5,000人の高崎市では、二十歳になったときに自己負担ゼロでこの検査を受けて、ピロリ菌感染の有無を調べます。そして40歳から5歳ごとに70歳まで500円の自己負担で受けることができます。

バリウムの検査の中で胃がんを発見できる確率と、極端に言えばピロリ菌を検査して発見できる率は、むしろピロリ菌検査のほうが高いという実証的なフィールドワーク上の統計が出ているそうであります。特に高崎市が昨年度から全面的にピロリ菌ABC検査を市が独自の助成をして、市民に胃がん対策として強く勧めております。これをやると、バリウムの検査では約800円かかる検査が、ピロリ菌の検査では500円でできる。なおかつ、胃がんを発見できる発見率はピロリ菌検査のほうが高い。こういうことから高崎市では踏み切ったということであります。手軽さが受けて、多くの方が受診をしているそうです。そして、自分が胃がん発症の因子を持っていること、胃がんのリスクが高いことを認識することで、以後の定期的な検診やピロリ菌の除菌治療をする市民がふえているそうであります。

そこで、本市においても胃がん対策として、こういった胃がんリスクABC検診を制度として導入していくべきだと思いますが、再度お尋ねをいたします。また、ABC検診を実施した場合、

本市において受診率は上がると思われるかどうかお尋ねをいたします。

学校におけるがん教育の推進についてお尋ねいたします。

がんに関する正しい知識を得ることが、がん医療を受ける上で基本であると言われております。がん治療の医療技術はこの30年で大きく変わり進歩をしてきました。昔はがんになると助からないと思われていた病気ですが、今は治る病気になり、今度は治る人と治らない人や情報の格差の問題が起きております。つまり、がんになっているにもかかわらず、正しい知識、認識がないため適切な治療が受けられない事態を招いている人がふえている現状があります。それを防ぐために、子どものころにがんの正しい知識を得ることの必要性が叫ばれております。子どもたちの周りでも親族の方ががんで亡くなっていたり、また子宮頸がんの予防接種などの開始など、がんは子どもたちの身近な問題となっているにもかかわらず、学校における保健の授業では体系化されがん教育はほとんどされておられません。

がん教育は将来のある子どもたちのためでもあり、また子どもたちの親は、がんが発症しやすい年代になるため、子どもたちから親に検診を受けているのとか、そういう言葉があれば検診率アップにもつながっていくと思います。義務教育の時代に、がん検診や予防の大切さを教えることが、がん対策の最大の啓発活動になると思います。

そこで本市において、子どもの命を守るためにがん教育を推進してはどうかと思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 私のほうから、まずABC検査を制度として導入できないか、再度お尋ねをしますということです。やはり今現段階では、除菌を行ったとしても、検査、その後の経過観察とかが重要であるというような部分もありますし、先ほど申し上げましたけれども、やはりリスクが低いと評価された人からも胃がんを発症するということが報告されており、検査が確立されたものではないと、そういった意見もありますので、今後の疫学的評価の研究結果を待っていきたい、そういうふうに思っております。

それと、受診率が上がるのではないかなというように思いますが、確かに目新しさといいますか、新しいのができたということで検査導入当初は受診率が上がるというような可能性もあるかと思います。半面、受診される皆さんからすれば、やっぱりこの検査がどのようなもので、どの程度効果があるのかなというところはやはり疑問に思われると思いますので、現段階では受診率の向上につながるかどうかという判断はできかねているところでございます。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 子どもの命を守るために、がん教育を推進したらどうかということで

ございましたけれども、本当に日本は世界一のがん大国ということで、改めてびっくりしたところなんです、我々も含めてですけど、がんに対する知識というのは本当に乏しいなというのが実は実感でございます。先ほどもありましたように、早期発見・早期治療すればがんは治るんだという、そういうことを改めて感じたわけなんですけれども、そういった意味からも、義務教育でがんを科学的な正しい知識をきちんと教えていくと、そして命を考えるいい機会になるんじゃないかなということで、非常に大切だなということは本当によくわかりました。

ただ、今課題として現実の学校の授業の中でこういった形で教えられるのかということを考えてみますと、まず今年度から学習指導要領というのが新しく導入されまして、学習時数が実は大きくふえてきたという問題もございまして、そういった学校の事業計画に入っていけるのかどうかという問題もございます。それと、こういった中身で教えていくのかというカリキュラムの問題、それから教える側の問題、がんに対する知識あるいは教材等の研究を若干やっていく必要があるのかなと、そういうことを少し検討していく必要があるのかなというふうには思います。

ただ、がん教育の重要性については私どもも非常によくわかりましたので、今後もう少し時間をかけながら、文科省あるいは厚生労働省のがん教育に対する考え方あるいは動向を少し勉強させていただきたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 大変前向きじゃない御答弁をいただきました。95%の人には影響があるんですよ、5%の人には影響ないかもしれません。ただ、5%を守るために検査をしないのかといたら、95%の人たちの命を削るような感覚で私は聞こえたものですから、それで再度また質問したいと思いますけれども、浅香北海道大学教授は、年間5万人が亡くなっている胃がんは、生活習慣病ではなくピロリ菌によって発症する感染症であり、戦略を転換すべきだと強調されております。1次予防としてのピロリ菌の除菌、2次予防としての検診をどのように行うかが重要と力説をされております。さらに、胃がんでの死亡者の97%が50代以降として、40代までは血液検査の陽性者への除菌、50代以降は血液検査、除菌、内視鏡観察によって胃がんを10年から20年以内に撲滅できると訴えておられます。

日本胃がん予知・診断・治療研究機構まとめとして5項目挙げておりますが、1つに、これからの胃がん検診は、地域住民に胃がん発症リスクのない集団が増加する中、ABC分類で対象を集約し、リスクのある人に精密検査を行う方向を採用すべきである。受診率も大幅に高まると言われております。2つに、40歳以上一律に毎年放射線を被曝する現行の胃がんバリウムの検診は、若年集団にとっては、それを超える利益はない。我々は、既にレントゲン法を超える胃がん検診法を手に入れている。3つに、ピロリ菌感染者の除菌を行うことにより、胃がんの予防が可能になった。これは地域の胃がんを撲滅する第一歩となる。4つに、住民は血液検査で自分の胃



の健康状態を知って計画的に検診を行うことで、毎年の検診から解放をされます。最後に、地方自治体は地域住民の幸せのためにABC胃がん検診の一日も早い実施が期待されていると結んでおられます。

がん対策推進基本計画の取り組むべき施策として、ヘリコバクター・ピロリについては、除菌の有用性について内外の知見をもとに、ことしの12月までに詳細を検討するとなっています。実施して実績を出しているところもあるわけですので、早急な実施に向けて検討をするべきだと思いますが、いかががお尋ねして質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 再度、早急な実施に向けて検討できないかというようなことですが、やはりがん検診は、検診を行うことで一定の集団においてがんの死亡率、罹患率が減少するということが科学的に検証されていること、またそういった制度管理された適切な方法で行うことというのが基本とされております。現段階ではいろいろな意見があり、疫学的評価の研究結果と、やはり国においてもいろいろ検討されると思いますので、その詳細な検討結果を待ちたい、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午前11時35分 休憩

---

午前11時42分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、議第72号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第73号水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定



についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

○議長(真野頼隆君) 日程第4、議第74号平成24年度水俣市一般会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(真野頼隆君) 日程第5、議第75号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(真野頼隆君) 日程第6、議第76号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第77号 市道の路線廃止について

○議長(真野頼隆君) 日程第7、議第77号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第8 議第78号 市道の路線認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第8、議第78号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」「議長」と言う者あり）

大川末長議員。

○大川末長君 市道の路線認定について、これは汐見町10号線ですね。これは確か県から譲渡されたということを聞いておりますけれども、どういう理由で市道として譲渡したのか。現地を見てみると、非常に草ぼうぼうとして、未舗装の状態ですけれども、これを今後は整備されていくのかどうか。どういう利用をされるのかということをお尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） この路線につきましては、県の公害防止事業が終わって、そのまま県のものになっていたのですが、それにつきまして払い下げということになります。

その中でこの路線は、現状はアスファルトがなくて草の生えた道路になっておりますけれども、その下のほうに下水道管とか入っておりますので、これを市が払い下げなくて例えば民間に渡った場合には、下水道管等にも支障がきますので、一旦市で管理するというかたちのほうが将来的な市の姿勢としても適切だろうということで、市に払い下げていただいて市道認定というかたちでさせていただくということで提案をしたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第9 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第9、議第79号平成23年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第10 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第10、議第80号平成23年度水俣市水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第81号 平成23年度水俣市一般会計決算認定について

日程第12 議第82号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第13 議第83号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第14 議第84号 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第15 議第85号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第11、議第81号平成23年度水俣市一般会計決算認定についてから、日程第15、議第85号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、5件を一括して議題とします。

## 議第81号

### 平成23年度水俣市一般会計決算認定について

平成23年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成24年9月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 平成23年度水俣市一般会計決算

歳入

(単位：円)

| 款        | 項           | 予算現額          | 調定額           | 収入済額          | 不納欠損額      | 収入未済額       | 予算現額と収入済額との比較 |
|----------|-------------|---------------|---------------|---------------|------------|-------------|---------------|
| 1. 市税    |             | 2,704,663,000 | 3,116,791,974 | 2,731,739,161 | 10,490,993 | 374,561,820 | △27,076,161   |
|          | 1. 市民税      | 1,019,009,000 | 1,082,343,150 | 1,026,064,832 | 1,435,105  | 54,843,213  | △7,055,832    |
|          | 2. 固定資産税    | 1,464,709,000 | 1,797,742,858 | 1,478,307,004 | 8,665,088  | 310,770,766 | △13,598,004   |
|          | 3. 軽自動車税    | 58,629,000    | 64,518,401    | 58,047,510    | 390,800    | 6,080,091   | 581,490       |
|          | 4. たばこ税     | 158,083,000   | 164,386,240   | 164,386,240   | 0          | 0           | △6,303,240    |
|          | 5. 入湯税      | 4,233,000     | 7,801,325     | 4,933,575     | 0          | 2,867,750   | △700,575      |
| 2. 地方譲与税 |             | 122,001,000   | 121,194,313   | 121,194,313   | 0          | 0           | 806,687       |
|          | 1. 地方揮発油譲与税 | 30,000,000    | 32,916,000    | 32,916,000    | 0          | 0           | △2,916,000    |
|          | 2. 自動車重量譲与税 | 90,000,000    | 85,394,000    | 85,394,000    | 0          | 0           | 4,606,000     |
|          | 3. 地方道路譲与税  | 1,000         | 146           | 146           | 0          | 0           | 854           |

|                         |                        |               |               |               |        |            |              |
|-------------------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|--------|------------|--------------|
|                         | 4. 特別とん<br>譲与税         | 2,000,000     | 2,884,167     | 2,884,167     | 0      | 0          | △884,167     |
| 3. 利子割<br>交付金           |                        | 9,000,000     | 6,136,000     | 6,136,000     | 0      | 0          | 2,864,000    |
|                         | 1. 利子割<br>交付金          | 9,000,000     | 6,136,000     | 6,136,000     | 0      | 0          | 2,864,000    |
| 4. 配当割<br>交付金           |                        | 1,000,000     | 2,606,000     | 2,606,000     | 0      | 0          | △1,606,000   |
|                         | 1. 配当割<br>交付金          | 1,000,000     | 2,606,000     | 2,606,000     | 0      | 0          | △1,606,000   |
| 5. 株式等<br>譲渡所得割<br>交付金  |                        | 1,000,000     | 823,000       | 823,000       | 0      | 0          | 177,000      |
|                         | 1. 株式等<br>譲渡所得割<br>交付金 | 1,000,000     | 823,000       | 823,000       | 0      | 0          | 177,000      |
| 6. 地方消費税<br>交付金         |                        | 260,000,000   | 275,213,000   | 275,213,000   | 0      | 0          | △15,213,000  |
|                         | 1. 地方消費税<br>交付金        | 260,000,000   | 275,213,000   | 275,213,000   | 0      | 0          | △15,213,000  |
| 7. ゴルフ場利<br>用税交付金       |                        | 6,000,000     | 5,259,975     | 5,259,975     | 0      | 0          | 740,025      |
|                         | 1. ゴルフ場利<br>用税交付金      | 6,000,000     | 5,259,975     | 5,259,975     | 0      | 0          | 740,025      |
| 8. 自動車取得<br>税交付金        |                        | 22,000,000    | 17,127,000    | 17,127,000    | 0      | 0          | 4,873,000    |
|                         | 1. 自動車取得<br>税交付金       | 22,000,000    | 17,127,000    | 17,127,000    | 0      | 0          | 4,873,000    |
| 9. 地方特例<br>交付金          |                        | 40,000,000    | 45,004,000    | 45,004,000    | 0      | 0          | △5,004,000   |
|                         | 1. 地方特例<br>交付金         | 40,000,000    | 45,004,000    | 45,004,000    | 0      | 0          | △5,004,000   |
| 10. 地方交付税               |                        | 4,897,696,000 | 5,121,608,000 | 5,121,608,000 | 0      | 0          | △223,912,000 |
|                         | 1. 地方交付税               | 4,897,696,000 | 5,121,608,000 | 5,121,608,000 | 0      | 0          | △223,912,000 |
| 11. 交通安全<br>対策特別<br>交付金 |                        | 4,348,000     | 3,590,000     | 3,590,000     | 0      | 0          | 758,000      |
|                         | 1. 交通安全<br>対策特別<br>交付金 | 4,348,000     | 3,590,000     | 3,590,000     | 0      | 0          | 758,000      |
| 12. 分担金及び<br>負担金        |                        | 162,745,000   | 187,391,755   | 162,358,519   | 0      | 25,033,236 | 386,481      |
|                         | 1. 分担金                 | 12,390,000    | 13,669,176    | 9,936,310     | 0      | 3,732,866  | 2,453,690    |
|                         | 2. 負担金                 | 150,355,000   | 173,722,579   | 152,422,209   | 0      | 21,300,370 | △2,067,209   |
| 13. 使用料及び<br>手数料        |                        | 176,972,000   | 186,678,665   | 181,801,820   | 75,970 | 4,800,875  | △4,829,820   |
|                         | 1. 使用料                 | 157,810,000   | 166,308,595   | 161,430,850   | 75,970 | 4,801,775  | △3,620,850   |
|                         | 2. 手数料                 | 19,162,000    | 20,370,070    | 20,370,970    | 0      | △900       | △1,208,970   |
| 14. 国庫支出金               |                        | 2,440,904,000 | 2,315,232,130 | 2,265,798,765 | 0      | 49,433,365 | 175,105,235  |
|                         | 1. 国庫負担金               | 1,572,064,000 | 1,548,135,585 | 1,544,140,585 | 0      | 3,995,000  | 27,923,415   |
|                         | 2. 国庫補助金               | 860,881,000   | 759,509,495   | 714,071,130   | 0      | 45,438,365 | 146,809,870  |
|                         | 3. 委託金                 | 7,959,000     | 7,587,050     | 7,587,050     | 0      | 0          | 371,950      |

|          |              |                |                |                |            |             |             |
|----------|--------------|----------------|----------------|----------------|------------|-------------|-------------|
| 15. 県支出金 |              | 1,647,458,000  | 1,440,034,037  | 1,440,034,037  | 0          | 0           | 207,423,963 |
|          | 1. 県負担金      | 481,416,000    | 478,727,592    | 478,727,592    | 0          | 0           | 2,688,408   |
|          | 2. 県補助金      | 1,068,809,000  | 868,897,320    | 868,897,320    | 0          | 0           | 199,911,680 |
|          | 3. 委託金       | 97,233,000     | 92,409,125     | 92,409,125     | 0          | 0           | 4,823,875   |
| 16. 財産収入 |              | 55,343,000     | 59,857,450     | 56,763,508     | 0          | 3,093,942   | △1,420,508  |
|          | 1. 財産運用収入    | 8,292,000      | 12,613,373     | 9,519,431      | 0          | 3,093,942   | △1,227,431  |
|          | 2. 財産売払収入    | 47,051,000     | 47,244,077     | 47,244,077     | 0          | 0           | △193,077    |
| 17. 寄附金  |              | 4,947,000      | 18,702,542     | 18,702,542     | 0          | 0           | △13,755,542 |
|          | 1. 寄附金       | 4,947,000      | 18,702,542     | 18,702,542     | 0          | 0           | △13,755,542 |
| 18. 繰入金  |              | 543,774,000    | 341,428,751    | 341,428,751    | 0          | 0           | 202,345,249 |
|          | 1. 基金繰入金     | 543,748,000    | 341,402,283    | 341,402,283    | 0          | 0           | 202,345,717 |
|          | 2. 特別会計繰入金   | 26,000         | 26,468         | 26,468         | 0          | 0           | △468        |
| 19. 繰越金  |              | 483,455,445    | 483,456,353    | 483,456,353    | 0          | 0           | △908        |
|          | 1. 繰越金       | 483,455,445    | 483,456,353    | 483,456,353    | 0          | 0           | △908        |
| 20. 諸収入  |              | 430,014,200    | 630,263,112    | 449,717,752    | 0          | 180,545,360 | △19,703,552 |
|          | 1. 延滞金加算及び過料 | 5,118,000      | 5,651,680      | 5,659,762      | 0          | △8,082      | △541,762    |
|          | 2. 市預金利子     | 2,000          | 240,667        | 240,667        | 0          | 0           | △238,667    |
|          | 3. 貸付金元利収入   | 114,399,000    | 121,880,572    | 118,242,249    | 0          | 3,638,323   | △3,843,249  |
|          | 4. 雑入        | 305,858,200    | 499,078,231    | 322,163,112    | 0          | 176,915,119 | △16,304,912 |
|          | 5. 受託事業収入    | 4,637,000      | 3,411,962      | 3,411,962      | 0          | 0           | 1,225,038   |
| 21. 市債   |              | 2,140,438,000  | 1,835,138,000  | 1,835,138,000  | 0          | 0           | 305,300,000 |
|          | 1. 市債        | 2,140,438,000  | 1,835,138,000  | 1,835,138,000  | 0          | 0           | 305,300,000 |
| 歳入合計     |              | 16,153,758,645 | 16,213,536,057 | 15,565,500,496 | 10,566,963 | 637,468,598 | 588,258,149 |

歳出

(単位：円)

| 款      | 項        | 予算現額          | 支出済額          | 翌年度繰越額 | 不<br>用<br>額 | 予算現額と<br>支出済額との比較 |
|--------|----------|---------------|---------------|--------|-------------|-------------------|
| 1. 議会費 |          | 196,142,000   | 194,900,315   | 0      | 1,241,685   | 1,241,685         |
|        | 1. 議会費   | 196,142,000   | 194,900,315   | 0      | 1,241,685   | 1,241,685         |
| 2. 総務費 |          | 1,888,369,481 | 1,767,925,053 | 0      | 120,444,428 | 120,444,428       |
|        | 1. 総務管理費 | 1,340,415,481 | 1,244,253,917 | 0      | 96,161,564  | 96,161,564        |



|                   |                     |               |               |             |             |             |
|-------------------|---------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
|                   | 2. 徴 税 費            | 321,571,000   | 308,789,533   | 0           | 12,781,467  | 12,781,467  |
|                   | 3. 戸 籍 住 民<br>基本台帳費 | 86,207,000    | 85,113,808    | 0           | 1,093,192   | 1,093,192   |
|                   | 4. 選 挙 費            | 59,780,000    | 51,278,333    | 0           | 8,501,667   | 8,501,667   |
|                   | 5. 統計調査費            | 46,309,000    | 44,535,197    | 0           | 1,773,803   | 1,773,803   |
|                   | 6. 監査委員費            | 34,087,000    | 33,954,265    | 0           | 132,735     | 132,735     |
| 3. 民 生 費          |                     | 5,166,411,200 | 4,843,326,438 | 197,000,000 | 126,084,762 | 323,084,762 |
|                   | 1. 社会福祉費            | 2,570,060,000 | 2,331,231,284 | 197,000,000 | 41,828,716  | 238,828,716 |
|                   | 2. 児童福祉費            | 1,748,860,200 | 1,725,627,592 | 0           | 23,232,608  | 23,232,608  |
|                   | 3. 生活保護費            | 847,491,000   | 786,467,562   | 0           | 61,023,438  | 61,023,438  |
| 4. 衛 生 費          |                     | 2,526,283,000 | 2,279,502,625 | 198,192,000 | 48,588,375  | 246,780,375 |
|                   | 1. 保健衛生費            | 331,772,000   | 318,778,430   | 0           | 12,993,570  | 12,993,570  |
|                   | 2. 清 掃 費            | 780,927,000   | 771,872,495   | 0           | 9,054,505   | 9,054,505   |
|                   | 3. 簡 易 水 道<br>設 置 費 | 16,047,000    | 15,143,936    | 0           | 903,064     | 903,064     |
|                   | 4. 環境対策費            | 360,637,000   | 329,807,764   | 5,192,000   | 25,637,236  | 30,829,236  |
|                   | 5. 病 院 費            | 1,036,900,000 | 843,900,000   | 193,000,000 | 0           | 193,000,000 |
| 5. 農 林 水<br>産 業 費 |                     | 450,965,000   | 407,957,080   | 26,479,800  | 16,528,120  | 43,007,920  |
|                   | 1. 農 業 費            | 349,171,000   | 309,104,587   | 26,479,800  | 13,586,613  | 40,066,413  |
|                   | 2. 林 業 費            | 72,921,000    | 71,019,603    | 0           | 1,901,397   | 1,901,397   |
|                   | 3. 水 産 業 費          | 28,873,000    | 27,832,890    | 0           | 1,040,110   | 1,040,110   |
| 6. 商 工 費          |                     | 738,713,686   | 707,565,179   | 5,187,000   | 25,961,507  | 31,148,507  |
|                   | 1. 商 工 費            | 494,403,686   | 471,431,209   | 5,187,000   | 17,785,477  | 22,972,477  |
|                   | 2. 総 合 経 済<br>対 策 費 | 244,310,000   | 236,133,970   | 0           | 8,176,030   | 8,176,030   |
| 7. 土 木 費          |                     | 1,464,689,928 | 1,354,420,283 | 79,173,885  | 31,095,760  | 110,269,645 |
|                   | 1. 土木管理費            | 11,416,000    | 10,276,893    | 0           | 1,139,107   | 1,139,107   |
|                   | 2. 道 路<br>橋りょう費     | 345,365,194   | 256,608,565   | 75,912,835  | 12,843,794  | 88,756,629  |
|                   | 3. 河 川 費            | 10,458,000    | 8,961,776     | 1,266,050   | 230,174     | 1,496,224   |
|                   | 4. 港 湾 費            | 119,000       | 81,900        | 0           | 37,100      | 37,100      |
|                   | 5. 都市計画費            | 991,608,767   | 975,505,050   | 1,995,000   | 14,108,717  | 16,103,717  |
|                   | 6. 住 宅 費            | 105,722,967   | 102,986,099   | 0           | 2,736,868   | 2,736,868   |

|           |                                |                |                |             |             |               |
|-----------|--------------------------------|----------------|----------------|-------------|-------------|---------------|
| 8. 消 防 費  |                                | 413,402,000    | 405,515,918    | 0           | 7,886,082   | 7,886,082     |
|           | 1. 消 防 費                       | 413,402,000    | 405,515,918    | 0           | 7,886,082   | 7,886,082     |
| 9. 教 育 費  |                                | 1,830,797,350  | 1,700,554,108  | 9,424,000   | 120,819,242 | 130,243,242   |
|           | 1. 教育総務費                       | 1,164,356,350  | 1,067,329,145  | 9,424,000   | 87,603,205  | 97,027,205    |
|           | 2. 小 学 校 費                     | 124,538,000    | 117,349,497    | 0           | 7,188,503   | 7,188,503     |
|           | 3. 中 学 校 費                     | 92,103,000     | 83,245,530     | 0           | 8,857,470   | 8,857,470     |
|           | 4. 社会教育費                       | 218,807,000    | 212,541,190    | 0           | 6,265,810   | 6,265,810     |
|           | 5. 保健体育費                       | 230,993,000    | 220,088,746    | 0           | 10,904,254  | 10,904,254    |
| 10. 災害復旧費 |                                | 155,202,000    | 125,526,830    | 26,758,200  | 2,916,970   | 29,675,170    |
|           | 1. 農 林 水 産<br>施 設<br>災 害 復 旧 費 | 50,163,000     | 47,400,244     | 2,621,000   | 141,756     | 2,762,756     |
|           | 2. 公 共 土 木<br>施 設<br>災 害 復 旧 費 | 105,039,000    | 78,126,586     | 24,137,200  | 2,775,214   | 26,912,414    |
| 11. 公 債 費 |                                | 1,313,133,000  | 1,312,517,996  | 0           | 615,004     | 615,004       |
|           | 1. 公 債 費                       | 1,313,133,000  | 1,312,517,996  | 0           | 615,004     | 615,004       |
| 12. 予 備 費 |                                | 9,650,000      | 0              | 0           | 9,650,000   | 9,650,000     |
|           | 1. 予 備 費                       | 9,650,000      | 0              | 0           | 9,650,000   | 9,650,000     |
| 歳 出 合 計   |                                | 16,153,758,645 | 15,099,711,825 | 542,214,885 | 511,831,935 | 1,054,046,820 |

歳 入 合 計 15,565,500,496円

歳 出 合 計 15,099,711,825円

歳入歳出差引残額 465,788,671円

内

基 金 繰 入 金 218,000,000円

## 議第82号

### 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成24年9月13日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算

歳 入

(単位：円)

| 款                | 項                | 予 算 現 額     | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額   | 予 算 現 額 と<br>収入済額との比較 |
|------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------------------|
| 1. 国民健康<br>保 險 税 |                  | 505,118,000 | 673,058,184 | 497,730,577 | 7,946,102 | 167,381,505 | 7,387,423             |
|                  | 1. 国民健康<br>保 險 税 | 505,118,000 | 673,058,184 | 497,730,577 | 7,946,102 | 167,381,505 | 7,387,423             |

|                     |                              |               |               |               |           |             |              |
|---------------------|------------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-------------|--------------|
| 2. 使用料及び<br>手 数 料   |                              | 534,000       | 401,700       | 402,000       | 0         | △300        | 132,000      |
|                     | 1. 手 数 料                     | 534,000       | 401,700       | 402,000       | 0         | △300        | 132,000      |
| 3. 国庫支出金            |                              | 1,138,731,000 | 1,382,169,068 | 1,382,169,068 | 0         | 0           | △243,438,068 |
|                     | 1. 国庫負担金                     | 622,205,000   | 775,640,068   | 775,640,068   | 0         | 0           | △153,435,068 |
|                     | 2. 国庫補助金                     | 516,526,000   | 606,529,000   | 606,529,000   | 0         | 0           | △90,003,000  |
| 4. 県 支 出 金          |                              | 197,938,000   | 228,269,620   | 228,269,620   | 0         | 0           | △30,331,620  |
|                     | 1. 県 負 担 金                   | 15,656,000    | 16,881,620    | 16,881,620    | 0         | 0           | △1,225,620   |
|                     | 2. 県 補 助 金                   | 182,282,000   | 211,388,000   | 211,388,000   | 0         | 0           | △29,106,000  |
| 5. 療養給付費<br>等 交 付 金 |                              | 289,308,000   | 320,943,000   | 320,943,000   | 0         | 0           | △31,635,000  |
|                     | 1. 療養給付費<br>等 交 付 金          | 289,308,000   | 320,943,000   | 320,943,000   | 0         | 0           | △31,635,000  |
| 6. 前期高齢者<br>交 付 金   |                              | 1,169,807,000 | 1,169,807,054 | 1,169,807,054 | 0         | 0           | △54          |
|                     | 1. 前期高齢者<br>交 付 金            | 1,169,807,000 | 1,169,807,054 | 1,169,807,054 | 0         | 0           | △54          |
| 7. 共 同 事 業<br>交 付 金 |                              | 528,049,000   | 528,049,435   | 528,049,435   | 0         | 0           | △435         |
|                     | 1. 共 同 事 業<br>交 付 金          | 528,049,000   | 528,049,435   | 528,049,435   | 0         | 0           | △435         |
| 8. 財 産 収 入          |                              | 63,000        | 34,175        | 34,175        | 0         | 0           | 28,825       |
|                     | 1. 財 産 運 用<br>収 入            | 63,000        | 34,175        | 34,175        | 0         | 0           | 28,825       |
| 9. 繰 入 金            |                              | 394,276,000   | 234,686,395   | 234,686,395   | 0         | 0           | 159,589,605  |
|                     | 1. 他 会 計<br>繰 入 金            | 237,504,000   | 234,686,395   | 234,686,395   | 0         | 0           | 2,817,605    |
|                     | 2. 基金繰入金                     | 156,772,000   | 0             | 0             | 0         | 0           | 156,772,000  |
| 10. 繰 越 金           |                              | 193,082,000   | 321,234,504   | 321,234,504   | 0         | 0           | △128,152,504 |
|                     | 1. 繰 越 金                     | 193,082,000   | 321,234,504   | 321,234,504   | 0         | 0           | △128,152,504 |
| 11. 諸 収 入           |                              | 5,162,000     | 4,846,939     | 4,789,722     | 0         | 57,217      | 372,278      |
|                     | 1. 延 滞 金<br>加 算 金<br>及 び 過 料 | 2,627,000     | 1,957,349     | 1,957,549     | 0         | △200        | 669,451      |
|                     | 2. 市預金利子                     | 1,000         | 37,517        | 37,517        | 0         | 0           | △36,517      |
|                     | 3. 雑 入                       | 2,534,000     | 2,852,073     | 2,794,656     | 0         | 57,417      | △260,656     |
| 歳 入 合 計             |                              | 4,422,068,000 | 4,863,500,074 | 4,688,115,550 | 7,946,102 | 167,438,422 | △266,047,550 |

歳 出

(単位：円)

| 款        | 項 | 予 算 現 額    | 支 出 済 額    | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額     | 予 算 現 額 と<br>支出済額との比較 |
|----------|---|------------|------------|-------------|-----------|-----------------------|
| 1. 総 務 費 |   | 77,828,000 | 75,704,065 | 0           | 2,123,935 | 2,123,935             |

|                     |                                |               |               |   |            |            |
|---------------------|--------------------------------|---------------|---------------|---|------------|------------|
|                     | 1. 総務管理費                       | 40,802,000    | 39,999,493    | 0 | 802,507    | 802,507    |
|                     | 2. 徴 税 費                       | 31,741,000    | 31,294,237    | 0 | 446,763    | 446,763    |
|                     | 3. 運 営<br>協 議 会 費              | 123,000       | 47,200        | 0 | 75,800     | 75,800     |
|                     | 4. 国 民 健 康<br>保 険 特<br>別 対 策 費 | 5,162,000     | 4,363,135     | 0 | 798,865    | 798,865    |
| 2. 保険給付費            |                                | 3,228,543,000 | 3,147,373,257 | 0 | 81,169,743 | 81,169,743 |
|                     | 1. 療 養 諸 費                     | 2,883,567,000 | 2,813,997,223 | 0 | 69,569,777 | 69,569,777 |
|                     | 2. 高額医療費                       | 332,174,000   | 322,463,804   | 0 | 9,710,196  | 9,710,196  |
|                     | 3. 移 送 費                       | 2,000         | 0             | 0 | 2,000      | 2,000      |
|                     | 4. 出 産 育 児<br>諸 費              | 11,420,000    | 9,532,230     | 0 | 1,887,770  | 1,887,770  |
|                     | 5. 葬 祭 諸 費                     | 1,380,000     | 1,380,000     | 0 | 0          | 0          |
| 3. 後期高齢者<br>支 援 金 等 |                                | 339,769,000   | 339,761,264   | 0 | 7,736      | 7,736      |
|                     | 1. 後期高齢者<br>支 援 金 等            | 339,769,000   | 339,761,264   | 0 | 7,736      | 7,736      |
| 4. 前期高齢者<br>納 付 金 等 |                                | 1,017,000     | 1,009,586     | 0 | 7,414      | 7,414      |
|                     | 1. 前期高齢者<br>納 付 金 等            | 1,017,000     | 1,009,586     | 0 | 7,414      | 7,414      |
| 5. 老人保健<br>拠 出 金    |                                | 26,000        | 24,677        | 0 | 1,323      | 1,323      |
|                     | 1. 老人保健<br>拠 出 金               | 26,000        | 24,677        | 0 | 1,323      | 1,323      |
| 6. 介護納付金            |                                | 161,461,000   | 161,460,934   | 0 | 66         | 66         |
|                     | 1. 介護納付金                       | 161,461,000   | 161,460,934   | 0 | 66         | 66         |
| 7. 共 同 事 業<br>拠 出 金 |                                | 492,263,000   | 492,260,505   | 0 | 2,495      | 2,495      |
|                     | 1. 共 同 事 業<br>拠 出 金            | 492,263,000   | 492,260,505   | 0 | 2,495      | 2,495      |
| 8. 保健事業費            |                                | 22,763,000    | 17,273,441    | 0 | 5,489,559  | 5,489,559  |
|                     | 1. 保健事業費                       | 6,582,000     | 6,132,813     | 0 | 449,187    | 449,187    |
|                     | 2. 特 定<br>健康診査等<br>事 業 費       | 16,181,000    | 11,140,628    | 0 | 5,040,372  | 5,040,372  |
| 9. 基金積立金            |                                | 63,000        | 34,175        | 0 | 28,825     | 28,825     |
|                     | 1. 基金積立金                       | 63,000        | 34,175        | 0 | 28,825     | 28,825     |
| 10. 公 債 費           |                                | 165,000       | 0             | 0 | 165,000    | 165,000    |
|                     | 1. 公 債 費                       | 165,000       | 0             | 0 | 165,000    | 165,000    |
| 11. 諸 支 出 金         |                                | 58,170,000    | 58,135,087    | 0 | 34,913     | 34,913     |
|                     | 1. 償還金及び<br>還付加算金              | 38,263,000    | 38,228,087    | 0 | 34,913     | 94,913     |

|           |          |               |               |   |             |             |
|-----------|----------|---------------|---------------|---|-------------|-------------|
|           | 2. 繰 出 金 | 19,907,000    | 19,907,000    | 0 | 0           | 0           |
| 12. 予 備 費 |          | 40,000,000    | 0             | 0 | 40,000,000  | 40,000,000  |
|           | 1. 予 備 費 | 40,000,000    | 0             | 0 | 40,000,000  | 40,000,000  |
| 歳 出 合 計   |          | 4,422,068,000 | 4,293,036,991 | 0 | 129,031,009 | 129,031,009 |

歳 入 合 計 4,688,115,550円  
 歳 出 合 計 4,293,036,991円  
 歳入歳出差引残額 395,078,559円  
 内  
 基 金 繰 入 金 0円

### 議第83号

#### 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成24年9月13日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算

歳 入

(単位：円)

| 款                 | 項                            | 予 算 現 額     | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予 算 現 額 と<br>収入済額との比較 |
|-------------------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------------------|
| 1. 保 険 料          |                              | 262,473,000 | 248,788,329 | 247,692,000 | 94,429    | 1,001,900 | 14,781,000            |
|                   | 1. 後期高齢者<br>医療保険料            | 262,473,000 | 248,788,329 | 247,692,000 | 94,429    | 1,001,900 | 14,781,000            |
| 2. 使用料及び<br>手 数 料 |                              | 148,000     | 55,200      | 55,200      | 0         | 0         | 92,800                |
|                   | 1. 手 数 料                     | 148,000     | 55,200      | 55,200      | 0         | 0         | 92,800                |
| 3. 繰 入 金          |                              | 127,490,000 | 126,188,645 | 126,188,645 | 0         | 0         | 1,301,355             |
|                   | 1. 一 般 会 計<br>繰 入 金          | 127,490,000 | 126,188,645 | 126,188,645 | 0         | 0         | 1,301,355             |
| 4. 繰 越 金          |                              | 399,000     | 400,400     | 400,400     | 0         | 0         | △1,400                |
|                   | 1. 繰 越 金                     | 399,000     | 400,400     | 400,400     | 0         | 0         | △1,400                |
| 5. 諸 収 入          |                              | 545,000     | 232,369     | 232,369     | 0         | 0         | 312,631               |
|                   | 1. 延 滞 金<br>加 算 金<br>及 び 過 料 | 34,000      | 87,900      | 87,900      | 0         | 0         | △53,900               |
|                   | 2. 償還金及び<br>還付加算金            | 510,000     | 137,500     | 137,500     | 0         | 0         | 372,500               |
|                   | 3. 預 金 利 子                   | 1,000       | 6,969       | 6,969       | 0         | 0         | △5,969                |
| 歳 入 合 計           |                              | 391,055,000 | 375,664,943 | 374,568,614 | 94,429    | 1,001,900 | 16,486,386            |

歳 出

(単位：円)



| 款          | 項                         | 予 算 現 額     | 支 出 済 額     | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額      | 予 算 現 額 と<br>支出済額との比較 |
|------------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
| 1. 総 務 費   |                           | 390,545,000 | 373,721,914 | 0           | 16,823,086 | 16,823,086            |
|            | 1. 総務管理費                  | 22,616,000  | 21,637,613  | 0           | 978,387    | 978,387               |
|            | 2. 徴 収 費                  | 8,752,000   | 8,288,151   | 0           | 463,849    | 463,849               |
|            | 3. 後期高齢者<br>医療広域<br>連合納付金 | 359,177,000 | 343,796,150 | 0           | 15,380,850 | 15,380,850            |
| 2. 諸 支 出 金 |                           | 510,000     | 255,500     | 0           | 254,500    | 254,500               |
|            | 1. 償還金及び<br>還付加算金         | 510,000     | 255,500     | 0           | 254,500    | 254,500               |
| 歳 出 合 計    |                           | 391,055,000 | 373,977,414 | 0           | 17,077,586 | 17,077,586            |

歳 入 合 計 374,568,614円  
 歳 出 合 計 373,977,414円  
 歳入歳出差引残額 591,200円  
 内  
 基 金 繰 入 金 0円

#### 議第84号

#### 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成23年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成24年9月13日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算

歳 入

(単位：円)

| 款                   | 項        | 予 算 現 額     | 調 定 額       | 収 入 済 額     | 不 納 欠 損 額 | 収 入 未 済 額 | 予 算 現 額 と<br>収入済額との比較 |
|---------------------|----------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-----------------------|
| 1. 保 険 料            |          | 453,431,000 | 436,617,950 | 428,694,010 | 1,982,446 | 5,941,494 | 24,736,990            |
|                     | 1. 介護保険料 | 453,431,000 | 436,617,950 | 428,694,010 | 1,982,446 | 5,941,494 | 24,736,990            |
| 2. 分担金及び<br>負 担 金   |          | 2,187,000   | 1,710,600   | 1,710,600   | 0         | 0         | 476,400               |
|                     | 1. 負 担 金 | 2,187,000   | 1,710,600   | 1,710,600   | 0         | 0         | 476,400               |
| 3. 使用料及び<br>手 数 料   |          | 96,000      | 62,000      | 62,000      | 0         | 0         | 34,000                |
|                     | 1. 手 数 料 | 96,000      | 62,000      | 62,000      | 0         | 0         | 34,000                |
| 4. 国庫支出金            |          | 772,850,000 | 762,229,350 | 762,229,350 | 0         | 0         | 10,620,650            |
|                     | 1. 国庫負担金 | 505,147,000 | 509,112,000 | 509,112,000 | 0         | 0         | △3,965,000            |
|                     | 2. 国庫補助金 | 267,703,000 | 253,117,350 | 253,117,350 | 0         | 0         | 14,585,650            |
| 5. 支 払 基 金<br>交 付 金 |          | 859,615,000 | 842,148,000 | 842,148,000 | 0         | 0         | 17,467,000            |

|          |                        |               |               |               |           |           |              |
|----------|------------------------|---------------|---------------|---------------|-----------|-----------|--------------|
|          | 1. 支払基金<br>交 付 金       | 859,615,000   | 842,148,000   | 842,148,000   | 0         | 0         | 17,467,000   |
| 6. 県支出金  |                        | 427,852,000   | 414,073,570   | 414,073,570   | 0         | 0         | 13,778,430   |
|          | 1. 県負担金                | 418,092,000   | 403,754,895   | 403,754,895   | 0         | 0         | 14,337,105   |
|          | 2. 県補助金                | 9,760,000     | 10,318,675    | 10,318,675    | 0         | 0         | △558,675     |
| 7. 繰入金   |                        | 451,348,000   | 445,917,941   | 445,917,941   | 0         | 0         | 5,430,059    |
|          | 1. 一般会計<br>繰入金         | 445,127,000   | 438,856,755   | 438,856,755   | 0         | 0         | 6,270,245    |
|          | 2. 基金繰入金               | 6,221,000     | 7,061,186     | 7,061,186     | 0         | 0         | △840,186     |
| 8. 繰越金   |                        | 49,520,000    | 187,582,511   | 187,582,511   | 0         | 0         | △138,062,511 |
|          | 1. 繰越金                 | 49,520,000    | 187,582,511   | 187,582,511   | 0         | 0         | △138,062,511 |
| 9. 諸収入   |                        | 57,000        | 267,017       | 267,017       | 0         | 0         | △210,017     |
|          | 1. 延滞金、<br>加算金<br>及び過料 | 48,000        | 166,700       | 166,700       | 0         | 0         | △118,700     |
|          | 2. 預金利子                | 1,000         | 33,693        | 33,693        | 0         | 0         | △32,693      |
|          | 3. 雑入                  | 8,000         | 66,624        | 66,624        | 0         | 0         | △58,624      |
| 10. 財産収入 |                        | 11,000        | 2,132         | 2,132         | 0         | 0         | 8,868        |
|          | 1. 財産運用<br>収入          | 11,000        | 2,132         | 2,132         | 0         | 0         | 8,868        |
| 歳入合計     |                        | 3,016,967,000 | 3,090,611,071 | 3,082,687,131 | 1,982,446 | 5,941,494 | △65,720,131  |

歳 出

(単位：円)

| 款        | 項                             | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌年度繰越額 | 不 用 額      | 予 算 現 額 と<br>支出済額との比較 |
|----------|-------------------------------|---------------|---------------|--------|------------|-----------------------|
| 1. 総務費   |                               | 79,459,000    | 78,839,142    | 0      | 619,858    | 619,858               |
|          | 1. 総務管理費                      | 39,579,000    | 39,446,021    | 0      | 132,979    | 132,979               |
|          | 2. 徴収費                        | 7,975,000     | 7,690,787     | 0      | 284,213    | 284,213               |
|          | 3. 介護認定<br>審査会費               | 31,567,000    | 31,423,650    | 0      | 143,350    | 143,350               |
|          | 4. 趣旨普及費                      | 90,000        | 76,184        | 0      | 13,816     | 13,816                |
|          | 5. 運営<br>協議会費                 | 248,000       | 202,500       | 0      | 45,500     | 45,500                |
| 2. 保険給付費 |                               | 2,840,738,000 | 2,816,642,879 | 0      | 24,095,121 | 24,095,121            |
|          | 1. 介護サー<br>ビス等諸費              | 2,475,822,000 | 2,458,845,706 | 0      | 16,976,294 | 16,976,294            |
|          | 2. 介護予<br>防等<br>サービス<br>費     | 172,286,000   | 172,283,651   | 0      | 2,349      | 2,349                 |
|          | 3. その他諸費                      | 3,473,000     | 3,472,930     | 0      | 70         | 70                    |
|          | 4. 高額介<br>護サ<br>ービス<br>等<br>費 | 58,218,000    | 58,201,631    | 0      | 16,369     | 16,369                |

|               |                           |               |               |   |            |            |
|---------------|---------------------------|---------------|---------------|---|------------|------------|
|               | 5. 高額医療合<br>算介護サー<br>ビス等費 | 10,100,000    | 3,043,119     | 0 | 7,056,881  | 7,056,881  |
|               | 6. 特定入所者<br>介護サー<br>ビス等費  | 120,839,000   | 120,795,842   | 0 | 43,158     | 43,158     |
| 4. 地域<br>支援事業 |                           | 60,229,000    | 55,776,443    | 0 | 4,452,557  | 4,452,557  |
|               | 1. 介護予防<br>事業             | 26,834,000    | 24,577,181    | 0 | 2,256,819  | 2,256,819  |
|               | 2. 包括的<br>支援事業・<br>任意事業   | 33,395,000    | 31,199,262    | 0 | 2,195,738  | 2,195,738  |
| 5. 基金積立金      |                           | 12,000        | 2,132         | 0 | 9,868      | 9,868      |
|               | 1. 基金積立金                  | 12,000        | 2,132         | 0 | 9,868      | 9,868      |
| 6. 公債費        |                           | 1,000         | 0             | 0 | 1,000      | 1,000      |
|               | 1. 公債費                    | 1,000         | 0             | 0 | 1,000      | 1,000      |
| 7. 諸支出金       |                           | 34,528,000    | 34,377,677    | 0 | 150,323    | 150,323    |
|               | 1. 償還金及び<br>還付加算金         | 34,528,000    | 34,377,677    | 0 | 150,323    | 150,323    |
| 8. 予備費        |                           | 2,000,000     | 0             | 0 | 2,000,000  | 2,000,000  |
|               | 1. 予備費                    | 2,000,000     | 0             | 0 | 2,000,000  | 2,000,000  |
| 歳出合計          |                           | 3,016,967,000 | 2,985,638,273 | 0 | 31,328,727 | 31,328,727 |

歳入合計 3,082,687,131円  
 歳出合計 2,985,638,273円  
 歳入歳出差引残額 97,048,858円  
 内  
 基金繰入金 0円

## 議第85号

### 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成24年9月13日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算

歳入

(単位：円)

| 款           | 項      | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額  | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 |
|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|
| 1. 分担金及び負担金 |        | 7,949,000   | 9,011,060   | 8,612,169   | 69,570 | 329,321   | △663,169      |
|             | 1. 負担金 | 7,949,000   | 9,011,060   | 8,612,169   | 69,570 | 329,321   | △663,169      |
| 2. 使用料及び手数料 |        | 287,536,000 | 298,438,420 | 290,445,746 | 55,333 | 7,937,341 | △2,909,746    |
|             | 1. 使用料 | 287,525,000 | 298,435,720 | 290,443,046 | 55,333 | 7,937,341 | △2,918,046    |

|          |                       |               |               |               |         |            |            |
|----------|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------|------------|------------|
|          | 2. 手 数 料              | 11,000        | 2,700         | 2,700         | 0       | 0          | 8,300      |
| 3. 国庫支出金 |                       | 190,310,000   | 190,310,000   | 142,410,000   | 0       | 47,900,000 | 47,900,000 |
|          | 1. 国庫補助金              | 190,310,000   | 190,310,000   | 142,410,000   | 0       | 47,900,000 | 47,900,000 |
| 4. 繰 入 金 |                       | 697,803,000   | 691,500,000   | 691,500,000   | 0       | 0          | 6,303,000  |
|          | 1. 繰 入 金              | 697,803,000   | 691,500,000   | 691,500,000   | 0       | 0          | 6,303,000  |
| 5. 繰 越 金 |                       | 2,441,000     | 2,506,337     | 2,506,337     | 0       | 0          | △65,337    |
|          | 1. 繰 越 金              | 2,441,000     | 2,506,337     | 2,506,337     | 0       | 0          | △65,337    |
| 6. 諸 収 入 |                       | 1,934,000     | 2,045,119     | 2,045,119     | 0       | 0          | △111,119   |
|          | 1. 延滞金<br>加 算 及 び 過 料 | 1,000         | 102,700       | 102,700       | 0       | 0          | △101,700   |
|          | 2. 預 金 利 子            | 1,000         | 9,677         | 9,677         | 0       | 0          | △8,677     |
|          | 3. 雑 入                | 1,932,000     | 1,932,742     | 1,932,742     | 0       | 0          | △742       |
| 7. 市 債   |                       | 311,000,000   | 270,300,000   | 270,300,000   | 0       | 0          | 40,700,000 |
|          | 1. 市 債                | 311,000,000   | 270,300,000   | 270,300,000   | 0       | 0          | 40,700,000 |
| 歳 入 合 計  |                       | 1,498,973,000 | 1,464,110,936 | 1,407,819,371 | 124,903 | 56,166,662 | 91,153,629 |

歳 出

(単位：円)

| 款                 | 項                 | 予 算 現 額       | 支 出 済 額       | 翌 年 度 繰 越 額 | 不 用 額     | 予 算 現 額 と<br>支出済額との比較 |
|-------------------|-------------------|---------------|---------------|-------------|-----------|-----------------------|
| 1. 公共下水道<br>事 業 費 |                   | 584,216,000   | 489,678,133   | 88,000,000  | 6,537,867 | 94,537,867            |
|                   | 1. 公共下水道<br>事 業 費 | 584,216,000   | 489,678,133   | 88,000,000  | 6,537,867 | 94,537,867            |
| 2. 公 債 費          |                   | 913,757,000   | 913,704,664   | 0           | 52,336    | 52,336                |
|                   | 1. 公 債 費          | 913,757,000   | 913,704,664   | 0           | 52,336    | 52,336                |
| 3. 予 備 費          |                   | 1,000,000     | 0             | 0           | 1,000,000 | 1,000,000             |
|                   | 1. 予 備 費          | 1,000,000     | 0             | 0           | 1,000,000 | 1,000,000             |
| 歳 出 合 計           |                   | 1,498,973,000 | 1,403,382,797 | 88,000,000  | 7,590,203 | 95,590,203            |

歳 入 合 計 1,407,819,371円

歳 出 合 計 1,403,382,797円

歳入歳出差引残額 4,436,574円

内

基 金 繰 入 金 0円

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

平成23年度一般及び特別会計決算認定について順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第81号平成23年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額155億6,550万円、歳出総額150億9,971万円、歳入歳出差し引き 4 億6,579万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源3,043万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金積立金として2億1,800万円を差し引いた2億1,736万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.4%、歳出93.5%となっております。

次に、議第82号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額46億8,812万円、歳出総額42億9,304万円、歳入歳出差し引き 3 億9,508万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入106.0%、歳出97.1%となっております。

次に、議第83号平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額 3 億7,457万円、歳出総額 3 億7,398万円、歳入歳出差し引き59万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.8%、歳出95.6%となっております。

次に、議第84号平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額30億8,269万円、歳出総額29億8,564万円、歳入歳出差し引き9,705万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.2%、歳出99.0%となっております。

次に、議第85号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額14億782万円、歳出総額14億338万円、歳入歳出差し引き444万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源440万円を差し引いた4万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入93.9%、歳出93.6%となっております。

なお、議第81号から議第85号までの平成23年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、各会計の決算事項別明細書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出をいたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第81号から議第85号までについて順次提案理由

の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定をいただきますよう  
よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前11時50分 休憩

---

午前11時51分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第81号平成23年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第85号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本5件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第81号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

#### 日程第16 特別委員会の設置について

○議長（真野頼隆君） 日程第16、特別委員会の設置についてを議題とします。

---

##### 特別委員会の設置について

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 1 名 称  | 一般会計決算特別委員会                        |
| 2 構成人員 | 7人                                 |
| 3 審査事項 | 平成23年度水俣市一般会計決算認定について              |
| 4 審査権限 | 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。 |
| 5 審査期間 | 12月定例会まで                           |
- 

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

議第81号平成23年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。



したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、江口隆一議員、田口憲雄議員、高岡利治議員、西田弘志議員、福田斉議員、谷口眞次議員、野中重男議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午前11時54分 休憩

---

午後0時1分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 高岡利治議員

副委員長 谷口眞次議員

以上のとおりであります。

---

○議長(真野頼隆君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、20日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、19日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後0時2分 散会

平成24年9月20日

平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

## 平成24年9月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成24年9月20日（木曜日）

午前10時14分 開議

午前11時5分 閉会

（出席議員） 16人

|           |           |             |
|-----------|-----------|-------------|
| 真 野 頼 隆 君 | 谷 口 明 弘 君 | 江 口 隆 一 君   |
| 田 口 憲 雄 君 | 高 岡 利 治 君 | 塩 崎 信 介 君   |
| 西 田 弘 志 君 | 中 村 幸 治 君 | 川 上 紗 智 子 君 |
| 福 田 齊 君   | 大 川 末 長 君 | 牧 下 恭 之 君   |
| 瀧 上 道 昭 君 | 谷 口 眞 次 君 | 緒 方 誠 也 君   |
| 野 中 重 男 君 |           |             |

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 事 務 局 長（伊 藤 亮 三 君） | 次 長（田 畑 純 一 君）     |
| 総 務 係 長（岡 本 広 志 君） | 議 事 係 長（深 水 初 代 君） |
| 書 記（赤 司 和 弘 君）     |                    |

（説明のため出席した者） 13人

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 市 長（宮 本 勝 彬 君）       | 副 市 長（田 上 和 俊 君）        |
| 総務企画部長（本 山 祐 二 君）    | 福祉環境部長（中 田 和 哉 君）       |
| 産業建設部長（厚 地 昭 仁 君）    | 総合医療センター事務部長（瀧 上 茂 樹 君） |
| 総務企画部次長（宮 森 守 男 君）   | 福祉環境部次長（松 本 幹 雄 君）      |
| 産業建設部次長（遠 山 俊 寛 君）   | 水道局長（古 里 雄 三 君）         |
| 教 育 長（葦 浦 博 行 君）     | 教 育 次 長（浦 下 治 君）        |
| 総務企画部企画課長（川 野 恵 治 君） |                         |

○議事日程 第5号

平成24年9月20日 午前10時開議

- 第1 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第4 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第6 議第77号 市道の路線廃止について
- 第7 議第78号 市道の路線認定について
- 第8 陳第10号 わらび野地区の土砂崩れ災害に関する陳情について
- 第9 陳第5号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について（平成23年8月）
- 第10 陳第8号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 第11 陳第9号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 第12 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 第13 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 第14 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年11月）
- 第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第85号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について（平成23年12月）
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第82号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第83号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第84号 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

第16 議第86号 教育委員会委員の任命について

第17 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

第18 意見第4号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書について

第19 意見第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書について

第20 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時14分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案2件、厚生文教常任委員会で発議の意見書案1件、大川末長議員外4人から意見書案の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成24年7月分の一般会計、特別会計等例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

- 日程第 1 議第72号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第73号 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第74号 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 4 議第75号 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議第76号 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議第77号 市道の路線廃止について
- 日程第 7 議第78号 市道の路線認定について
- 日程第 8 陳第10号 わらび野地区の土砂崩れ災害に関する陳情について
- 日程第 9 陳第 5 号 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について
- 日程第10 陳第 8 号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について
- 日程第11 陳第 9 号 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第12 陳第10号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第13 陳第12号 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第14 陳第13号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について

○議長（真野頼隆君） 日程第 1、議第72号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第14、陳第13号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情についてまで、14件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第72号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布施行され、防災会議の所掌事務、防災会議委員の選任に関する事項が見直されたことに伴い、制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、防災会議委員の見直しの具体的な内容についてただしたのに対し、地域防災計画



の策定等にあたり多様な主体の意見を反映できるように、防災会議の委員として自主防災組織を構成する者又は学識経験がある者を追加しようとするものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成24年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第1款議会費に議会中継システム関連機器導入費、第2款総務費に地上デジタル放送対策関係経費、第5款農林水産業費に産地再生関連施設緊急整備事業、第6款商工費に環境首都水俣創造事業、第7款土木費に橋梁長寿命化修繕事業、第8款消防費に水俣芦北広域行政事務組合負担金等を計上している。

これらの財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、債務負担行為として、江南橋・古城線道路改良工事委託料を追加している。

このほか地方債の補正として、緊急防災・減災事業外1件を追加、過疎対策事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、青年就農給付金の対象者8件の内訳についてただしたのに対し、桜野地区で花卉と野菜で3名、小田代地区でかんきつとタマネギで3名、茂道地区でかんきつ2名の合計8名であるとの答弁がありました。

また、環境首都水俣創造事業のうち、再エネ・省エネ事業の発掘の補正予算に関連して、環境金融商品の内容についてただしたのに対し、市内事業所が環境に配慮した設備投資を行う場合、金融機関からの融資を受けやすくするため、信用保証協会の保証料や利子にあたる部分を補助する制度を創設しようとするものであり、今回の再エネ・省エネ事業の発掘は、この環境金融商品の融資先の発掘のために実施するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号平成24年度水俣市水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、平成24年度水俣市水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を778万3,000円増額して、補正後の資本的収入の額を2,283万1,000円とし、資本的支出の額を1,556万6,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億8,986万8,000円とするものである。

補正の内容としては、深川水源地に浄水設備を整備することに伴い、資本的収入に一般会計出

資金を、資本的支出に建設改良費をそれぞれ計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、市道汐見町1号線に接続するチッソ株式会社（現JNC株式会社）から所有権移転された道路を追加認定しようとするにより、本路線の終点の位置が変わることに伴い、本路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づき、提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、市道汐見町1号線に接続するチッソ株式会社（現JNC株式会社）から所有権移転された道路の追加により、終点の位置が変わることに伴い、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものである。

また、汐見町10号線については、熊本県から土地の譲渡を受けた道路を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものである。

また、八幡町2号線については、チッソ株式会社（現JNC株式会社）から所有権移転された道路を市道認定するため、道路法第8条第2号に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第10号わらび野地区の土砂崩れ災害に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、審査に入る前に、まず陳情者である1区自治会長及び地区住民の方と市の担当部署からそれぞれ実情等を聴取しました。

その後、議員間の自由討議を行い、今回の災害における住民の方々のおかれた状況は十分理解でき、何らかの手立てを検討できればという意見もありましたが、現制度下では、現場が私有地のため、県や市が対応することは困難であるとの意見もあり、採決の結果、賛成者がなく、不採択とすべきものと決定しました。

なお、この陳情については、現制度下では採択し難いとの結論になりましたが、今後、今回の災害も含め、何らかの支援や対策を引き続き積極的に検討するよう関係部署に申し入れるべきであるとの意見で一致しましたことを申し添えます。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第74号平成24年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容は、第3款民生費に介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に太陽光エネルギー利用システム導入事業、第9款教育費に小中学校危険箇所点検整備事業等を計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債等で調整している。

このほか、地方債の補正として、緊急防災・減災事業債を追加し、過疎対策事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ごみの不法投棄対策に伴う臨時職員賃金等が計上されていることについて、業務の内容をただしたのに対し、市内パトロール、ごみの撤去及び処分、ごみ排出者の特定等を予定しているとの答弁がありました。

また、障がい者施設の新体系定着支援事業助成費が計上されていることについて、対象となる施設をただしたのに対し、対象となる施設は10施設あり、施設形態を移行した明水園の金額が最も大きいとの答弁がありました。

また、学校図書司書補の臨時職員賃金等が計上されていることについて、人員及び配置をただしたのに対し、2名の人員を予定しており、すでにPTAで図書司書補を配置している2つの小学校以外の学校を巡回する予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、高齢者施設や保育園に高齢者の交流の場を整備する地域介護・福祉空間整備等補助金が計上されていることについて、市内では3カ所目であるが、施設の利用促進が図られるよう市としても働きかけをすべきであるとの意見が出されました。

次に、議第75号平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,983万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ31億8,241万6,000円とするものである。

補正の内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金等を計上している。財源としては、第1款保険料、第5款支払基金交付金、第6款県支出金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、平成23年8月に提出され継続審査となっておりました陳第5号350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、国の救済も一定程度は進んでいると思われるため賛成しがたいという意見や、国の対策は限定的であり、もっと幅広く救済する必要があるため賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

同じく平成23年11月に提出され継続審査となっておりました陳第8号改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますことを申し添えます。

同じく平成23年11月に提出され継続審査となっておりました陳第9号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、国の負担割合をふやせば消費税などに転嫁される可能性があると思われるため賛成しがたいとの意見や、国民健康保険税の負担にあえぐ低所得者の声に応える意味でも国庫負担割合をふやすべきであり、国の負担がふえる分は高所得者や大企業の税を見直すことなどで対応できると思われるため賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

同じく平成23年11月に提出され継続審査となっておりました陳第10号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、平成22年11月に同趣旨の意見書を国に提出しており、改めて意見書を提出する必要はないと思われるため賛成しがたいとの意見や、陳情の趣旨は妥当であり賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

同じく平成23年11月に提出され継続審査となっておりました陳第12号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、国の財政状況も厳しい中、国の動向を見守る必要があり賛成しがたいとの意見や、陳情の趣旨は妥当であり、国の財源は高所得者や大企業の税を見直すことなどで対応できると思われるため賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、平成23年11月に提出され継続審査となっておりました陳第13号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、子育てしやすい環境づくりを進める中で、陳情の趣旨は妥当であり、現物給付方式が医療費の増加につながるとは一概に言えないと思われるため賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。



なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成24年9月14日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

#### 記

| 事件の番号 | 件名                           | 議決の結果 | 備考   |
|-------|------------------------------|-------|------|
| 議第72号 | 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について   | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第73号 | 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第74号 | 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分    | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第76号 | 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）     | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第77号 | 市道の路線廃止について                  | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第78号 | 市道の路線認定について                  | 原案可決  | 全員賛成 |
| 陳第10号 | わらび野地区の土砂崩れ災害に関する陳情について      | 不採択   | 賛成なし |

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成24年9月14日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

#### 記

| 事件の番号 | 件名                                         | 議決の結果 | 備考   |
|-------|--------------------------------------------|-------|------|
| 議第74号 | 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分                  | 原案可決  | 全員賛成 |
| 議第75号 | 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）                 | 原案可決  | 全員賛成 |
| 陳第5号  | 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について   | 不採択   | 賛成少数 |
| 陳第8号  | 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情について      | 採択    | 全員賛成 |
| 陳第9号  | 国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情について  | 不採択   | 賛成少数 |
| 陳第10号 | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について   | 不採択   | 賛成少数 |
| 陳第12号 | 最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情について             | 不採択   | 賛成少数 |
| 陳第13号 | 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情について | 採択    | 賛成多数 |

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

谷口眞次議員から陳第5号及び陳第10号について、野中重男議員から陳第9号及び陳第12号について、討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず、谷口眞次議員。

○谷口眞次君 私は陳第5号350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

御存知のとおり、我が国のB型・C型ウイルス性肝炎の持続感染者は350万人から370万人と推計されています。その大半は、血液製剤の投与、輸血、注射針、注射器の使いまわしなどの医療行為による感染であると判明しています。

国としても、これまで特別措置法の制定など救済に向けて、対策が講じられてはいますが、C型肝炎患者については、平成20年特定C型肝炎被害者救済特別措置法が施行され、カルテや医師の証言などで被害を証明することにより、認定された本人または相続者に給付金が支給されることになりました。多くの患者は、すでにカルテが廃棄されていたり、記憶の欠落などにより証明できないのが現状であります。

また、集団予防接種等における注射器の連続使用が原因で感染したB型肝炎ウイルス感染患者及びその母子感染者については、本年1月に特定B型肝炎ウイルス感染者特別措置法が施行されましたものの、救済要件を満たすことを証明して、和解することが可能な患者数はわずか数万人程度でございます。大多数の患者は救済されない見込みであります。

このように、特別措置法が施行されたものの、現行法で法的救済や保障を受けることのできる患者はごく一部であることは、まことに遺憾であり不公平な救済法であります。

特別措置法成立の際の内閣総理大臣の談話にありますように、「被害の拡大を防止できなかったことについて、国の責任を認め謝罪し、今後肝炎の早期発見と、必要な方々すべての早期治療が進むことを期待する」とあるように、全てのB型・C型ウイルス肝炎患者が安心して治療と生活が続けられることができる公的支援制度を一刻も早く確立することは、国の責務であるというふうに思っております。

近隣九州管内自治体でも、23年度に氷川町、宇土市、長崎市、佐賀県、今年度も佐世保市など多くの自治体で重要性を認め、採択をしています。

ぜひ御賛同をお願いして、私の賛成討論といたします。



次に、陳第10号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情について、賛成の立場で討論いたします。

本陳情については、ほぼ同様の陳情内容で、平成22年12月議会において全会一致で採択されていますが、この陳情に新たに追加された趣旨の中に、東日本大震災での医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足が浮き彫りとなったこと、また厚労省が2011年6月に出した看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについての通知で、看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療の安全の確保は望めないと通知していながらもなかなか改善が進んでいない状況であることから、再度陳情されたものだというふうに思います。

大震災における現場対応はもちろんですが、言うまでもなく全国的に医療・介護の現場においては深刻な人手不足が問題になっています。命や介護を支える現場の従事者、介護職員等、医師も当然のことですが、大幅に増員し労働条件を改善することこそ急務であります。

先日の敬老の日の報道では、65歳以上の高齢者がついに3,000万人を超えたと発表がありました。急速に進むこの高齢化社会に対して、果たして安心して医療が受けられるか大変危惧されているところだと思います。そのためにも一刻も早く改善を図ることが喫緊の政治課題といっても過言ではありません。

日本看護協会や厚労省の調査では、毎年5万人の看護師や助産師が資格を取得しているものの、その反面10万人が離職をしているとの現状もあります。やはりそこには勤務時間の長さや残業の多さが圧倒的に目立っているそうです。こうした職員の労働環境の改善は待ったなしと言わざるを得ません。

委員会では、以前採択し意見書も提出してあるから、今回もまた提出するのはいかなものかという意見もございましたけれども、すでに2年近く経過しております。法的には何ら問題はありませんが、再送付文をつけるかしてでも、再度関係各省庁・国会に対し実現を迫る必要があるというふうに思います。ぜひ御賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 野中重男です。

私は、陳第9号と陳第12号について賛成討論を行います。

陳第9号は国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情です。

国保は、高齢人口の増加に伴って無職者が増加しておりまして、国保加入者の無職者の割合は50%を超えています。また、非正規労働者の加入もふえ、各種健康保険の中で低所得者の占める割合が1番多いのも国保です。自営業者、農林水産業のほとんどの方々がこの国保加入であります。しかも、国保加入者の収入は減少を続けています。その一方国保税は上がり続けて、全国平

均ですけれども1980年代の約2倍になろうとしています。収入に占める保険税の割合は、サラリーマン世帯の約2倍近くになっています。

こういう状況に対して、国の負担割合はどのように変わってきたでしょうか。一般被保険者への国庫負担は、1984年にこれまでの45%から38.5%に変えられました。また、低所得者への保険料減額の公的負担もこれまでの80%に減らして、負担割合は毎年減り続けています。1992年には、市町村国保の事務費の負担をやめ、市町村負担がふえました。2011年には38.5%に減額したものを、さらに減らしまして34%に減らしました。2012年度からは、その34%も32%に減らしました。なお、差額の2%は県が負担する仕組みになっています。

国の負担が減れば、加入者から保険税を多く徴収するか、一般会計予算からの繰り出しを多くするしかありません。それは加入者の負担をふやし、地方自治体の負担をふやすことになります。

地方自治体の独自財源は、市民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税などしかなく、国民が納める税の大半である法人税、所得税は国税で国の財源になっています。水俣などの中小零細企業が1年間仕事をして経常利益を出したとしますと、その約37%は法人税として納めなくてはいけないというふうになっています。ところが、日本を代表する巨大企業群は、10%から20%台くらいしか法人税を納めていません。また、日本の所得税法は所得で1億円を超えれば率が下がっていく仕組みになっておりまして、富裕層優遇税制になっています。

今回の陳情は、国民の命と健康は健康保険制度なくして維持できないことから、せめて国の負担割合を以前のように50%まで戻してほしいというものであります。

委員会の審査の中で、この陳情に対する理解は広がった、深まったと思います。

国民の声を、地方自治体の悲鳴を議会は受け止めて、これを国に上げていく必要があるのではないのでしょうか。よって、この陳情には賛成であります。

次に、陳第12号についてです。最低保障年金制度の創設を求める意見書提出を求める陳情についてであります。

年金需給資格の短縮は切実です。なぜならば、資格に満たない人たちが、年金受給が受けられないという現実があるからであります。かけた期間と掛金に応じて支給する方式に変えれば、矛盾は出てこないと思います。一部国でも改正が始まっておりますけれども、こういうのをどんどん進めるべきだと思います。制度改正に向けての改革がさらに進むように意見書を上げるべきだと判断します。よって賛成であります。以上討論を終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第72号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第78号市道の路線

認定についてまで、7件を一括して採決します。

本件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(真野頼隆君) 次に、陳第10号わらび野地区の土砂崩れ災害に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

○議長(真野頼隆君) 次に、陳第5号350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(真野頼隆君) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長(真野頼隆君) 次に、陳第8号改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書の提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第9号国民健康保険財政への国庫負担割合をふやすことを求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第10号大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立多数であります。

したがって本件は、採択することに決定しました。

---

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第12号最低保障年金制度の創設を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第13号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件については、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### 日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

##### 総務産業委員会

- 1 議第80号 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第85号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第14号 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

##### 厚生文教委員会

- 1 議第79号 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第82号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第83号 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第84号 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第2号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

##### 議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（真野頼隆君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

### 閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年9月14日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                                                  | 理 由            |
|-------|------------------------------------------------------|----------------|
| 議第80号 | 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について                       | 慎重審査を要するため     |
| 議第85号 | 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について                         | 慎重審査を要するため     |
| 陳第14号 | 防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書提出に関する陳情について | 慎重審査を要するため     |
|       | 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について           | 実情を調査する必要があるため |
|       | 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について                     | 実情を調査する必要があるため |

### 閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年9月14日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                           | 理 由        |
|-------|-------------------------------|------------|
| 議第79号 | 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について       | 慎重審査を要するため |
| 議第82号 | 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について | 慎重審査を要するため |
| 議第83号 | 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について  | 慎重審査を要するため |
| 議第84号 | 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について     | 慎重審査を要するため |



|      |                                    |                |
|------|------------------------------------|----------------|
| 陳第2号 | 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情について        | 慎重審査を要するため     |
|      | 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |

### 閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成24年9月13日

議会運営委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

#### 記

| 事件の番号 | 件 名                 | 理 由            |
|-------|---------------------|----------------|
|       | 議会運営等に関する諸問題の調査について | 実情を調査する必要があるため |
|       | 議会の情報公開に関する調査について   | 実情を調査する必要があるため |

日程第16 議第86号 教育委員会委員の任命について

日程第17 議第87号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第18 意見第4号 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書について

日程第19 意見第5号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書について

○議長（真野頼隆君） 日程第16、議第86号教育委員会委員の任命についてから、日程第19、意見第5号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書についてまで、4件を一括して議題とします。

#### 議第86号

##### 教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成24年9月20日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市平町2丁目9番51-15

氏 名 堀 浄信

生年月日 昭和46年6月21日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

#### 議第87号

## 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成24年9月20日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号  
氏 名 田中 孝典  
生年月日 昭和25年11月5日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

## 意見第4号

### 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年9月20日

提出者

厚生文教常任委員会

委員長 塩 崎 信 介

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

（別紙）

### 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書

昨年の6月、改正介護保険法案が可決されました。介護保険施行10年という節目に十分な審議もなく、2025年の超高齢化社会に向けて地域包括ケアの実現が提案されています。地域包括ケアそのものの骨格と基本方向を確定する重要な改正であり、住民への十分な説明と内容の充実を図ることが求められます。

3月11日に起きた東日本大震災が、私たちに教えてくれたことは、まちづくりの重要性です。高齢者が24時間、365日安心して住み続けられるまちづくりに、介護保険制度が大きく関わり、地域包括ケアの実現は、その中核をなすものです。

今回の改正介護保険法は、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化されました。この総合事業は、軽度者の介護保険外しにならないか懸念しております。財政事情を優先させた見直しでなく、介護の社会化を真に実現させる改正介護保険制度の充実がどうしても必要です。

以上の理由から次の事項を推進されるよう強く要望します。

- 1、保険料の負担が高齢者の生活に重くのしかかっており、国庫負担をふやして、保険料の軽減を図ること。
- 2、介護報酬を引き上げて、介護労働者への処遇改善を図ること。
- 3、45万人の特養待機者への早期解消のため、高齢者施設の整備を急ぐこと。
- 4、療養病棟の廃止を6年延長でなく、廃止を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月20日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様  
財 務 大 臣 安 住 淳 様  
厚生労働大臣 小宮山 洋 子 様

衆議院議長 横路孝弘様  
参議院議長 平田健二様

## 意見第5号

### 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月20日

|       |      |
|-------|------|
| 提出者議員 | 大川末長 |
| "     | 谷口明弘 |
| "     | 中村幸治 |
| "     | 谷口眞次 |
| "     | 野中重男 |

水俣市議会議長 真野頼隆様

(別紙)

### 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度は全ての都道府県、全ての市区町村において実施されています。その中で今、解決を待たれている問題として、医療費助成方法の現物給付方式への改善があります。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口で一旦一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後になっています。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり、助成制度の趣旨が生かせるところから、この方式への改善が求められています。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定があります。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっています。これはまた、政府が推進する少子化対策に矛盾する措置です。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月20日

水俣市議会

内閣総理大臣 野田佳彦様  
財務大臣 安住淳様  
総務大臣 川端達夫様  
厚生労働大臣 小宮山洋子様  
衆議院議長 横路孝弘様  
参議院議長 平田健二様

○議長（真野頼隆君） 順次提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第86号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、田中健太郎委員と濱田智海委員の任期が9月30日をもって満了となりますが、うち田中健太郎委員につきまして、後任として堀浄信氏を任命したく御提案申し上げる次第であります。

堀氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされておりますが、同項の基準を満たすものであります。

次に、議第87号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、田中孝典委員と濱田智海委員の任期が本年12月31日をもって満了となりますが、うち田中孝典委員につきまして、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同委員につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意をもって積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第86号及び議第87号について、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第4号提出者代表中村幸治議員。

（中村幸治君登壇）

○中村幸治君 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書について、案文を読みあげ提案理由の説明にかえさせていただきます。全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

昨年6月、改正介護保険法案が可決されました。介護保険施行10年という節目に十分な審議もなく、2025年の超高齢化社会に向けて地域包括ケアの実現が提案されています。地域包括ケアそのものの骨格と基本方向を確定する重要な改正であり、住民への十分な説明と内容の充実を図ることが求められます。

3月11日に起きた東日本大震災が、私たちに教えてくれたことは、まちづくりの重要性です。高齢者が24時間、365日安心して住み続けられるまちづくりに、介護保険制度が大きくかわり、地域包括ケアの実現は、その中核をなすものです。

今回の改正介護保険法は、介護予防・日常生活支援総合事業が制度化されました。この総合事業は、軽度者の介護保険外しにならないか懸念しております。財政事情を優先させた見直しでなく、介護の社会化を真に実現させる改正介護保険制度の充実がどうしても必要です。

以上の理由から次の事項を推進されるよう強く要望します。

1、保険料の負担が高齢者の生活に重くのしかかっており、国庫負担をふやして、保険料の軽減を図ること。

2、介護報酬を引き上げて、介護労働者への処遇改善を図ること。

3、45万人の特養待機者への早期解消のため、高齢者施設の整備を急ぐこと。

4、療養病棟の廃止を6年延長でなく、廃止を撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月20日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしく願います。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第5号提出者代表大川末長議員。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 意見第5号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書について、案文を読み上げ提案理由の説明にかえてさせていただきます。

#### 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度は全ての都道府県、全ての市区町村において実施されています。その中で今、解決を待たれている問題として、医療費助成方法の現物給付方式への改善があります。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口で一旦一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後になっています。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり、助成制度の趣旨が生かせるところから、この方式への改善が求められています。

ところが、償還払い方式から現物給付方式への変更を妨げている要因に、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定があります。この規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっています。これはまた、政府が推進する少子化対策に矛盾する措置です。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）を廃止されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年9月20日

水 俣 市 議 会

全会一致の賛同よろしく願います。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長及び提出者代表から提案理由の説明がありました本４件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 議第86号、87号の提案で、２名の任期満了に対して１名のみ任命提案となっておりますが、なぜなのか。

今、全国的にいじめ問題が大きな問題となっております。教育委員会が問われ、また充実を求められております。水俣市議会一般質問でも４人の議員が取り上げてます。

水俣では全国の30倍、県の６倍のいじめがあったと報告され、教育現場、委員長を中心とする教育委員会の熱心な取り組みで、小さなことまでも取り上げて、全て解決していると報告を受け、安心をし、水俣市教育委員会を評価したところであります。

F中問題でも私は教育委員会の指導強化を要望し、塩崎議員も教育委員の張りつけをも考えたらと話をされてます。

同じく人権擁護委員も大変重要な時期であり、必要性が再認識されています。

そのような中で１名減の任命は、市民の理解が得られないのではないのでしょうか。市長は市民にどのように説明をされ、今後どうされるのかお尋ねをいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 御二人の方の提案に向けてぎりぎりまで努力をしてみましたが、提案には至りませんでした。

次の議会までには残り御一人の方についても、提案できるように努力してみたいと思います。

○議長（真野頼隆君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本４件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）



○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本４件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本４件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第86号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

○議長（真野頼隆君） 議第87号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

---

○議長（真野頼隆君） 意見第４号改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（真野頼隆君） 意見第５号国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書についてを採決します。

本件については、起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第20 議員派遣について

○議長（真野頼隆君） 日程第20、議員派遣についてを議題とします。

---

### 議員派遣について

#### 第250回熊本県市議会議長会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第160条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

#### 記

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 派遣目的 | 熊本県市議会議長会に出席し、地方自治の確立と都市の興隆発展を図る |
| 派遣場所 | 宇城市                              |
| 派遣期間 | 平成24年10月 4 日(木)～ 5 日(金) 2 日間     |
| 派遣議員 | 福田斉議員                            |
| 経 費  | 既決予算の中から支出                       |

---

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成24年第 4 回水俣市議会定例会を閉会します。

午前11時 5 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真 野 頼 隆

署名議員 江 口 隆 一

署名議員 野 中 重 男

## 平成24年 9 月第 4 回水俣市議会定例会（8 月31日～9 月20日）

### 〔議 案〕

| 番 号   | 件 名                            | 提案月日   | 付託委員会        | 結 末            | 備 考 |
|-------|--------------------------------|--------|--------------|----------------|-----|
| 議第72号 | 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について     | 8 月31日 | 総務産業         | 9 月20日<br>原案可決 |     |
| 議第73号 | 水俣市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について   | 8 月31日 | 総務産業         | 9 月20日<br>原案可決 |     |
| 議第74号 | 平成24年度水俣市一般会計補正予算（第4号）         | 8 月31日 | 各 委          | 9 月20日<br>原案可決 |     |
| 議第75号 | 平成24年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）     | 8 月31日 | 厚生文教         | 9 月20日<br>原案可決 |     |
| 議第76号 | 平成24年度水俣市水道事業会計補正予算（第2号）       | 8 月31日 | 総務産業         | 9 月20日<br>原案可決 |     |
| 議第77号 | 市道の路線廃止について                    | 8 月31日 | 総務産業         | 9 月20日<br>原案可決 |     |
| 議第78号 | 市道の路線認定について                    | 8 月31日 | 総務産業         | 9 月20日<br>原案可決 |     |
| 議第79号 | 平成23年度水俣市病院事業会計決算認定について        | 8 月31日 | 厚生文教         | 9 月20日<br>継続審査 |     |
| 議第80号 | 平成23年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について | 8 月31日 | 総務産業         | 9 月20日<br>継続審査 |     |
| 議第81号 | 平成23年度水俣市一般会計決算認定について          | 9 月13日 | 一般会計<br>決算特別 | 9 月20日<br>継続審査 |     |
| 議第82号 | 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について  | 9 月13日 | 厚生文教         | 9 月20日<br>継続審査 |     |
| 議第83号 | 平成23年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について   | 9 月13日 | 厚生文教         | 9 月20日<br>継続審査 |     |
| 議第84号 | 平成23年度水俣市介護保険特別会計決算認定について      | 9 月13日 | 厚生文教         | 9 月20日<br>継続審査 |     |
| 議第85号 | 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について   | 9 月13日 | 総務産業         | 9 月20日<br>継続審査 |     |
| 議第86号 | 教育委員会委員の任命について<br>(堀浄信君)       | 9 月20日 | 省 略          | 9 月20日<br>同 意  |     |
| 議第87号 | 人権擁護委員候補者の推薦について<br>(田中孝典君)    | 9 月20日 | 省 略          | 9 月20日<br>異議なし |     |

〔意見書〕

| 番 号   | 件 名                                 | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考        |
|-------|-------------------------------------|-------|-------|---------------|------------|
| 意見第4号 | 改正介護保険制度の充実に関することを求める意見書について        | 9月20日 | 省 略   | 9月20日<br>原案可決 | 委員会<br>提 案 |
| 意見第5号 | 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額) 廃止を求める意見書について | 9月20日 | 省 略   | 9月20日<br>原案可決 | 議 員<br>提 案 |

〔報 告〕

| 番 号    | 件 名                    | 報告月日  |
|--------|------------------------|-------|
| 報告第12号 | 専決処分の報告について            | 9月13日 |
| 報告第13号 | 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 9月13日 |

〔継続調査〕

| 件 名                                        | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|--------------------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 9月20日 | 総務産業  | 9月20日<br>継続調査 |     |
| 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について           |       |       |               |     |
| 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について         | 9月20日 | 厚生文教  | 9月20日<br>継続調査 |     |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について                        | 9月20日 | 議会運営  | 9月20日<br>継続調査 |     |
| 議会の情報公開に関する調査について                          |       |       |               |     |

〔陳 情〕

| 受理番号  | 件 名                     | 代表者の住所及び氏名                | 付託委員会 | 提案月日  | 結 末            |
|-------|-------------------------|---------------------------|-------|-------|----------------|
| 陳第10号 | わらび野地区の土砂崩れ災害に関する陳情について | 水俣市陣内<br>2-14-24<br>由佐 慎介 | 総務産業  | 8月31日 | 9月20日<br>不 採 択 |

〔前回から継続審査となっている請願・陳情〕

| 受理番号 | 件 名                                      | 代表者の住所及び氏名                      | 付託委員会 | 提案月日           | 結 末            |
|------|------------------------------------------|---------------------------------|-------|----------------|----------------|
| 陳第5号 | 350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について | 熊本市龍田陣内<br>2-25-43-104<br>斉藤 紀枝 | 厚生文教  | 平成23年<br>8月26日 | 9月20日<br>不 採 択 |

|        |                                                                  |                               |      |                  |                |
|--------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|------------------|----------------|
| 陳第 8 号 | 改正介護保険制度の充実に関する<br>ことを求める意見書の提出に関する<br>陳情について                    | 水俣市桜井町<br>2-2-12<br>神崎 光明     | 厚生文教 | 平成23年<br>11月25日  | 9月20日<br>採 択   |
| 陳第 9 号 | 国民健康保険財政への国庫負担割合を<br>ふやすことを求める意見書提出に関する<br>陳情について                | 水俣市桜井町<br>2-2-12<br>神崎 光明     | 厚生文教 | 平成23年<br>11月25日  | 9月20日<br>不 採 択 |
| 陳第10号  | 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の<br>医療・介護を求める意見書提出に関する<br>陳情について                 | 熊本市神水<br>1-20-15-102<br>田中 直光 | 厚生文教 | 平成23年<br>11月25日  | 9月20日<br>採 択   |
| 陳第12号  | 最低保障年金制度の創設を求める<br>意見書提出に関する陳情について                               | 水俣市洗切町<br>18-17<br>国宗 直       | 厚生文教 | 平成23年<br>11月25日  | 9月20日<br>不 採 択 |
| 陳第13号  | 国民健康保険療養費国庫負担金の<br>調整（減額）廃止を求める意見書提出<br>に関する陳情について               | 水俣市汐見町<br>2-3-3<br>野中 真理      | 厚生文教 | 平成23年<br>11月25日  | 9月20日<br>採 択   |
| 陳第14号  | 防災対策など住民の安心・安全を支<br>える行政サービスの体制・機能の充<br>実を求める意見書提出に関する陳情<br>について | 八代市萩原町<br>1-708-2<br>田形 隆一    | 総務産業 | 平成23年<br>12月 8 日 | 9月20日<br>継続審査  |
| 陳第 2 号 | 公的年金の改悪に反対する意見書<br>提出を求める陳情について                                  | 熊本市神水<br>1-30-7<br>國宗 直       | 厚生文教 | 2月24日            | 9月20日<br>継続審査  |